

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 8 月26日
【計算期間】	第15期（自平成20年12月 1 日 至平成21年 5 月31日）
【発行者名】	クレッシェンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 轉 充宏
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	カナル投信株式会社 取締役管理部長 伊藤 真也
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-5402-8731
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

a. 主要な経営指標等の推移

期 別 決算年月	単位	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
		平成16年9月	平成17年5月	平成17年11月	平成18年5月	平成18年11月	平成19年5月	平成19年11月	平成20年5月	平成20年11月	平成21年5月
営業成績											
営業収益	百万円	2	1,106	1,590	1,809	2,010	2,797	3,525	3,235	3,306	3,135
営業費用	百万円	4	489	796	894	1,007	1,049	1,503	1,546	1,656	1,632
営業利益又は損失(△)	百万円	△2	616	793	915	1,003	1,748	2,022	1,688	1,650	1,502
経常利益又は損失(△)	百万円	△3	323	593	700	758	1,485	1,505	1,181	1,124	961
当期純利益又は純損失(△)	百万円	△4	322	592	699	757	1,484	1,504	1,180	1,123	960
1口当たり当期純利益又は純損失(△)(注4)	円	△4,002	13,511	12,653	11,776	12,522	24,216	13,846	10,865	10,342	8,840
事業収支											
不動産賃貸事業収益	百万円	—	1,102	1,590	1,809	1,966	1,991	3,033	3,108	3,228	3,135
不動産賃貸事業費用	百万円	—	330	544	630	724	715	1,062	1,119	1,227	1,209
減価償却費	百万円	—	161	238	290	310	315	509	514	524	527
賃貸NOI(注5)	百万円	—	933	1,284	1,469	1,552	1,592	2,480	2,503	2,525	2,453
資本的支出	百万円	—	32	57	45	40	80	97	122	159	217
F F O(注6)	百万円	△4	484	830	990	1,068	1,800	2,014	1,695	1,648	1,488
1口当たりF F O(注7)	円	△4,002	10,360	17,746	16,377	17,661	16,566	18,539	15,602	15,169	13,697

期 別 決算年月	単位	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
		平成16年9月	平成17年5月	平成17年11月	平成18年5月	平成18年11月	平成19年5月	平成19年11月	平成20年5月	平成20年11月	平成21年5月
経営指標											
総資産経常利益率又は損失率(△) (注8, 11)	%	△4.0	1.0	1.3	1.2	1.2	1.8	1.4	1.1	1.0	0.9
年換算(注8, 11)	%	—	1.8	2.5	2.4	2.5	3.6	2.9	2.2	2.0	1.7
自己資本利益率又は損失率(△) (注8, 11)	%	△4.5	2.2	2.7	2.7	2.6	3.4	2.6	2.0	2.0	1.7
年換算(注8, 11)	%	—	4.0	5.3	5.4	5.2	6.8	5.2	4.1	3.9	3.4
DSCR(注12)	倍	—	4.7	6.3	7.2	6.2	9.3	7.1	5.0	4.7	4.4
ポートフォリオ											
当期運用日数(注11)	日	—	201	183	182	183	182	183	183	183	182
不動産等の帳簿価額(注13)	百万円	—	36,420	50,347	55,068	56,634	93,071	98,109	102,867	102,646	102,336
期末投資物件数(注13)	件	—	23	31	34	35	43	45	48	48	48
期末総賃貸可能面積(注13)	m ²	—	42,649.52	58,750.30	65,559.85	67,951.57	106,535.35	107,715.56	111,680.42	113,774.39	113,774.39
期末テナント数(注13)	件	—	51	79	88	89	96	115	139	139	139
期末稼働率(注13)	%	—	97.2	92.3	97.6	97.0	96.1	93.7	94.2	94.4	92.4

(注1) クレッシュェンド投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までの各6ヵ月間です。但し、第6期の営業期間は平成16年4月1日から平成16年9月30日までの6ヵ月間、第7期の営業期間は平成16年10月1日から平成17年5月31日までの8ヵ月間です。

(注2) 記載した金額は、特に記載のない限りいずれも記載した単位未満の桁数を切り捨て、百分比については小数点第2位を四捨五入しています。

(注3) 消費税及び地方消費税の会計処理については、第6期以降は税抜方式によっています。

(注4) 1口当たり当期純利益又は純損失は、当期純利益又は純損失を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算出しています。

(注5) 賃貸NOI＝不動産賃貸事業収益－不動産賃貸事業費用＋減価償却費

(注6) FFO＝当期純利益又は純損失＋減価償却費

(注7) 1口当たりFFO＝FFO／発行済投資口数

(注8) 第9期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。

(注9) 平成16年10月19日付で投資口5口を1口に併合しています。

(注10) 配当性向については、記載した単位未満の桁数を切り捨てて表示しています。

(注11) 第7期は実質的な運用開始日（平成16年11月12日）を期首とみなして計算を行っており、年換算に際しては、実質的な運用日数201日により算出しています。また、期首総資産額には、実質的な運用開始日時点での出資総額、借入金及び預り敷金保証金の合計額を使用し、期首純資産額には実質的な運用開始日時点での出資総額を使用しています。また、第6期については、下記の匿名組合出資のみを行っており、実質的な運用を開始していなかったため、年換算は行っていません。

総資産経常利益率又は損失率＝経常利益又は損失／（期首総資産額＋期末総資産額）÷2×100

（年換算）総資産経常利益率又は損失率＝経常利益又は損失／（期首総資産額＋期末総資産額）÷2÷運用日数×365×100

自己資本利益率又は損失率＝当期純利益又は純損失／（期首純資産額＋期末純資産額）÷2×100

（年換算）自己資本利益率又は損失率＝当期純利益又は純損失／（期首純資産額＋期末純資産額）÷2÷運用日数×365×100

(注12) DSCR＝金利償却前当期純利益÷支払利息

(注13) ポートフォリオの詳細については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件」をご参照下さい。

本投資法人は、第1期及び第5期に、私募によって本投資法人の資産運用会社であるカナル投信株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）が組成したファンド（第1期に組成されたファンドと、第5期に組成された下記の私募ファンドは別のファンドです。）に対して匿名組合出資を行いました。これらのファンドは、それぞれ第3期及び第7期中にそれぞれその事業を終了しています。

本投資法人は、第7期中に、平成16年11月12日付にて、資産運用会社が第5期に組成した匿名組合形式の不動産ファンド（以下「私募ファンド」といいます。）から18個の不動産信託受益権（取得価格の総額：22,170百万円）を取得し、その実質的な運用を開始しました。

b. 当期の資産運用の経過

本投資法人は、「運用資産の着実な成長」及び「中長期的な安定収益の確保」を基本理念として資産運用を行っています。当期の資産運用の経過については、以下の通りです。

(イ) 投資法人の主な推移

本投資法人は、平成17年3月8日に、その発行する投資口を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の不動産投資信託証券市場（J-REIT市場）に上場しました（銘柄コード8966）。また、上場後、当期末までに、平成17年12月15日に公募増資、平成17年4月5日及び平成19年5月29日に第三者割当増資を行い、この結果、当期末現在の発行済投資口数は108,653口、出資総額は56,412百万円となっています。本投資法人は、東京都区部を中心とする「オフィス」及び「レジデンス」に集中投資する複合型投資法人として、資産運用会社に資産運用業務を委託し、かかる基本理念の実現による投資主価値の最大化を目指してきました。

(ロ) 運用環境

① オフィスビル賃貸マーケット

世界的な経済減速の影響を受けて、日本経済の景気後退により企業業績の悪化傾向が強まり、オフィス縮小の動きが加速する等、オフィスの需給緩和傾向が進行しています。三鬼商事株式会社の「オフィスレポートTOKYO 6月号」によれば、都心5区（千代田区、港区、中央区、渋谷区、新宿区）における主要貸事務所ビル（2,623棟）の平成21年5月末時点の平均空室率は、6.96%となっています。景気後退に歯止めがかかり、オフィスの需給改善が図られることが期待されますが、当面の間、オフィスビル賃貸マーケットは軟調に推移するものと思われます。

② レジデンス賃貸マーケット

財団法人日本不動産研究所の「住宅マーケットインデックス2008年下期」によれば、東京都区部の賃料相場は小幅な上昇又は横這いで比較的安定していますが、都心5区の賃料相場は小幅ながら下落傾向を示しています。現状では、東京都区部のレジデンス賃貸マーケットは、全体としては比較的堅調に推移していますが、景気後退局面が長期化すれば、エリア・賃料価格帯等によりマーケットが軟化するという二極化傾向が強くなる可能性があると思われます。

③ 不動産売買マーケット

国土交通省の「平成21年地価公示に基づく地価動向について」によれば、東京都区部の地価は、住宅地で平均△8.3%、商業地で平均△8.1%と、ともに前年度の上昇から一転して下落に転じています。これは、資金調達環境の悪化により取引件数が減少していることや、景気停滞により不動産収益力が低下傾向にあること等が続いているためであると思われます。当面の間、不動産売買マーケットは低調に推移するものと思われます。

(ハ) 運用実績

① 外部成長

本投資法人は、当期において、新たな物件取得は行いませんでした。

そのため、当期末時点での保有資産は、オフィス23物件（取得価格の総額：57,068百万円）、レジデンス25物件（取得価格の総額：44,841百万円）、合計48物件（取得価格の総額：101,909百万円）のままとなっています（かかる保有資産を「取得済資産」といい、取得済資産に含まれる不動産及び信託受益権の信託財産たる不動産を併せて以下「保有不動産」といいます。以下同じ。）。オフィス及びレジデンスの区分の詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針 a. 基本方針（ロ）東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資」をご参照下さい。

② 内部成長

本投資法人は、従来よりテナント賃料の増額改定に注力して参りましたが、日本経済の景気後退の影響を受け、当期においては、増額改定はあったものの減額改定も多くなっており、金額ベースでは減額改定が増額改定を上回る結果となりました。

オフィスにおいて、前期又は当期に締結された賃料改定後の賃貸借契約に基づく賃貸借を当期中に開始した既存テナント及び新規テナントは件数ベースで併せて23件（増額16件、減額7件）あり、また、当期に締結された賃料改定後の賃貸借契約により次期以降に賃貸借を開始する予定のテナントは4件（増額0件、減額4件）あります。これら、当期中に賃料改定の賃貸借を開始したテナント又は賃料改定の契約等を締結済みのテナントの賃貸面積は8,260.41㎡で、当期末時点で保有中のオフィス全体の賃貸可能面積50,596.48㎡の約16.33%程度となります。当期においては、改定件数では増額改定が減額改定を上回ったものの、金額ベースで改定前と比較しますと、6ヵ月間換算で、約10百万円の減額となり、減額改定が増額改定を上回りました。

レジデンスについても、当期末時点で保有中の全賃貸可能住戸数1,268戸（注）のうち、当期は62戸（約4.9%：増額22戸、減額40戸）の賃料改定を行っていますが、当期においては、低稼働であった物件について賃料減額によるリースアップを実施することが得策であると判断したこともあり、金額ベースで改定前と比較しますと、6ヵ月間換算で、約3百万円の減額となっています。

オフィスについては、今後、賃貸市場環境の悪化が予想されますが、マーケット賃料の把握に努め、管理状況を適切に保つことにより、賃料下落を最小限に抑えていきたいと考えています。レジデンスについては、賃料収益を安定的に確保していきたいと考えています。また、当期の月末平均稼働率は93.09%と、従来と比較して低くなっていますので、稼働率の維持向上にも注力し、収益向上に努めることが必要と考えています。

（注）全賃貸可能住戸数とは、レジデンスの全賃貸可能戸数1,414戸を基礎として、固定賃料型マスターリース契約物件については賃貸可能住戸数を1戸と数え、そこから居住目的ではない賃貸可能戸数（Re-05 FLEG目黒、Re-33 アドバンス亀戸の1階事務所及びRe-23 グレファス上石神井の1階店舗部分）を除いた数をいいます。

c. 資金調達の概要

本投資法人は、当期において、新たな資金調達は行いませんでした。

この結果、当期末時点での投資法人債発行額及び借入れ額の総額は、49,600百万円（期末総資産有利子負債比率：44.6%）となりました。

なお、当期末現在における本投資法人の格付けの状況は、以下の通りです。

格付機関	格付内容
株式会社格付投資情報センター	発行体格付け：BBB（注）、格付けの方向性：ネガティブ

（注）平成21年5月29日付で、発行体格付けが「A-」から「BBB」へ変更されました。なお、当期決算日後の平成21年7月24日付で、更に「BBB」から「BB+」へ変更されています。詳細については、後記「f. 決算日後に生じた重要な事実（ハ）格付けの状況」をご参照下さい。

d. 業績及び分配の概要

上記のような運用の結果、当期の実績として、営業収益は3,135百万円、営業利益は1,502百万円となり、借入金及び投資法人債に係る支払利息等を控除した後の経常利益は961百万円、当期純利益は960百万円を計上しました。

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）

（以下「投信法」といいます。）第137条に定める金銭の分配（以下「分配金」といいます。）については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）（以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15の適用により、利益分配金が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額を分配することとしました。この結果、当期における投資口1口当たりの分配金は8,841円となりました。

e. 今後の運用方針及び対処すべき課題

本投資法人は、本投資法人が定める投資方針に従い、以下の通り、基本理念である「運用資産の着実な成長」及び「中長期的な安定収益の確保」を目指します。

① 外部成長

資産規模の拡大については、現状の厳しい市場環境を見極めながら、慎重に検討する必要がありますと考えています。資産運用会社は、情報提供等業務提携会社である平和不動産株式会社（以下「平和不動産」といいます。）、パイプラインサポート会社であるモルガン・スタンレー・キャピタル株式会社（以下「MSC」といいます。）及び情報提供会社である東洋プロパティ株式会社（以下「東洋プロパティ」といいます。）（以下、総称して「業務提携先各社」といいます。）との協力体制を活用し、加えて資産運用会社独自でも物件情報を収集することにより、過度の取得競争を避けつつ適時適切な価格で本投資法人の投資方針に適合する優良資産を取得することで、中長期的な安定収益の確保に努めて参ります。

② 内部成長

オフィスの賃貸市場環境は、当面は厳しい環境が続くと予想されますが、管理状況を適切に保ち、賃料下落を最小限に抑えるとともに、マーケット賃料の把握に努め、テナントの入替え時の空室期間の短縮、運営経費の削減等により収益の維持に努めて参ります。レジデンスについても、稼働率の維持向上に努め、安定収益の確保に寄与するべく努めて参ります。また、ポートフォリオ全体の見直し等も含めて、着実な運営を目指します。

③ 財務戦略

当期末時点における有利子負債残高は49,600百万円であり、総資産に対する有利子負債の比率は44.6%となっています。

サブプライム問題に端を発した世界的な金融危機の影響で資金調達環境は厳しくなっており、今後においては、有利子負債比率の低減を検討し、また、金融機関と調整を図りながら資金調達を円滑に行うことにより、健全な財務体質の構築に努めて参ります。

④ 一層の適時開示の推進

東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」その他の適時開示に関する諸規則及び関連諸法令等を遵守し、正確、公平かつ適時に情報開示を行って参ります。情報開示の時期においては、新規物件の取得等の決定事項については、原則として役員会等の機関決定をした時点で、運用資産等に生じた偶発的事象に起因する損害発生等の発生事項については、発生を認識した時点で開示を行います。情報開示の方法については、原則として、東京証券取引所のTDnetによる開示、東京証券取引所内記者クラブ（兜倶楽部）及び国土交通記者会等へのプレスリリース並びに本投資法人のホームページによる開示を行っています。

f. 決算日後に生じた重要な事実

(イ) 資産の譲渡予定

本投資法人は、当期決算日後の平成21年6月1日から本書の日付現在に至るまでの間に、以下の2物件の不動産を信託財産とする信託受益権の譲渡について、信託受益権売買契約を締結しており、次期での譲渡を予定しています。

物件番号：0f-03 物件名称：第百生命新宿ビル（譲渡予定日：平成21年8月31日）

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	
譲渡予定価格	1,300,000,000円（但し、固定資産税及び都市計画税相当額の精算分並びに消費税等を除きます。）	
帳簿価額（平成21年5月31日現在）	1,366,800,841円	
譲渡予定価格と帳簿価額の差額	△66,800,841円	
期末調査価格（注1）	調査機関	株式会社谷澤総合鑑定所
	調査時点	平成21年5月31日
	調査価格	1,772,000,000円
譲渡先	一般事業法人（注2）	
譲渡の理由	<p>本投資法人は、平成17年3月8日にその発行する投資口を東京証券取引所に上場して以来、資金調達の手滑化及び資産運用の安定性を図るため、資金調達手段の多様化を進めて参りました。平成19年10月31日には、既存借入金全額について、投資法人債の発行及び銀行シンジケート団からの借入れによりリファイナンスを行い、無担保での長期固定化及び直接金融・間接金融両面で資金調達のバランスをとることに努めて参りました。</p> <p>しかしながら、その後の金融情勢の大幅な変化に伴い、現在は、直接金融市場からの資金調達が困難な状況となっています。このような金融情勢の中、平成21年10月30日に償還期限を迎える第1回投資法人債総額200億円の償還資金の調達が、本投資法人の大きな課題となっています。この課題に対して、昨年来より、資金調達に協力を仰ぐことのできるスポンサーとの提携交渉、平成21年5月15日付で既存借入金全額について一部資産を担保提供する等の新規借入れに向けた銀行等金融機関との交渉及び有担保での投資法人債の発行等を検討して参りましたが、これらの活動の継続には有利子負債の圧縮が不可避であり、そのための資産譲渡が必要と考えています。</p> <p>このような状況下において、本投資法人の規約（以下「規約」といいます。）に定める「資産運用の対象及び方針」に基づき、将来における収益の見通し、資産価値の増減及びその予測、不動産市況の動向等を勘案し、ポートフォリオの資産構成及び構築方針並びに財務運営基盤の維持及び強化を目的とした有利子負債の圧縮方針等を総合的に考慮した結果、現時点において本物件を譲渡することが、本投資法人の長期的な利益に適うものと判断しました。</p>	

(注1) 「期末調査価格」については、規約に定める資産評価方法及び基準並びに社団法人投資信託協会の定める規則に基づき、不動産鑑定士による調査価格を記載しています。

(注2) 譲渡先は一般事業法人ですが、開示について同意を得られていません。資産運用会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）（以下「金商法」といいます。）及び投信法上定義されている利害関係人等に加え、資産運用会社の総株主の議決権の100分の10超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理

に関して助言等を行っている会社等を併せて「利害関係者」と定め、利害関係者との間の利益相反取引を規制しています。本物件の譲渡先である一般事業法人は、利害関係者に該当しません。

物件番号：0f-04 物件名称：恵比寿スクエア（譲渡予定日：平成21年8月31日）

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	
譲渡予定価格	6,890,000,000円（但し、固定資産税及び都市計画税相当額の精算分並びに消費税等を除きます。）	
帳簿価額（平成21年5月31日現在）	6,967,339,654円	
譲渡予定価格と帳簿価額の差額	△77,339,654円	
期末調査価格（注）	調査機関	株式会社谷澤総合鑑定所
	調査時点	平成21年5月31日
	調査価格	8,575,000,000円
譲渡先	恵比寿ガーデンプレイス株式会社	
譲渡の理由	<p>本投資法人は、平成17年3月8日にその発行する投資口を東京証券取引所に上場して以来、資金調達の円滑化及び資産運用の安定性を図るため、資金調達手段の多様化を進めて参りました。平成19年10月31日には、既存借入金全額について、投資法人債の発行及び銀行シンジケート団からの借入れによりリファイナンスを行い、無担保での長期固定化及び直接金融・間接金融両面で資金調達のバランスをとることに努めて参りました。</p> <p>しかしながら、その後の金融情勢の大幅な変化に伴い、現在は、直接金融市場からの資金調達が困難な状況となっています。このような金融情勢の中、平成21年10月30日に償還期限を迎える第1回投資法人債総額200億円の償還資金の調達が、本投資法人の大きな課題となっています。この課題に対して、昨年来より、資金調達に協力を仰ぐことのできるスポンサーとの提携交渉、平成21年5月15日付で既存借入金全額について一部資産を担保提供する等の新規借入れに向けた銀行等金融機関との交渉及び有担保での投資法人債の発行等を検討して参りましたが、これらの活動の継続には有利子負債の圧縮が不可避であり、そのための資産譲渡が必要と考えています。</p> <p>このような状況下において、規約に定める「資産運用の対象及び方針」に基づき、将来における収益の見通し、資産価値の増減及びその予測、不動産市況の動向等を勘案し、ポートフォリオの資産構成及び構築方針並びに財務運営基盤の維持及び強化を目的とした有利子負債の圧縮方針等を総合的に考慮した結果、現時点において本物件を譲渡することが、本投資法人の長期的な利益に適うものと判断しました。</p>	

（注）「期末調査価格」については、規約に定める資産評価方法及び基準並びに社団法人投資信託協会の定める規則に基づき、不動産鑑定士による調査価格を記載しています。

(ロ) 規約の一部変更及び役員選任の予定

本投資法人は、平成21年8月28日に開催予定の投資主総会に、規約を一部変更する議案及び役員を選任する議案を提出します。詳細については、下記「規約の一部変更の予定」及び後記「第二部 投資法人の詳細情報 第1 投資法人の追加情報 2 役員状況」をご参照下さい。
<規約の一部変更の予定>

(下線は変更部分を示します。)

現行規約	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 (目的) この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等(第26条第2項各号に掲げる資産をいいます。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(第26条第3項各号に掲げる資産をいいます。以下「不動産対応証券」といいます。)の特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。	第2条 (目的) この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等(第26条第2項各号に定める資産をいいます。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(第26条第3項各号に定める資産をいいます。以下「不動産対応証券」といいます。)の特定資産(投信法第2条第1項に定める資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。
第3条 (本店の所在地) この投資法人は、本店を東京都港区に置く <u>こと</u> とします。	第3条 (本店の所在地) この投資法人は、本店を東京都港区に置く <u>もの</u> とします。
第2章 投資口	第2章 投資口
第5条 (発行可能投資口総口数) 1. この投資法人の発行可能投資口総口数は200万口とします。 2. (記載省略)	第5条 (発行可能投資口総口数) 1. この投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>200</u> 万口とします。 2. (現行通り)
第6条 (投資主の請求による投資口の払戻し) この投資法人は、投資主(実質投資主(株券の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号、その後の改正を含みます。)第30条及び第39条の2に規定する預託投資証券の共有者をいいます。))を含みます。以下同じ。)の請求による投資口の払戻しをしない <u>こと</u> とします。	第6条 (投資主の請求による投資口の払戻し) この投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しをしない <u>もの</u> とします。
第7条 (投資口取扱規程) この投資法人の発行する投資証券の種類並びに投資主名簿(実質投資主名簿を含みます。以下同じ。))への記載又は記録、その他投資口に関する手続は、役員会の定める投資口取扱規程によるものとします。	第7条 (投資口取扱規程) この投資法人の投資主名簿への記載又は記録、その他投資口に関する手続は、法令又は本規約に定めるもののほか、役員会の定める投資口取扱規程によるものとします。
第8条 (最低純資産額) この投資法人の最低純資産額は5,000万円とします。	第8条 (最低純資産額) この投資法人の最低純資産額は、 <u>5,000</u> 万円とします。

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第9条（招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会が予め定めた順序により執行役員の1名がこれを招集します。 （記載省略） <p>第10条（招集の公告、通知）</p> <p>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、各投資主に対して、<u>書面</u>をもってその通知を發します。</p> <p>第11条（議長）</p> <p>投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会が予め定めた順序により執行役員の1名がこれに当たります。但し、全ての執行役員に欠員又は事故がある場合には、役員会が予め定めた順序に従い、監督役員が1名がこれに代ります。</p> <p>第12条（決議）</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の3分の1以上を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います。 投資主は、この投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができます。この場合においては、投資主又は代理人は、投資主総会毎に代理権を証明する書面をこの投資法人に提出することを要します。 <p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます。 <p style="text-align: center;">（新設）</p> <ol style="list-style-type: none"> 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。 <p>第14条（みなし賛成）</p> <ol style="list-style-type: none"> （記載省略） 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。 	<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第9条（招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、<u>役員会</u>が予め定めた順序により執行役員の1名がこれを招集します。 （現行通り） <p>第10条（招集の公告、通知）</p> <p>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、各投資主に対して書面をもってその通知を發します。</p> <p>第11条（議長）</p> <p>投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、<u>役員会</u>が予め定めた順序により執行役員の1名がこれに当たります。但し、全ての執行役員に欠員又は事故がある場合には、役員会が予め定めた順序に従い、監督役員が1名がこれに代わります。</p> <p>第12条（決議）</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主総会の決議は、法令又は<u>本規約</u>に別段の定めがある場合のほか、発行済投資口の3分の1以上を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います。 投資主は、この投資法人の議決権を有する他の投資主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができます。この場合においては、投資主又は代理人は、投資主総会毎に代理権を証明する書面をこの投資法人に提出することを要します。 <p>第13条（議決権の行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主総会に出席しない投資主は、<u>議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」といいます。）</u>によって議決権を行使することができます。 <u>この投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使できる旨を定めることができます。電磁的方法による議決権の行使は、法令に定めるところにより、この投資法人の承諾を得て、法令に定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの投資法人に提供して行うものとし</u>ます。 書面によって行使した議決権の数及び<u>電磁的方法によって行使した議決権の数</u>は、出席した投資主の議決権の数に算入します。 <p>第14条（みなし賛成）</p> <ol style="list-style-type: none"> （現行通り） 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

現行規約	変更案
<p>第15条（基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> この投資法人は、<u>第33条に定める決算日から3ヵ月以内に投資主総会が開催される場合には、決算日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主をその招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とします。</u> 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、役員会の決議によって、<u>予め公告して、一定の日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をその権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとします。</u> <p style="text-align: center;">第4章 執行役員、監督役員及び役員会</p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p>執行役員及び監督役員の任期は、<u>就任日から2年とします。補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべきときまでとします。</u></p> <p>第19条（役員会の決議）</p> <p>役員会の決議は、<u>法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。</u></p> <p>第20条（役員会の招集及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 役員会は、<u>執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会招集権者が招集し、その議長となります。</u> 役員会招集権者は、<u>予め役員会において定めることとします。</u> 役員会招集権者以外の執行役員は<u>投信法第113条第2項の規定により、監督役員は投信法第113条第3項の規定により、役員会の招集を請求することができます。</u> 役員会を招集するには、<u>役員会の日</u>の3日前までに各執行役員及び各監督役員に対してその通知を発することとします。但し、<u>緊急の必要又は執行役員及び監督役員の全員の同意がある場合には、更にこれを短縮することができます。</u> <p>第21条（役員会の運営）</p> <p>役員会<u>に関しては、この規約に規定するもののほか、役員会の定める役員会規程によるものとします。</u></p>	<p>第15条（基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> この投資法人は、<u>直前の決算日から3ヵ月以内に投資主総会が開催される場合には、当該決算日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主を、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とします。</u> 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、役員会の決議によって、<u>予め公告して、一定の日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとします。</u> <p style="text-align: center;">第4章 執行役員、監督役員及び役員会</p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p>執行役員及び監督役員の任期は、<u>就任日から2年とします。補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべき時までとします。</u></p> <p>第19条（役員会の決議）</p> <p>役員会の決議は、<u>法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。</u></p> <p>第20条（役員会の招集及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 役員会は、<u>執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会招集権者が招集し、その議長となります。</u> 役員会招集権者は、<u>予め役員会において定めるものとします。</u> 役員会招集権者以外の執行役員は<u>投信法第113条第2項の定めにより、監督役員は投信法第113条第3項の定めにより、役員会の招集を請求することができます。</u> 役員会を招集するには、<u>役員会の日</u>の3日前までに、<u>各執行役員及び各監督役員に対してその通知を発するものとします。但し、緊急の必要がある場合はこれを短縮し、執行役員及び監督役員の全員の同意がある場合には、これを短縮し又は招集手続を省略することができます。</u> <p>第21条（役員会の運営）</p> <p>役員会<u>の運営は、法令又は本規約に定めるもののほか、役員会の定める役員会規程によるものとします。</u></p>

現行規約	変更案
<p>第22条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任） この投資法人は、投信法第115条の6第1項の執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>法令に定める額</u>から、当該執行役員又は監督役員がその在職中にこの投資法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として内閣府令で定める方法により算定される額に4を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、役員会の決議によって免除することができます。</p>	<p>第22条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任） この投資法人は、投信法第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>賠償の責任を負う額</u>から、当該執行役員又は監督役員がその在職中にこの投資法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として法令に定める方法により算定される額に4を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、役員会の決議によって免除することができます。</p>
<p>第23条（執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準は、以下の通りとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 執行役員報酬は、1ヵ月につき1人当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日とし、執行役員の指定する口座へ振込により支払う<u>こと</u>とします。 (2) 監督役員報酬は、1ヵ月につき1人当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日とし、監督役員の指定する口座へ振込により支払う<u>こと</u>とします。 	<p>第23条（執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準は、以下の通りとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 執行役員報酬は、1ヵ月につき1名当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日とし、執行役員の指定する口座へ振込により支払う<u>もの</u>とします。 (2) 監督役員報酬は、1ヵ月につき1名当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日とし、監督役員の指定する口座へ振込により支払う<u>もの</u>とします。
<p style="text-align: center;">第5章 資産運用の対象及び方針</p>	<p style="text-align: center;">第5章 資産運用の対象及び方針</p>
<p>第25条（投資態度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（記載省略） 2. この投資法人は、特定不動産（この投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額のこの投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とします。 3.～4.（記載省略） 5. 運用に当たっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、資産規模等によっては、その他の不動産等（<u>第26条第2項に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権を除いたものをいいます。</u>）及び不動産対応証券への投資を行います。 6.（記載省略） （新設） 	<p>第25条（投資態度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（現行通り） 2. この投資法人は、特定不動産（この投資法人が取得する特定資産のうち<u>不動産</u>、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額のこの投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を、<u>100分の75以上</u>とします。 3.～4.（現行通り） 5. 運用に当たっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、資産規模等によっては、その他の不動産等（<u>次条第2項に定める資産のうち<u>不動産</u>及び不動産を信託する信託の受益権を除いたものをいいます。</u>）及び不動産対応証券への投資を行います。 6.（現行通り） 7. この投資法人は、この投資法人の有する資産の総額のうち<u>に占める不動産等（不動産（「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。以下「投資法人の計算に関する規則」といいます。）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいいます。以下この項において同じ。）</u>、不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の割合を、<u>100分の70以上</u>とします。

現行規約	変更案
<p>第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この投資法人が投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、第2項及び第3項に<u>掲げる</u>ものをいいます。 2. 不動産等とは、次に<u>掲げる</u>ものをいいます。 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(3)（記載省略） (4) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と<u>合わせて</u>信託する包括信託を含みますが、「<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令</u>」（平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「<u>投信法施行令</u>」）と申します。）第3条第1号において定義される有価証券（以下「<u>有価証券</u>」）と申します。）に該当するものを除きます。） (5) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除きます。</u>） (6) 当事者の一方が相手方の行う第1号から第5号までに<u>掲げる</u>資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「<u>不動産に関する匿名組合出資持分</u>」）と申します。） (新設) 3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に<u>掲げる</u>ものをいいます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 優先出資証券 「資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下「<u>資産流動化法</u>」）と申します。）第2条第9項に<u>規定する</u>優先出資証券 (2) 受益証券 投信法第2条第12項に<u>規定する</u>受益証券 (3) 投資証券 投信法第2条第22項に<u>規定する</u>投資証券 (4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項及び第15項に<u>規定する</u>特定目的信託の受益証券（前項第4号又は第5号に<u>掲げる</u>資産に投資するものを除きます。） 	<p>第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この投資法人が投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、第2項及び第3項に<u>定める</u>ものをいいます。 2. 不動産等とは、次に<u>定める</u>ものをいいます。 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(3)（現行通り） (4) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と<u>併せて</u>信託する包括信託を含みます。） (5) 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (6) 当事者の一方が相手方の行う第1号から第5号までに<u>定める</u>資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「<u>不動産に関する匿名組合出資持分</u>」）と申します。） (7) <u>不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u> 3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に<u>定める</u>ものをいいます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 優先出資証券 「資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下「<u>資産流動化法</u>」）と申します。）第2条第9項に<u>定める</u>優先出資証券 (2) 受益証券 投信法第2条第7項に<u>定める</u>受益証券 (3) 投資証券 投信法第2条第15項に<u>定める</u>投資証券 (4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項及び第15項に<u>定める</u>特定目的信託の受益証券（前項第4号、第5号又は第7号に<u>定める</u>資産に投資するものを除きます。）

現行規約	変更案
<p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる資産により運用します。 (新設)</p> <p>(1) 以下に掲げる有価証券 <u>(ア) 国債証券</u> <u>(イ) 地方債証券</u> <u>(ウ) 特別の法律により法人の発行する債券</u> <u>(エ) 社債券（新株予約権付社債券を除きます。）</u> <u>(オ) 特定目的会社に係る特定社債券（証券取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「証券取引法」といいます。）第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）</u> <u>(カ) コマーシャル・ペーパー（証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）</u> <u>(キ) 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、上記(ア)から(カ)までの証券又は証書の性質を有するもの</u> <u>(ク) 貸付信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の3で定めるものをいいます。但し、第3項第2号に定めるものを除きます。）</u> <u>(ケ) 投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。但し、第3項第3号に定めるものを除きます。）</u> <u>(コ) 投資法人債券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）</u> <u>(サ) 外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）</u> <u>(シ) 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）</u> <u>(ス) オプションを表示する証券又は証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）</u> <u>(セ) 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、上記(ア)から(エ)までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとしします。）</u> <u>(ソ) 外国法人が発行する本邦通貨建の譲渡性預金証書（証券取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）</u> <u>(タ) 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）</u> <u>(チ) 外国法人に対する権利で、上記(タ)の権利の性質を有するもの（証券取引法第2条第2項第2号で定めるものをいいます。）</u></p> <p>(2) 金銭債権（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいいます。）</p>	<p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、次に定める資産により運用します。 <u>(1) 預金（譲渡性預金を含みます。）</u> <u>(2) 有価証券（「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）第3条第1号に定めるものをいいます。以下同じ。）</u></p> <p>(3) 金銭債権（投信法施行令第3条第7号に定めるものをいいます。但し、本項第1号に定めるものに該当するものを除きます。）</p>

現行規約	変更案
<p>(3) <u>金融デリバティブ取引</u>（<u>投信法施行令第3条第14号において定義される意味を有します。</u>）に<u>係る権利</u></p> <p>(4) <u>商標権</u>（<u>商標法（昭和34年法律第127号）に定めるものをいいます。但し、この投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するもの及び第2項に掲げる不動産等と併せて取得することが適当と認められるものに限りませす。</u>）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>(5) 地役権</p> <p>(6) <u>建設仮勘定</u>（<u>投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号へに定めるものをいいます。</u>）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>(7) <u>動産</u>（<u>民法で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加された物件等</u>）</p> <p>(8) <u>特定の不動産に付随する資産で、当該不動産と併せて取得することが適当と法令、株式会社東京証券取引所及び社団法人投資信託協会が認めるもの</u></p> <p>(9) <u>第4号乃至第8号に規定される資産を信託する信託の受益権</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>(4) <u>デリバティブ取引に係る権利</u>（<u>投信法施行令第3条第2号に定めるものをいいます。</u>）</p> <p>(5) 「<u>商標法</u>」（<u>昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。</u>）に定める<u>商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権</u>（以下「<u>商標権等</u>」）といいます。）のうち、この投資法人の商号に係る<u>商標権等その組織運営に伴い保有するもの及び本条第2項に定める不動産等と併せて取得することが適当と認められるもの</u></p> <p>(6) 「<u>温泉法</u>」（<u>昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。</u>）第2条第1項に定める<u>温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</u></p> <p>(7) 地役権</p> <p>(8) <u>建設仮勘定</u>（<u>投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号へに定めるものをいいます。</u>）</p> <p>(9) <u>資産流動化法第2条第6項に定める特定出資</u></p> <p>(10) 「<u>著作権法</u>」（<u>昭和45年法律第48号、その後の改正を含みます。</u>）に定める<u>著作権等</u></p> <p>(11) <u>動産</u>（「<u>民法</u>」（<u>明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。以下「民法」といいます。</u>）第86条第2項に定めるものをいいます。）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>(12) <u>組合の出資持分</u>（<u>民法第667条に定めるもののうち、有価証券に該当するものを除きます。</u>）</p> <p>(13) <u>第1号から第12号までに定めるもののほか、不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の運用資産</u></p>
<p>第27条（投資制限）</p> <p>1. 前条第4項第1号及び第2号に定める有価証券及び金銭債権は、積極的に投資を行うものではなく、余資運用として、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとします。</p> <p>2. 前条第4項第3号に<u>掲げる金融デリバティブ取引</u>に係る権利は、この投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします。</p>	<p>第27条（投資制限）</p> <p>1. 前条第4項第2号及び第3号に定める有価証券及び金銭債権は、積極的に投資を行うものではなく、余資運用として、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとします。</p> <p>2. 前条第4項第4号に<u>定めるデリバティブ取引</u>に係る権利は、この投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします。</p>

現行規約	変更案
<p>第28条（組入資産の貸付け）</p> <ol style="list-style-type: none"> この投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として運用資産に属する全ての不動産（この投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）を第三者に賃貸（駐車場、看板等の設置等を含みます。）し又は信託受託者等をして第三者に賃貸させます。 （記載省略） 運用資産に属する不動産（この投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）及びこれに付随する動産以外の資産の貸付けは行わないこととします。 	<p>第28条（組入資産の貸付け）</p> <ol style="list-style-type: none"> この投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として運用資産に属する全ての不動産（この投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）を第三者に賃貸（駐車場、看板等の設置等を含みます。）し、又は信託受託者等をして第三者に賃貸させます。 （現行通り） 運用資産に属する不動産（この投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）及びこれに付随する動産以外の資産の貸付けは、<u>行わないもの</u>とします。
<p>第29条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> この投資法人の資産評価の方法は、下記の通り運用資産の種類毎に定めます。 <ol style="list-style-type: none"> （記載省略） 第26条第2項第4号から第6号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分（記載省略） 第26条第3項に定める不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における最終価格、証券業協会等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。但し、優先出資証券については、上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には取得原価で評価することができるものとします。 第26条第4項第1号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における最終価格、証券業協会等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。 第26条第4項第2号に定める金銭債権（記載省略） 	<p>第29条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> この投資法人の資産評価の方法は、下記の通り運用資産の種類毎に定めます。 <ol style="list-style-type: none"> （現行通り） 第26条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分（現行通り） 第26条第3項に定める不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における最終価格、<u>認可金融商品取引業協会等</u>が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。但し、優先出資証券については、上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には、<u>取得原価</u>で評価することができるものとします。 第26条第4項第2号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における最終価格、<u>認可金融商品取引業協会等</u>が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。 第26条第4項第3号に定める金銭債権（現行通り）

現行規約	変更案
<p>(6) 第26条第4項第<u>3</u>号に定める<u>金融</u>デリバティブ取引に係る権利 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用います。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格を用います。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。</p> <p>(7) その他の資産 上記に定めのない資産については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします。</p> <p>(1) 第26条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 <u>収益還元法により求めた価額</u></p> <p>(2) 第26条第2項第4号から第<u>6</u>号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 (記載省略)</p> <p>3. 資産評価の基準日は、原則として、<u>決算日</u>とします。但し、第1項第3号、第4号及び第6号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします。</p> <p>第30条（保有不動産に係る減価償却算定方法） 保有不動産の設備等の減価償却額の算定方法は、定額法を採用します。但し、正当な事由により採用した方法による算定が適当ではなくなった場合であり、かつ、投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り他の算定方法により算定することができるものとします。</p>	<p>(6) 第26条第4項第<u>4</u>号に定めるデリバティブ取引に係る権利 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用います。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格を用います。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られれば、<u>その価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとします。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。</u></p> <p>(7) その他の資産 上記に定めのない資産については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の基準</u>により付されるべき評価額をもって評価します。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします。</p> <p>(1) 第26条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 <u>原則として不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額</u></p> <p>(2) 第26条第2項第4号から第<u>7</u>号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 (現行通り)</p> <p>3. 資産評価の基準日は、原則として決算日とします。但し、第1項第3号、第4号及び第6号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします。</p> <p>第30条（保有不動産に係る減価償却算定方法） 保有不動産の設備等の減価償却額の算定方法は、定額法を採用します。但し、正当な事由により採用した方法による算定が適当ではなくなった場合であり、かつ、投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、<u>他の算定方法</u>により算定することができるものとします。</p>

現行規約	変更案
<p>第31条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じ。）の返済を含みます。）、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れ<u>或いは</u>投資法人債の発行を行います。 2. （記載省略） 3. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限るもの</u>とします。 4. （記載省略） 	<p>第31条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じ。）の返済を含みます。）、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れ<u>又は</u>投資法人債の発行を行います。 2. （現行通り） 3. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15第1項第1号ロに定める機関投資家に限るもの</u>とします。 4. （現行通り）
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 分配方針 この投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 (1) この投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算日毎に計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した額をいいます。）の金額とします。 (2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定されるこの投資法人の配当可能<u>所得</u>の金額（以下「配当可能所得金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、この投資法人が決定する金額とします（<u>但し、分配可能金額を上限とします。</u>）。なお、この投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積立てることができます。 (3) （記載省略） 2. 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、以下の場合、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。但し、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。 (1) 分配可能金額が配当可能<u>所得</u>金額に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合には、当該適用要件を充足するものとしてこの投資法人が決定した金額 	<p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 分配方針 この投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 (1) この投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算日毎に計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額、<u>出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいいます。</u>）の金額とします。 (2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に<u>定める投資法人の課税の特例</u>（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定されるこの投資法人の配当可能<u>利益</u>の額（以下「配当可能利益の額」といいます。）の100分の90に相当する金額（<u>法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合は、変更後の金額とします。</u>）を超えて分配するものとして、この投資法人が決定する金額とします。なお、この投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積立てることができます。 (3) （現行通り） 2. 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、以下の場合、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。但し、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。 (1) 分配可能金額が配当可能<u>利益</u>の額の100分の90に相当する金額に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合には、当該適用要件を充足するものとしてこの投資法人が決定した金額

現行規約	変更案
<p>(2) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向によりこの投資法人が適切と判断する場合、当期における減価償却額から当期における適切な積立金等を控除した額を限度としてこの投資法人が決定した金額</p> <p>3. 分配金の分配方法 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3ヵ月以内に、決算日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資主又は登録投資口質権者の有する投資口の口数に応じて行います。</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>第33条 (決算日及び営業期間) この投資法人の決算日は、毎年5月31日及び11月30日とします。また営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします。</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第36条 (会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準) 会計監査人の報酬額は、1営業期間につき1,500万円を上限として役員会で決定します。その支払時期は、決算日後3ヵ月以内に会計監査人の指定する口座へ振込により支払うものとします。</p> <p>第8章 <u>投資信託委託業者</u>、資産保管会社及び一般事務受託会社</p> <p>第37条 (資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託) 1. この投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者</u>(以下「<u>投資信託委託業者</u>」といいます。)へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託します。この投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第117条に定める事務(以下「<u>一般事務</u>」といいます。)については第三者へ委託します。 2. この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、<u>発行する投資法人債</u>の原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務(「<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</u>」(平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。)第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいいます。)は、<u>募集の都度</u>、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとします。</p>	<p>(2) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向によりこの投資法人が適切と判断する場合は、当期における減価償却額から当期における適切な積立金等を控除した額を限度としてこの投資法人が決定した金額</p> <p>3. 分配金の分配方法 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3ヵ月以内に、決算日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資主又は登録投資口質権者の有する投資口の口数に応じて行います。</p> <p>4. (現行通り)</p> <p>第33条 (決算日及び営業期間) この投資法人の決算日は、毎年5月31日及び11月30日とします。また、<u>営業期間</u>は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします。</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第36条 (会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準) 会計監査人の報酬額は、1営業期間につき1,500万円を上限として役員会で決定します。その支払時期は、決算日後3ヵ月以内に、<u>会計監査人の指定する口座へ振込</u>により支払うものとします。</p> <p>第8章 <u>資産運用会社</u>、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第37条 (資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託) 1. この投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>(以下「<u>資産運用会社</u>」といいます。)へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託します。この投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第117条に定める事務(以下「<u>一般事務</u>」といいます。)については、第三者へ委託します。 2. この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務(「<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</u>」(平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。)第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいいます。)は、<u>適宜</u>、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結するものとします。</p>

現行規約	変更案																
<p>第38条（<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p><u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。</p>	<p>第38条（<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p><u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 377 371 421">報酬</th> <th data-bbox="371 377 788 421">計算方法と支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 421 371 810">運用報酬1</td> <td data-bbox="371 421 788 810"> 営業期間毎に、運用資産(*1)の期中平均残高(*2)の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。 400億円以下の部分 0.60% 400億円超1,000億円以下の部分 0.40% 1,000億円超の部分 0.15% *1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める国債証券等を除きます。）をいいます。 （以下記載省略） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 810 371 847">運用報酬2</td> <td data-bbox="371 810 788 847">（記載省略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 847 371 880">運用報酬3</td> <td data-bbox="371 847 788 880">（記載省略）</td> </tr> </tbody> </table>	報酬	計算方法と支払時期	運用報酬1	営業期間毎に、運用資産(*1)の期中平均残高(*2)の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。 400億円以下の部分 0.60% 400億円超1,000億円以下の部分 0.40% 1,000億円超の部分 0.15% *1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める国債証券等を除きます。）をいいます。 （以下記載省略）	運用報酬2	（記載省略）	運用報酬3	（記載省略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="823 377 1029 421">報酬</th> <th data-bbox="1029 377 1445 421">計算方法と支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="823 421 1029 810">運用報酬1</td> <td data-bbox="1029 421 1445 810"> 営業期間毎に、運用資産(*1)の期中平均残高(*2)の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。 400億円以下の部分 0.60% 400億円超1,000億円以下の部分 0.40% 1,000億円超の部分 0.15% *1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める<u>有価証券</u>（<u>国債証券等に限りません。</u>）を除きます。）をいいます。 （以下現行通り） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 810 1029 847">運用報酬2</td> <td data-bbox="1029 810 1445 847">（現行通り）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 847 1029 880">運用報酬3</td> <td data-bbox="1029 847 1445 880">（現行通り）</td> </tr> </tbody> </table>	報酬	計算方法と支払時期	運用報酬1	営業期間毎に、運用資産(*1)の期中平均残高(*2)の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。 400億円以下の部分 0.60% 400億円超1,000億円以下の部分 0.40% 1,000億円超の部分 0.15% *1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める <u>有価証券</u> （ <u>国債証券等に限りません。</u> ）を除きます。）をいいます。 （以下現行通り）	運用報酬2	（現行通り）	運用報酬3	（現行通り）
報酬	計算方法と支払時期																
運用報酬1	営業期間毎に、運用資産(*1)の期中平均残高(*2)の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。 400億円以下の部分 0.60% 400億円超1,000億円以下の部分 0.40% 1,000億円超の部分 0.15% *1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める国債証券等を除きます。）をいいます。 （以下記載省略）																
運用報酬2	（記載省略）																
運用報酬3	（記載省略）																
報酬	計算方法と支払時期																
運用報酬1	営業期間毎に、運用資産(*1)の期中平均残高(*2)の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。 400億円以下の部分 0.60% 400億円超1,000億円以下の部分 0.40% 1,000億円超の部分 0.15% *1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める <u>有価証券</u> （ <u>国債証券等に限りません。</u> ）を除きます。）をいいます。 （以下現行通り）																
運用報酬2	（現行通り）																
運用報酬3	（現行通り）																
<p>なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を<u>投資信託委託業者</u>の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。</p>	<p>なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、<u>資産運用会社</u>の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。</p>																
<p style="text-align: center;">第9章 附 則</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p>																
<p>第39条（経過措置）</p> <p><u>この規約中、短期投資法人債に係る部分については、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）第5条の施行日から有効となるものとします。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p>																

(ハ) 格付けの状況

本投資法人の発行体格付けは、当期決算日後の平成21年7月24日付で、「BBB」から「BB+」へ変更されました。

格付機関	格付内容
株式会社格付投資情報センター	発行体格付け：BB+（注）、格付けの方向性：ネガティブ

(注) 本書の日付現在、レーティング・モニター（格下げ方向）継続となっています。

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

a. 投資法人の目的及び基本的性格

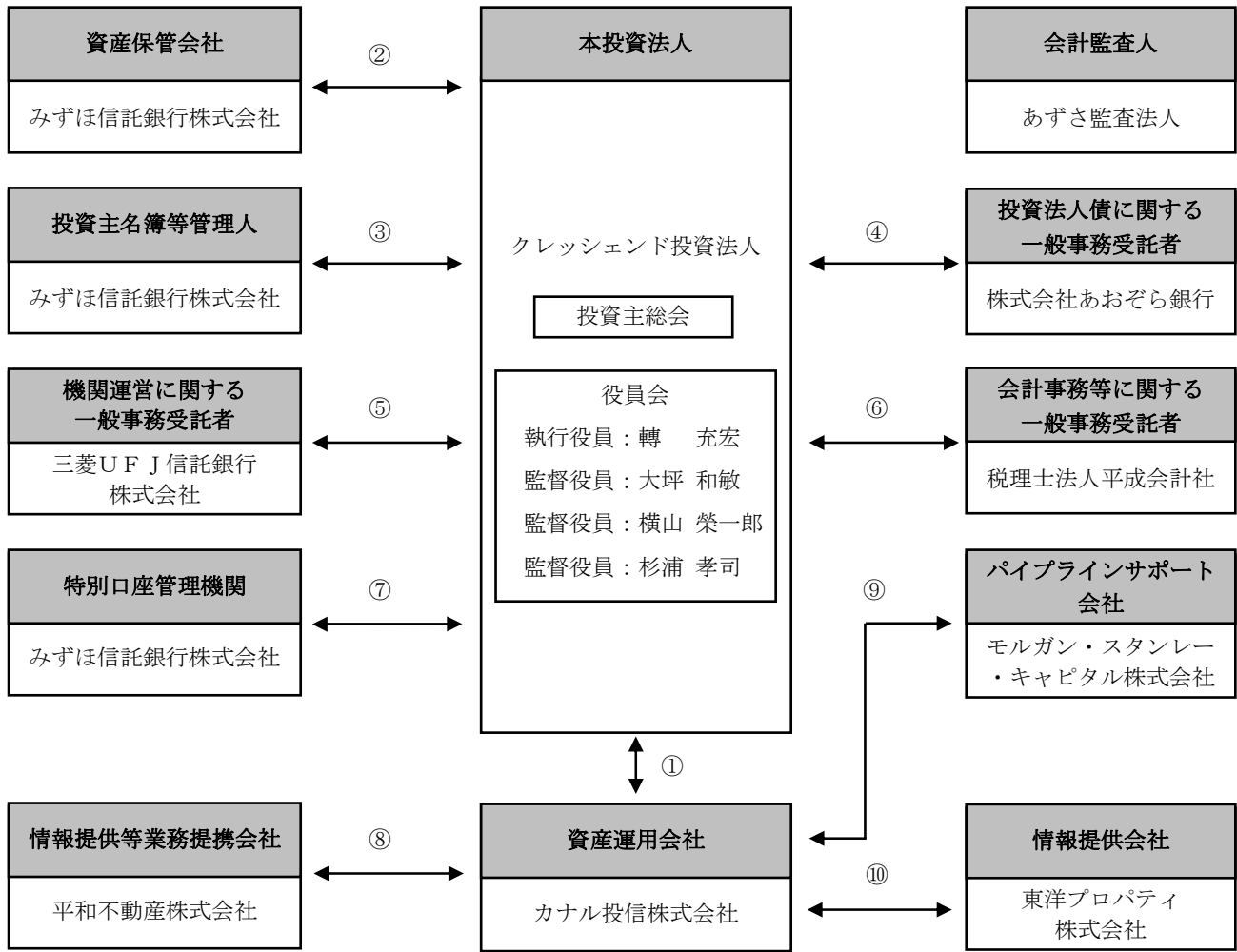
本投資法人は、投信法に基づき、投資法人の資産を主として不動産等（定義については、後記「2 投資方針 (2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類、内容等」をご参照下さい。以下同じ。）及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産（以下「投資対象不動産等」といいます。）に対する投資として運用することを目的とします（規約第2条）。

b. 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、投資法人の資産を主として投資対象不動産等に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行うことを資産運用の基本方針としています（規約第24条）。また、本投資法人の投資する不動産及び信託財産である不動産の用途は、主にオフィスビル及び居住用マンションとし、投資対象地域は、我が国の都心部を中心として、政令指定都市をはじめとする全国の主要都市とします（規約第25条第3項）。本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です（規約第6条）。本投資法人の資産運用は全て、投信法上の資産運用会社に委託してこれを行います。

(3) 【投資法人の仕組み】

a. 本投資法人の仕組み図



番号	契約名
①	資産運用委託契約
②	資産保管業務委託契約
③	投資主名簿等に関する一般事務委託契約
④	投資法人債に関する一般事務委託契約
⑤	機関運営に関する一般事務委託契約
⑥	会計事務等に関する一般事務委託契約
⑦	特別口座管理に関する一般事務委託契約
⑧	情報提供等に関する業務提携契約
⑨	パイプラインサポート契約
⑩	情報提供に関する覚書

b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の概要

運営上の役割	社名	関係業務の内容
投資法人	クレッシェンド投資法人	規約に基づき、投資主より募集した資金等を、主として投資対象不動産等に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行います。
資産運用会社	カナル投信株式会社	平成14年2月7日付で資産運用委託契約を、平成16年10月27日付で資産運用委託契約に係る変更契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の資産運用会社（投信法第198条第1項）として、資産運用委託契約に基づき、規約並びに規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用に係る業務を行います。資産運用会社に委託された業務の内容は、①資産の取得に係る一任業務、②資産の運用に係る一任業務、③資産の処分に係る一任業務、④投資法人の借入れ、借換え、投資口の発行及び投資法人債の発行、その他資金調達に係る業務、⑤資産の管理業務、賃貸業務に関わる基本的な事項の決定、承認、確認及び審査等に関する業務、並びに⑥その他本投資法人が随時委託するこれらに関連し又は付随する業務です。
資産保管会社	みずほ信託銀行株式会社	平成16年5月31日付で資産保管業務委託契約を、平成16年10月28日付で資産保管業務委託契約に係る変更合意書を、平成19年6月1日付で資産保管業務委託契約に係る変更契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の資産保管会社（投信法第208条第1項）として、資産保管業務委託契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行います。
投資主名簿等管理人	みずほ信託銀行株式会社	平成16年5月31日付で投資主名簿等に関する一般事務委託契約を、平成20年12月26日付で投資主名簿等に関する一般事務委託契約に係る変更契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号。但し、投資法人債に関する事務を除きます。投信法第117条第6号、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行規則」といいます。）第169条第2項第1号、第3号）として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の①投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務、②投資口の発行に関する事務、③投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、並びに④投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務を行います。

運営上の役割	社名	関係業務の内容
投資法人債に関する一般事務受託者	株式会社あおぞら銀行	平成19年10月12日付で投資法人債に関する一般事務委託契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号。但し、投資口に関する事務を除きます。投信法第117条第6号、投信法施行規則第169条第2項第4号、第5号）として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の①投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、②投資法人債券の発行に関する事務、③投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、並びに④投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を行います。
機関運営に関する一般事務受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成16年11月9日付で機関運営に関する一般事務委託契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第4号）として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の機関（投資主総会及び役員会）の運営に関する事務を行います。
会計事務等に関する一般事務受託者	税理士法人平成会計社	平成16年11月10日付で会計事務等に関する一般事務委託契約を、平成17年1月26日付で会計事務等に関する一般事務委託契約に係る変更契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第5号、第6号、投信法施行規則第169条第2項第6号、第7号）として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の①計算に関する事務、②会計帳簿の作成に関する事務、並びに③納税に関する事務を行います。
特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社	平成20年12月26日付で特別口座管理に関する一般事務委託契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号。但し、投資法人債に関する事務を除きます。）として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の①振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置きに関する事務、②振替手続に関する事務、③投資口取得者等による特別口座開設等請求に関する事務、④総投資主報告に関する事務、⑤加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務、並びに⑥加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務その他振替制度の運営に関する事務を行います。

c. 上記以外の本投資法人の主な関係者

運営上の役割	社名	関係業務の内容
情報提供等業務提携会社	平和不動産株式会社	平成16年11月12日付で業務協定書を、平成19年4月27日付で業務協定書に係る変更合意書を、平成20年1月22日付で業務協定書に係る変更合意書を資産運用会社との間で締結していましたが、平成21年1月22日付で業務協定書を解除し、同日付で新たに情報提供等に関する業務提携契約を締結しており、平和不動産の保有・開発物件で売却を予定するものうち本投資法人への売却が適当であると平和不動産が判断する場合、又は第三者から本投資法人の投資基準に大要適合する不動産等の売却の代理若しくは媒介の委託を受けた場合は、資産運用会社に対して当該情報を速やかに提供するように努めます。なお、資産運用会社は、本投資法人のオフィスを主たる用途とする不動産等に関してPM業務の委託先を選定する際に、平和サービス株式会社を委託先候補とするよう留意することにつき合意しています。
パイプラインサポート会社	モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社	平成19年5月21日付でパイプラインサポート契約を資産運用会社との間で締結しており、本投資法人の投資基準に大要適合し、かつ本投資法人への売却が適当であるとMSCが独自の裁量で判断する不動産等で、MSCがアセット・マネジメント業務を提供する特別目的会社が売却を予定する場合は、資産運用会社に対して第三者に対する売却活動の開始に遅れることなく当該情報を提供するように最善の努力をします。
情報提供会社	東洋プロパティ株式会社	平成19年5月21日付で情報提供に関する覚書を資産運用会社との間で締結しており、第三者から本投資法人の投資基準に大要適合する不動産等の売却の代理又は媒介の委託を受けた場合は、資産運用会社に対して当該情報を速やかに提供するように努めます。

(4) 【投資法人の機構】

a. 投資法人の統治に関する事項

(イ) 法人の機関の内容

本書の日付現在、本投資法人の機構は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員3名、執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。

① 投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会の決議は、原則として発行済投資口の3分の1以上の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第12条第1項）が、規約の変更等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議を経なければなりません（投信法第93条の2第2項、第140条）。但し、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会が予め定めた順序により執行役員の1名がこれを招集します（規約第9条第1項）。投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに規約第15条に定める投資主等に対して書面をもってその通知を發します（規約第10条）。また、本投資法人は、資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります（投信法第205条）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

② 執行役員、監督役員及び役員会

本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第16条）。

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有しています（投信法第109条第1項、第5項、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。但し、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務の委託、資産運用委託契約又は資産保管業務委託契約の締結又は契約内容の変更その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。

監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。

役員会は、全ての執行役員及び監督役員により構成され（投信法第112条）、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第2項）ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第114条

第1項)。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行われます（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第19条）。

投信法の規定（投信法第115条第1項、会社法第369条第2項）及び本投資法人の役員会規程において、決議について特別の利害関係を有する執行役員及び監督役員は当該決議に参加することができないことが定められています。

③ 会計監査人

本投資法人は、あずさ監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める業務を行います（投信法第115条の2、第115条の3等）。

本投資法人は、第1期から第4期まで監査法人トーマツによる会計監査を受けていましたが、任期満了となったため見直しを行い、第5期よりあずさ監査法人による会計監査を受けています。

(ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人は、執行役員1名（なお、本書の日付現在において、執行役員は、資産運用会社の代表取締役を兼職しています。）及び監督役員3名により構成される役員会により運営されています。執行役員は、原則として3ヵ月に1回その他必要があるときに役員会を開催し、法令で定められた承認事項に加え、本投資法人の運営状況及び資産運用会社の業務遂行状況の詳細な報告を行います。この報告手続を通じ、資産運用会社又はその利害関係者から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の業務遂行状況を監視できる体制を維持しています。

本投資法人は、資産運用委託契約上、資産運用会社から各種報告を受ける権利及び資産運用会社の帳簿その他の資料の調査を行う権利を有しています。かかる権利の行使により、本投資法人は、資産運用会社の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。

また、本投資法人は、「内部者取引管理規程」を定めて、役員によるインサイダー取引類似行為の防止に努めています。

(ハ) 内部管理、監督役員による監督及び会計監査人との相互連携

各監督役員は、各々が執行役員の職務執行の監督を職責としていますが、限られた員数で組織的・効率的な監督を実施することにより監査の実効性の確保を図るために、各監督役員の経験・知識を踏まえ監督役員が職務を分担し、監督を行います。また、各監督役員は、原則として3ヵ月に1回その他必要があるときに開催される役員会の席上、執行役員及び本投資法人の関係法人から、本投資法人の業務や運用資産の状況について報告を求めるとともに、必要な調査を行うことにより、監督機能を果たします。

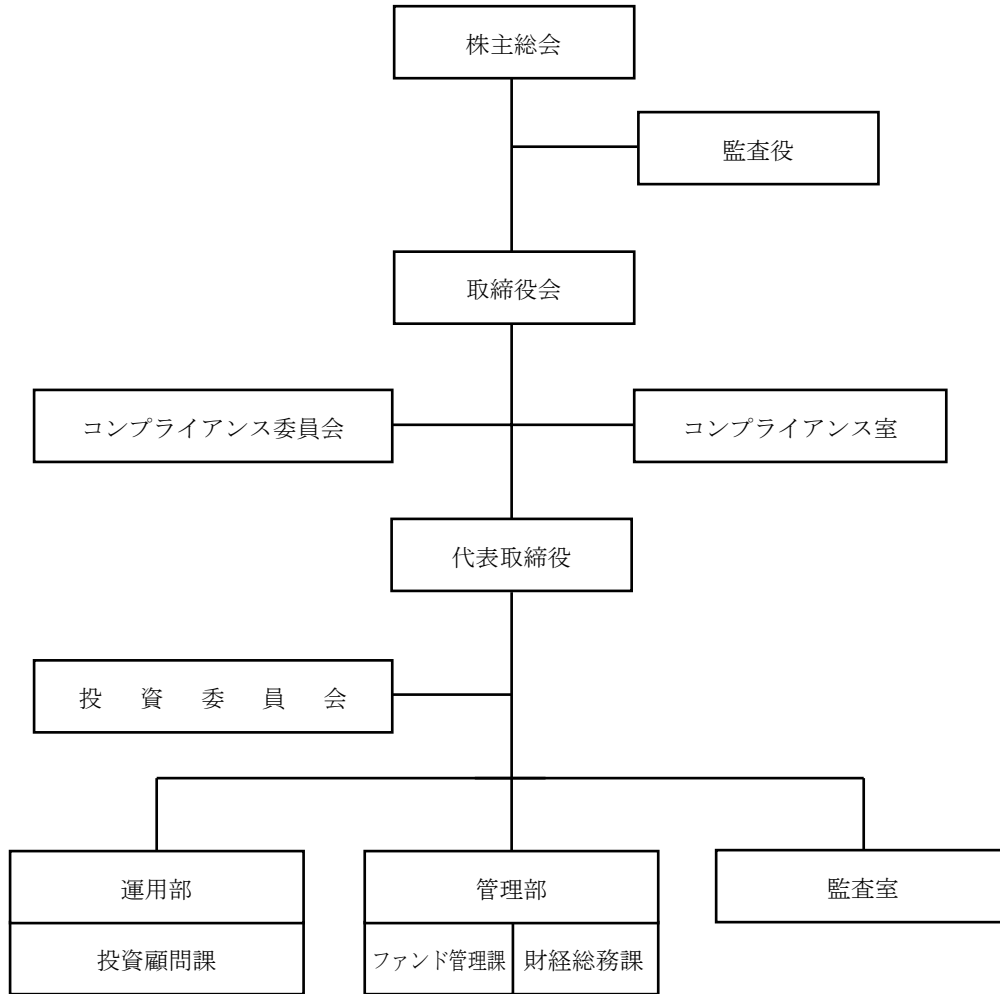
本投資法人は、あずさ監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行い、監督役員との相互連携を図っています。

(ニ) 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

本投資法人の執行役員は資産運用会社の代表取締役を兼職し、定期的に資産保管会社及び一般事務受託者からそれぞれの業務執行状況に係る報告を受け、本投資法人役員会において、監督役員に対し各関係法人の業務執行状況の報告を行うとともに、必要に応じて各関係法人の内部管理、内部統制状況等をヒアリングし、業務執行状況を管理する体制を整えています。

b. 投資法人の運用体制

本投資法人は、その資産の運用を資産運用会社に委託しており、資産運用の意思決定は、実質的には資産運用会社にて行われます。資産運用会社の組織体制は以下の通りです。



資産運用会社の各組織・機関の主な業務・権限は、以下の通りです。

① 部・室

i 取締役会の管轄下のもの

組織・機関	主な業務の概略
コンプライアンス室	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・チェック ・行政機関への定例報告、届出 ・規程改廃等の審査 ・広告等の審査 ・法務 ・リスク全般の管理 ・法人関係情報（インサイダー情報等）の管理 ・従業員教育 ・苦情等の対処 ・反社会的勢力への対応 ・訴訟行為等

コンプライアンス室は取締役会管轄の組織であり、取締役会の決議により任命されたチーフ・コンプライアンス・オフィサーが室長を務めます。

ii 代表取締役の管轄下のもの

組織・機関	主な業務の概略
運用部 投資顧問課	<ul style="list-style-type: none"> ・運用ガイドラインの策定 ・ポートフォリオ計画・資産管理計画の策定 ・運用資産の取得・売却に係る計画の策定、実行 ・運用資産の取得・売却に係るリスク管理 ・資金調達計画の策定、実行 ・PM会社等の選定 ・余資運用 ・不動産市場動向に係る調査
管理部 財経総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・運用資産の運営管理に係る計画の策定、実行 ・運用資産の運営管理に係るリスク管理 ・修繕計画の策定、実行 ・運用資産のパフォーマンスの確認
	投資法人に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・投資主総会、役員会の運営補佐 ・投資主情報の管理、投資主対応 ・投資口・投資法人債の発行 ・情報開示に係る業務 ・広報、IR 資産運用会社に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・株主総会、取締役会の運営 ・経理、財務 ・人事、総務 ・システム情報機器の運用、保全、管理 ・事務リスク管理、システムリスク管理
監査室	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査 ・外部監査への対応、検討

② コンプライアンス委員会

資産運用会社には、本書の日付現在、取締役会管轄の組織であるコンプライアンス委員会が設置されており、その概要は以下の通りです。

委員	チーフ・コンプライアンス・オフィサー（委員長）、監査室長、管理部長、管理部財経総務課長
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定款、規則等の新設改廃における法令遵守状況 ・運用資産の運用管理に係る方針・計画等の策定における法令遵守状況 ・運用資産の取得・売却の企画プロセス及び実行プロセスにおける法令遵守状況等 ・業務一般における法令遵守状況 ・利害関係者との取引の有無及び妥当性
審議方法等	委員全員が出席し、全員の賛成により決議します。審議結果が全会一致とならない場合、又は重要な契約の締結、官公庁への許認可・届出事項、利害関係者との取引について確認を要する場合は、外部弁護士の判断を仰ぎます。全会一致で決議されない議案であっても、委員長が、外部弁護士の確認を受けてコンプライアンス上問題がないと判断した場合は、投資委員会に付議できるものとします。

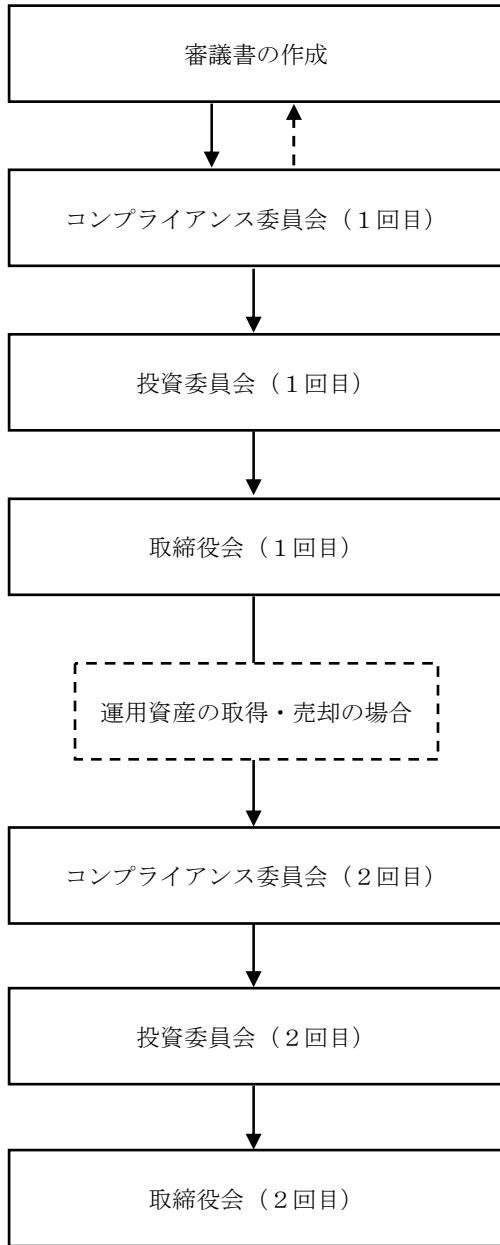
③ 投資委員会

資産運用会社には、本書の日付現在、代表取締役管轄の組織である投資委員会が設置されており、その概要は以下の通りです。

委員	代表取締役（議長）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、運用部長、管理部長、議長が委嘱した外部委員
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運用ガイドラインの策定・改定 ・運用資産の選定、取得及び売却 ・運用資産に係る各種運用計画（ポートフォリオ計画、当期事業計画、当期修繕計画）の策定 ・本投資法人の資金調達等の重要な事項に関する方針の決定 ・営業期間経過の都度における運用実績に対する評価分析
審議方法等	委員全員が出席し、全員の賛成により決議します。審議結果が全会一致とならない場合は、議長の権限で決議し、取締役会に付議できるものとします。但し、利害関係者との取引については、全会一致で決議されない議案は、取締役会に付議できません。

c. 投資運用の意思決定機構

運用資産の運用に係る決定を行うための審議書の作成・提出から決議までのプロセスは、以下の通りです。



- ① 運用部長及び（又は）管理部長は、運用ガイドライン、ポートフォリオ計画、当期事業計画、修繕計画等の制定・改定及び運用資産の取得・売却等を行うに際し、審議書を作成して、コンプライアンス委員会に提出します。
- ② コンプライアンス委員会の委員長（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）は、コンプライアンス委員会を開催し、法令・諸規則等の遵守状況等、コンプライアンス上の問題点の有無、利害関係者と本投資法人との取引の有無を確認します。
- ③ コンプライアンス委員会において問題がないと認めた議案のみを、投資委員会に付議できます。コンプライアンス委員会がコンプライアンス上の重要な問題があると判断した場合は、審議書を差し戻し、投資委員会に付議できません。
- ④ コンプライアンス委員会において問題がないと認められ、投資委員会で決議された議案は、取締役会に付議され、取締役会で最終決議されます。
- ⑤ 運用資産の取得・売却に関する議案については、契約書作成等取引の実行段階で、当初のコンプライアンス委員会で審議した取引条件等との整合性、各種デュー・ディリジェンス結果の検証及び契約書等の内容を確認するため、2回目のコンプライアンス委員会、投資委員会及び取締役会が開催され、審議されます。問題がないと認めた場合に限り、取引が実行できることとなります。

d. コンプライアンス手続

資産運用会社は、本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する行為であるという認識の下、法令等の遵守状況を確認し、適正かつ公正な業務運営を遂行するため、以下の通り諸規程を定めてコンプライアンス手続を行っています。

- ① コンプライアンス委員会は、利害関係者との取引のほか、法令上の問題点の有無、資産運用会社が資産運用の受託者としての責務を遵守しているか等を審議します。コンプライアンス委員会の委員長はチーフ・コンプライアンス・オフィサーが務めます。
- ② チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス体制の運営に当たり、法令諸規則等への適合性及び違反事項に関する処理について判断し、また、法令諸規則等への適合性の判断を行う場合に必要に応じて意見書を作成します。関係当局、外部専門家（弁護士、外部監査人等）の意見・判断を求めた場合は、その記録の作成・管理を行います。関係当局、外部専門家より法令諸規則等違反の意見、判断が付された場合は、それに反する起案は差し戻します。
- ③ コンプライアンス室は、コンプライアンス遵守の状況について、適宜モニタリングを実施します。モニタリングの実施は、別に定める「内部監査規程」に準じて行います。
- ④ コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス室は、コンプライアンス・プログラムを年1回策定し、実行します。コンプライアンス・プログラムの策定に際しては、コンプライアンス委員会で審議の上、取締役会の承認を受けます。プログラムの内容は、規程・マニュアルの整備計画、自主検査の実施計画、コンプライアンス研修計画等です。当該プログラムの実施状況については、取締役会へ報告します。
- ⑤ コンプライアンス室は、部・室毎に必要なとされる法令諸規則等に関する知識の蓄積を図るため、また、コンプライアンスの重要性の周知徹底を図るため、適宜社内研修を実施します。社内研修に当たっては、以下の事項を周知徹底させるための手順を確立し、維持します。
 - (i) 法令諸規則等を遵守することの重要性
 - (ii) 不正な商慣習や無責任な行動が及ぼす影響
 - (iii) 法令諸規則等を遵守することで社会の高い信頼が得られること
 - (iv) 法令諸規則等遵守のための各人の役割や責任
 - (v) 法令諸規則等に違反した際に適用される罰則
- ⑥ 法令に反した役職員、あるいは社内規則等につき重大な違反行為を行った役職員に対しては、再研修プログラムを策定し、受講を義務付けます。但し、当該法令違反が軽微であるとチーフ・コンプライアンス・オフィサーが判断した場合は、再研修プログラムの受講を免除することがあります。

e. 投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

本投資法人の委託を受けた資産運用会社は、投資運用に係るリスクその他のリスクについて、原則として複数の階層における管理体制を通じて管理を行っています。

まず、資産運用会社は、運用部において資産の取得又は譲渡に係るリスク（不動産の瑕疵・欠陥に係るリスク、土壤汚染に係るリスク等）について、管理部において資産の運用管理に係るリスク（災害・事故等による建物の毀損に係るリスク、テナントに係るリスク、修繕・維持管理費用等に係るリスク等）及び資金調達等に係るリスクについて、それぞれ管理を行います。次に、資産運用会社は、本投資法人の資産運用に際して、資産の取得時、及び運用管理において管理すべきリスクをコンプライアンス委員会及び投資委員会において、それぞれ検証し、またそれらのリスクへの対応策を決めています。

そして、取締役会は、諮問機関であるコンプライアンス委員会及び投資委員会による審議の結果の報告及び意見具申を十分考慮に入れ、意思決定を行います。

更に、利害関係人等との一定の取引については、金商法及び投信法に定める利益相反防止規定を遵守することに加え、金商法及び投信法に定める利害関係人等に関連した行為準則の水準を超える厳格な利益相反防止体制を整え、投資法人本位のリスク管理体制を徹底しています。

また、各種リスクを適切に管理するため、社内規程として「リスク管理規程」を制定し、リスク管理を統括して担当する部署としてコンプライアンス室を設置しています。コンプライアンス室は各部署から独立しており、牽制機能が十分発揮される体制となっています。

このように、本投資法人から委託を受けた資産運用会社は重層的な検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、かかるリスクを極小化するように努めています。

(5) 【投資法人の出資総額】

- a. 本書の日付現在の出資総額、本投資法人が発行することができる投資口の総口数及び発行済投資口総口数は、以下の通りです。

出資総額	56,412,305,600円
本投資法人が発行することができる投資口の総口数	2,000,000口
発行済投資口総口数	108,653口

- b. 最近5年間における出資総額及び発行済投資口総口数の増減は、以下の通りです。

発行日	摘要	出資総額（千円）		発行済投資口総口数（口）		備考
		増減額	残高	増減数	残高	
平成16年10月19日	投資口併合	—	100,000	△800	200	(注1)
平成16年11月11日	私募増資	6,772,480	6,872,480	15,392	15,592	(注2)
平成17年3月7日	公募増資	14,325,000	21,197,480	30,000	45,592	(注3)
平成17年4月5日	第三者割当増資	573,000	21,770,480	1,200	46,792	(注4)
平成17年12月15日	公募増資	6,641,020	28,411,500	13,700	60,492	(注5)
平成19年5月29日	第三者割当増資	28,000,805	56,412,305	48,161	108,653	(注6)

(注1) 投資口の併合（5口を1口に併合）を行いました。

(注2) 1口当たり発行価格440,000円にて、私募ファンドからの18個の不動産信託受益権取得資金の調達を目的とする投資口の追加発行（私募）を行いました。

(注3) 1口当たり発行価格500,000円（発行価額477,500円）にて、3個の不動産信託受益権取得資金の調達及び短期借入金の返済等を目的とする投資口の追加発行（公募）を行いました。

(注4) 1口当たり発行価額477,500円にて、(注3)の公募による追加発行に伴い、野村證券株式会社を割当先とする新投資口の追加発行（第三者割当）を行いました。

(注5) 1口当たり発行価格503,430円（発行価額484,746円）にて、1個の不動産取得資金の調達及び短期借入金の返済等を目的とする投資口の追加発行（公募）を行いました。

(注6) 1口当たり発行価額581,400円にて、11個の不動産信託受益権取得資金の調達を目的として、MSREF VI River Five, Limited、MSREF VI River Six, Limited 日本支店、合同会社エスト・ワン、合同会社ラヴィータ・ワン、株式会社RAM TWO、D.B. Zwirn Special Opportunities Fund, Ltd.、東洋プロパティ、東洋ビルメンテナンス株式会社、BMS株式会社及びトータルハウジング株式会社を割当先とする投資口の追加発行（第三者割当）を行いました。

(6) 【主要な投資主の状況】

a. 平成21年5月31日現在の主要な投資主は、以下の通りです。

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	発行済投資口総口数 に対する所有投資口 数の比率 (%) (注)
エムエスアールイーエフ ブイアイ リバー ファイ ブ リミテッド	CARD CORPORATE SERVICES LTD. 2F, ZEPHYR HOUSE 122 MARY ST. P. O. BOX 709GT, GEORGE TN GRAND CAYMAN C. I.	20,640	18.99
日興シティ信託銀行株式 会社 (投信口)	東京都品川区東品川二丁目3番14号	8,728	8.03
エムエスアールイーエフ ブイアイ リバー シック ス リミテッド ジャパン	CARD CORPORATE SERVICES LTD. 2F, ZEPHYR HOUSE 122 MARY ST. P. O. BOX 709GT, GEORGE TN GRAND CAYMAN C. I.	7,740	7.12
ゴールドマン・サック ス・インターナショナル	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U. K.	6,467	5.95
モルガン スタンレー ア ンド カンパニー イン ターナショナル ピーエル シー	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA ENGLAND	5,498	5.06
合同会社ラヴィータ・ワ ン	東京都港区芝五丁目29番3号	4,301	3.95
ドイチェ バンク アー ゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライア ンツ 613	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY	3,423	3.15
株式会社RAM TWO	東京都港区虎ノ門一丁目4番2号	3,284	3.02
アングロ アイリッシュ バンク コーポレーション インターナショナル プロ スペクト エピキュア ジェイ リート バリュ ーフアンド	JUBILEE BUILDINGS, VICTORIA ST, DOUGLAS, ISLE OF MAN IMI 2SH	2,578	2.37
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,535	2.33
合計		65,194	60.00

(注) 発行済投資口総口数に対する所有投資口数の比率は、記載未満の桁数を切り捨てて表示しています。

b. 所有者別状況

(平成21年5月31日現在)

区分	投資口の状況						
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の国内法人	外国法人等(うち個人)	個人その他	計
投資主数(人)	—	15	21	89	95 (5)	5,586	5,806
所有投資口数(口)	—	18,256	1,517	15,078	53,901 (10)	19,901	108,653
所有投資口数の割合(%)	—	16.80	1.39	13.87	49.60 (0.00)	18.31	100.00

(注) 所有投資口数の割合は、記載未満の桁数を切り捨てて表示しています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本投資法人は、投信法に基づき、規約において、主として投資対象不動産等に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を目指して運用を行うことをその基本理念としています。本投資法人は、本書の日付現在、その資産の運用を資産運用会社に委託しています。資産運用会社は、規約に定める本投資法人の基本方針に従い、かつ本投資法人との資産運用委託契約に基づき、その内部規則として運用ガイドラインを制定しており、運用ガイドラインにおいて、本投資法人の運用資産に適用される投資運用方針を以下の通り定めています。

かかる運用ガイドラインは、本書の日付現在において、経済情勢、不動産市場動向等の推移、動向及び見通し等を総合的に勘案して、規約に定める本投資法人の運用の基本方針の実現のために現時点で最も適切であると判断して制定した資産運用の細則であり、資産運用会社は営業期間毎に運用ガイドラインの見直しを行うこととします。また、今後の経済情勢、不動産市場動向等が変動し、資産運用会社が規約に定める本投資法人の投資運用の基本方針を実現するために最も適切であると判断する場合には、機動的に運用ガイドラインを変更することがあります。

(イ) ポートフォリオ構築方針

本投資法人は、東京都区部を中心とする投資エリア（後記「(ロ) 東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資 ② 投資基準」に記載の各類型毎の投資エリアをご参照下さい。）に存するオフィス及びレジデンスに集中的に投資を行います。これらの物件は、以下の理由から運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を企図する本投資法人の投資方針に合致すると考えます。

① 運用資産の着実な成長

i 外部成長

- ・東京都区部のオフィス及びレジデンスは、他の地方都市及び大規模物件に比してその絶対数が多いため、不動産流通マーケットで取引される物件数も多いと考えられます。この恵まれた投資機会を活用しながら物件取得を行います。
- ・資産運用会社は、これまでに関係を築いてきた仲介会社から物件売却情報を入手することで、継続的な物件取得を図ります。
- ・資産運用会社は、業務提携先各社から本投資法人の投資基準に適合する投資物件の売却及び仲介情報の提供を受け、投資物件の取得機会を拡大することによってポートフォリオの着実な外部成長を目指します。詳細については、後記「(ニ) 業務提携先各社とのパートナーシップ ① 取得機会の拡大」をご参照下さい。
- ・開発中の未竣工物件にも投資を行うことによって、有利な経済条件での物件取得の実現を目指します。

ii 内部成長

- ・テナント満足度の向上ときめ細かな運営管理を実現すべく各種運用計画を定め、PM会社の選定及びその業務についての適切な評価・管理を行うことにより、積極的かつ効率的な運営管理を目指します。詳細については、後記「d. 運営管理方針」をご参照下さい。
- ・賃貸マーケット動向・テナント動向の把握、重点対象先とすべきテナント属性の分析、多数のリーシング会社へのテナント斡旋依頼、最適な賃貸条件の検討及び既入居テナントの動向の把握を通じて、投資物件の早期リースアップの実現を目指します。詳細については、後記「d. 運営管理方針」をご参照下さい。

・資産運用会社は、物件に応じたPM会社を選定し、PM会社と協働しながら各投資物件について、物件特性・エリア特性に応じた積極的かつ効率的な運営管理、管理コストの圧縮及び計画的な修繕の実施を実行することにより、テナント満足度の向上、安定的な高稼働率の維持及び各種経費の低減等を図り、ポートフォリオの収益の極大化を目指します。詳細については、後記「d. 運営管理方針」をご参照下さい。

② 中長期的な安定収益の確保

i 東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資

本投資法人が投資対象とすることを想定している規模の東京都区部のオフィス及びレジデンスは入居の対象となる潜在的なテナントの絶対数が多いため、中長期にわたって安定的な稼働率と賃料水準を維持することが可能と考えられます。また、オフィス及びレジデンスとしてのテナント需要の高さ等を勘案し、近隣エリアの立地特性及びマーケット状況等に合致した、相対的競争力が強いと考えられる物件に投資します。

ii ポートフォリオの分散効果

多数のオフィス及びレジデンスへの投資によって、分散されたポートフォリオを構築し、ポートフォリオの収益変動リスクの極小化を図ります。また、オフィスとレジデンスという複数タイプの物件に投資することで、経済情勢や不動産を取り巻く市場変動等による影響の抑制を図ります。

iii 積極的かつ効率的な運営管理

資産運用会社とPM会社が協働することによって、積極的かつ効率的な運営管理を図り、各投資物件の収益安定性の確保を目指します。

iv 最適な財務戦略

中長期的な安定収益の確保を実現するために、資産運用会社が最適と考える財務戦略を実行します。詳細については、後記「f. 財務方針」をご参照下さい。

(ロ) 東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資

① マーケット状況

i オフィス

本投資法人が投資対象とすることを想定している規模のオフィスの主たるテナント層は、相対的に従業員数の少ない事業所になるものと考えられます。全国主要都市における事業所数及び従業者数の比較によると、東京都区部の事業所数及び従業員数が他の主要都市よりも多いとともに、相対的に従業員数の少ない事業所の数が多いことが分かります。これは、本投資法人が投資対象とすることを想定している規模の東京都区部のオフィスに入居し得る潜在的なテナントの絶対数の多さを示しているものといえます。

このことから、本投資法人が投資対象とすることを想定している規模の東京都区部のオフィスは、厚いテナント層による豊富なテナント需要に支えられているという特徴を有するものと考えられ、その傾向は今後も安定的に推移していくものと考えています。

ii レジデンス

東京都の人口及び世帯数は、他の主要府県よりも多いとともに、世帯数については平成12年以降、増加傾向にあります（なお、厚生労働省の設置研究機関である国立社会保障・人口問題研究所の研究結果に基づけば、人口に関しては、今後の予測数値も増加傾向にあります。）。これは、都心部への産業の集中、単身世帯（単身者

社会人、学生等をいいます。以下同じ。)・ディンクス世帯・シニア世帯等の都心回帰志向の高まり等によるものと考えられます。

このように東京都を中心とする投資エリアの賃貸住宅市場は、その需要力の高さから今後も引き続き堅調に推移していくものと考えられます。

② 投資基準

i オフィス

本投資法人は、下記投資額及び投資エリアに合致するオフィス（都心オフィスビル、都市型商業ビル及び地方オフィスビル）に投資していきます。（注1）

投資額	原則：1物件当たり10億円以上50億円以下（注2）
投資エリア	<p>第一投資エリア：東京23区</p> <p>第二投資エリア：東京都下部（東京都三鷹市・武蔵野市・調布市・立川市・国分寺市・町田市・八王子市等）並びに横浜駅及び新横浜駅の駅前至近エリア</p> <p>地方投資エリア：政令指定都市及び首都圏主要都市の主要市街地</p> <p>第一投資エリア、第二投資エリア及び地方投資エリアの投資比率は、後記「(ハ) 分散されたポートフォリオの構築」をご参照下さい。</p>

(注1) 「都心オフィスビル」とは、第一投資エリア及び第二投資エリアに存するオフィスビルをいい、「都市型商業ビル」とは、第一投資エリア及び第二投資エリア内で商業地としての知名度が高いエリアに存する商業ビルをいいます（このうち、本投資法人が主に投資するのは、意匠・構造等の面においてオフィスビルとしても使用可能である商業ビルです。）。また、「地方オフィスビル」とは、地方投資エリアに存するオフィスビルをいいます。

(注2) 下記検討事項を考慮した結果、中長期的な収益安定性の確保の観点から望ましいと判断した物件で、当該物件を取得後の本ポートフォリオに与える影響（規模及びテナント数という側面での影響）を検討した上で、下限を5億円として、上記原則に該当しない物件に投資する場合があります。

[大規模（50億円以上）のケース]

- ・大幅な賃料変動リスク、テナント分散
- ・テナントニーズに即した効率的かつ迅速な運営管理の実施

[小規模（5億～10億円）のケース]

- ・投資効率性
- ・管理状態
- ・既入居テナントのクレジット
- ・テナント分散

ii レジデンス

(i) 投資額及び投資エリア

本投資法人は、下記投資額及び投資エリアに合致するレジデンス（都心レジデンス及び地方レジデンス）に投資していきます。（注1）

投資額	原則：1物件当たり5億円以上50億円以下（注2）
投資エリア	<p>第一投資エリア：東京23区</p> <p>第二投資エリア：東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県における都心通勤圏内エリア（注3）</p> <p>地方投資エリア：名古屋市・大阪市・福岡市内における主要ターミナル駅（注4）への通勤・通学圏内（注5）</p> <p>第一投資エリア、第二投資エリア及び地方投資エリアの投資比率は、後記「(ハ) 分散されたポートフォリオの構築」をご参照下さい。</p>

(注1) 「都心レジデンス」とは、第一投資エリア及び第二投資エリアに存するレジデンスをいい、「地方レジデンス」とは、地方投資エリアに存するレジデンスをいいます。

(注2) 下記検討事項を考慮した結果、中長期的な収益安定性の確保の観点から望ましいと判断した物件で、当該物件を取得後の本ポートフォリオに与える影響（規模及びテナント数という側面での影響）を検討した上で、下限を3億円として、上記原則に該当しない物件に投資する場合があります。

[大規模（50億円以上）のケース]

- ・高稼働率の維持の難易度
- ・精緻なテナント管理の実行の可否

[小規模（3億～5億円）のケース]

- ・投資効率性
- ・建物スペック・管理状態等

(注3) 都心の主要ターミナル駅（東京駅、品川駅、渋谷駅、新宿駅、池袋駅、上野駅及び秋葉原駅等）までの電車での所要時間が30分程度までのエリアと定めています。

(注4) 「主要ターミナル駅」とは、名古屋市においては「名古屋駅」・「栄駅」、大阪市においては「大阪駅」・「新大阪駅」・「淀屋橋駅」・「本町駅」・「なんば駅」、福岡市においては「博多駅」・「天神駅」等と定めています。

(注5) 各都市の主要ターミナル駅までの公共交通機関（電車、バス等）の所要時間が約30分までのエリアと定めています。

(ii) 投資対象とするレジデンスのタイプ

投資対象とするレジデンスは、主たるテナント層、マーケット状況等により区分した下記の4タイプとします。4つのタイプに分散して投資し、一定のタイプに係るマーケット状況に依拠するリスクや、入居するテナントが一定の層に偏るリスクを低減します。

タイプ	特徴
シングルタイプ レジデンス	<主たるテナント層> 単身世帯 <マーケット状況> 交通利便性、都心接近性の観点から、東京23区（特に都心5区（千代田、港、中央、渋谷及び新宿の5区をいいます。以下同じ。））におけるテナント需要が相対的に強いものと考えます。 <重視する特性> 交通利便性、生活利便性、商業利便性
ディンクスタイプ レジデンス	<主たるテナント層> 若年（20～30歳代）のディンクス世帯及び相対的所得水準の高い単身世帯 <マーケット状況> 都心5区を中心として、都心接近性の良好な東京23区内の地域にその需要が集中する傾向にあると考えます。 <重視する特性> 交通利便性、生活利便性、商業利便性、文化施設への接近性

タイプ	特徴
ファミリータイプ レジデンス	<p><主たるテナント層> 平均的な所得層で、子供を含めた3人以上の家族</p> <p><マーケット状況> 子供のいる家族がメインターゲットであり、また貸室面積が大きいことで賃料が高額となりがちのため、都心よりも郊外に集中する傾向にあります。また、本タイプは、他のタイプと比較して、契約更新回数が多く、中長期的に安定した賃料収入を収受することができると思います。</p> <p><重視する特性> 居住快適性（閑静・治安良好・嫌悪施設なし）、生活利便性、文化・教育施設への接近性</p>
ドミトリータイプ レジデンス	<p><主たるテナント層> 若年の単身世帯（学生、若年社会人）</p> <p><マーケット状況> 専門のドミトリー・オペレーション会社への一括賃貸（従って稼働率は100%）であることを前提としており、中長期的に安定した賃料収入を収受することができると思います。</p> <p><重視する特性> 共用部分（共同風呂・共同トイレ・共同食堂・クリーニングルーム及び多目的ルーム等）の管理状態、生活利便性</p>

(ハ) 分散されたポートフォリオの構築

収益変動リスクの極小化及び市場変動等による影響の抑制を図るとともに、オフィス及びレジデンス各々の投資メリットを効率的に享受するため、原則としてそれぞれポートフォリオの50%（取得価格ベース）を目途とします。但し、不動産流通マーケット状況及び取引状況等を総合的に勘案し、同比率を30～70%程度の範囲内において機動的に運用します。

また、オフィス及びレジデンスともに、第一投資エリアを主たる投資地域と位置付けますが、各エリアのマーケット状況（取引物件のストック量、取引価格の状況及び賃貸マーケット状況等）を勘案しながら、第二投資エリア及び地方投資エリアにも投資します。

<ポートフォリオの投資比率（取得価格ベース）>

オフィス	原則50%（30～70%）	第一投資エリア	70%～
		第二投資エリア	～30%
		地方投資エリア	（注）
レジデンス	原則50%（30～70%）	第一投資エリア	60%～
		第二投資エリア	～40%
		地方投資エリア	（注）

（注） 地方オフィスビル及び地方レジデンスへの投資比率は、合わせてポートフォリオの20%以下（取得価格ベース）とします。

(ニ) 業務提携先各社とのパートナーシップ

① 取得機会の拡大

資産運用会社は、業務提携先各社から本投資法人の投資基準に大要適合する投資物件の売却及び仲介情報の提供を受け、投資物件の取得機会を拡大していきます。

② 業務提携先各社とのパートナーシップ

i 資産運用業務の助言

資産運用会社は、業務提携先各社から自主的に提供される資産運用業務に関する助

言を受けることができます。

ii 人材派遣

資産運用会社は、業務提携先各社から自主的に行われる、取締役の派遣及び投資委員会の外部委員等の人材派遣を受けることができます。

b. 投資基準

(イ) 投資選定基準

投資物件の取得に当たっては、以下の投資選定基準に合致する物件（実質的に合致する物件も含まれます。）に投資します。

項目	投資選定基準	
法令遵守	都市計画法（昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）、建築基準法（昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）等、関連する全ての法令を遵守している物件（既存不適格物件を含みます。）に投資します。（注1）	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること	
耐震性	新耐震基準（注2）に適合していること 但し、新耐震基準以前に建築された物件であっても、新耐震基準と同等の耐震性（注3）を有すると判断した場合には、投資を行う場合があります。	
スペック	オフィス	独立エントランスホールの確保 1基以上のエレベーターの設置（注4）
	レジデンス	オートロック機能の設置 室内エアコン・洗濯機置場完備 1箇所以上の収納スペース（注5）
有害物質 ・土壌汚染等	資産運用会社が発注した専門会社作成のエンジニアリング・レポートにおいて、有害物質等が内在する可能性が低く、上記有害物質が内在していたとしても、内在する有害物質に関連する全ての法令に基づき、適法に保管あるいは処理等がなされている旨の記載がなされ、かつ同社が後記「(ロ) 調査基準（デュー・ディリジェンス基準）」のデュー・ディリジェンスを実施した結果、有害物質等が内在する可能性が低いと判断した物件であること	
稼働状況	原則として、取得時点において既に賃貸に供され、現に賃料収入が発生していること 但し、レジデンス（地方レジデンスを含みます。）に関しては、未稼働（開発中）物件であっても、テナント誘致の確度や取得後の本ポートフォリオ全体に対する収益の影響度等を総合的に勘案した上で、建物の竣工（検査済証の取得）を停止条件として投資する場合があります。	

(注1) 但し、関係法令を遵守できていないと考え得る物件の場合で、当該非遵守の程度が小さく、かつ今後は正可能又は手続的瑕疵のみが存している物件に関しては、投資対象として検討する場合があります。

(注2) 新耐震基準とは、昭和56年に改正された建築基準法上の耐震設計基準をいいます。

(注3) 同等の耐震性とは、新耐震基準に準拠する設計・施工がなされているか、又は新耐震基準と同等以上の耐震補強を施しているものをいいます。

(注4) 上記スペックに加え、外観・意匠等及び共用部分の管理状態等を検討し、投資判断を行います。

(注5) 上記スペックに加え、バス・トイレの独立、居間の広さ及び収納スペースの数等を検討し、投資判断を行います。

(ロ) 調査基準（デュー・ディリジェンス基準）

投資物件を選別し、投資採算価値の見極めを行うために、資産運用会社が運用ガイドラインで定めた投資選定基準（前記「(イ) 投資選定基準」をご参照下さい。）及び投資検討基準を充足した投資物件につき、経済的調査・物理的調査及び法的調査等のデュー・ディリジェンスを実施します。デュー・ディリジェンス手続では、公正かつ調査能力・経験のあると認められる第三者の専門会社による不動産鑑定評価書、エンジニアリン

グ・レポート、マーケット・レポート等を取得し、これらの内容も考慮しながら、
 デュー・ディリジェンスを実施した上で取得の可否を総合的に判断するものとします。

調査項目		調査事項
経済的調査	市場調査	①近隣エリアのマーケット賃料水準 ②近隣エリアのマーケット稼働率の推移及び将来の動向 ③近隣エリア内の類似物件・競合物件の需要動向 ④近隣エリア内の取引利回りの水準 ⑤近隣エリア（及びその周辺エリアを含みます。）の将来の開発計画の有無及びその進捗状況
	テナント調査	①入居テナントの属性・信用情報（業種・業歴・決算内容・財務状況（オフィス）・入居者及び保証人の所得水準（レジデンス）等）、賃料支払状況等 ②入居テナント数、利用目的等（レジデンスの場合には、世帯状況も確認） ③同一入居テナントの占有割合等
	収益関係調査	①テナント誘致力等の調査 ②賃貸借契約形態及び当該契約更新の可能性（契約期間・賃料支払時期、一時金の返却方法、退去通知期間の確認等） ③建物運営管理費用の現況確認及び当該費用低減の余地の検討 ④将来におけるリーシング方針、管理方針及び修繕方針の検討 ⑤本投資法人のポートフォリオ戦略との整合性（エリア・用途・規模・投資額等）の確認
物理的調査	立地条件	①街路の状況（幅員・系統・連続性等）、鉄道等主要交通機関からの接近性、主要交通機関の乗降客数等 ②生活利便施設、経済施設、官公庁施設、教育関連施設等の配置、接近性及び周辺土地の利用状況並びに将来の動向 ③日照・眺望・景観・騒音等の状況（主としてレジデンスにて重視） ④隣地との境界・越境物の有無 ⑤嫌悪施設等の有無 ⑥地域の知名度及び評判、規模の状況
	建築及び設備の状況	①物件共通 意匠・主要構造・設備・築年数・施工会社・維持管理の程度・緊急修繕の必要性及び建築確認通知書・検査済証等の書類の確認 ②オフィス 貸室部分の形状（分割対応可能か否か）、フリーアクセス床（OAフロア）、天井高、電気容量、空調方式、床荷重の程度、防犯設備の状態、共用部分の管理状態、給排水設備、昇降機設備、駐車場設備等 ③レジデンス 貸室部分の形状、間取り、天井高、内部仕様（天井・壁・床・キッチン・風呂場等）、内外装の仕様資材、空調設備、衛生設備、電気設備、昇降機設備、駐車場設備、駐輪場、集会室等その他共用設備の状況等
	耐震性及びPML（注1）	①新耐震基準又はそれと同等の耐震性の確保 ②PML値の確認（20%未満を原則とします。（注2））
	建物管理関係	実際の管理状況（清掃の程度、残置物の有無等）、館内細則の内容、管理会社の質及び信用力の調査
	環境・地質等	①アスベスト・PCB等の建物有害物質の有無 ②地歴調査及び土壌汚染物質の有無

調査項目		調査事項
法的調査	権利関係	①関係法令（都市計画法、建築基準法その他関連法規）の遵守状況 ②所有形態に関する権利関係調査（区分所有物件・借地権物件等か否か）
	境界調査	境界確定の状況（官民及び市民）及び越境物の有無とその状況（覚書等の有無を含みます。）
	既入居テナントの調査	既入居テナントからのクレームの状況及び紛争の有無

(注1) PML (Probable Maximum Loss) とは、地震による予想最大損失をいいます。PMLには、個別物件に関するものとポートフォリオ全体に関するものがあります。PMLについての統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、建物の一般的耐用年数50年間に、10%以上の確率で起こり得る最大規模の地震（再現期間475年の地震に相当。）により生ずる損失の再調達価格に対する割合をいいます。

(注2) 地震保険を付しても、PML値が20%未満の物件と同等の投資効率性を有すると判断したPML値が20%以上の物件については、投資物件として検討する場合があります。

c. 保険付保基準

(イ) 損害保険

災害及び事故等による建物の損害及び対人・対物事故による第三者への損害賠償を担保するため、投資物件（本項において、投資物件が不動産の場合は投資法人が有する建物、投資物件が不動産を信託財産とする信託受益権の場合は当該信託受益権の信託受託者が有する建物をいいます。）に適切な損害保険（火災保険及び賠償責任保険）を付保します。

火災保険及び賠償責任保険については、原則として投資物件の用途毎に一つの保険契約を締結し、包括的に付保します。但し、投資物件によっては、1物件につき1保険契約を締結し、個別に付保する場合があります。

付保内容については、基本的に総合保険（オールリスク型保険）とします。

保険会社の選定に当たっては、一定の信用力を有する複数の保険会社に同じ付保内容での見積書を提出させ、それらを比較検討することにより、最も経済的な付保条件を提示した保険会社を選定することとします。

(ロ) 地震保険

地震により生じる建物の損害や収益の大幅な減少に関して、エンジニアリング・レポートにおける地震リスクの内容に基づき検討・判断するものとします。特に、かかる地震リスクの判断において、エンジニアリング・レポート記載の各投資物件のPML値が20%以上の場合には、当該投資物件につき、地震保険を付保する場合があります。

d. 運営管理方針

(イ) 基本方針

以下の基本方針に基づき、投資物件に係る賃料等の増額、安定的な高稼働率の維持及び管理コスト等の削減を目的として、PM会社を通じたマーケット動向を意識したリーシング、テナント満足度を意識したテナント管理・建物管理及び計画的かつ迅速な修繕を実現すべく積極的かつ効率的な運営管理を実施することにより、運用収益の着実な成長を図ります。

- ・テナント満足度の向上ときめ細かな運営管理のために、決算期毎に各種運用計画を策定します（詳細及び定義については、後記「(ロ) 各種運用計画の策定、実行及び検証」をご参照下さい。）。
- ・運営管理に関して重要な役割を担うPM会社の選定及びその業務についての適切な評

価・管理を行います。

(ロ) 各種運用計画の策定、実行及び検証

決算期毎に、投資物件全体について「ポートフォリオ計画」、各投資物件について「当期事業計画」及び「当期修繕計画」（これら3つの計画を総称して、以下「各種運用計画」といいます。）を策定し、これらに基づく計画的な運営管理を実施します。また、定期的に運営管理の状況及び実績について検証・評価を行うことにより、投資物件取得後の運営管理（修正計画の策定）に反映させます。

① 各種運用計画の策定

i ポートフォリオ計画

ポートフォリオに関する物件取得及び運用計画等を、本投資法人の決算期毎にポートフォリオ計画として策定します。ポートフォリオ計画は、以下によって構成されます。

- ・外部成長計画
- ・前期運用実績評価
- ・当期運用計画
- ・中長期運用計画
- ・財務計画

ii 当期事業計画

各投資物件に係る運営管理計画を、本投資法人の決算期毎に当期事業計画として策定します。当期事業計画は、以下によって構成されます。

- ・収支計画
- ・リーシング計画
- ・運営管理計画
- ・当期修繕計画

iii 当期修繕計画

投資物件の物理的・機能的価値の維持・向上を図るため、ポートフォリオ全体の修繕計画を、本投資法人の決算期毎に当期修繕計画として策定します。なお、前記「ii 当期事業計画」の通り、各投資物件単体の当期修繕計画については、当期事業計画の中において策定します。

② 各種運用計画の検証

各種運用計画に基づく運営管理の状況及び収益実績について、以下の方法により検証・評価を行います。

i 定期的な検証

各種運用計画に基づく運営管理や収益実績を、月次及び決算期毎に検証します。検証の結果、収支予算と当該収支実績との間に著しい乖離がみられる場合や、当該計画の見直しが必要と判断される場合には、速やかに修正計画を策定します。

ii 適宜行う検証

物件取得、物件売却及び市場環境の変化等、ポートフォリオの状況や投資物件の状況に大きな変化が生じた場合、適宜、各種運用計画の修正や見直しを行います。

(ハ) リーシング方針

① リーシング戦略

投資物件の早期リースアップを実現するため、各種運用計画に基づき、以下の事項に留意して適切な賃貸条件を検討し、リーシング活動を実施します。

i 賃貸マーケット動向・テナント動向の把握

- ii 多数のリーシング会社へのテナント斡旋依頼
 - iii 重点対象先とすべきテナント属性の分析
 - iv 最適な賃貸条件の検討
 - v 既入居テナントの動向の把握
 - vi 利益相反対策
- ② テナント審査基準

社会的な属性を重視したテナント審査を行います。具体的には、PM会社の審査基準に基づく入居審査を行い、当該入居審査を通過したテナント候補のうち、下表のテナント審査基準に基づく審査手続により、属性及びクレジット等の良好なテナントのみを誘致するよう努めます。

i 法人審査基準

審査項目	審査内容
a. 業種	(a) 属性（業種） (b) 業種動向
b. 業歴	(a) 事業継続年数 (b) 上場の有無
c. 業績	(a) 財務状況 (b) 株価動向（上場している場合）
d. 信用度	企業信用調査会社の評価内容
e. 賃貸借契約内容	(a) 使用目的 (b) 賃料・共益費 (c) 賃貸借期間 (d) 敷金・保証金額

ii 個人審査基準

審査項目	審査内容
a. 属性	(a) 属性 (b) 年齢・性別 (c) 入居人数・構成（家族構成）
b. 勤務状況	(a) 勤務先の業績 (b) 勤務年数
c. 賃料負担力	(a) 所得水準（年収） (b) 所得水準に占める賃料総額の割合 (c) 連帯保証人の有無及びその属性・所得水準
d. 賃貸借契約内容	(a) 使用目的 (b) 賃料・共益費 (c) 賃貸借期間 (d) 敷金・保証金額

(二) 管理方針

① テナント管理方針

i テナント満足度の向上

- (i) テナントとの良好なリレーションシップを図り、入居の感想・不満・要望点等のヒアリング内容等を反映させたテナント管理を行います。
- (ii) 専有部分及び共用部分の各種設備の更新・リニューアルに関する適切な提案を行い、テナント満足度の向上につなげます。
- (iii) テナントから評価された対応策については、積極的に他の投資物件のテナントに対しても提案していきます。

- ii クレーム対応
資産運用会社とPM会社が協働して、テナントのクレームに対して誠実に対応します。
- ② 建物管理方針
 - i 管理状態の確認
共用部分の管理（清掃）の状態、各種設備の不具合の有無等、投資物件の管理状態を確認し、常にテナントの満足度の維持・向上に努めます。
 - ii 費用の低減
建物管理費における各項目別の費用を検証し、費用低減の余地がある場合は建物管理業者（清掃業者・警備業者等）の変更や、複数物件の一括委託等を実施することにより、当該費用の低減を図ります。なお、これらの実施に当たっては、投資物件の競争力やテナントへの影響に留意します。

(ホ) 修繕方針

物理的・機能的価値の維持・向上を図るため、入居テナントとの親密なリレーションシップを図り、テナントニーズや物件スペックの検討に基づき迅速かつ的確な修繕工事の実施に努めます。

- ① 修繕計画の策定
エンジニアリング・レポートにおける中長期修繕計画を参考とし、各修繕項目（経費的修繕項目及び資本的修繕項目）を検討の上、当期事業計画において当期修繕計画を策定し、各種修繕工事を適宜実施します。詳細については、前記「(ロ) 各種運用計画の策定、実行及び検証 ① 各種運用計画の策定」をご参照下さい。
- ② 経費的支出工事（経常修繕工事）
 - i 当期修繕計画記載の修繕事項の確認
当期修繕計画記載の修繕事項につき、その実施時期、実施内容及び費用等を確認し、最適と考えられる実施方法を策定の上、効率的な経費的支出工事の実施に努めます。
 - ii 迅速かつ経済的な修繕工事の実施
経費的支出工事を実施する場合には、原則としてPM会社に数社の修繕工事会社から見積書を提出させ（あるいは資産運用会社が自ら取得し）、修繕費用、修繕内容及び修繕期間に関して、最も適切かつ効率的な工事会社に発注します。
 - iii テナントニーズに基づく修繕工事の実施
入居テナントから修繕要望等があった場合、要望された修繕項目に関し、速やかにその修繕の要否、内容、時期及び費用等を検討し、その結果修繕工事が必要であると判断した場合には迅速な実施に努めます。
- ③ 資本的支出工事（大規模修繕工事）
当期修繕計画記載の修繕事項のうち、下表の資本的支出工事（大規模修繕工事）に係る実施時期、実施内容及び費用等を確認し、最適と考えられる実施方法を策定の上、効率的な資本的支出工事の実施に努めます。

機能維持を目的とした資本的支出工事	各種配管取替工事の実施、各種設備の更新工事の実施、等
機能向上を目的とした資本的支出工事	<p><オフィス> 外壁等の意匠の改修、フリーアクセス床への変更、フロア別・貸室別の個別空調設備の新規導入、通信設備の増強等の実施、等</p> <p><レジデンス> 外壁等の意匠の改修、貸室内の内装（壁・床・天井）のリフォーム、キッチン・バス・洗面台等の取替え、テナント需要に即した間取りの変更、等</p>

④ ポートフォリオ全体での検証

修繕工事を実施するに当たり、ポートフォリオ全体の修繕工事費用の低減につながると判断した場合には、複数の投資物件で同時期に修繕工事を行う場合があります。

また、中長期的な安定収益を確保するため、年度毎の修繕工事費用（経費的支出及び資本的支出）と、修繕積立金累計額とのバランス及びポートフォリオ全体の修繕工事費用の平準化に努めます。

⑤ 既入居テナントへの配慮

各種修繕工事を実施するに当たっては、既入居テナントに対する影響度に配慮し、その実施時期、実施内容の適否を十分に検討します。

(へ) PM会社の選定・管理

下記の基準により選定したPM会社を下記の方針に基づき管理します。

① PM会社の選定基準

検討項目	内容
a. 経験・実績	(a) 会社概要、沿革、過去の事業実績 (b) PM受託物件数（管理棟数・管理戸数）
b. 組織・体制	社内組織・社内体制
c. 財産基盤・財務状況	(a) 財務関係書類（貸借対照表・損益計算書等）による財務内容 (b) 企業信用調査会社の評価内容
d. リーシング能力の高さ	リーシング会社のネットワークの広さ（提携するリーシング会社数）
e. 近隣エリアを含む賃貸 マーケット市場への精通度	(a) 事業展開エリアの分布状況 (b) 各社員の賃貸マーケットに対する精通度
f. PMレポートの作成能力	PMレポートの内容
g. クレーム対応能力	(a) クレーム対応に対する体制 (b) クレーム対応能力
h. 建物・設備の管理能力	建物管理業務体制
i. PM報酬	(a) 基本報酬 (b) 一般媒介業務報酬（仲介手数料） (c) 契約更新業務に係る報酬

② PM会社の管理方針

i 運営管理体制の構築

PM会社に対して各投資物件の特性に合わせた適切かつ効率的な運営管理体制を構築するように求めるものとします。また、資産運用会社は、本投資法人の決算期毎に、当期事業計画を策定し、当該計画を通じてリーシング、管理及び修繕の各側面からPM会社の運営管理活動をモニタリングします。

ii 業務報告会の実施

運営管理状況の確認及び今後の対応策等について協議するために、原則として毎月、業務報告会を開催し、PM会社との一体的な運営管理体制を構築します。

iii PM会社の評価

原則として年1回、投資物件毎のPM会社の運営管理実績について、リーシング、管理及び修繕の各側面から評価します。その結果によっては、PM会社に対し改善の指示等を行うほか、PM会社を変更する場合があります。

e. 物件売却

取得した投資物件については、原則として中長期的に保有し、短期的には売却を行わないものとします。但し、以下の点を総合的に勘案した上で、売却によりポートフォリオの収益安定に

寄与すると判断される場合には、売却を行う場合があります。

- ・ポートフォリオの構成状態
- ・各用途の投資物件に係るマーケット（売買マーケット及び賃貸マーケット）動向予測
- ・各投資物件の将来における収支動向予測
- ・各投資物件の将来における資産価値の変動予測
- ・各投資物件の存する近隣エリアの収益安定の観点からみた将来性予測
- ・各投資物件の劣化・陳腐化による資本的支出予想額
- ・各投資物件のマーケットにおける売却予想額

f. 財務方針

(イ) 基本方針

計画的かつ機動的な資金調達により、ポートフォリオの中長期的な安定収益の確保を目指します。

(ロ) エクイティ・ファイナンス方針

投資口を引受ける者の募集は、下記を勘案し、また投資口の希薄化にも十分に配慮して行います。

- ① 新規に取得する投資物件の取得時期
- ② その時点での経済状況等

(ハ) デット・ファイナンス方針

① 借入れによる資金調達

i 借入方針

以下の方針に基づき、借入れを行います。

- ・短期・長期、変動金利・固定金利のバランスを取りながら、金利変動リスクを軽減することを目的に、当面の間は長期固定借入れを重視します。
- ・リファイナンスリスク（資金再調達リスク）を軽減するために返済期限を分散します。
- ・借入先の分散を図ります。

ii 借入先

借入先は、機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ（2）において定義されています。以下同じ。）に限るものとします。

iii 極度ローン契約

投資物件の新規取得、テナントからの預り金等の一時金の返還又は運転資金等の資金需要への機動的な対応のため、事前の極度ローン契約を締結することがあります。

② 投資法人債発行による資金調達

その時点での金融マーケット、不動産マーケット等を総合的に勘案した上で投資法人債を発行することがあります。

(ニ) デリバティブ取引

本投資法人は、負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジするため、デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行令」といいます。）第3条第2号において定義されています。）を行うことがあります。

(ホ) 総資産に対する借入金及び投資法人債の合計額の割合

総資産に対する借入金及び投資法人債の合計額の割合（以下「LTV」といいます。）は、概ね40～50%程度を標準的な水準とし、また、上限は原則として65%とします。但

し、投資物件の追加取得等により、LTVは、一時的に65%を超える場合があります。

g. その他

本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とします（規約第25条第2項）。

(2) 【投資対象】

a. 投資対象とする資産の種類、内容等

本投資法人は、以下の投資対象に投資します。

- (イ) 不動産等（以下の①から⑥までに掲げる各資産をいいます。以下同じ。）（規約第26条第2項）
- ① 不動産
 - ② 不動産の賃借権
 - ③ 地上権
 - ④ 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みますが、投信法施行令第3条第1号に規定される有価証券（以下「有価証券」といいます。）に該当するものを除きます。）
 - ⑤ 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）
 - ⑥ 当事者の一方が相手方の行う上記①から⑤までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。）
- (ロ) 不動産対応証券（資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げる各資産をいいます。以下同じ。）（規約第26条第3項）
- ① 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）第2条第9項に規定する優先出資証券をいいます。）
 - ② 受益証券（投信法第2条第7項に規定する受益証券をいいます。）
 - ③ 投資証券（投信法第2条第15項に規定する投資証券をいいます。）
 - ④ 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第13項及び第15項に規定する特定目的信託の受益証券をいいます。但し、上記(イ) ④又は⑤に該当するものを除きます。）
- (ハ) 以下の①から⑰までに掲げる有価証券（規約第26条第4項）
- ① 国債証券
 - ② 地方債証券
 - ③ 特別の法律により法人の発行する債券
 - ④ 社債券（新株予約権付社債券を除きます。）
 - ⑤ 特定目的会社に係る特定社債券（金商法第2条第1項第4号に定めるもの（但し、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）による改正前の証券取引法（以下「旧証券取引法」といいます。）第2条第1項第3号の2に定めるものに限りません。）をいいます。）
 - ⑥ コマーシャル・ペーパー（金商法第2条第1項第15号に定めるもの（但し、旧証券取引法第2条第1項第8号に定めるものに限りません。）をいいます。）
 - ⑦ 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、上記①から⑥までの証券又は証書の性質を有するもの
 - ⑧ 貸付信託の受益証券（金商法第2条第1項第12号に定めるもの（但し、旧証券取引法第2条第1項第7号の3に定めるものに限りません。）をいいます。但し、上記(ロ) ②に定めるものを除きます。）
 - ⑨ 投資証券（金商法第2条第1項第11号に定めるもの（但し、旧証券取引法第2条第1項第7号の2に定めるものに限りません。）をいいます。但し、上記(ロ) ③に定めるものを

除きます。)

- ⑩ 投資法人債券（金商法第2条第1項第11号に定めるもの（但し、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の規定により改正される前の投信法（以下「旧投信法」といいます。）第2条第25項に定めるものに限ります。）をいいます。）
 - ⑪ 外国投資証券（金商法第2条第1項第11号に定めるもの（但し、旧投信法第220条第1項に定めるものに限ります。）をいいます。）
 - ⑫ 外国貸付債権信託受益証券（金商法第2条第1項第18号に定めるもの（旧証券取引法第2条第1項第10号に定めるものに限ります。）をいいます。）
 - ⑬ オプションを表示する証券又は証書（金商法第2条第1項第19号に定めるもの（但し、旧証券取引法第2条第1項第10号の2に定めるものに限ります。）をいいます。）
 - ⑭ 預託証書（金商法第2条第1項第20号に定めるもの（但し、旧証券取引法第2条第1項第10号の3に定めるものに限ります。）で、上記①から④までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとします。）
 - ⑮ 外国法人が発行する本邦通貨建の譲渡性預金証書（金商法第2条第1項第11号に定めるもの（旧証券取引法第2条第1項第21号に定めるものに限ります。）をいいます。）
 - ⑯ 貸付債権信託受益権（金商法第2条第2項第1号に定めるもの（旧証券取引法第2条第2項第1号に定めるものに限ります。）をいいます。）
 - ⑰ 外国法人に対する権利で、上記⑯の権利の性質を有するもの（金商法第2条第2項第2号に定めるもの（但し、旧証券取引法第2条第2項第2号に定めるものに限ります。）をいいます。）
- (ニ) 金銭債権（投信法施行令第3条第7号に定めるもの（但し、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令233号）による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「旧投信法施行令」といいます。）第3条第11号に定めるものに限ります。）をいいます。）（規約第26条第4項）
- (ホ) デリバティブ取引（投信法施行令第3条第2号において規定されるデリバティブ取引をいいます。）に係る権利（但し、旧投信法施行令第3条第14号に定める権利に限ります。）（規約第26条第4項）
- (ヘ) 商標権（商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。）に定めるものをいいます。但し、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するもの及び上記（イ）に掲げる不動産等と併せて取得することが適当と認められるものに限ります。）（規約第26条第4項）
- (ト) 地役権（規約第26条第4項）
- (チ) 建設仮勘定（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）（以下「投資法人計算規則」といいます。）第37条第3項第2号へに定めるものをいいます。）（規約第26条第4項）
- (リ) 動産（民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。）（以下「民法」といいます。）に規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加された物件等）（規約第26条第4項）
- (ヌ) 特定の不動産に付随する資産で、当該不動産と併せて取得することが適当と法令、東京証券取引所及び社団法人投資信託協会が認めるもの（規約第26条第4項）
- (ル) (ヘ) 乃至 (ヌ) に規定される資産を信託する信託の受益権（規約第26条第4項）

b. 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合

(イ) 投資基準については、前記「(1) 投資方針 b. 投資基準」をご参照下さい。

(ロ) 種類別、地域別、用途別等による投資割合については、前記「(1) 投資方針 a. 基本方針」をご参照下さい。

(3) 【分配方針】

a. 分配方針（規約第32条第1項）

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(イ) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算日毎に計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した額をいいます。）の金額とします。

(ロ) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします（但し、分配可能金額を上限とします。）。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積立てることができます。

(注) 上記に関して、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第5条の規定による租税特別措置法の改正の結果、同法第67条の15の投資法人に係る課税の特例規定における分配の基準が配当可能所得金額でなくなりました。本投資法人は引き続き、改正後の投資法人に係る課税の特例規定の適用要件を満たす利益の分配を行うものとしします。

(ハ) 分配金に充当せず留保した利益又は決算日までの分配可能利益については、規約に記載される資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとしします。

b. 利益を超えた金銭の分配（規約第32条第2項）

本投資法人は、以下の場合、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。但し、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。

(イ) 分配可能金額が配当可能所得金額に満たない場合で、租税特別措置法第67条の15の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合には、当該適用要件を充足するものとして本投資法人が決定した金額

(ロ) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、当期における減価償却額から当期における適切な積立金等を控除した額を限度として本投資法人が決定した金額

c. 分配金の分配方法（規約第32条第3項）

投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3ヵ月以内に、決算日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資主又は登録投資口質権者の有する投資口の口数に応じて行います。

d. 分配金の除斥期間等（規約第32条第4項）

投資主への分配金の支払が行われずにその支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払の義務を免れるものとしします。なお、未払分配金には利息を付さないものとしします。

(4) 【投資制限】

a. 規約に基づく投資制限

(イ) 有価証券及び金銭債権に係る制限

前記「(2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類、内容等」における有価証券及び金銭債権については、積極的に投資を行うものではなく、余資運用として、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとします（規約第27条第1項）。

(ロ) デリバティブ取引に係る制限

前記「(2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類、内容等」におけるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします（規約第27条第2項）。

b. 法令に基づく投資制限

本投資法人は、金商法及び投信法による投資制限に従います。主たるものは以下の通りです（なお、以下は本投資法人に課される投資制限の全てを網羅するものではありません。）。

(イ) 登録投資法人は資産運用会社にその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりません。資産運用会社は、当該投資法人の資産の運用に係る業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、登録投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる資産運用会社に対する禁止行為のうち、法令及び自主ルールに基づく利害関係人との取引制限を除き、主なものは以下の通りです。

- ① 資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。）（以下「金商業等府令」といいます。）第128条で定めるものを除きます。）を行うこと（金商法第42条の2第1号）
- ② 資産運用会社が運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金商業等府令第129条で定めるものを除きます。）を行うこと（金商法第42条の2第2号）
- ③ 資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金商法第42条の2第3号）
- ④ 資産運用会社が通常の見積りの条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が登録投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金商法第42条の2第4号）
- ⑤ 資産運用会社が、以下の権利又は有価証券について、これに関して出資され又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含みます。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして金商業等府令で定めるものでない場合に、当該権利についての取引（金商法第2条第8項第1号、第2号又は第7号乃至第9号に掲げる行為をいいます。）を行うこと（金商法第40条の3）
 - i 金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利
 - ii 金商法第2条第2項第7号に掲げる権利（政令で定めるものに限り。）

- iii 金商法第2条第1項第21号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限り。）
- ⑥ 上記のほか、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして金商業等府令で定める以下の行為（金商法第42条の2第7号、金商業等府令第130条）
 - i 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用（金商業等府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）を行うこと（金商業等府令第130条第1項第1号）
 - ii 資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金商業等府令第130条第1項第2号）
 - iii 第三者（資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。）の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金商業等府令第130条第1項第3号）
 - iv 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと（金商業等府令第130条第1項第4号）
 - v 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作爲的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金商業等府令第130条第1項第5号）
 - vi 第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用（資産運用会社が予め個別の取引毎に全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。）を行うこと（金商業等府令第130条第1項第6号）
 - vii その他金商業等府令に定める内容の運用を行うこと
- (ロ) 同一株式の取得制限
登録投資法人は、同一の法人の発行する株式に係る議決権を、当該株式に係る議決権の総数の100分の50を超えて取得することができません（投信法第194条、投信法施行規則第221条）。
- (ハ) 自己の投資口の取得及び質受けの禁止
投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。但し、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りではありません（投信法第80条第1項、投信法施行規則第129条）。
 - ① 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合
 - ② 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合
 - ③ 当該投資法人の投資口を無償で取得する場合
 - ④ 当該投資法人が有する他の法人等の株式（持分その他これに準ずるものを含みます。下記⑤において同じ。）につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配（これらに相当する行為を含みます。）により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合
 - ⑤ 当該投資法人が有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに当該投資法人の投資口の交付を受ける場合
 - i 組織の変更
 - ii 合併
 - iii 株式交換（会社法以外の法令（外国の法令を含みます。）に基づく株式交換に相当

する行為を含みます。)

- ⑥ その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要、かつ、不可欠である場合（投信法第80条第1項第1号及び第2号並びに上記③乃至⑤に掲げる場合を除きます。)

(二) 子法人による親法人投資口の取得制限

子法人（投資法人が他の投資法人の発行済投資口（投資法人が発行している投資口をいいます。）の過半数の投資口を有する場合における当該他の投資法人をいいます。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除くほか、その親法人（他の投資法人を子法人とする投資法人をいいます。）である投資法人の投資口（以下「親法人投資口」といいます。）を取得することができません（投信法第81条第1項、第2項、投信法施行規則第131条）。

- ① 合併後消滅する投資法人から親法人投資口を承継する場合
- ② 親法人投資口を無償で取得する場合
- ③ その有する他の法人等の株式（持分その他これに準ずるものを含みます。下記④において同じ。）につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配（これらに相当する行為を含みます。）により親法人投資口の交付を受ける場合
- ④ その有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに当該親法人投資口の交付を受ける場合
 - i 組織の変更
 - ii 合併
 - iii 株式交換（会社法以外の法令（外国の法令を含みます。）に基づく株式交換に相当する行為を含みます。）
 - iv 株式移転（会社法以外の法令（外国の法令を含みます。）に基づく株式移転に相当する行為を含みます。）
- ⑤ その権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要、かつ、不可欠である場合（投信法第81条第2項第1号及び上記②乃至④に掲げる場合を除きます。)

c. その他

(イ) 有価証券の引受け

本投資法人は、有価証券の引受けは行いません。

(ロ) 信用取引

本投資法人は、信用取引は行いません。

(ハ) 借入れ（規約第31条）

- ① 資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じ。）の返済を含みます。）、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れあるいは投資法人債の発行を行います。
- ② 本投資法人の借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額は1兆円を上限とします。
- ③ 借入れを行う場合、借入先は、機関投資家に限るものとします。
- ④ 借入れ又は投資法人債の発行に際しては、運用資産について、抵当権、質権その他の担保権を設定することができるものとします。

(ニ) 集中投資

集中投資について制限はありません。但し、ポートフォリオの投資比率に関する本投資法人の運用方針については、前記「(1) 投資方針 a. 基本方針 (ハ) 分散されたポートフォリオの構築」をご参照下さい。

(ホ) 他のファンドへの投資

運用に当たっては、不動産及び不動産を信託財産とする信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、資産規模等によっては、その他の不動産等（規約第26条第2項に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託財産とする信託の受益権を除いたものをいいます。）及び不動産対応証券（規約第26条第3項に掲げる資産をいいます。）への投資を行います（規約第25条第5項）。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本投資法人の投資口への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本投資法人の投資口への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が平成21年5月31日現在保有している22物件の不動産を信託財産とする信託受益権及び26物件の不動産（詳細については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件 (イ) 保有資産について」をご参照下さい。)特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件 (ト) 各物件の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスク発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資法人の投資口の市場価格は下落し、発行価格に比べ低くなることもあると予想され、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下その他財務状況の悪化により、分配率の低下が生じる可能性があります。

各投資主は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で、本投資法人の投資口に関する投資判断を行う必要があります。

本項に記載されているリスク項目は、以下の通りです。

a. 投資口に関するリスク

- (イ) 投資口の商品性に関するリスク
- (ロ) 投資口の市場価格の変動に関するリスク
- (ハ) 投資口の価値の希薄化に関するリスク
- (ニ) 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一でないリスク

b. 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

- (イ) 収入、費用及びキャッシュ・フローの変動に関するリスク
- (ロ) 資金調達に関するリスク
- (ハ) 有利子負債比率に関するリスク
- (ニ) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者に関するリスク
- (ホ) PM会社に関するリスク
- (ヘ) 本投資法人及び資産運用会社の人材に依存しているリスク
- (ト) 業務提携先各社に依存しているリスク
- (チ) 本投資法人が倒産し又は登録を取消されるリスク
- (リ) インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク
- (ヌ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

c. 不動産及び信託受益権に関するリスク

- (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク
- (ロ) 不動産の欠陥・瑕疵等に関するリスク
- (ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ニ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
- (ホ) 法令の制定・変更に関するリスク
- (ヘ) 売主等に関するリスク
- (ト) 共有に関するリスク
- (チ) 区分所有に関するリスク
- (リ) 借地物件に関するリスク
- (ヌ) 借家物件に関するリスク

- (ル) 開発物件に関するリスク
- (ヲ) 有害物質に関するリスク
- (ワ) 賃料収入等に関するリスク
- (カ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
- (ヨ) 転貸に関するリスク
- (タ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク
- (レ) マスターリースに関するリスク
- (ソ) 不動産の地域的な偏在に関するリスク
- (ツ) テナント集中に関するリスク
- (ネ) 信託受益権に関するリスク

d. 税制等に関するリスク

- (イ) 導管性の維持に関する一般的なリスク
- (ロ) 過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク
- (ハ) 資金不足により計上された利益の全部を配当できないリスク
- (ニ) 借入れに係る導管性要件に関するリスク
- (ホ) 同族会社要件について本投資法人のコントロールが及ばないリスク
- (ヘ) 投資口を保有する投資主数について本投資法人のコントロールが及ばないリスク
- (ト) 税務調査等による更正処分のために追加的な税金が発生するリスク及び支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (チ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (リ) 一般的な税制の変更に関するリスク
- (ヌ) 減損会計の適用に関するリスク
- (ル) 納税遅延に係る延滞税等の発生に関するリスク

e. その他

- (イ) 取得予定資産を組入れることができないリスク
- (ロ) 本投資法人の資金調達に係るリスク
- (ハ) 投資対象不動産取得前の情報に関するリスク

a. 投資口に関するリスク

(イ) 投資口の商品性に関するリスク

① 譲渡性に関するリスク

本投資法人の投資口は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資法人の投資口を換価する手段は、原則として、第三者に対する売却のみとなります。東京証券取引所における本投資法人の投資口の流動性の程度によっては、本投資法人の投資口を投資主の希望する時期及び条件で取引できなかつたり、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や、本投資法人の投資口の譲渡自体が事実上不可能となる場合があります。

② 市場性に関するリスク

本投資法人の投資口は、東京証券取引所に上場されていますが、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の「有価証券上場規程」その他の規則等に定める一定の上場廃止基準に抵触する場合には、本投資法人の投資口の上場が廃止される可能性があります。上場廃止後は東京証券取引所における本投資法人の投資口の売却が不可能となり、投資主の換価手段が大きく制限されます。これにより、投

資主は、本投資法人の投資口を希望する時期及び条件で換価できないか、全く換価できない可能性があります。

③ エクイティとしてのリスク

投資口は、株式会社における株式に類似する性質（いわゆるエクイティとしての性質）を有するものであり、投資金額の回収や利回りの如何は本投資法人の財政状態及び経営成績等に影響されます。本投資法人は前記「2 投資方針（3）分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。

また、本投資法人の投資口に対して投下された投資主からの投資金額については、いかなる保証も付されておらず、金融機関の預金と異なり預金保険等の対象でもありません。本投資法人について破産その他の倒産手続が開始された場合や本投資法人が解散した場合には、投資主は配当・残余財産の分配等において最劣後の地位に置かれ、投資金額の全部又は一部の回収が不可能となる可能性があります。

(ロ) 投資口の市場価格の変動に関するリスク

本投資法人の投資口の市場価格は、金融商品取引所における投資家の需給により影響を受けるほか、金利情勢、経済情勢その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けます。

① 大量売却による価格下落のリスク

本投資法人の投資口が取引所において一時的に大量に売却される場合、本投資法人の投資口の市場価格が大幅に下落する可能性があります。

② 市況等による価格下落のリスク

本投資法人の投資口の市場価格は、本投資法人の財政状態及び経営成績等により影響を受けることに加え、社会経済一般の事象、例えば一般経済情勢や市場実態の変化を含んだ市場全体の変化、不動産市況、将来の不動産投資信託証券市場一般の規模と流動性、法制や税制等の不動産投資信託に係る諸制度の変更及び資本市場の低迷や金利の上昇、不動産投資信託以外をも含めた他の金融商品に対する本投資法人の投資口の相対的な魅力、その他様々な要因の影響を受け、その価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 投資口の価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、資産の取得、修繕等、本投資法人の運営に要する資金、又は債務の返済（預り敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債に係る債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを目的として新規投資口を随時発行する予定です。投資口が発行された場合、既存の投資主が、必要口数を新規に取得しない限り、保有する投資口の持分割合は減少します。また、本投資法人の営業期間中に発行された投資口に対して、その保有期間が異なるにもかかわらず、当該営業期間について既存の投資主が有する投資口と同額の金銭の分配が行われる可能性があります。

更に、投資口発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

これら諸要因により、既存の投資主が悪影響を受ける可能性があります。

(ニ) 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一でないリスク

投資法人の投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できるほか、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。例えば、金銭の分配に係る計算書を含む投資法人の計算書類等は、役員会の承認のみで確定し（投信法第131条第2項）、投資主総会の承認を得る必要はないことから、投資主総会は、必ずしも、決算期毎に招集さ

れるわけではありません。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

更に、投資法人は、資産の運用に係る業務その他の業務を資産運用会社その他の第三者に委託しています。

これらの要因により、投資主による資産の運用に係る業務その他の業務に対する統制が効果的に行えない可能性もあります。

b. 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

(イ) 収入、費用及びキャッシュ・フローの変動に関するリスク

本投資法人は、投資対象不動産等を主な投資対象としていますが、投資対象たる不動産及び投資対象とする資産対応証券等の引当てとなる不動産（以下「投資対象不動産」といいます。）からの収入が減少し、又は投資対象不動産に関する費用が増大することにより、投資主への分配がなされず又は分配金額が減少することがあります。

① 収入に関するリスク

本投資法人の収入は、本投資法人が取得する投資対象不動産の賃料収入に主として依存しています。投資対象不動産に係る賃料収入は、投資対象不動産の稼働率の低下、賃料水準の低下、テナントによる賃料の支払債務の不履行・遅延等により、大きく減少し、キャッシュ・フローを減ずる要因となります。本書において開示されている取得済資産及び期中取得資産の過去の収支の状況や賃料総額は、当該資産の今後の収支と必ずしも一致するものではありません。また、当該投資対象不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

② 費用に関するリスク

収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金・保証金の返還、多額の資本的支出、投資対象不動産等の取得等に係る費用の増大もキャッシュ・フローを減ずる要因となります。

また、投資対象不動産に関する費用としては、減価償却費、租税公課、保険料、水道光熱費、設備管理委託費用、警備委託費用、清掃委託費用、造作買取費用、修繕費用等があり、かかる費用の額は状況により増大する可能性があります。

(ロ) 資金調達に関するリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、機関投資家からの金銭の借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行うことがあります。その限度額は、金銭の借入れ及び投資法人債についてそれぞれ1兆円（但し、合計して1兆円を超えないものとします。）としています（規約第31条）。

① 調達条件に関するリスク

金銭の借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後、本投資法人の希望する時期及び条件で金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はありません。

借入れ及び投資法人債の金利は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合、その後の市場動向にも左右されます。一般的に、市場金利が上昇傾向にある場合、本投資法人の利払額は増加します。

本投資法人が資金を調達しようとする場合、投資口の発行の方法によることもあります。

この場合、投資口の発行時期及び発行価格はその時の市場環境に左右され、場合により、本投資法人の希望する時期及び条件でこれを発行することができないこともあり得ます。また、投資口が発行された場合、前記「a. 投資口に関するリスク (ハ) 投資口の価値の希薄化に関するリスク」に記載の通り、本投資法人の投資口の市場価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

② 財務制限条項に関するリスク

本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、規約の変更が制限される等の可能性があり、このような制約が本投資法人の運営に支障をもたらし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、金銭の借入れ若しくは投資法人債の発行の際に（又はその後において）運用資産に担保を設定した場合には、本投資法人が当該担保の設定された運用資産の売却を希望する際に、担保の解除の手續等を要することが考えられ、希望通りの時期又は価格で売却できない可能性があります。

③ 弁済資金調達に関するリスク

本投資法人が弁済期の到来した金銭の借入れ又は投資法人債の借換えを行うことができないことにより、また、本投資法人のキャッシュ・フロー、金利情勢その他の理由により（投資対象不動産からのキャッシュ・フローの減少、評価額の下落等を理由として、借入金又は投資法人債の早期返済を強制される場合を含みます。）、本投資法人が保有する運用資産を処分しなければ金銭の借入れ及び投資法人債に係る債務の返済ができなくなる可能性があります。この場合、本投資法人の希望しない時期及び条件で運用資産を処分せざるを得ないこととなる場合があります、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 債務不履行に関するリスク

本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債に係る債務について債務不履行となった場合、それらの債務の債権者により本投資法人の資産に対して仮差押え等の保全処分、差押え等の強制執行又は担保権の実行としての競売等が行われることがあるとともに、本投資法人に対して破産等の倒産手續の申立てが行われる可能性があります。

(ハ) 有利子負債比率に関するリスク

LTVの上限は、資産運用会社の運用ガイドラインにより65%としていますが、資産の取得等に伴い一時的に65%を超えることがあります。一般的にLTVの水準が高くなればなるほど、本投資法人の投資口の分配金の利回りは高くなるのが想定できるものの、金利上昇の影響を受けやすくなり、その結果投資主の分配額が減少するおそれがあります。

(ニ) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者に関するリスク

① 任務懈怠等に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依拠するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を必ずしも維持できる保証はありません。資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、投信法及び金商法上委託を受けた業務の執行につき善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）を負い、かつ法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のために忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）を

負っています（投信法第118条、第209条、金商法第42条）が、これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 利益相反に関するリスク

本投資法人の一般事務受託者、資産保管会社、資産運用会社又は資産運用会社の株主等、本投資法人に現在関与し又は将来関与する可能性がある法人は、それぞれの立場において本投資法人の利益を害し、自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。これらの関係法人がそれぞれの立場において自己又は第三者の利益を図った場合は、本投資法人の利益が害される可能性があります。

資産運用会社は、本投資法人に対し善管注意義務と忠実義務を負う（金商法第42条）ほか、投信法及び金商法において業務遂行に関して行為準則が詳細に規定されており、更に運用ガイドラインに基づく自主的なルールも定めています。

しかし、資産運用会社が、上記に反して、自己又は第三者の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行った場合には、投資主に損害が発生する可能性があります。

なお、資産運用会社が、将来において別の投資法人等の資産運用を受託した場合、本投資法人と資産運用会社の間のみならず、本投資法人と当該投資法人等との間でも、利益相反の問題が生じる可能性があります。投信法は、このような場合に備えて、投信法上の資産運用会社が、その資産の運用を行う投資法人相互間において取引を行うことを原則として禁止する等の規定を置いています。また、資産運用会社においても、他の投資法人等の資産を運用することとなる場合には、投資法人等との間の利益相反の問題に対処するために必要な自主的なルールを策定することも想定されます。しかしながら、この場合に、他の投資法人の利益を図るため、本投資法人の利益が害されるリスクが現実化しないという保証はありません。

なお、本投資法人の執行役員である轉充宏は、投信法上の資産運用会社であるカナル投信株式会社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼職していますが、旧投信法第13条の規定に基づき、平成16年12月14日付で金融庁長官から兼職の承認を得ています。

③ 解約に関するリスク

一定の場合には、資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との契約が解約されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関して第三者へ委託することが要求されているため、各契約が解約された場合には、本投資法人は新たな受託者に委託する必要があります。しかし、本投資法人の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する新たな受託者を選任できる保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 倒産等に関するリスク

資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者のそれぞれが、破産手続、再生手続又は更生手続その他の倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があるほか、本投資法人は、それらの者に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、更に、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者との契約を解約されることがあります。これらにより、本投資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになり、また、場合によっては本投資法人の投資口の上場が廃止される可能性もあります。そのような場合、投資主が損害を受ける可能性があります。

(ホ) PM会社に関するリスク

① 能力に関するリスク

一般に、賃借人の管理、建物の保守管理等、不動産の管理全般の成否は、PM会社の能力、経験及びノウハウによるところが大きく、本投資法人が保有する不動産の管理についても、管理を委託するPM会社の業務遂行能力に大きく依拠することとなります。管理委託先を選定するに当たっては、当該PM会社の能力、経験及びノウハウを十分考慮することが前提となりますが、そのPM会社における人的・財産的基盤が維持される保証はありません。

② 利益相反に関するリスク

本投資法人の投資対象不動産に係るPM会社が、他の顧客（他の不動産投資法人を含みます。）から当該顧客の不動産の管理及び運営業務を受託し、本投資法人の投資対象不動産に係るPM業務と類似又は同種の業務を行う可能性があります。これらの場合、当該PM会社は、本投資法人以外の者の利益を優先することにより、本投資法人の利益を害する可能性があります。

③ 解約に関するリスク

一定の場合には、PM会社との契約が解約されることがあります。後任のPM会社が選任されるまではPM会社不在又は機能不全のリスクが生じるため、一時的に当該投資対象不動産の管理状況が悪化する可能性があります。また、本投資法人の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する新たなPM会社を選任できる保証はなく、速やかに選任できない場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 倒産に関するリスク

PM会社が、破産手続、再生手続又は更生手続その他の倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があるほか、本投資法人は、それらの者に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、更に、PM会社との契約を解約されることがあります。これらにより、本投資法人の日常の業務遂行に影響が及ぶことになり、投資主が損害を受ける可能性があります。

(へ) 本投資法人及び資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人の運営は、本投資法人及び資産運用会社の人材の能力、経験及びノウハウに大きく依存しており、これらの人材が失われた場合、本投資法人の運営に重大な悪影響をもたらす可能性があります。

投信法上、投資法人を代表し、その業務執行を行う執行役員及び執行役員の業務を監督する監督役員は、善管注意義務及び忠実義務を負いますが、職務執行上、本投資法人の執行役員又は監督役員が善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合は、結果として投資主が損害を受ける可能性があります。

(ト) 業務提携先各社に依存しているリスク

資産運用会社は、平和不動産との間で情報提供等に関する業務提携契約を、MSCとの間でパイプラインサポート契約を、東洋プロパティとの間で情報提供に関する覚書を締結し、情報の提供を受けています（前記「1 投資法人の概況 (3) 投資法人の仕組み c. 上記以外の本投資法人の主な関係者」をご参照下さい。）。このため、本投資法人の運営は、業務提携先各社の能力、経験及びノウハウに大きく依存しており、資産運用会社と業務提携先各社との協働関係が失われた場合、業務提携先各社からの情報の提供、人材の派遣等と同等の情報の提供、人材の派遣等を受けることが不可能又は著しく困難となり、本投資法人の運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、業務提携先各社が、本書の日付現在有している情報収集能力、助言能力、人的資

源等を維持できなくなった場合には、本投資法人の運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

加えて、業務提携先各社の利益は本投資法人の他の投資主の利益と相反する可能性があります。例えば、業務提携先各社は、他の投資法人を含む不動産関連事業に投資を行い、又は行う可能性があることから、これらの事業と本投資法人との取引又は競合において利益相反が起こる可能性があります。

(チ) 本投資法人が倒産し又は登録を取消されるリスク

本投資法人は、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「破産法」といいます。）、民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。）（以下「民事再生法」といいます。）及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服します。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取消される可能性があります（投信法第216条）。その場合には、本投資法人の投資口の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、前記「a. 投資口に関するリスク (イ) 投資口の商品性に関するリスク ③ エクイティとしてのリスク」に記載の通り、投資主は、全ての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産による分配からしか投資金額を回収することができません。

(リ) インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク

本書の日付現在、投資法人の発行する投資口は、上場株式等と異なり、金商法に定めるいわゆるインサイダー取引規制の対象ではありません。従って、本投資法人の関係者や取引先がその立場上本投資法人に関する重要な事実を知り、その重要な事実の公表前に本投資法人の投資口の取引を行った場合であっても金商法上のインサイダー取引規制に抵触しません。しかし、本投資法人の関係者が金商法で禁じられているインサイダー取引に類似の取引を行った場合には、本投資法人の投資口に対する投資家一般の信頼を害し、ひいては本投資法人の投資口の流動性の低下や市場価格の下落等の悪影響を及ぼす可能性があります。

金商法で禁じられているインサイダー取引に類似する取引が行われることを未然に防止するため、資産運用会社は、「内部者取引管理規程」を通じて、役職員による本投資法人の投資口等の売買を禁止しています。また、本投資法人においても、役員会にて「内部者取引管理規程」を採択し、執行役員及び監督役員がその立場上知り得た重要事実の公表前に本投資法人の投資口及び投資法人債並びに上場会社の株式等の売買を行うことを禁止しています。但し、かかる社内規程は金商法の定めるインサイダー取引規制とその範囲・内容において一致するとは限らず、かつ、法令に基づかない社内規程等の場合には刑事罰は課されないため、法令と同程度の実効性が確保される保証はありません。

(ヌ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

規約に定められている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらに変更される可能性があります。

c. 不動産及び信託受益権に関するリスク

投資対象不動産の価格や流動性等の要因により本投資法人の運用資産である投資対象不動産等の価値が下落した場合、本投資法人の投資口の市場価格の下落をもたらす可能性があります。

(イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク

① 流動性及び取引コストに関するリスク

不動産は、一般的に代替性がない上、流動性が低く、また、それぞれの物件の個別性が強いいため、その売買の際には、不動産鑑定士による鑑定評価、関係者との交渉や物件精査等が必要となり、売却及び取得に多くの時間と費用を要するため、取得又は売却を希望する時期に、希望する物件を取得又は売却することができない可能性があります。特に、不動産が共有物件又は区分所有物件である場合や土地と建物が別人の所有に属する場合等、権利関係の態様によっては、取得及び売却により多くの時間と費用を要することがあり、場合によっては取得又は売却ができない可能性があります。

② 取得競争に関するリスク

今後の政府の政策や景気の動向等の如何によっては、不動産投資信託その他のファンド及び投資家等による不動産に対する投資が本書の日付現在に比べ、より活発化する可能性があります。その結果、不動産の取得競争が激化し、本投資法人が取得を希望した不動産の取得ができない可能性が高まる可能性があります。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格・時期・条件で取引を行えない可能性等もあります。その結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

(ロ) 不動産の欠陥・瑕疵等に関するリスク

① 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

一般に不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥・瑕疵等が存在している可能性があります。資産運用会社が投資対象不動産等の選定・取得の判断を行うに当たっては、原則として投資対象不動産について定評のある専門業者から建物状況調査報告書を取得する等の物件精査を行うとともに、当該投資対象不動産等の元所有者から譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得することとしています。また、状況に応じて、元所有者に対し一定の瑕疵担保責任を負担させる場合もあります。しかし、建物状況調査報告書で指摘されなかった事項について取得後に欠陥・瑕疵等が判明する可能性があります。また、元所有者の表明及び保証が全ての欠陥・瑕疵等をカバーしている保証はなく、瑕疵担保責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例です。これらの場合には、買主である本投資法人が当該欠陥・瑕疵等の補修その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあります。

② 権利関係等に関するリスク

不動産を巡る権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、元所有者が表明及び保証した事実が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や元所有者が負担する瑕疵担保責任を追及しようとしても、元所有者の損害賠償責任又は瑕疵担保責任の負担期間が限定されていたり、元所有者の資力が不十分であったり、元所有者が解散等により存在しなくなっている等の事情により、実効性がない可能性があります。なお、取得済資産及び期中取得資産の前売主の多くは、主として不動産信託受益権の保有のみを目的とする法人であるため、契約上瑕疵担保責任を負うこととされている場合であっても瑕疵担保責任を負担するに足る資力を有しない可能性があります。

す。

更に、売主が表明及び保証を行わない場合又は瑕疵担保責任を負担しない場合であっても、本投資法人が当該不動産を取得する可能性があります。例えば、本投資法人は、競売されている不動産を取得することがありますが、かかる不動産に瑕疵等があった場合には瑕疵担保責任を追及することができません。

③ 瑕疵担保責任を負担するリスク

本投資法人は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。）（以下「宅地建物取引業法」といいます。）上、みなし宅地建物取引業者となるため（宅地建物取引業法上の登録をした信託受託者たる信託銀行も同様です。）、不動産の売却の相手方が宅地建物取引業者でない場合、不動産の売主として民法上負う瑕疵担保責任を原則として排除できません。従って、本投資法人又は信託受託者が不動産の売主となる場合には、一定限度の瑕疵担保責任を負うこととなる場合があります。

④ 登記に公信力がないことに関するリスク

我が国の法制度上、不動産登記にはいわゆる公信力がありません。従って、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことや予想に反して当該不動産上に第三者の権利が設定されていることがあります。また、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上許容される限度で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

⑤ 境界の確定に関するリスク

物件を取得するまでの時間的制約等から、一般に隣接地所有者からの境界確定同意が取得できず又は境界標の確認ができないまま、当該物件を取得する事例が少なからず見られます。本投資法人がこれまでに取得した投資対象不動産にもそのような事例が存在し、今後取得する投資対象不動産等についてもその可能性は小さくありません。従って、状況次第では、後日これを処分するときに事実上の障害が発生し、また、境界に関して紛争が発生して、所有敷地の面積の減少、訴訟費用、損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、投資対象不動産について予定外の費用又は損失を負担する可能性があります。同様に、越境物の存在により、投資対象不動産の利用が制限され賃料に悪影響を及ぼす可能性や、越境物の除去等のために追加費用を負担する可能性があります。

(ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、破裂爆発、落雷、風・ひょう・雪災、水災、地震火災、地震破裂、地震倒壊、噴火及び津波並びに電氣的事故、機械的事故その他偶然不測の事故並びに戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により投資対象不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物が不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該投資対象不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。但し、本投資法人は、災害等による損害を補填する火災保険、賠償責任保険等を付保する方針であり（前記「2 投資方針（1）投資方針 c. 保険付保基準」をご参照下さい。）（但し、地震保険については原則として付保しません。）、このような複数の保険を手配することによって、災害等のリスクが顕在化した場合にも、かかる保険による保険期間及び保険金の範囲内において、原状回復措置が期待できます。もっとも、投資対象不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で補填されない災害等が発生

した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、災害等によりテナントの支払能力等が悪影響を受ける可能性があります。付保方針は、災害等の影響と保険料負担を比較考量して決定されます。また、保険金が支払われた場合であっても、行政規制その他の理由により当該投資対象不動産を災害等の発生前の状態に回復させることが不可能となることがあります。

(二) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

① 既存不適格に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際、これらの規定に適合しない現に存する建物（現に建築中のものを含みます。）又はその敷地については、原則として当該規定が適用されない扱いとされています（いわゆる既存不適格）。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、費用等追加的な負担が必要となる可能性があります。また、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

② 行政法規・条例に関するリスク

不動産に係る様々な行政法規や、各地の条例による規制が投資対象不動産に適用される可能性があります。例えば、一定割合において住宅を付置する義務や、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該投資対象不動産を処分するときや建替え等を行うときに、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な負担が生じたりする可能性があります。

③ 都市計画に関するリスク

投資対象不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し、当該投資対象不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

(ホ) 法令の制定・変更に関するリスク

環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。これに関して土壌汚染対策法（平成14年法律第53号、その後の改正を含みます。）（以下「土壌汚染対策法」といいます。）が平成15年2月15日に施行されています。また、消防法（昭和23年法律第186号、その後の改正を含みます。）（以下「消防法」といいます。）その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、投資対象不動産の管理費用等が増加する可能性があります。更に、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により投資対象不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) 売主等に関するリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主とする投資対象不動産等の取得を行った場合に、破産管財人、監督委員又は管財人（以下「管財人等」といいます。）により売買が否認されるリスクを完全に排除することは困難です。また、本投資法人による売主からの投資対象不動産等の取得又は売主若しくは元所有者による取得行為がいわゆる事後設立（会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）（以下

「整備法」といいます。)に基づく改正前の商法(明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。)第246条第1項、整備法に基づく廃止前の有限会社法(昭和13年法律第74号、その後の改正を含みます。)第40条第3項、会社法第467条第1項第5号)に該当するにもかかわらず、所定の手続がとられていない場合には、取得行為が無効と解される可能性があります。

① 詐害行為取消・否認に関するリスク

万一、売主が債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にある状況を認識できずに本投資法人が投資対象不動産等を取得した場合には、当該投資対象不動産等の売買が売主の債権者により取消される可能性が生じます(詐害行為取消権。民法第424条)。また、本投資法人が投資対象不動産等を取得した後、その売主について破産手続、再生手続又は更生手続が開始された場合には、投資対象不動産等の売買が管財人等により否認される可能性が生じます(破産法第160条以下、民事再生法第127条以下、会社更生法(平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。)(以下「会社更生法」といいます。))第86条以下)。

② 悪意による取消・否認に関するリスク

本投資法人が、ある売主から投資対象不動産等を取得した者(以下本項において「買主」といいます。)から更に投資対象不動産等の転売を受けた場合において、本投資法人が、当該投資対象不動産等の取得時において、売主と買主間の当該投資対象不動産等の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となり得る事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

③ 真正売買でないといみなされるリスク

売主と本投資法人との間の投資対象不動産等の売買が、担保取引であると判断され、当該投資対象不動産等は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性(いわゆる真正売買でないといみなされるリスク)があります。

(ト) 共有に関するリスク

運用資産である投資対象不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

① 持分の過半数を有していない場合のリスク

共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため(民法第252条)、持分の過半数を有していない場合には、当該投資対象不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため(民法第249条)、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

② 分割請求権に関するリスク

共有の場合、単独所有の場合と異なり、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性があります(民法第256条)。分割請求が権利濫用として排斥されない場合には、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性もあります(民法第258条第2項)。このように、共有不動産については、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超

えては効力を有しません。また、不動産共有物全体に対する不分割特約は、その旨の登記をしなければ、対象となる共有持分を新たに取得した譲受人に対抗することができません。仮に、特約があった場合でも、特約をした者が破産手続、再生手続又は更生手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるものとされています。但し、共有者は、破産手続、再生手続又は更生手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条）。

③ 抵当権に関するリスク

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。従って、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて当該抵当権の効力が及ぶこととなります。

④ 優先購入権に関するリスク

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をした場合には、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に取得できる機会を与えるようにする義務を負います。

⑤ 共有者の信用に関するリスク

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。即ち、他の共有者の債権者により当該共有者の持分を超えて賃料収入全部が差押えの対象となる可能性や、賃借人からの敷金返還債務を他の共有者がその持分等に応じて履行できない際に当該共有者が敷金全部の返還債務を負う可能性があります。ある共有者が他の共有者の債権者から自己の持分に対する賃料を差押えられたり、他の共有者が負担すべき敷金返還債務を負担した場合には、自己の持分に対する賃料相当額や他の共有者のために負担した敷金返還債務の償還を他の共有者に請求することができますが、他の共有者の資力がない場合には償還を受けることができません。また、共有者間において、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与し、当該他の共有者からその対価を受領する旨の合意をする場合があります。この場合、共有者の収入は賃貸人である他の共有者の信用リスクに晒されます。これを回避するために、テナントからの賃料を、賃貸人でない共有者の口座に払込むよう取決めをすることがありますが、かかる取決めによっても、賃貸人である他の共有者の債権者により当該他の共有者の各テナントに対する賃料債権が差押えられるということ等もあり得ますので、他の共有者の信用リスクは完全には排除されません。

⑥ 減価要因となるリスク

上記のリスクが実現しない場合であっても、共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、前記の流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

(チ) 区分所有に関するリスク

① 管理・処分に関するリスク

区分所有建物とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所

有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（エントランス部分等）及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約（管理規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。管理規約は、原則として区分所有者及びその議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各4分の3以上の多数決によって変更できるため（区分所有法第31条第1項）、本投資法人が議決権の4分の3を有していない場合には、区分所有建物の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、建替決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各5分の4以上の多数の建替決議が必要とされる等（区分所有法第62条）、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることがあることは、共有物件の場合と同様です。

② 敷地に関するリスク

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第22条）。但し、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります（区分所有法第23条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、この敷地のうちの一筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。また、敷地利用権が使用貸借及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

③ 減価要因となるリスク

上記のリスクが実現しない場合であっても、このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、前記の不動産に係る流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

(リ) 借地物件に関するリスク

① 借地権消滅のリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自己が所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払その他による解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合（借地借家法（平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）第13条、借地借家法附則第6条、借地法（大正10年法律第49号、その後の改正を含みます。）第4条第2項）を除き、借地上に存在する建物を取壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更

新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、取得価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

② 借地権を第三者に対抗できないリスク

本投資法人が借地権を有している土地の所有権が、転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

③ 借地権の譲渡に関するリスク

借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することとなるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります（なお、法律上、借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。）。

④ 借地権設定者の信用に関するリスク

借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差入れた敷金・保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金・保証金等の返還請求権については担保設定や保証はなされないのが通例です。

⑤ 減価要因となるリスク

上記のリスクが実現しない場合であっても、借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、前記の不動産の流動性、取引コスト等に関するリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

(ヌ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物を第三者から賃借の上又は（信託受益権の場合は）信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差入れた敷金・保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記の借地物件の場合と同じです。加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて結んだ賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、本投資法人又は信託受託者とテナントの間の転貸借契約が終了し、その結果テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

(ル) 開発物件に関するリスク

本投資法人が、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結した場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合に比べて、固有のリスクが加わります。即ち、(i) 開発途中において、地中障害物、埋蔵文化財、土壌汚染等が発見された場合、(ii) 工事請負業者の倒産又は請負契約の不履行が生じた場合、(iii) 開発コストが当初の計画を大きく上回るようになった場合、(iv) 天変地異が生じた場合、(v) 予期せぬ行政上の許認可手続が必要となった場合、(vi) 開発過程において事故が生じた場合その他予期せぬ事情が発生した場合、(vii) 不動産市況に変動が生じた場合に

は、開発の遅延、変更若しくは中止の可能性、売買契約通りの引渡しを受けられない可能性又は物件完成時における市価が開発段階で締結した契約における売買代金を下回る可能性があります。また、竣工後のテナントの確保が当初の期待を下回り、見込み通りの賃料収入を得られない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、予定されていない費用、損害又は損失を本投資法人が被る可能性があります、その結果本投資法人の収益等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(フ) 有害物質に関するリスク

① 土地に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性があります。かかる有害物質が埋蔵されている場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。なお、土壤汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事より調査・報告を命ぜられることがあります（土壤汚染対策法第4条第1項）、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事よりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります（土壤汚染対策法第7条第1項）。本投資法人がこれらの調査・報告又は措置を命ぜられた場合には、本投資法人ひいては投資主が損害を受ける可能性があります。

② 建物に関するリスク

本投資法人が建物又は建物を信託する信託受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されている可能性やポリ塩化ビフェニル（PCB）が保管されている可能性があります。かかる有害物質が使用又は保管されている場合には、当該建物の価値が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的又は部分的交換が必要となる場合にはこれに係る予想外の費用や時間が必要となります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。加えて、投資対象不動産において、アスベスト含有建材のうち飛散性の比較的高い吹付け材が使用されている場合、飛散防止措置・被害の補償等のために多額の出費を要する可能性があります。また、リーシングに困難を来す可能性があります。加えて、通常使用下では飛散可能性がないアスベスト含有建材を使用している物件についても、アスベスト飛散のおそれのある改修又は解体時に飛散防止措置等を行うために多額の費用が発生する可能性があります。アスベスト含有建材を使用する物件については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件 (ト) 各物件の概要」の特記事項欄をご参照下さい。

(フ) 賃料収入等に関するリスク

① 不動産の稼働リスク

一般に、不動産の稼働率は、事前に予測することが困難であり、予想し得ない事情によ

り稼働率が低下する可能性があります。賃貸借契約において期間中の解約権を制限していない場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約を解約することが可能であるため、賃借人から賃料が得られることは将来にわたって確定されているものではありません。また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあります。特に、テナント数の少ない不動産において大口テナントが契約を更新しなかった場合、又は複数の賃貸借契約の期間満了時期が短期間に集中した場合において多くの賃借人が契約を更新しなかった場合は、物件の稼働率が大きく低下する可能性があります。その上、通常の場合において、不動産について一定の稼働率又は稼働状況について保証を行っている第三者は存在しません。以上のような事由により稼働率が低下した場合、不動産に係る賃料収入が低下することとなります。なお、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合でも、裁判所によって解約ペナルティが減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

② 賃料不払に関するリスク

賃借人が特に解約の意思を示さなくても、賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産手続、再生手続若しくは更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があります。この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える場合、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、賃借人の義務違反を理由とする不払のリスクもあります。特に大口テナントが賃料の支払を怠った場合、本投資法人の収益に重大な悪影響を及ぼすこととなります。

③ 賃料改定に係るリスク

契約の更新の際又は賃料等の見直しの際には、その時々における賃料相場も参考にして、賃料が賃借人との協議に基づき改定されることがありますので、本投資法人の取得済資産、期中取得資産及び取得予定資産（本投資法人が本書の日付以降に資産を取得しようとする場合がありますが、その場合の取得対象となる資産をいいます。以下同じ。）について、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、賃料収入が減少することとなります。

④ 賃借人による賃料減額請求権の行使に関するリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において賃料減額請求権を排除する旨の特約がある場合を除き、借地借家法第32条に基づいて賃料減額請求をすることができ、その結果裁判上又は事実上賃料収入の減少をもたらす可能性があります。

⑤ 定期賃貸借契約における賃料減額請求権排除特約に関するリスク

定期建物賃貸借契約の場合には、その有効期間中は契約中に定められた賃料をテナントに対して請求できるのが原則です。しかし、定期賃貸借契約においてテナントが早期解約した場合でも、残存期間全体についてのテナントに対する賃料請求が認められない可能性があります。なお、定期建物賃貸借契約において借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合には、同条に基づく賃料増額請求もできなくなるので、かかる賃料が契約締結時に予期し得なかった事情により一般的な相場に比べて低額となり、通常の賃貸借契約の場合よりも低い賃料収入しか得られない可能性があります。

(カ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

① 所有者責任に関するリスク

投資対象不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上無過失責任を負うこととされています。本書の日付現在所有

する投資対象不動産には、本投資法人が適切と考える保険を付保しています。その他今後取得する投資対象不動産等に係る投資対象不動産に関しても、原則として適切な保険を付保する予定ですが、投資対象不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約でカバーされない事故が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

② 修繕費用に関するリスク

投資対象不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、投資対象不動産からの収入が減少し、又は投資対象不動産の価格が下落する可能性があります。

③ 管理費用に関するリスク

経済状況によっては、インフレーション、水道光熱費等の費用の高騰、不動産管理や建物管理に係る費用、備品調達等の管理コスト及び各種保険料等のコストの上昇、租税公課の増大その他の理由により、投資対象不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。

(ヨ) 転貸に関するリスク

① 転借人に関するリスク

賃借人に、投資対象不動産の全部又は一部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人は、投資対象不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があります。また、賃借人の賃料が、転借人から賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 敷金等の返還義務に関するリスク

賃貸借契約が合意解約された場合その他一定の場合には賃貸人が転貸人の地位を承継し、転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される可能性があります。この場合において、賃貸人は、賃貸人が賃貸借契約に基づいて賃借人から受領している敷金等の額よりも高額な敷金等を返還する義務を、転借人に対して負担しなければならない可能性があります。

(タ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

本投資法人は、テナントの属性や資力に留意しつつ賃貸借契約を締結し、PM会社を通じてその利用状況を管理していますが、個々のテナントの利用状況をつぶさに監督できるとの保証はなく、テナントの利用状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、テナントによる建物への変更工事、内装の変更、その他利用状況等により、建築基準法・消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する必要が生じ、又は法令上不利益を被る可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、テナントによる転貸や賃貸借の譲渡が本投資法人の承諾なしに行われる可能性があります。その他、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、運用資産である投資対象不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

(レ) マスターリースに関するリスク

特定の投資対象不動産において、PM会社が投資対象不動産の所有者である信託受託者又は本投資法人との間でマスターリース契約を締結してマスターリース会社となり、その上でエンドテナントに対して転貸している場合があります。また、今後も同様の形態を用いる場合があります。

この場合、マスターリース会社であるPM会社の財務状態の悪化により、エンドテナントからマスターリース会社に対して賃料が支払われたにもかかわらず、マスターリース会社から賃貸人である信託受託者又は本投資法人への賃料の支払が滞る可能性があります。また、テナントの募集及び管理その他PM会社としての機能に支障を来す事由が発生した場合、投資対象不動産の稼働率が大きく低下し、本投資法人の収入が減少する可能性があります。

マスターリース会社であるPM会社と信託受託者との間で締結されたマスターリース契約が、PM会社の倒産又は契約期間満了等により終了した場合には、本投資法人が信託受託者との間で新たなマスターリース契約（以下「新マスターリース契約」といいます。）を締結し、本投資法人がそれまでのマスターリース会社（以下「旧マスターリース会社」といいます。）とエンドテナントの間の転貸借契約及び旧マスターリース会社のエンドテナントに対する権利及び義務等を承継することが規定されている場合があります。この場合において、本投資法人は、賃貸人である信託受託者に対して、新マスターリース契約に基づいて請求し得る敷金返還請求権等に比して過重な敷金返還債務等をエンドテナントに対して負担しなければならない可能性があります。

また、本投資法人がエンドテナントに対して、賃貸人たる地位を承継した旨を通知する前に、エンドテナントが旧マスターリース会社に賃料等を支払った場合、本投資法人は賃貸人たる信託受託者に対して賃料を支払う必要があるにもかかわらず、エンドテナントに対して賃料を請求できなくなります。

これらの場合、旧マスターリース会社に対して求償権又は不当利得返還請求権を行使することは可能ですが、旧マスターリース会社が破綻状態に陥っており、十分に損害を回復できない場合には、本投資法人は損失を被ることになります。

(ソ) 不動産の地域的な偏在に関するリスク

本投資法人は、東京都区部を中心として、政令指定都市をはじめとする全国の主要都市の不動産に投資する予定です。特に、オフィスへの投資の70%以上及びレジデンスへの投資の60%以上をそれぞれ東京23区内の不動産に投資することを基本方針としています。従って、これらの地域における人口、人口動態、世帯数、平均所得等の変化、地震その他の災害、地域経済の悪化、稼働率の低下、賃料水準の下落等により、本投資法人の収益が著しい悪影響を受ける可能性があります。

また、テナント獲得に際し不動産賃貸市場における競争が激化し、結果として、空室率の上昇や賃料水準の低下により賃料収入が減少し、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ツ) テナント集中に関するリスク

投資対象不動産のテナント数が少なくなればなるほど、本投資法人は特定のテナントの支払能力、退去その他の事情による影響を受けやすくなります。特に、1テナントしか存在しない投資対象不動産においては、本投資法人の当該投資対象不動産からの収益等は、当該テナントの支払能力、当該投資対象不動産からの転出・退去その他の事情により大きく左右されます。また、賃貸面積の大きなテナントが退去したときに、大きな空室が生じ、他のテナントを探し、その空室を回復させるのに時間を要することがあり、

その期間が長期になればなるほど、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。また、本投資法人の運用資産における特定の少数のテナントの賃借比率が増大したときは、当該テナントの財務状況や営業状況が悪化した場合、本投資法人の収益も悪影響を受ける可能性があります。

(ネ) 信託受益権に関するリスク

本投資法人が、不動産を主たる裏付けとする信託受益権を取得する場合には、以下のような信託受益権特有のリスクがあります。

なお、以下、平成19年9月30日施行の信託法（平成18年法律第108号）を「新信託法」といい、新信託法施行と同時に廃止された信託法（大正11年法律第62号。その後の改正を含みます。）を「旧信託法」といいます（信託契約に別段の定めがない限り、平成19年9月30日より前に効力を生じた信託契約については、信託財産についての対抗要件に関する事項を除き、旧信託法が適用されます（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第2条。）。）。

① 信託受益者として負うリスク

受益者とは受益権を有する者をいいます（新信託法第2条第6項）。この点、旧信託法の下では、信託受託者が信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税、信託受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に受益者が負担することになっていました（旧信託法第36条、第37条）。従って、本投資法人が、一旦、信託の受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになっていました。かかる信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する物件精査を実施させ、保険金支払能力を有する保険会社を保険者、信託受託者を被保険者とする損害保険を付保させる等、本投資法人自ら不動産、土地の賃借権又は地上権を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要がありますが、それにもかかわらず、上記のような信託費用が発生したときは、その結果、本投資法人ひいては投資主に損害を与える可能性がありました。新信託法の下では、旧信託法第36条第2項が廃止され、原則として信託受益者がこのような責任を負うことはなくなりましたが、信託受益者と信託受託者の間で信託費用等に関し別途の合意をした場合には、当該合意に従い信託受益者に対し信託受託者から信託費用等の請求がなされることがあり（新信託法第48条第5項、第54条第4項）、その場合には同様に本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

② 信託受益権の流動性リスク

本投資法人が信託の受益権を運用の対象とする場合で、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分する場合には、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また、信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を契約上要求されるのが通常です（新信託法第94条）。また、新信託法第185条以下に定める受益証券発行信託に係る信託受益権を除き、不動産信託受益権は金商法上の有価証券とみなされますが、譲渡に際しては債権譲渡と同様の譲渡方法によるため、株券や社債券のような代表的な有価証券ほどの流動性があるわけではありません。加えて、信託受託者は原則として瑕疵担保責任を負っての信託不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず、信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。なお、金商法に基づき、信託受益権の売買又はその代理若しくは媒介を行う営業については、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができないとされています（金商法第29条、第28条第2項、第2条第8項第1号）。

③ 信託受託者の破産等に係るリスク

旧信託法上、信託受託者が破産手続、再生手続又は更生手続その他の倒産手続の対象となった場合に、信託財産が破産財団又は再生会社若しくは更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に帰属するか否かに関しては明文の規定はないものの、旧信託法の諸規定、とりわけ信託財産の独立性という観点から、信託財産が信託受託者の破産財団又は再生会社若しくは更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に帰属するものとされるリスクは極めて低いと考えられていました。また、旧信託法第16条によれば、信託財産に対する信託受託者自身の債権者による差押えは禁止されており、信託財産は信託受託者の債権者との関係では信託受託者自身の債務の引当財産にならないと考えられていました。新信託法においては、信託財産は信託受託者の固有財産に属しない旨が明文で規定されています（新信託法第25条第1項、第4項及び第7項）。但し、不動産について信託財産であることを管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託の公示（信託の登記）をする必要がありますので、主として不動産を信託財産とする信託の受益権について、本投資法人は信託の登記がなされるものに限り取得する予定です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされるとの保証はありません。

④ 信託受託者の不当な行為に伴うリスク

信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託財産とする信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、信託法は信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めていました（旧信託法第31条）。また、新信託法の下では、受託者がその権限に属しない行為をした場合、その行為の取消権を受益者に認めています（新信託法第27条第1項）。しかし、本投資法人は、常にかかる権利の行使により損害を回復することができるとは限りません。

また、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託受託者に対し一定の瑕疵担保責任を負担する場合に、信託受託者が、かかる瑕疵担保責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主に損害を与える可能性があります。

d. 税制等に関するリスク

(イ) 導管性の維持に関する一般的なリスク

税法上、一定の要件（以下「導管性要件」といいます。）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。導管性要件のうち一定のものについては、事業年度毎に判定を行う必要があります。本投資法人は、導管性要件を継続して満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の減少、海外投資主比率の増加、資金の調達先、分配金支払原資の不足、法律の改正その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。現行税法上、導管性要件を満たさなかったことについてやむを得ない事情がある場合の救済措置が設けられていないため、同族会社化の場合等、本投資法人の意図しないやむを得ない理由により要件を満たすことができなかった場合においても、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。本投資法人の投資口の市場価格に影響を及ぼすこともあります。

(ロ) 過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク

平成21年4月1日以後終了した事業年度毎に判定を行う導管性要件のうち、租税特別措置法施行令に規定する配当可能額の90%超の金銭の分配を行うべきとする要件（以下「支払配当要件」といいます。）においては、投資法人の税引前の会計上の利益を基礎として支払配当要件の判定を行うこととされています。従って、会計処理と税務上の取扱いの差異等により、過大な税負担が発生した場合には、この要件を満たすことが困難となる場合があります。

(ハ) 資金不足により計上された利益の全部を配当できないリスク

本投資法人において利益が生じているにもかかわらず金銭の借入れ又は投資法人債の発行に際しての財務制限条項上、一定額を留保しなければならない等、配当原資となる資金が不足する場合は、借入金や資産の処分により配当原資を確保する場合があります。しかしながら、導管性要件に基づく借入先の制限や資産の処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、配当の金額が配当可能額の90%超とならない可能性があります。かかる場合、利益の配当額を損金算入できなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ニ) 借入れに係る導管性要件に関するリスク

税法上、上記の事業年度毎に判定を行う導管性要件の一つに、借入れを行う場合には機関投資家のみから行うべきという要件があります。従って、本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合、又は保証金若しくは敷金の全部若しくは一部がテナントからの借入金に該当すると解釈された場合においては、導管性要件を満たせないこととなります。この結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ホ) 同族会社要件について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

事業年度毎に判定を行う導管性要件のうち、事業年度終了時に同族会社のうち租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。）（以下「租税特別措置法施行令」といいます。）に定めるもの（投資法人の投資主の一人及びこれと特殊の関係にある者等が、その投資法人の発行済投資口の総数若しくは一定の議決権の総数の100分の50を超える数を有する場合等における当該投資法人等をいいます。）に該当していないこととする要件、即ち、同族会社要件については、本投資法人の投資口が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、公開買付等により、結果として満たされなくなるリスクがあります。かかる場合、利益の配当等を損金算入できなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ヘ) 投資口を保有する投資主数について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

税法上、導管性要件の一つに、事業年度末において投資法人の投資口が機関投資家のみにより保有されること、又は50人以上の投資主に保有されることという要件があります。しかし、本投資法人は投資主による投資口の売買をコントロールすることができないため、公開買付等により、本投資法人の投資口が50人未満の投資主により保有される（機関投資家のみにより保有される場合を除きます。）こととなる可能性があります。かかる場合、利益の配当等を損金算入できなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ト) 税務調査等による更正処分のために追加的な税金が発生するリスク及び支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、税務当局との見解の相違により過年度の課税所

得計算について追加の税務否認項目等の更正処分を受けた場合には、予想外の追加的な課税が発生することとなり、投資家への分配金の予想額の修正が必要となる場合があります。また、平成21年4月1日前に終了した各事業年度については、税務上の所得を基礎として支払配当要件の判定を行うこととされていたため、上記更正処分により会計処理と税務上の取扱いに差異が生じた場合には、当該事業年度における当該要件が事後的に認められなくなるリスクがあります。現行税法上このような場合の救済措置が設けられていないため、本投資法人の当該事業年度における支払配当の損金算入が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(チ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、本書の日付現在において、一定の内容の投資方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産取得税及び登録免許税の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができなくなる可能性があります。

(リ) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、信託の受益権その他投資法人の運用資産に関する税制若しくは投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、租税公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に係る利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資法人の投資口の保有又は売却による手取金の額が減少する可能性があります。

(ヌ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が、平成17年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されることになったことに伴い、本投資法人においても「減損会計」が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。「減損会計」の適用に伴い、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、税務上は当該資産の売却まで損金を認識することができない（税務上の評価損の損金算入要件を満たした場合や減損損失の額のうち税務上の減価償却費相当額を除きます。）ため、税務と会計の齟齬が発生することとなり、税務上のコストが増加する可能性があります。

(ル) 納税遅延に係る延滞税等の発生に関するリスク

本投資法人において納税額が発生した場合に、納付原資の不足等の事情により納期限内に納税が完了しない可能性があります。この場合、遅延納付となった税額に対し遅延期間に応じ延滞税等が発生し、納税が発生した事業年度の投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

e. その他

(イ) 取得予定資産を組入れることができないリスク

本投資法人は、本書の日付以降、取得予定資産を取得することがあります。

しかし、取得予定資産の当該時点での保有者と不動産売買契約又は信託受益権売買契約を締結したとしても、その時々を経済環境により、不動産売買契約又は信託受益権売買契約に規定された一定の条件が成就しないこと等により、取得予定資産を取得することができない可能性があります。この場合、本投資法人は、代替資産を取得するための努力を行う予定ですが、短期間に投資に適した物件を取得することができる保証はなく、短期間に物件を取得できず、かつ、かかる資金を有利に運用できない場合には、投資主に損害を与える可能性があります。

(ロ) 本投資法人の資金調達に係るリスク

本投資法人は、新たな投資対象不動産の取得等を目的として、借入れによる資金調達を行っています。しかし、借入金利が著しく上昇すること、並びに資金の追加借入れ又は借換えに時間を要すること等により、借入コストが増大する可能性があります。

また、本投資法人の資産の売却等に伴って、借入金の期限前返済を行う場合には、期限前返済コスト（ブレイクファンディングコスト等）が発生します。このコストは、その発生時点における金利情勢によって決定されることがあり、予測し得ない経済状況の変動によりコストが増大する可能性があります。

(ハ) 投資対象不動産取得前の情報に関するリスク

本書に記載の本投資法人が取得済資産、期中取得資産及び取得予定資産を取得する前の情報は、信託不動産又は信託受益権の前所有者における賃貸事業収支等をあくまで参考として記載したものととどまり、また、未監査の情報を含むため、全てが正確であり、かつ完全な情報であるとの保証はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

a. 本投資法人の体制

本投資法人は、以上のような投資リスクがあることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう、以下のリスク管理体制を整備しています。

(イ) 執行役員、監督役員及び役員会

本投資法人は、本書の日付現在、執行役員1名及び監督役員3名から構成される役員会により運営されています。本投資法人は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関としての役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を執行するよう努めています。役員会においては、本投資法人が委託する資産運用会社が執行する資産運用に係る重要な事項を資産運用会社からの報告事項とすることにより、資産運用会社への一定の牽制機能を構築しています。

(ロ) 内部者取引

本投資法人は、役員会において「内部者取引管理規程」を採択し、執行役員及び監督役員がその立場上知り得た重要事実の公表前に本投資法人の投資口及び投資法人債並びに上場投資法人の投資口等の売買を行うことを禁止し、インサイダー類似取引の防止に努めています。

b. 資産運用会社の体制

本投資法人の資産運用に関し、リスクの回避及び最小化を図るべく以下の実効性あるリスク管理体制を敷いています。

(イ) 運用ガイドラインの遵守

資産運用会社は、規約に定める資産運用の基本方針及び投資態度を踏まえた上で、分散投資によるポートフォリオの構築方針、各投資物件の安定収益確保のための諸方策、投資を決定する際の物件選定基準、物件検討基準、調査（デュー・ディリジェンス）基準、保険付保方針及び運営管理方針（PM会社の選定基準等）等につき定める運用ガイドラインを策定し、これを遵守することにより、本投資法人の運用の対象となる不動産、不動産信託受益権等に係るリスクの管理に努めます。詳細については、前記「2 投資方針」をご参照下さい。

(ロ) リスク管理規程

資産運用会社は、本投資法人の資産運用会社として社会的使命を的確に果たし、健全な経営を行い、かつ最善の資産運用を行うため、様々なリスクを適切に管理することを基本方針とした「リスク管理規程」を定めています。「リスク管理規程」では、投資リスクに関し、マーケット状況（賃料相場・地価動向・テナント需給等）、立地条件、周辺環境状況、及び建物の属性等、物件の個別性を総合的に勘案して管理すること、並びに個別案件のリスクを十分に認識しつつ、個別物件を集約したポートフォリオ全体のリスク状況を把握・分析するとともに、運用ガイドラインに記載されたリスク判断基準に従い適切に運用を行うことによって、当該リスクの軽減に努めることが定められています。

(ハ) コンプライアンス室によるリスクの統括管理

リスク管理を統括する部署は、資産運用会社のコンプライアンス室とします。第一義的には、リスク管理項目毎に担当部署として定められた資産運用会社の各部署が、当該リスクを管理するものとし、コンプライアンス室が関連部署に対する日常的な指導管理を行います。管理の方法は、証券取引等監視委員会の金融商品取引業者等検査マニュアル（以下「金融商品取引業者等検査マニュアル」といいます。）並びに資産運用会社の社内規程である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンス・チェックリス

トに則って各リスク管理項目をチェックします。

(ニ) 利害関係人等との取引

後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」
をご参照下さい。

(ホ) 内部者取引

資産運用会社の役職員によるインサイダー取引及びインサイダー類似取引については、
「内部者取引管理規程」を定めて防止に努めます。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第6条）、該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

a. 役員報酬

執行役員及び監督役員の報酬は、執行役員一人当たり月額80万円以内の金額、監督役員一人当たり月額80万円以内の金額で、各々役員会で決定する金額とし、当月分を当月末日までに支払うものとします（規約第23条）。

(注) 本投資法人は、投信法第115条の6第1項の執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額から、当該執行役員又は監督役員がその在職中に本投資法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として内閣府令で定める方法により算定される額に4を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、役員会の決議によって免除することができます（投信法第115条の6第7項、規約第22条）。

b. 資産運用会社への支払報酬

資産運用会社に対する報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3から構成されます。それぞれの報酬の計算方法及び支払時期は以下の通りとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします（規約第38条）。

報酬	計算方法及び支払時期						
運用報酬1	<p>営業期間毎に、運用資産（*1）の期中平均残高（*2）の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。</p> <table><tr><td>400億円以下の部分</td><td>0.60%</td></tr><tr><td>400億円超1,000億円以下の部分</td><td>0.40%</td></tr><tr><td>1,000億円超の部分</td><td>0.15%</td></tr></table> <p>*1 本表において運用資産とは、規約第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める国債証券等を除きます。）をいいます。</p> <p>*2 運用資産の期中平均残高は、当該営業期間の各月末における運用資産の取得価額を合計した金額を営業期間の月数で除することにより算出します。但し、営業期間中に新たに取得した運用資産の取得価額には、取得価額に算入されることとなる消費税及び地方消費税を含まずに計算します。</p> <p>支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（投信法第129条に定める計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書をいいます。）を承認後1ヵ月以内とします。</p>	400億円以下の部分	0.60%	400億円超1,000億円以下の部分	0.40%	1,000億円超の部分	0.15%
400億円以下の部分	0.60%						
400億円超1,000億円以下の部分	0.40%						
1,000億円超の部分	0.15%						

報酬	計算方法及び支払時期						
運用報酬2	<p>営業期間毎に、当該営業期間の F F O（* 3）に4.50%を乗じた金額とします。但し、営業期間の末日に当期末処理損失がある場合には、当該報酬はないものとします。</p> <p>* 3 F F O（Funds From Operation）は、当該報酬（この報酬に係る消費税及び地方消費税で、当該営業期間の費用となるものを含みます。）を控除する前の当期純利益に減価償却費を加えた金額とします。但し、前営業期間末に未処理損失がある場合には、上記の金額から前営業期間末の未処理損失額を控除した後の金額とします。</p> <p>支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（投信法第129条に定める計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書をいいます。）を承認後1ヵ月以内とします。</p>						
運用報酬3	<p>運用資産を新たに取得した場合は、運用資産の取得価額（* 4）に次の割合を乗じた金額とします。複数の運用資産を同時に取得した場合は、運用資産毎に次の割合（注）を乗じた金額の合計額とします。</p> <table border="0"> <tr> <td>30億円以下の部分</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>30億円超50億円以下の部分</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>50億円超の部分</td> <td>0.50%</td> </tr> </table> <p>* 4 取得価額には、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う付随費用は含みません。</p> <p>支払時期は、運用資産の取得日の属する月の翌月末までとします。</p>	30億円以下の部分	1.00%	30億円超50億円以下の部分	0.75%	50億円超の部分	0.50%
30億円以下の部分	1.00%						
30億円超50億円以下の部分	0.75%						
50億円超の部分	0.50%						

（注）平成16年11月12日付で私募ファンドから取得した18個の不動産信託受益権の取得に関する運用報酬3の算定割合については、別途覚書で定めた次の割合を適用しています。

30億円以下の部分	0.50%
30億円超50億円以下の部分	0.375%
50億円超の部分	0.25%

c. 資産保管会社及び一般事務受託者への支払手数料

資産保管会社及び一般事務受託者がそれぞれの業務を遂行することの対価である事務受託手数料は以下の通りとし、それぞれが指定する銀行口座への振込により支払うものとします。

（イ）資産保管会社の報酬

① 支払報酬の計算方法

- i 計算期間（6月若しくは12月の各1日から、その直後に到来する5月又は11月の各末日までとします。）において、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提に、当該計算期間初日の直前の決算日における貸借対照表上の資産総額（投信法第131条第2項に定める承認を受けた、投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。）に基づき、6ヵ月分の料率を記載した下記基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で合意した金額に消費税等相当額（地方消費税を含みます。）を加算した金額を支払うものとします。但し、経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不適当となった場合には、当事者間で協議し合意の上、資産保管業務報酬の金額を変更することができるものとします。
- ii 本投資法人の保有する資産に現物不動産が含まれることとなった場合には、資産保管業務報酬は、現物不動産1物件当たり月額20万円を上限として当事者間で合意した金額にiに定める金額を加算した金額とします。なお、本投資法人の保有する資産に、現物不動産、不動産信託の受益権又は預金以外の資産が含まれることとなった場合に

は、その追加的な業務負担を斟酌するため、当事者は、資産保管業務報酬の金額の変更額について、互いに誠意を持って協議することとします。

< 基準報酬額表 >

資産総額	算定方法（6ヵ月分）
300億円以下の部分について	4,500,000円
300億円超の部分について	資産総額×0.015%

② 支払時期

上記 i 又は ii により計算した各計算期間の資産保管業務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに資産保管会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替により支払うものとします。但し、支払に要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。

(ロ) 投資主名簿等管理人の報酬

① 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項

- i 下記の「委託事務手数料表」により計算した金額を上限とした金額を支払うものとします。但し、募集投資口の発行に関する事務、その他本投資法人が臨時に委託する事務については、その都度当事者間で協議の上その手数料を定めるものとします。
- ii 投資主名簿等管理人は上記 i の手数料を毎月末に締め切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月末までにこれを支払うものとします。但し、支払日が銀行休業日の場合は、前営業日を支払日とします。

< 委託事務手数料表 >

項目	対象事務の内容	計算単位及び計算方法 (消費税別)
基本料	1. 投資主名簿の作成、管理及び備置き 投資主名簿の維持管理 期末、中間及び四半期投資主の確定 2. 期末統計資料の作成 (所有者別、所有数別、地域別分布状況) 投資主一覧表の作成 (全投資主、大投資主)	1. 毎月の基本料は、各月末現在の投資主数につき下記段階に応じ区分計算したものの合計額の6分の1 但し、月額最低基本料を200,000円とします。 (投資主数) (投資主1名当たりの基本料) 投資主数のうち最初の5,000名について……480円 5,000名超 10,000名以下の部分について ……420円 10,000名超 30,000名以下の部分について ……360円 30,000名超 50,000名以下の部分について ……300円 50,000名超 100,000名以下の部分について ……260円 100,000名を超える部分について……225円 資料提供はWebによります。書面での提供には別途手数料が必要です。
分配金支払管理料	1. 分配金支払原簿、分配金領収書、指定口座振込票、払込通知書の作成、支払済分配金領収証等による記帳整理、未払分配金確定及び支払調書の作成、印紙税納付の手續 2. 銀行取扱期間経過後の分配金等の支払及び支払原簿の管理	1. 分配金等を受領する投資主数につき、下記段階に応じ区分計算したものの合計額 但し、1回の対象事務の最低管理料を350,000円とします。 (投資主数) (投資主1名当たりの管理料) 投資主数のうち最初の5,000名について……120円 5,000名超 10,000名以下の部分について ……110円 10,000名超 30,000名以下の部分について ……100円 30,000名超 50,000名以下の部分について ……80円 50,000名超 100,000名以下の部分について ……60円 100,000名を超える部分について……50円 2. 指定口座振込分については1件につき130円を加算 3. 各支払基準日現在の未払対象投資主に対する支払1件につき ……450円
諸届管理料	1. 投資主等からの諸届関係等の照会、受付(投資主情報等変更通知の受付を含みます。) 2. 投資主等からの依頼に基づく調査、証明	1. 照会、受付1件につき ……600円 2. 調査、証明1件につき ……600円
投資主総会関係手数料	1. 議決権行使書面用紙の作成及び返送議決権行使書面の受理、集計 2. 投資主総会当日出席投資主の受付、議決権個数集計の記録等の事務	1. 議決権行使書面用紙の作成1通につき ……15円 議決権行使書面用紙の集計1通につき ……100円 但し、1回の議決権行使書面用紙集計の最低管理料を50,000円とします。 2. 派遣者1名につき……20,000円 但し、電子機器等の取扱支援者には別途料金が必要です。
郵便物関係手数料	1. 投資主総会の招集通知、同決議通知、決算報告書、分配金領収証(又は計算書、振込案内)等投資主総会、決算関係書類の封入・発送事務 2. 返戻郵便物データの管理	1. 封入物3種まで 期末、基準日現在投資主1名につき ……35円 ハガキ 期末、基準日現在投資主1名につき ……23円 2. 返戻郵便物を登録する都度、郵便1通につき ……200円 データ1件につき ……150円
投資主等データ受付料	振替機関(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。)(以下「振替法」といいます。)第2条第2項に定める振替機関をいいます。以下同じ。)からの総投資主通知の受付、新規記録に伴う受付、通知	

(ハ) 投資法人債に関する一般事務受託者の報酬

① 発行事務及び期中事務の委託に関する手数料

本投資法人は、第1回投資法人債及び第2回投資法人債（以下「本投資法人債」といいます。）に関する一般事務受託者である株式会社あおぞら銀行に対して、本投資法人債の発行事務、その他の期中事務の委託に関する手数料として、それぞれ以下に掲げる金額を本投資法人債それぞれの払込金から控除することにより、本投資法人債の払込期日に支払いました。

- i 第1回投資法人債の発行事務及び期中事務の委託に関する手数料として4,200,000円
- ii 第2回投資法人債の発行事務及び期中事務の委託に関する手数料として10,500,000円

② 元金支払事務の委託に関する手数料

本投資法人は、本投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社あおぞら銀行に対して、本投資法人債の元金支払事務の委託に関する手数料として、以下に掲げる金額を支払います。

- i 元金支払
支払元金100円につき0.075銭
- ii 利金支払
支払利息の対象となる元金100円につき0.075銭

(ニ) 機関運営に関する一般事務受託者の報酬

① 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項

- i 機関運営に関する一般事務受託者の事務に係る報酬は、5月及び11月の末日を最終日とする6ヵ月毎の各計算期間において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算日における貸借対照表上の資産総額に基づき、下記の「基準報酬額表」により計算した金額を上限として、その資産構成に応じて算出した報酬を支払います。なお、計算期間が6ヵ月に満たない場合又は6ヵ月を超える場合の報酬は、当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とします。
- ii 各計算期間の報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに、機関運営に関する一般事務受託者の指定する銀行口座に振込又は口座振替により支払うものとします。

<基準報酬額表>

総資産額	算定方法（年間）
100億円以下	11,000,000円
100億円超500億円以下	11,000,000円 + (資産総額 - 100億円) × 0.080%
500億円超1,000億円以下	43,000,000円 + (資産総額 - 500億円) × 0.060%
1,000億円超2,000億円以下	73,000,000円 + (資産総額 - 1,000億円) × 0.055%
2,000億円超3,000億円以下	128,000,000円 + (資産総額 - 2,000億円) × 0.040%
3,000億円超5,000億円以下	168,000,000円 + (資産総額 - 3,000億円) × 0.035%
5,000億円超	238,000,000円 + (資産総額 - 5,000億円) × 0.030%

(ホ) 会計事務等に関する一般事務受託者の報酬

① 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項

- i 各計算期間毎に、以下の合計額（消費税別途）を上限として委託料を支払います。
 - (i) 固定報酬額 11,300,000円
 - (ii) 変動報酬額 20棟を超えて本投資法人が新たに所有し、会計事務等に関する一般事務受託者が委託事務を行う場合、一棟数当たり金

150,000円/月×20棟を超えた棟数

但し、変動報酬額の算定は棟数が増加した月より起算し、月割りにより算定するものとします。また、1ヵ月に満たない月に係る委託料は、日割計算により算出した額とします。

毎期12月1日から翌年5月31日までの期に係る上記金額の支払方法は、計算期間終了日から直近の8月末日までに会計事務等に関する一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込により支払い、6月1日から11月30日までの期に係る委託料の支払方法は、計算期間終了日から直近の2月末日までに、会計事務等に関する一般事務受託者の指定する口座へ振込により支払うものとします。

ii 税務調査の立会等、会計事務等に関する一般事務委託契約に掲げる業務を超える事項が発生した場合の委託料については、当事者間で協議の上決定します。

(へ) 特別口座管理機関の報酬

① 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項

- i 下記の「口座管理事務手数料表」により計算した金額を支払うものとします。但し、「口座管理事務手数料表」に定めのない事務に係る手数料は、その都度当事者間で協議の上定めるものとします。
- ii 特別口座管理機関は上記 i の手数料を毎月末に締め切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月末までにこれを支払うものとします。但し、支払日が銀行休業日の場合は、前営業日を支払日とします。

<口座管理事務手数料表>

項目	主な事務の内容	手数料体系
基本料	特別口座の加入者の管理	毎月の基本料は、各月末現在の口座数につき下記段階に応じ区分計算したものの合計額 但し、月額最低基本料を35,000円とします。 (投資主数) (口座1件当たりの基本料) 口座数のうち最初の5,000口座について……………150円 5,000口座超 10,000口座以下の部分について ……140円 10,000口座超 30,000口座以下の部分について ……130円 30,000口座超 50,000口座以下の部分について ……120円 50,000口座超 100,000口座以下の部分について ……110円 100,000口座を超える部分について……………100円
口座振替料	口座振替の受付	口座振替1件につき……………500円
各種取次ぎ料	各種振替機関への取次ぎ	取次ぎ1件につき……………300円

d. 会計監査人報酬

会計監査人の報酬額は1営業期間につき、1,500万円を上限として役員会で決定される金額とし、その支払時期は、決算日後3ヵ月以内に会計監査人の指定する口座へ振込みにより支払うものとします(規約第36条)。

(4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、以下の費用を負担するものとします。

- a. 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社との間の各委託契約において本投資法人が負担することと定められた委託業務若しくは事務を処理するために要した諸費用又は一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合にかかる遅延利息又は損害金
- b. 投資口及び投資法人債券の発行に関する費用(券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含みます。)
- c. 投資主の氏名・住所データ作成費用、投資主宛て書類送付に係る郵送料及び使用済書類等返還(廃棄)に要する運搬費
- d. 分配金支払に関する費用(分配金領収書、銀行取扱手数料等を含みます。)

- e. 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- f. 目論見書等の作成、印刷及び交付に係る費用
- g. 財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含みます。）
- h. 本投資法人の公告に要する費用及び広告宣伝等に要する費用
- i. 本投資法人の法律顧問及び税務顧問等に対する報酬及び費用
- j. 投資主総会及び役員会開催に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- k. 執行役員、監督役員に係る実費及び立替金等
- l. 運用資産の取得、管理、売却等に係る費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。）
- m. 借入金及び投資法人債に係る利息
- n. 本投資法人の運営に要する費用
- o. 本投資法人の投資口が東京証券取引所に上場し、それを維持するために要する費用
- p. 信託報酬
- q. その他役員会が認める費用

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主に対する課税及び投資法人の課税上の一般的取扱いは、以下の通りです。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱いが行われることがあります。

a. 個人投資主の税務

（イ）利益の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受取る利益の分配は、株式の配当と同様に配当所得として取扱われます。従って、分配金を受取る際に原則20%の税率（所得税）により源泉徴収された後、総合課税の対象となります。但し、二重課税の調整措置を目的として設けられている配当控除の適用はありません。

なお、平成15年度税制改正により上記配当課税の見直しが行われ、上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例が以下の通り新設され、また、その後の税制改正により一部改正が行われました。

① 発行済投資口総口数の100分の5未満の口数を有する小口個人投資主の取扱い

本投資法人の配当等の支払に関する基準日において、本投資法人の発行済投資口総口数の100分の5以上を有する者以外の個人投資主が、分配金を受取る際の源泉徴収税率は20%（所得税15%、住民税5%）とされていますが、特例措置として平成23年12月31日までの期間に分配金を受取る際の源泉徴収税率に関しては以下のように軽減されています。

利益の分配の受領時期	税率	所得税	住民税
平成23年12月31日まで	10%	7%	3%

なお、個人投資主は、上場株式等の配当等の金額にかかわらず、総合課税に代えて源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要の特例の選択が可能となります。

また、受取るべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税を選択することができます。但し、特例措置として、平成23年12月31日までに受取るべき上場株式等の配当等に係る配当所得に関して

は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得の金額については10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率となります。

② 発行済投資口総口数の100分の5以上の口数を有する大口個人投資主の取扱い

本投資法人の配当等の支払に関する基準日において、本投資法人の発行済投資口総口数の100分の5以上を有する個人投資主については、総合課税となります。本投資法人より分配金を受取る際の源泉徴収税率は、所得税20%（住民税は課されません。）となります。

(ロ) 利益を超える金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受取る利益を超える金銭の分配は、資本の払戻しとして扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当として上記（イ）における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、資本の払戻しの額のうち、みなし配当を上回る金額は投資口の譲渡に係る収入金額として取扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益の額を計算します。この譲渡損益の取扱いは下記（ハ）の投資口の譲渡の場合と同様になります。

資本の払戻しを受けた後の投資口の取得価額は、この資本の払戻しを受ける直前の投資口の取得価額から、資本の払戻しに係る上記譲渡原価を控除した金額となります。

(ハ) 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が本投資法人の投資口を譲渡した際の譲渡益の取扱いについては、株式を譲渡した場合と同様に、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税20%（所得税15%、住民税5%）の対象となります。但し、平成23年12月31日までの間に、上場株式等たる本投資法人の投資口を金融商品取引業者等を通じて譲渡した場合等には、申告分離課税の税率が10%（所得税7%、住民税3%）に軽減されます。

本投資法人の投資口の譲渡に際し譲渡損が生じた場合には、他の株式等の譲渡に係る譲渡所得等との相殺は認められますが、株式等の譲渡に係る譲渡所得等の合計額が損失となった場合には、その損失は他の所得と相殺することができません。但し、金融商品取引業者等を通じて上場株式等たる本投資法人の投資口を譲渡した場合に、その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき、又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除きます。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から控除することができます（以下「損益通算の特例」といいます。）。なお、この規定は、平成21年分以後の所得税及び平成22年分以後の住民税に対して適用されます。また、金融商品取引業者等を通じて上場株式等たる本投資法人の投資口を譲渡したこと等により生じた譲渡損失のうち、その譲渡日の属する年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額（上記の損益通算の特例の適用を受けている場合には適用後の金額）は、一定の要件の下で、その年の翌年以後3年内の各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が認められます。譲渡損失の繰越控除を受ける場合には、譲渡損失が生じた年以降、連続して確定申告書及び譲渡損失の金額の計算に関する明細書等の提出が必要です。

また、「特定口座内上場株式等の申告不要制度」が設けられており、個人投資主が金融商品取引業者等に特定口座を開設し、上場株式等保管委託契約に基づいてその特定口座に保管されている上場株式等の譲渡所得等について、その年の最初の譲渡のときまでに、金融商品取引業者等に対して「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、一定の要件の下に、本投資法人の投資口の譲渡益に相当する金額に対しては、源泉徴収だ

けで納税手続を終了させる確定申告不要の選択が認められています。源泉税率は、平成23年12月31日までの譲渡等に対しては10%（所得税7%、住民税3%）、平成24年1月1日以後の譲渡等に対しては税率20%（所得税15%、住民税5%）となります。

b. 法人投資主の税務

(イ) 利益の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受取る利益の分配は、原則として分配の決議のあった日の属する投資主の事業年度において益金計上されます。利益分配を受取る際には原則20%の税率（所得税）により源泉徴収されますが、この源泉税は法人投資主の法人税の申告上、税額控除の対象となります。また、受取配当金等の益金不算入の規定の適用はありません。

但し、上場株式等の配当等を受取る際の源泉徴収税率に関しては以下のように軽減されています。

利益の分配の受領時期	所得税	住民税
平成23年12月31日まで	7%	0%
平成24年1月1日以降	15%	0%

(ロ) 利益を超える金銭の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受取る利益を超える金銭の分配は、資本の払戻しとして扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当として上記（イ）における利益の配当と同様の課税関係が適用されます。また、資本の払戻しの額のうち、みなし配当を上回る金額は投資口の譲渡に係る収入金額として取扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益の額を計算します。この譲渡損益の取扱いは下記（二）の投資口の譲渡の場合と同様になります。

資本の払戻しを受けた後の投資口の取得価額は、この資本の払戻しを受ける直前の投資口の取得価額から、資本の払戻しに係る上記譲渡原価を控除した金額となります。

(ハ) 投資口の期末評価方法

法人投資主による本投資法人の投資口の期末評価方法については、税務上、投資口が売買目的有価証券である場合には時価法、売買目的外有価証券である場合には原価法が適用されます。

(ニ) 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が本投資法人の投資口を譲渡した際の取扱いについては、原則約定日の属する事業年度に益金又は損金として計上されます。

c. 投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入要件

税法上、導管性要件を満たす投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

利益の配当等を損金算入するために留意すべき主要な要件は以下の通りです。

① 次のいずれかに該当すること。

- i その設立時における投資口の発行が公募でかつその発行価額の総額が1億円以上であること
- ii 事業年度終了のときにおいて、その発行済投資口が50人以上の者によって所有されて

いること又は機関投資家のみによって所有されていること

- ② 投資法人の規約においてその発行をする投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が100分の50を超える旨の記載又は記録があること。
 - ③ 事業年度終了のときにおいて、法人税法（昭和40年法律第34号、その後の改正を含みます。）第2条第10号に規定する同族会社のうち租税特別措置法施行令に定めるものに該当していないこと。
 - ④ 事業年度に係る配当等の額の支払額が当該事業年度の租税特別措置法施行令に規定する配当可能額の90%超であること。
 - ⑤ 他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を有していないこと。
 - ⑥ 借入れは、機関投資家からのものであること。
- (ロ) 不動産流通課税の軽減措置

① 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税価格の2%の税率により課されます。なお、売買により取得した土地については税率が平成23年3月31日までは1%、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは1.3%、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは1.5%に軽減されています。なお、投資法人の規約に資産運用の方針として、特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合である特定不動産の割合を100分の75以上とする旨の定めがあることその他の要件を満たす投資法人が取得する不動産に対しては、平成22年3月31日までは登録免許税の税率が0.8%に軽減されています。

② 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が課税価格の4%の税率により課されます。なお、この税率は住宅の取得及び土地の取得については平成24年3月31日までは3%となります。また、平成24年3月31日までに取得する宅地及び宅地比準土地に係る不動産取得税については、その課税標準は当該土地の価格の2分の1に軽減されます。なお、投資法人の規約に資産運用の方針として、特定不動産の割合を100分の75以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人が、平成23年3月31日までに規約に従い特定資産のうち一定の不動産を取得した場合には、当該不動産の取得に係る不動産取得税の上記課税標準が3分の1に軽減されます。

③ 特別土地保有税

平成15年度以降、当分の間、不動産の取得（及び保有）に係る特別土地保有税の課税は停止されています。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成21年5月31日現在)

資産の種類	用途	地域	保有総額 (注1) (百万円)	対総資産比率 (%)
不動産 (注2)	オフィス	東京23区	17,377	15.6
		首都圏 (注3)	5,378	4.8
		その他 (注4)	8,494	7.6
	レジデンス	東京23区	21,692	19.5
		首都圏 (注3)	8,821	7.9
小計			61,764	55.5
信託 不動産 (注2)	オフィス	東京23区	26,171	23.5
	レジデンス	東京23区	13,979	12.6
		首都圏 (注3)	420	0.4
	小計			40,571
不動産等計			102,336	92.0
預金その他の資産			8,896	8.0
資産総額計			111,233	100.0

(注1) 「保有総額」は、期末時点の貸借対照表計上額（信託不動産等については減価償却後の帳簿価額）に基づいています。

(注2) 「不動産」及び「信託不動産」の金額には、建設仮勘定の金額は含まれていません。

(注3) 「首都圏」とは、東京都（東京23区を除きます。）、神奈川県、埼玉県及び千葉県を指します。

(注4) 「その他」とは、東京23区及び首都圏を除く投資対象エリアを指します。

	貸借対照表計上額 (百万円)	対総資産比率 (%)
負債総額	53,860	48.4
純資産総額	57,372	51.6

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

(イ) 保有資産について

本投資法人は、平成21年5月31日現在、以下の22物件の不動産を信託財産とする信託受益権及び26物件の不動産を取得し、本書の日付現在に至るまで運用を行っています。

物件番号	物件名称	資産形態	物件番号	物件名称	資産形態
0f-01	朝日生命五反田ビル	信託受益権	Re-05	FLEG目黒	信託受益権
0f-03	第百生命新宿ビル（注）	信託受益権	Re-09	レグルス東葛西	信託受益権
0f-04	恵比寿スクエア（注）	信託受益権	Re-11	ミルーム若林公園	信託受益権
0f-05	水天宮平和ビル	信託受益権	Re-12	ミルーム碑文谷	信託受益権
0f-06	NV富岡ビル	信託受益権	Re-14	メインステージ南麻布Ⅲ	信託受益権
0f-07	浜松町SSビル	信託受益権	Re-15	コスモグラフィア麻布十番	信託受益権
0f-08	国際溜池ビル	信託受益権	Re-16	アドバンテージ学芸大学	信託受益権
0f-09	グレイスビル泉岳寺前	信託受益権	Re-17	エルミタージュ東神田	信託受益権
0f-10	日総第15ビル	不動産	Re-18	エルミタージュ東日本橋	信託受益権
0f-11	日本橋第一ビル	信託受益権	Re-19	エルミタージュ練馬	信託受益権
0f-12	八丁堀SFビル	不動産	Re-20	ランドステージ白金高輪	不動産
0f-13	渋谷AXヒルズ	不動産	Re-21	アーバイルベルジェ明大前	不動産
0f-14	KCAビル	不動産	Re-22	ジョイシティ日本橋	信託受益権
0f-15	大和中目黒ビル	不動産	Re-23	グレファス上石神井	不動産
0f-16	安和司町ビル	不動産	Re-24	T&G錦糸町マンション	不動産
0f-17	八丁堀MFビル	不動産	Re-25	グレンパーク銀座EAST	不動産
0f-18	エムズ原宿	信託受益権	Re-26	グレンパーク新横浜	不動産
0f-19	三宮三和東洋ビル	不動産	Re-27	グレンパーク池田山	不動産
0f-20	船橋Faceビル	不動産	Re-28	ルネ東寺尾	不動産
0f-21	アデッソ西麻布	不動産	Re-29	レジデンス向丘	不動産
0f-22	CIC虎ノ門ビル	不動産	Re-30	レジデンス東馬込	不動産
0f-23	アリア池袋	不動産	Re-31	グレンパーク学芸大学	不動産
0f-24	CIC湯島ビル	不動産	Re-33	アドバンス亀戸	不動産
Re-03	コンコード市川	信託受益権	Re-34	ヴァンテ田無	不動産

（注）0f-03 第百生命新宿ビル及び0f-04 恵比寿スクエアについては、平成21年8月31日付で譲渡する予定です。譲渡内容については、前記「1 投資法人の概況（1）主要な経営指標等の推移 f. 決算日後に生じた重要な事実（イ）資産の譲渡予定」をご参照下さい。

(ロ) 保有資産の概要

物件番号	物件名称	投資区分	所在地	投資エリア (注1)	地積 (㎡) (注2)	用途 (注3)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・階層 (注2)	建築時期 (注2)	資産形態 (注4)	所有形態(注5)	
											土地	建物
0f-01	朝日生命五反田ビル	オフィス	東京都品川区	I. 東京23区	605.72	事務所	2,921.56	SRC・RC 9F2B	S55.5.6	信託 受益権	所有権	所有権
0f-03	第百生命新宿ビル(注15)		東京都新宿区	I. 東京23区	311.63	事務所	2,652.07	SRC 9F2B	S63.9.9	信託 受益権	所有権	所有権
0f-04	恵比寿スクエア(注15)		東京都渋谷区	I. 東京23区	1,560.77	事務所	8,644.00	S・RC 7F1B	H6.5.31	信託 受益権	所有権	所有権
0f-05	水天宮平和ビル		東京都中央区	I. 東京23区	316.73	事務所	2,177.81	SRC 9F	H3.8.30	信託 受益権	所有権	所有権
0f-06	NV富岡ビル		東京都江東区	I. 東京23区	748.36	事務所	4,558.01	SRC 8F	H2.12.25	信託 受益権	所有権	所有権
0f-07	浜松町SSビル		東京都港区	I. 東京23区	294.50	事務所	2,184.76	S 10F	H3.12.16	信託 受益権	所有権	所有権
0f-08	国際溜池ビル		東京都港区	I. 東京23区	533.32	事務所	3,089.73	SRC 7F1B	H4.2.28	信託 受益権	所有権	所有権
0f-09	グレイスビル泉岳寺前		東京都港区	I. 東京23区	538.50 (注6)	事務所	2,401.74 (注6)	S・RC・ SRC 10F1B	H6.6.15	信託 受益権	地上権 (注6)	区分 所有権 (注6)
0f-10	日総第15ビル		横浜市港北区	II. 新横浜	668.00	事務所	4,321.23	SRC 8F1B	H5.2.1	不動産	所有権	所有権
0f-11	日本橋第一ビル		東京都中央区	I. 東京23区	520.69	事務所	3,455.35	S 9F1B	S63.3.10	信託 受益権	所有権	所有権
0f-12	八丁堀SFビル		東京都中央区	I. 東京23区	533.05 (注7)	事務所	3,386.85 (注7)	SRC 8F1B	H3.10.25	不動産	所有権 (共有) (注7)	区分 所有権 (注7)
0f-13	渋谷AXヒルズ		東京都渋谷区	I. 東京23区	160.42	事務所	1,071.22	S・RC 10F1B	H18.3.15	不動産	所有権	所有権
0f-14	KCAビル		東京都千代田区	I. 東京23区	224.17 (注8)	事務所	1,562.30 (注8)	SRC 9F1B	S62.11.20	不動産	所有権 (共有) (注8)	区分 所有権 (注8)
0f-15	大和中目黒ビル		東京都目黒区	I. 東京23区	1,078.04	事務所	4,040.53	SRC 8F1B	S63.2.29	不動産	所有権	所有権
0f-16	安和司町ビル		東京都千代田区	I. 東京23区	251.95	事務所	1,412.45	S 9F	H2.10.2	不動産	所有権	所有権
0f-17	八丁堀MFビル		東京都中央区	I. 東京23区	205.83	事務所	1,432.44	SRC 9F	S63.1.6	不動産	所有権	所有権
0f-18	エムズ原宿		東京都渋谷区	I. 東京23区	376.07	店舗	1,465.04	RC・S 5F1B	S45.1.30	信託 受益権	所有権	所有権
0f-19	三宮三和東洋ビル		兵庫県神戸市	III. 兵庫県	1,105.97	事務所	8,647.27	SRC 12F	H2.11.9	不動産	所有権	所有権
0f-20	船橋Faceビル		千葉県船橋市	III. 千葉県	488.13 (注9)	事務所	4,033.72 (注9)	S・RC・ SRC 14F3B	H15.4.1	不動産	所有権 (注9)	区分 所有権 (注9)
0f-21	アデッソ西麻布		東京都港区	I. 東京23区	125.91	店舗	371.59	RC 3F1B	H15.10.16	不動産	所有権	所有権
0f-22	CIC虎ノ門ビル		東京都港区	I. 東京23区	260.55	事務所	1,489.21	SRC 9F	H2.11.26	不動産	所有権	所有権
0f-23	アリア池袋	東京都豊島区	I. 東京23区	188.31	事務所	1,376.66	S・RC 9F1B	H5.12.3	不動産	所有権	所有権	
0f-24	CIC湯島ビル	東京都文京区	I. 東京23区	400.86 (注10)	事務所	2,393.53	S 9F	H1.7.26	不動産	借地権 (注10)	所有権 (注10)	
Re-03	コンコード市川	レジデンス	千葉県市川市	II. 千葉県	218.22	共同住宅	884.60	RC 9F	H15.3.14	信託 受益権	所有権	所有権
Re-05	FLEG目黒		東京都目黒区	I. 東京23区	213.45	共同住宅	948.48	SRC 12F	H15.4.10	信託 受益権	所有権	所有権
Re-09	レグルス東葛西		東京都江戸川区	I. 東京23区	約417 (注11)	共同住宅	1,392.74	RC 9F	H14.11.25	信託 受益権	所有権	所有権
Re-11	ミルーム若林公園		東京都世田谷区	I. 東京23区	2,949.17	共同住宅	6,689.03	RC 8F1B	H16.2.13	信託 受益権	所有権	所有権
Re-12	ミルーム碑文谷		東京都目黒区	I. 東京23区	856.19	共同住宅	2,412.83	RC 9F1B	H16.2.13	信託 受益権	所有権	所有権
Re-14	メインステージ南麻布Ⅲ		東京都港区	I. 東京23区	279.73	共同住宅	1,673.32	RC 11F	H16.4.30	信託 受益権	所有権	所有権

物件番号	物件名称	投資区分	所在地	投資エリア (注1)	地積 (㎡) (注2)	用途 (注3)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・階層 (注2)	建築時期 (注2)	資産形態 (注4)	所有形態(注5)	
											土地	建物
Re-15	コスモグラフィア 麻布十番	レジデンス	東京都港区	I. 東京23区	499.24	共同住宅	1,225.85 (注12)	RC 8F	H17.1.12	信託 受益権	所有権	所有権
Re-16	アドバンテージ 学芸大学		東京都目黒区	I. 東京23区	268.70	共同住宅	1,431.57	RC 10F	H17.3.4	信託 受益権	所有権	所有権
Re-17	エルミタージュ 東神田		東京都千代田区	I. 東京23区	262.07	共同住宅	1,596.11	RC 12F	H17.6.7	信託 受益権	所有権	所有権
Re-18	エルミタージュ 東日本橋		東京都中央区	I. 東京23区	312.76	共同住宅	2,101.31	RC 11F	H17.6.2	信託 受益権	所有権	所有権
Re-19	エルミタージュ 練馬		東京都練馬区	I. 東京23区	368.67	共同住宅	1,200.77	RC 9F	H17.5.25	信託 受益権	所有権	所有権
Re-20	ランドステージ 白金高輪		東京都港区	I. 東京23区	922.21	共同住宅	5,282.41	SRC 14F	H17.8.17	不動産	所有権	所有権
Re-21	アーバイルベル ジュ明大前		東京都世田谷区	I. 東京23区	485.01	共同住宅	1,374.87	RC 8F	H17.6.28	不動産	所有権	所有権
Re-22	ジョイシティ 日本橋		東京都中央区	I. 東京23区	222.40	共同住宅	1,546.01	RC 13F	H17.5.18	信託 受益権	所有権	所有権
Re-23	グレファス 上石神井		東京都練馬区	I. 東京23区	536.09	共同住宅	1,676.83	RC 8F	H18.5.23	不動産	所有権	所有権
Re-24	T&G錦糸町 マンション		東京都墨田区	I. 東京23区	256.23	共同住宅	1,571.87	RC 11F	H17.3.3	不動産	所有権	所有権
Re-25	グレンパーク 銀座EAST		東京都中央区	I. 東京23区	822.01	共同住宅	6,387.67	SRC 13F1B	H17.3.11	不動産	所有権	所有権
Re-26	グレンパーク 新横浜		神奈川県横浜市	II. 神奈川県	805.00	共同住宅	5,415.20	RC 10F	H18.9.11	不動産	所有権	所有権
Re-27	グレンパーク 池田山		東京都品川区	I. 東京23区	405.86	共同住宅	1,644.04	RC 9F1B	H15.7.31	不動産	所有権	区分 所有権 (注13)
Re-28	ルネ東寺尾		神奈川県横浜市	II. 神奈川県	8,620.68	居宅	15,730.54	RC・SRC 13F	H4.4.21	不動産	所有権	区分 所有権 (注13)
Re-29	レジデンス 向丘		東京都文京区	I. 東京23区	1,390.68	共同住宅	3,998.98	SRC・RC 11F1B	H12.1.31	不動産	所有権	所有権
Re-30	レジデンス 東馬込		東京都大田区	I. 東京23区	2,357.97	共同住宅	3,566.18	RC 3F1B	H13.8.29	不動産	所有権	所有権
Re-31	グレンパーク 学芸大学		東京都目黒区	I. 東京23区	847.14	共同住宅	1,863.67	RC 5F	H17.1.27	不動産	所有権	所有権
Re-33	アドバンス 亀戸		東京都江東区	I. 東京23区	246.34	共同住宅	1,782.74	RC 13F	H20.1.24	不動産	所有権	所有権
Re-34	ヴァンテ田無		東京都西東京市	II 東京都	1,639.65	共同住宅	3,414.75 (注14)	RC 6F	H1.3.15	不動産	所有権	所有権

(注1) 「投資エリア」の欄には、以下の基準により投資エリアを記載しています。

(i) オフィスについては、

第一投資エリアである東京23区への投資については「I」、

第二投資エリアである東京都下部並びに横浜駅及び新横浜駅の駅前至近エリアへの投資については「II」、

地方投資エリアである政令指定都市及び首都圏主要都市の主要市街地への投資については「III」、

と記載しています。

(ii) レジデンスについては、

第一投資エリアである東京23区への投資については「I」、

第二投資エリアである東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県における都心通勤圏内エリアへの投資につい

ては「II」、

地方投資エリアである名古屋市、大阪市、福岡市内における主要ターミナル駅への通勤・通学圏内への投

資については「III」、

と記載しています。

(注2) 「地積」「延床面積」「構造・階層」「建築時期」の各欄には、登記簿上の数値等を記載しており、現況とは一致しない場合があります。なお、「建築時期」における「S」は昭和、「H」は平成を表します。また、「構

造・階層」の記載に当たっては、下記の略号を使用しています。

SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

RC：鉄筋コンクリート造

S：鉄骨造

B：地下

F：階

例えば、「7F1B」は、地下1階付地上7階建を表しています。

- (注3) 「用途」の欄には、登記簿上記載されている用途のうち、主要なものを記載しています。
- (注4) 「資産形態」の欄には、本投資法人の資産の保有形態を記載しており、登記簿上本投資法人が、受益者として記載されている場合には「信託受益権」、所有者として記載されている場合には「不動産」と記載しています。
- (注5) 土地・建物の「所有形態」の欄には、(注4)における
- (i) 信託受益権については、信託受託者が保有する権利の種類を、
 - (ii) 不動産については、本投資法人が保有する権利の種類を、
- 記載しています。
- (注6) 0f-09 グレイスビル泉岳寺前の土地の所有形態は一部が地上権（敷地権）、一部が所有権（敷地権）です。地上権（敷地権）部分及び所有権（敷地権）部分の地積はそれぞれ501.05㎡及び37.45㎡であり、「地積」の欄にはその合計を記載しています。建物の所有形態は区分所有建物であり、信託受託者が一棟の建物のうち83.54%（専有面積割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、一棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注7) 0f-12 八丁堀SFビルの土地の所有形態は一部が所有権、一部が所有権（共有）です。所有権部分及び所有権（共有）部分の地積はそれぞれ475.21㎡及び68.10㎡（共有持分84.94%）であり、「地積」の欄には所有権部分の値に所有権（共有）部分について共有持分を乗じて算出した値を加えた合計を記載しています。建物の所有形態は区分所有建物であり、本投資法人が一棟の建物のうち98.86%（専有面積割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、一棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注8) 0f-14 KCAビルの土地の所有形態は共有です。一棟の建物の所在する土地の地積は393.57㎡（共有持分56.96%）であり、「地積」の欄には共有持分を乗じて算出した値を記載しています。建物の所有形態は区分所有建物であり、本投資法人が一棟の建物のうち60.04%（専有面積割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、一棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注9) 0f-20 船橋Faceビルの土地は敷地権登記がなされており、本投資法人は10.45%（敷地権割合）を保有しています。「地積」の欄には一棟の建物の存する土地の面積4,671.17㎡に敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。建物の所有形態は区分所有建物であり、本投資法人が一棟の建物のうち9.14%（専有面積割合）を保有しています。「延床面積」の欄には、一棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注10) 0f-24 CIC湯島ビルの土地の所有形態は一部が借地権、一部が所有権です借地権部分及び所有権部分の地積はそれぞれ260.15㎡及び140.71㎡であり、「地積」の欄にはその合計を記載しています。
- (注11) Re-09 レグルス東葛西の地積については、葛西土地区画整理組合からの仮換地指定通知における仮換地地積を記載しています。なお、平成20年11月28日付で、平成21年1月末日の予定で換地処分公告が行われる旨の換地処分通知を受けました。このことにより、換地処分後の地積は416.87㎡となりますが、平成21年7月13日時点において、換地処分は完了していません。
- (注12) Re-15 コスモグラフィア麻布十番については、延床面積に附属建物（ゴミ置場：RC 1F 11.56㎡）が含まれません。
- (注13) Re-27 グレンパーク池田山及びRe-28 ルネ東寺尾は区分所有建物ですが、本投資法人はその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注14) Re-34 ヴァンテ田無については、延床面積に附属建物（ポンプ室：RC 1F 5.52㎡）及びその他の建物（車庫：RC 1F 210.49㎡）が含まれます。このほか、登記対象とならない増築部分（駐輪場：27.62㎡、ゴミ置

場：6.66㎡) があります。

(注15) Of-03 第百生命新宿ビル及びOf-04 恵比寿スクエアについては、平成21年8月31日付で譲渡する予定です。譲渡内容については、前記「1 投資法人の概況 (1) 主要な経営指標等の推移 f. 決算日後に生じた重要な事実 (イ) 資産の譲渡予定」をご参照下さい。

(ハ) 保有資産に関する信託受益権及び不動産の概要及び投資比率並びに担保提供の状況

物件番号	物件名称	受託者 (注1)	信託期間 満了日	資産形態 (注2)	鑑定評価額 ・評価額 (百万円) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円) (注4)	取得価格 (百万円) (注5)	投資比率 (%) (注6)	担保 状況 (注7)	担保 種類 (注7)
Of-01	朝日生命五反田ビル	みずほ信託	H21.11.30	信託受益権	1,542	1,291	1,290	1.27	有担保	質権
Of-03	第百生命新宿ビル (注8)	みずほ信託	H21.11.30	信託受益権	1,772	1,366	1,400	1.37	無担保	—
Of-04	恵比寿スクエア (注8)	三菱UFJ 信託	H22.3.31	信託受益権	8,575	6,967	7,050	6.92	無担保	—
Of-05	水天宮平和ビル	みずほ信託	H21.11.30	信託受益権	1,682	1,517	1,550	1.52	有担保	質権
Of-06	NV富岡ビル	みずほ信託	H22.3.31	信託受益権	2,580	2,496	2,500	2.45	有担保	質権
Of-07	浜松町SSビル	みずほ信託	H22.6.30	信託受益権	1,700	1,571	1,530	1.50	有担保	質権
Of-08	国際溜池ビル	みずほ信託	H27.7.31	信託受益権	2,930	2,783	2,700	2.65	有担保	質権
Of-09	グレイスビル泉岳寺前	みずほ信託	H27.8.31	信託受益権	1,500	1,211	1,220	1.20	有担保	質権
Of-10	日総第15ビル	—	—	不動産	1,510	1,498	1,550	1.52	有担保	抵当権
Of-11	日本橋第一ビル	みずほ信託	H28.3.31	信託受益権	2,310	2,217	2,150	2.11	有担保	質権
Of-12	八丁堀SFビル	—	—	不動産	2,770	3,114	3,060	3.00	有担保	抵当権
Of-13	渋谷AXヒルズ	—	—	不動産	1,700	1,872	1,860	1.83	無担保	—
Of-14	KCAビル	—	—	不動産	1,207	1,745	1,730	1.70	無担保	—
Of-15	大和中部目黒ビル	—	—	不動産	2,360	2,919	2,870	2.82	有担保	抵当権
Of-16	安和司町ビル	—	—	不動産	1,190	1,384	1,385	1.36	無担保	—
Of-17	八丁堀MFビル	—	—	不動産	1,090	1,131	1,110	1.09	有担保	抵当権
Of-18	エムズ原宿	みずほ信託	H21.11.30	信託受益権	5,432	4,747	4,760	4.67	無担保	—
Of-19	三宮三和東洋ビル	—	—	不動産	6,610	8,494	8,390	8.23	有担保	抵当権
Of-20	船橋Faceビル	—	—	不動産	3,180	3,880	3,900	3.83	無担保	—
Of-21	アデッソ西麻布	—	—	不動産	560	645	640	0.63	無担保	—
Of-22	CIC虎ノ門ビル	—	—	不動産	1,478	1,730	1,675	1.64	無担保	—
Of-23	アリア池袋	—	—	不動産	1,170	1,348	1,314	1.29	有担保	抵当権
Of-24	CIC湯島ビル	—	—	不動産	1,390	1,484	1,434	1.41	無担保	—
オフィス 小計					56,238	57,421	57,068	56.00	—	—
Re-03	コンコード市川	みずほ信託	H21.11.30	信託受益権	438	420	430	0.42	無担保	—
Re-05	FLEG目黒	みずほ信託	H21.11.30	信託受益権	575	646	660	0.65	無担保	—
Re-09	レグルス東葛西	みずほ信託	H21.11.30	信託受益権	642	628	650	0.64	無担保	—
Re-11	ミルーム若林公園	中央三井 信託	H21.11.30	信託受益権	3,644	3,466	3,610	3.54	有担保	質権
Re-12	ミルーム碑文谷	みずほ信託	H21.11.30	信託受益権	1,474	1,528	1,560	1.53	無担保	—
Re-14	メインステージ南麻布Ⅲ	みずほ信託	H21.11.30	信託受益権	1,257	1,366	1,370	1.34	有担保	質権
Re-15	コスモグラフィア麻布十番	みずほ信託	H22.3.31	信託受益権	1,209	1,274	1,260	1.24	無担保	—
Re-16	アドバンテージ学芸大学	みずほ信託	H27.6.30	信託受益権	869	984	1,000	0.98	無担保	—
Re-17	エルミタージュ東神田	みずほ信託	H27.6.30	信託受益権	1,100	1,079	1,100	1.08	無担保	—
Re-18	エルミタージュ東日本橋	みずほ信託	H27.6.30	信託受益権	1,240	1,190	1,210	1.19	無担保	—
Re-19	エルミタージュ練馬	みずほ信託	H27.6.30	信託受益権	700	678	690	0.68	有担保	質権
Re-20	ランドステージ白金高輪	—	—	不動産	4,230	4,087	4,030	3.95	無担保	—
Re-21	アーバイルベルジェ明大前	—	—	不動産	968	1,069	1,070	1.05	有担保	抵当権
Re-22	ジョイシティ日本橋	みずほ信託	H28.6.30	信託受益権	979	1,134	1,130	1.11	無担保	—
Re-23	グレファス上石神井	—	—	不動産	927	952	950	0.93	有担保	抵当権
Re-24	T&G錦糸町マンション	—	—	不動産	982	1,154	1,100	1.08	無担保	—
Re-25	グレンパーク銀座EAST	—	—	不動産	4,500	5,971	5,940	5.83	無担保	—

物件 番号	物件名称	受託者 (注1)	信託期間 満了日	資産形態 (注2)	鑑定評価額 ・評価額 (百万円) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円) (注4)	取得価格 (百万円) (注5)	投資比率 (%) (注6)	担保 状況 (注7)	担保 種類 (注7)
Re-26	グレンパーク新横浜	—	—	不動産	2,470	3,371	3,350	3.29	有担保	抵当権
Re-27	グレンパーク池田山	—	—	不動産	1,100	1,662	1,640	1.61	無担保	—
Re-28	ルネ東寺尾	—	—	不動産	3,070	4,505	4,500	4.42	有担保	抵当権
Re-29	レジデンス向丘	—	—	不動産	1,720	2,383	2,350	2.31	有担保	抵当権
Re-30	レジデンス東馬込	—	—	不動産	1,150	1,643	1,630	1.60	有担保	抵当権
Re-31	グレンパーク学芸大学	—	—	不動産	1,090	1,664	1,650	1.62	無担保	—
Re-33	アドバンス亀戸	—	—	不動産	1,070	1,102	1,050	1.03	有担保	抵当権
Re-34	ヴァンテ田無	—	—	不動産	892	944	911	0.89	無担保	—
レジデンス 小計					38,296	44,914	44,841	44.00	—	—
合計					94,534	102,336	101,909	100.00	—	—

(注1) 「受託者」の欄については、みずほ信託銀行株式会社を「みずほ信託」、三菱UFJ信託銀行株式会社を「三菱UFJ信託」、中央三井信託銀行株式会社を「中央三井信託」と記載しています。

(注2) 「資産形態」の欄には、本投資法人の資産の保有形態を記載しており、登記簿上本投資法人が、受益者として記載されている場合には「信託受益権」、所有者として記載されている場合には「不動産」と記載しています。

(注3) 「鑑定評価額・評価額」については、その価格時点を含め、後記「(へ) 不動産鑑定評価書・報告書及び建物状況調査報告書の概要」もご参照下さい。

(注4) 「貸借対照表計上額」の欄には、取得価格(取得に係る諸経費及びその後の資本的支出を含みます。)から減価償却累計額を控除した当期末(平成21年5月31日)時点の価額を記載しています。

(注5) 「取得価格」の欄には、不動産売買契約書及び信託受益権売買契約書に記載された売買代金(消費税等相当額及び取得に要した諸費用は含みません。以下同じ。)を記載しています。

(注6) 「投資比率」の欄には、当期末時点での取得済資産の取得価格の総額に対する各物件の取得価格の割合を記載しており、小数点第3位を四捨五入しています。

(注7) 株式会社あおぞら銀行、株式会社りそな銀行、農林中央金庫、株式会社西日本シティ銀行、株式会社損害保険ジャパン及び株式会社北海道銀行を担保権者とする担保権(質権又は抵当権(仮登記))が設定されています。

(注8) 0f-03 第百生命新宿ビル及び0f-04 恵比寿スクエアについては、平成21年8月31日付で譲渡する予定です。譲渡内容については、前記「1 投資法人の概況 (1) 主要な経営指標等の推移 f. 決算日後に生じた重要な事実 (イ) 資産の譲渡予定」をご参照下さい。

(二) 運用資産の資本的支出

① 資本的支出の予定

保有不動産において、本書の日付現在計画が確定している改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち、主要なものは以下の通りです。なお、下記工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれている可能性があります。

今後とも、中長期的な視点から物件の競争力維持及び向上につながる効率的な修繕計画を物件毎に作成することに努め、修繕及び資本的支出を行います。

不動産等の名称 (所在地)	目的	実施予定期間	工事予定金額 (千円)		
			総額	当期 支払額	既支払 総額
0f-08 国際溜池ビル (東京都港区)	空調設備更新工事	自 平成21年7月 至 平成21年11月	9,300	—	—
0f-15 大和中目黒ビル (東京都目黒区)	空調設備更新工事	自 平成21年7月 至 平成21年11月	12,000	—	—
0f-19 三宮三和東洋ビル (兵庫県神戸市)	空調設備更新工事	自 平成21年7月 至 平成21年11月	33,000	—	—

② 期中に行った資本的支出

保有不動産において、当期中に行った資本的支出に該当する主要な工事の概要は以下の通りです。

当期の資本的支出は217,112千円であり、費用に区分された修繕費37,276千円と併せ、合計254,388千円の工事を実施しています。当該工事は、既存テナントの満足度の向上及び新規テナント誘致における競争力確保を目的としたリニューアル工事です。

不動産等の名称 (所在地)	目的	実施期間	工事金額 (千円)
0f-01 朝日生命五反田ビル (東京都品川区)	耐震改修工事	自 平成20年11月 至 平成20年12月	18,500
0f-06 NV富岡ビル (東京都江東区)	空調設備更新工事	自 平成21年3月 至 平成21年3月	8,800
0f-08 国際溜池ビル (東京都港区)	空調設備更新工事	自 平成21年5月 至 平成21年5月	9,300
0f-11 日本橋第一ビル (東京都中央区)	空調設備更新工事	自 平成21年5月 至 平成21年5月	11,500
0f-15 大和中目黒ビル (東京都目黒区)	空調設備更新工事	自 平成21年4月 至 平成21年5月	12,000
0f-19 三宮三和東洋ビル (兵庫県神戸市)	空調設備更新工事	自 平成21年3月 至 平成21年5月	40,000
その他	機械式駐車場改修工事 他	自 平成20年12月 至 平成21年5月	117,012
合計			217,112

③ 長期修繕計画のために積立てた金銭

本投資法人は、物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下の通り積立っています。

営業期間	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
	自 平成18年12月1日 至 平成19年5月31日	自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日	自 平成19年12月1日 至 平成20年5月31日	自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日	自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日
前期末積立金残高 (千円)	509,381	649,321	300,000	300,000	300,000
当期積立額 (千円)	262,680	—	—	—	30,000
当期積立金取崩額 (千円)	122,739	349,321	—	—	—
次期繰越額 (千円)	649,321	300,000	300,000	300,000	330,000

(注) 上記の積立金とは別に、区分所有ビル等の管理規約等に基づく修繕積立金として、当期末現在27,132千円を積立
ています。

(ホ) 賃貸状況の概要

① 賃貸状況の概要

物件番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	テナント 総数 (注5)	稼働率 (%) (注6)	年間賃料 収入 (千円) (注7)	マスターリース 種別 (注9)
Of-01	朝日生命五反田ビル	1,743.34	1,743.34	—	—	9	100.00	113,065	—
Of-03	第百生命新宿ビル (注11)	1,834.96	1,834.96	—	—	6	100.00	123,781	—
Of-04	恵比寿スクエア (注11)	5,423.94	4,576.23	—	—	1	84.37	418,728	パス・スルー
Of-05	水天宮平和ビル	1,897.71	1,897.71	—	—	1	100.00	124,361	パス・スルー
Of-06	NV富岡ビル	3,736.53	3,736.53	—	—	5	100.00	187,126	—
Of-07	浜松町SSビル	1,822.32	1,822.32	—	—	8	100.00	113,561	—
Of-08	国際溜池ビル	2,285.32	2,285.32	—	—	7	100.00	177,375	—
Of-09	グレイスビル泉岳寺前	2,146.82	1,924.40	—	—	7	89.64	102,753	—
Of-10	日総第15ビル	2,995.59	2,995.59	—	—	1	100.00	95,684	固定賃料
Of-11	日本橋第一ビル	2,626.71	2,626.71	—	—	9	100.00	138,903	—
Of-12	八丁堀SFビル	2,217.24	2,217.24	—	—	1	100.00	176,002	パス・スルー
Of-13	渋谷AXヒルズ	928.23	855.89	—	—	1	92.21	82,825	パス・スルー
Of-14	KCAビル	1,256.59	1,032.87	—	—	7	82.20	75,784	—
Of-15	大和中目黒ビル	2,571.54	2,272.04	—	—	1	88.35	132,166	パス・スルー
Of-16	安和司町ビル	1,264.51	1,211.61	—	—	8	95.82	74,663	—
Of-17	八丁堀MFビル	1,209.69	1,209.69	—	—	7	100.00	67,875	—
Of-18	エムズ原宿	1,374.86	1,374.86	—	—	5	100.00	280,050	—
Of-19	三宮三和東洋ビル	6,102.70	5,864.94	—	—	1	96.10	433,690	パス・スルー
Of-20	船橋Faceビル	2,520.22	2,520.22	—	—	1	100.00	242,853	パス・スルー
Of-21	アデッソ西麻布	318.82	318.82	—	—	4	100.00	33,387	—
Of-22	CIC虎ノ門ビル	1,333.94	1,153.94	—	—	8	86.51	82,508	—
Of-23	アリア池袋	1,213.26	1,213.26	—	—	7	100.00	74,646	—
Of-24	CIC湯島ビル	1,771.64	1,771.64	—	—	9	100.00	97,484	—
オフィス 小計 (注8)		50,596.48	48,460.13	—	—	114	95.78	3,449,280	—
Re-03	コンコード市川	724.46	724.46	36	36	1	100.00	34,560	パス・スルー
Re-05	FLEG目黒	836.36	707.34	21	18	1	84.57	35,832	パス・スルー
Re-09	レグルス東葛西	1,167.36	1,167.36	48	39	1	100.00	45,316	固定賃料
Re-11	ミルーム若林公園	5,490.36	5,490.36	97	88	1	100.00	221,340	固定賃料
Re-12	ミルーム碑文谷	1,897.46	1,710.10	53	48	1	90.13	87,636	パス・スルー
Re-14	メインステージ南麻布Ⅲ	1,325.20	1,082.80	60	49	1	81.71	63,744	パス・スルー
Re-15	コスモグラフィア麻布十番	1,116.78	999.90	29	26	1	89.53	63,633	パス・スルー
Re-16	アドバンテージ学芸大学	1,217.46	926.36	27	21	1	76.09	43,020	パス・スルー
Re-17	エルミタージュ東神田	1,462.18	1,394.58	64	61	1	95.38	67,968	パス・スルー
Re-18	エルミタージュ東日本橋	1,684.40	1,579.28	66	62	1	93.76	75,372	パス・スルー
Re-19	エルミタージュ練馬	1,024.52	945.88	51	47	1	92.32	44,616	パス・スルー
Re-20	ランドステージ白金高輪	4,457.76	4,089.19	66	60	1	91.73	212,875	パス・スルー
Re-21	アーパイルベルジェ 明大前	1,187.25	1,143.71	53	51	1	96.33	60,648	パス・スルー
Re-22	ジョイシティ日本橋	1,403.93	1,093.31	48	39	1	77.87	56,280	パス・スルー
Re-23	グレファス上石神井	1,494.91	1,410.59	64	60	1	94.36	62,523	パス・スルー
Re-24	T&G錦糸町マンション	1,427.58	1,302.92	56	51	1	91.27	59,976	パス・スルー
Re-25	グレンパーク銀座EAST	5,459.49	4,049.66	105	77	1	74.18	200,076	パス・スルー

物件番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	テナント総数 (注5)	稼働率 (%) (注6)	年間賃料収入 (千円) (注7)	マスターリース種別 (注9)
Re-26	グレンパーク新横浜	4,224.61	3,968.94	113	106	1	93.95	150,750	パス・スルー
Re-27	グレンパーク池田山	1,414.75	1,019.96	31	23	1	72.09	50,784	パス・スルー
Re-28	ルネ東寺尾	12,760.85	11,488.72	127	115	1	90.03	229,284	パス・スルー
Re-29	レジデンス向丘	2,809.88	2,704.22	51	49	1	96.24	105,600	パス・スルー
Re-30	レジデンス東馬込	2,643.97	2,206.39	30	26	1	83.45	70,248	パス・スルー
Re-31	グレンパーク学芸大学	1,643.53	1,487.73	22	20	1	90.52	65,544	パス・スルー
Re-33	アドバンス亀戸	1,332.86	1,332.86	61	61	1	100.00	70,800	パス・スルー
Re-34	ヴァンテ田無	2,970.00	2,626.43	35	31	1	88.43	58,104	パス・スルー
レジデンス 小計 (注8)		63,177.91	56,653.05	1,414	1,264	25	89.67	2,236,531	—
合計 (注8)		113,774.39	105,113.18	1,414	1,264	139	92.39	5,685,812	—

(注1) 「賃貸可能面積」の欄には、平成21年5月31日時点における事務所、店舗及び居宅等の用途に賃貸が可能な面積（共用部分は含みません。）を記載しています。なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、1坪=3.305785㎡として計算し、小数点第3位を切り捨てて記載しています。

(注2) 「賃貸面積」の欄には、賃貸可能面積のうち、

(i) 「パス・スルー」型の場合は、マスターリース会社とエンドテナントとの間の転貸借契約に基づく転貸面積（後記（注5）に記載するテナントの同意を得ていない場合には、信託受託者又は本投資法人とエンドテナントとの間の賃貸借契約に基づく賃貸面積）の合計、

(ii) 「固定賃料」型の場合は、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社との間のマスターリース契約に基づく賃貸面積、

(iii) マスターリース契約を締結していない物件の場合は、信託受託者又は本投資法人とエンドテナントとの間の賃貸借契約に基づく賃貸面積の合計、
をそれぞれ記載しています。

なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、1坪=3.305785㎡として計算し、小数点第3位を切り捨てて記載しています。

(注3) 「賃貸可能戸数」の欄には、レジデンスタイプの物件につき、事務所、店舗及び居宅等の用途に賃貸が可能な戸数を記載しています。オフィスについては、区画割りの変更等が可能であり、賃貸可能戸数を特定できないため記載していません。

(注4) 「賃貸戸数」の欄には、平成21年5月31日現在、レジデンスタイプの物件につき、エンドテナントに対して賃貸している戸数を記載しています。

(注5) 「テナント総数」の欄には、本投資法人及び信託受託者を賃貸人としたテナントの総数を記載しています。マスターリース会社が一括賃借し、エンドテナントに転貸している場合には、テナント総数を1としています。なお、Re-09 レグルス東葛西、Re-11 ミルルーム若林公園、Re-12 ミルルーム碑文谷、Re-18 エルミタージュ東日本橋、Re-19 エルミタージュ練馬、Re-23 グレファス上石神井、Re-25 グレンパーク銀座EAST、Re-26 グレンパーク新横浜、Re-27 グレンパーク池田山、Re-28 ルネ東寺尾、Re-29 レジデンス向丘、Re-30 レジデンス東馬込及びRe-31 グレンパーク学芸大学の13物件については、信託受託者又は本投資法人と直接の賃貸借関係にあるエンドテナントが存在しますが、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社との間で締結したマスターリース契約に基づき、信託受託者又は本投資法人から賃貸人がマスターリース会社に変更されることについての同意を取得したエンドテナントについて、順次、信託受託者又は本投資法人を賃貸人、マスターリース会社を賃借人兼転貸人、エンドテナントを転借人とする関係に変更しています。しかし、上記13物件については、平成21年5月31日現在、賃貸人がマスターリース会社に変更されることについての同意を得られていないエンドテナントがおり、これらのエンドテナントとの関係では依然として信託受託者又は本投資法人からエンドテナントに対する直接の賃貸借関係が存続しています。この場合、信託受託者又は本投資法人を賃貸人とするテナント数は2以上となる

場合がありますが、上記では便宜上テナント総数を1と記載しています。後記（注9）をご参照下さい。

- (注6) 「稼働率」の欄には、各物件の賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を記載しており、小数点第3位を四捨五入しています。
- (注7) 「年間賃料収入」の欄には、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社又はエンドテナントとの間でそれぞれ締結されている賃貸借契約又は転貸借契約に基づく平成21年5月31日時点の月額賃料（共益費を含みますが、駐車場使用料、その他トランクルーム等の使用料及び消費税額は含みません。）を年換算（12倍）し、千円未満を切り捨てて記載しています。
- (注8) 「オフィス」「レジデンス」における稼働率の小計及び合計は、それぞれ「賃貸面積の小計又は合計」÷「賃貸可能面積の小計又は合計」により算出しており、小数点第3位を四捨五入しています。
- (注9) 「マスターリース種別」の欄には、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社との間で、
- (i) マスターリース会社とエンドテナントとの間の転貸借契約に基づく賃料と同額をマスターリース会社が信託受託者又は本投資法人に支払うことが約束されているものについては「パス・スルー」、
 - (ii) マスターリース会社が信託受託者又は本投資法人に固定金額の賃料を支払うことが約束されているものについては「固定賃料」、
- と記載しています。

マスターリース種別については、原則として「パス・スルー」型を採用しますが、各物件の個別的要因等を勘案した結果、「パス・スルー」型よりも「固定賃料」型を採用した方が投資効率性が高いと資産運用会社が判断した場合には、「固定賃料」型を採用する場合があります。

「固定賃料」型を採用している物件は以下の通りであり、既に締結されている「固定賃料」型のマスターリース形態を維持することが物件取得に係る取引条件であったり、「パス・スルー」型のマスターリースと比較して同等以上の投資効率性を有するものと資産運用会社が判断した場合に、「固定賃料」型を採用しています。

物件番号	物件名称	マスターリース会社 (プロパティ・マネジメント会社)	賃貸借契約の種類	月額賃料 (注10)	契約期間
Of-10	日総第15ビル	日総ビルディング株式会社	普通借家契約	7,973,680円	平成17年12月20日～平成25年1月31日
Re-09	レグルス東葛西	スターツアメニティー株式会社	普通借家契約	3,776,400円	平成18年6月1日～平成23年5月31日
Re-11	ミルルーム若林公園	スターツアメニティー株式会社	普通借家契約	18,445,080円	平成19年7月1日～平成21年11月30日

(注10) 「月額賃料」欄には、賃貸借契約に記載された平成21年5月31日時点の月額賃料を記載しています（駐車場使用料、その他バイク置場等の使用料及び消費税額は含みません。）。

(注11) Of-03 第百生命新宿ビル及びOf-04 恵比寿スクエアについては、平成21年8月31日付で譲渡する予定です。譲渡内容については、前記「1 投資法人の概況 (1) 主要な経営指標等の推移 f. 決算日後に生じた重要な事実 (イ) 資産の譲渡予定」をご参照下さい。

② 稼働率の推移

(単位：%)

物件 番号	物件名称	H16. 11. 30	H17. 5. 31	H17. 11. 30	H18. 5. 31	H18. 11. 30	H19. 5. 31	H19. 11. 30	H20. 5. 31	H20. 11. 30	H20. 12. 31	H21. 1. 31	H21. 2. 28	H21. 3. 31	H21. 4. 30	H21. 5. 31
Of-01	朝日生命五反田ビル	100.00	100.00	100.00	89.22	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-03	第百生命新宿ビル (注3)	100.00	100.00	88.13	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-04	恵比寿スクエア (注3)	100.00	100.00	84.37	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	84.37	68.74	68.74	68.74	84.37	84.37	84.37
Of-05	水天宮平和ビル	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	88.54	100.00	100.00
Of-06	NV富岡ビル	—	91.12	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-07	浜松町SSビル	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-08	国際溜池ビル	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-09	グレイスビル 泉岳寺前	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	94.44	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	89.64	89.64	89.64
Of-10	日総第15ビル	—	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-11	日本橋第一ビル	—	—	—	100.00	100.00	93.09	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-12	八丁堀SFビル	—	—	—	—	—	92.44	85.09	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-13	渋谷AXヒルズ	—	—	—	—	—	100.00	100.00	100.00	92.21	92.21	92.21	92.21	92.21	92.21	92.21
Of-14	KCAビル	—	—	—	—	—	89.49	89.49	89.49	91.34	91.34	91.34	100.00	100.00	100.00	82.20
Of-15	大和中目黒ビル	—	—	—	—	—	—	82.53	88.35	100.00	88.35	88.35	88.35	88.35	88.35	88.35
Of-16	安和司町ビル	—	—	—	—	—	—	100.00	93.20	73.52	85.23	85.23	85.23	100.00	100.00	95.82
Of-17	八丁堀MFビル	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-18	エムズ原宿	85.14	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-19	三宮三和東洋ビル	—	—	—	—	—	97.74	97.74	97.74	100.00	100.00	98.45	98.45	96.10	96.10	96.10
Of-20	船橋Faceビル	—	—	—	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-21	アデッソ西麻布	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-22	CIC虎ノ門ビル	—	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	86.51	86.51	86.51	86.51
Of-23	アリア池袋	—	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-24	CIC湯島ビル	—	—	—	—	—	—	—	100.00	93.66	93.66	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
オフィス 小計 (注2)		97.05	98.08	95.47	99.35	100.00	98.49	97.47	98.70	97.08	95.11	95.14	95.00	95.89	96.32	95.78
Re-03	コンコード市川	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Re-05	FLEG目黒	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	80.39	74.71	85.32	85.32	85.32	93.69	93.69	84.57
Re-09	レグルス東葛西	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Re-11	ミルーム若林公園	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Re-12	ミルーム碑文谷	83.65	95.07	91.98	84.70	93.10	90.58	88.06	94.53	81.25	82.92	81.28	84.01	85.65	87.39	90.13
Re-14	メインステージ 南麻布Ⅲ	89.98	91.69	100.00	95.00	96.66	94.98	96.66	93.37	90.03	90.03	88.37	90.03	86.71	85.05	81.71
Re-15	コスモグラフィア 麻布十番	—	83.18	96.20	100.00	88.56	89.53	100.00	100.00	96.20	89.53	83.51	92.40	93.33	89.53	89.53
Re-16	アドバンテージ 学芸大学	—	—	69.80	79.77	60.62	89.45	66.06	80.34	76.77	76.77	73.70	79.91	76.09	76.09	76.09
Re-17	エルミタージュ 東神田	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	89.16	84.52	87.63	96.91	96.92	95.38
Re-18	エルミタージュ 東日本橋	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	94.02	94.02	98.80	94.97	94.93	93.76
Re-19	エルミタージュ練馬	—	—	100.00	96.16	94.24	100.00	94.24	98.08	98.08	98.08	96.16	98.08	98.08	90.41	92.32
Re-20	ランドステージ 白金高輪	—	—	45.15	98.43	98.22	96.05	97.49	96.52	100.00	99.03	99.03	99.03	97.41	94.59	91.73
Re-21	アーパイルベルジェ 明大前	—	—	—	84.22	90.13	82.86	72.00	96.12	92.45	94.52	94.52	94.53	100.00	100.00	96.33

(単位：%)

物件 番号	物件名称	H16. 11.30	H17. 5.31	H17. 11.30	H18. 5.31	H18. 11.30	H19. 5.31	H19. 11.30	H20. 5.31	H20. 11.30	H20. 12.31	H21. 1.31	H21. 2.28	H21. 3.31	H21. 4.30	H21. 5.31
Re-22	ジョインシティ日本橋	—	—	—	—	75.62	85.83	77.16	88.05	82.60	79.61	79.61	85.06	85.06	83.08	77.87
Re-23	グレファス上石神井	—	—	—	—	100.00	100.00	96.69	97.89	97.14	93.88	95.39	96.75	100.00	97.14	94.36
Re-24	T&G 錦糸町 マンション	—	—	—	—	—	100.00	93.05	85.89	91.29	89.50	86.00	91.36	100.00	94.78	91.27
Re-25	グレンパーク 銀座EAST	—	—	—	—	—	92.53	86.60	82.37	84.52	84.52	83.78	82.01	82.34	76.74	74.18
Re-26	グレンパーク新横浜	—	—	—	—	—	97.28	95.07	96.84	97.23	92.94	89.24	92.01	93.17	94.48	93.95
Re-27	グレンパーク池田山	—	—	—	—	—	80.93	77.45	64.03	70.43	73.91	73.91	77.66	72.09	72.09	72.09
Re-28	ルネ東寺尾	—	—	—	—	—	93.77	89.46	88.41	90.82	91.25	91.25	89.55	93.51	91.68	90.03
Re-29	レジデンス向丘	—	—	—	—	—	94.00	94.24	86.59	96.18	98.10	96.24	96.24	94.32	96.24	96.24
Re-30	レジデンス東馬込	—	—	—	—	—	77.65	81.01	84.09	81.09	81.09	81.09	86.45	83.45	83.45	83.45
Re-31	グレンパーク 学芸大学	—	—	—	—	—	—	59.68	52.73	90.26	86.05	86.05	90.26	85.87	90.52	90.52
Re-33	アドバンス亀戸	—	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Re-34	ヴァンテ田無	—	—	—	—	—	—	—	—	97.15	97.15	97.15	91.15	97.14	91.29	88.43
レジデンス 小計 (注2)		95.89	96.56	90.25	96.12	94.81	94.68	90.91	90.38	92.16	91.47	90.64	91.37	92.51	91.07	89.67
合計 (注2)		96.31	97.17	92.34	97.56	97.03	96.14	93.73	94.15	94.35	93.09	92.64	92.98	94.02	93.41	92.39

(注1) 本表には、各年5月末、11月末時点及び平成20年12月末から平成21年5月末までの各月末時点における稼働率を記載しています。なお、本投資法人が取得する以前に私募ファンド又は平和不動産が保有していた場合の稼働率については、各私募ファンド又は平和不動産から提供を受けた情報も記載しています。

(注2) 「オフィス」「レジデンス」における稼働率の小計及び合計は、それぞれ「賃貸面積の小計又は合計」÷「賃貸可能面積の小計又は合計」により算出しており、小数点第3位を四捨五入しています。なお、各小計及び合計については、譲渡済物件の保有期間中の稼働率も算入しています。

(注3) 0f-03 第百生命新宿ビル及び0f-04 恵比寿スクエアについては、平成21年8月31日付で譲渡する予定です。譲渡内容については、前記「1 投資法人の概況 (1) 主要な経営指標等の推移 f. 決算日後に生じた重要な事実 (イ) 資産の譲渡予定」をご参照下さい。

③ 主要なテナントの概要

賃貸面積（マスターリース会社とのマスターリース契約に基づく賃貸面積を含みます。）が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるテナント（マスターリース会社を含みます。）の概要は、以下の通りです。

テナント名	三井ホームエステート株式会社	業種	不動産業	賃貸面積割合合計	27.21%
年間賃料合計	872,286千円	敷金等合計	127,619千円	賃貸面積合計	30,957.08㎡
Re-25 グレンパーク銀座EAST	年間賃料（注1）	200,076千円	敷金等	34,420千円	
	賃貸面積	5,459.49㎡	賃貸面積割合（注2）	4.80%	
	契約満了日	平成24年5月31日			
	契約更改の方法	契約は協議の上で延長又は終了。			
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-26 グレンパーク新横浜	年間賃料（注1）	150,750千円	敷金等	23,424千円	
	賃貸面積	4,224.61㎡	賃貸面積割合（注2）	3.71%	
	契約満了日	平成24年5月31日			
	契約更改の方法	契約は協議の上で延長又は終了。			
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-27 グレンパーク池田山	年間賃料（注1）	50,784千円	敷金等	6,654千円	
	賃貸面積	1,414.75㎡	賃貸面積割合（注2）	1.24%	
	契約満了日	平成24年5月31日			
	契約更改の方法	契約は協議の上で延長又は終了。			
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-28 ルネ東寺尾	年間賃料（注1）	229,284千円	敷金等	27,847千円	
	賃貸面積	12,760.85㎡	賃貸面積割合（注2）	11.22%	
	契約満了日	平成24年5月31日			
	契約更改の方法	契約は協議の上で延長又は終了。			
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-29 レジデンス向丘	年間賃料（注1）	105,600千円	敷金等	15,341千円	
	賃貸面積	2,809.88㎡	賃貸面積割合（注2）	2.47%	
	契約満了日	平成24年5月31日			
	契約更改の方法	契約は協議の上で延長又は終了。			
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-30 レジデンス東馬込	年間賃料（注1）	70,248千円	敷金等	11,528千円	
	賃貸面積	2,643.97㎡	賃貸面積割合（注2）	2.32%	
	契約満了日	平成24年5月31日			
	契約更改の方法	契約は協議の上で延長又は終了。			
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			
Re-31 グレンパーク学芸大学	年間賃料（注1）	65,544千円	敷金等	8,405千円	
	賃貸面積	1,643.53㎡	賃貸面積割合（注2）	1.44%	
	契約満了日	平成24年6月30日			
	契約更改の方法	契約は協議の上で延長又は終了。			
	特記事項	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。			

- (注1) 年間賃料は、信託受託者若しくは本投資法人与マスターリース会社若しくはエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約又はマスターリース会社とエンドテナントとの間で締結されている転貸借契約に基づく平成21年5月31日時点の月額賃料（共益費を含みますが、駐車場使用料、その他トランクルーム等の使用料及び消費税額は含みません。）を年換算（12倍）し、千円未満を切り捨てて記載しています。
- (注2) 賃貸面積割合は、「各物件の賃貸面積」÷「総賃貸可能面積の合計」により算出しており、小数点第3位を四捨五入しています。「各物件の賃貸面積」は、マスターリース契約を締結している場合、事務所、店舗及び居宅等の用途に賃貸が可能な面積（共用部分は含みません。）です。なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、1坪=3.305785㎡として計算し、小数点第3位を切り捨てて記載しています。

④ 賃貸面積上位10テナントの概要（平成21年5月31日現在）

賃貸面積ベース（マスターリース会社とのマスターリース契約に基づく賃貸面積を含みます。）の上位テナント（マスターリース会社を含みます。）10社は、以下の通りです。

テナント名	業種	物件名称（マスターリース種別）	契約満了日	賃貸面積 （注1）	賃貸面積 割合 （注2）
三井ホームエステート株式会社	不動産業	①Re-25 グレンパーク銀座EAST（パス・スルー） ②Re-26 グレンパーク新横浜（パス・スルー） ③Re-27 グレンパーク池田山（パス・スルー） ④Re-28 ルネ東寺尾（パス・スルー） ⑤Re-29 レジデンス向丘（パス・スルー） ⑥Re-30 レジデンス東馬込（パス・スルー） ⑦Re-31 グレンパーク学芸大学（パス・スルー）	①H24.5.31 ②H24.5.31 ③H24.5.31 ④H24.5.31 ⑤H24.5.31 ⑥H24.5.31 ⑦H24.6.30	①5,459.49㎡ ②4,224.61㎡ ③1,414.75㎡ ④12,760.85㎡ ⑤2,809.88㎡ ⑥2,643.97㎡ ⑦1,643.53㎡ 合計30,957.08㎡	27.21%
スターツアメニティー株式会社	不動産業	①Re-09 レグルス東葛西（固定賃料） ②Re-11 ミルーム若林公園（固定賃料） ③Re-12 ミルーム碑文谷（パス・スルー） ④Re-16 アドバンテージ学芸大学（パス・スルー） ⑤Re-18 エルミタージュ東日本橋（パス・スルー） ⑥Re-19 エルミタージュ練馬（パス・スルー）	①H23.5.31 ②H21.11.30 ③H23.5.31 ④H23.12.19 ⑤H22.12.15 ⑥H22.12.15	①1,167.36㎡ ②5,490.36㎡ ③1,897.46㎡ ④1,217.46㎡ ⑤1,684.40㎡ ⑥1,024.52㎡ 合計12,481.56㎡	10.97%
阪急阪神ビルマネジメント株式会社	不動産業	①Of-13 渋谷AXヒルズ（パス・スルー） ②Of-15 大和中目黒ビル（パス・スルー） ③Of-19 三宮三和東洋ビル（パス・スルー）	①H24.5.31 ②H24.6.29 ③H24.5.31	① 928.23㎡ ②2,571.54㎡ ③6,102.70㎡ 合計9,602.47㎡	8.44%
株式会社長谷工ライブネット	不動産業	①Re-17 エルミタージュ東神田（パス・スルー） ②Re-21 アーパイルベルジェ明大前（パス・スルー） ③Re-22 ジョイシティ日本橋（パス・スルー） ④Re-23 グレファス上石神井（パス・スルー） ⑤Re-24 T&G錦糸町マンション（パス・スルー） ⑥Re-33 アドバンス亀戸（パス・スルー）	①H22.12.31 ②H23.3.30 ③H23.6.30 ④H22.12.31 ⑤H24.3.31 ⑥H22.2.28	①1,462.18㎡ ②1,187.25㎡ ③1,403.93㎡ ④1,494.91㎡ ⑤1,427.58㎡ ⑥1,332.86㎡ 合計8,308.71㎡	7.30%
平和不動産	不動産業	①Of-04 恵比寿スクエア（パス・スルー）（注4） ②Of-05 水天宮平和ビル（パス・スルー）	①H22.3.31 ②H21.11.30	①5,423.94㎡ ②1,897.71㎡ 合計7,321.65㎡	6.44%
株式会社コスモスイニシア	不動産業	①Re-15 コスモグラフィア麻布十番（パス・スルー） ②Re-20 ランドステージ白金高輪（パス・スルー）	①H21.3.31 ②H21.9.30	①1,116.78㎡ ②4,457.76㎡ 合計5,574.54㎡	4.90%
BMS株式会社	不動産業	①Of-12 八丁堀SFビル（パス・スルー） ②Of-20 船橋Faceビル（パス・スルー）	①H24.5.31 ②H24.5.31	①2,217.24㎡ ②2,520.22㎡ 合計4,737.46㎡	4.16%
日総ビルディング株式会社	不動産業	Of-10 日総第15ビル（固定賃料）	H25.1.31	2,995.59㎡	2.63%
株式会社ベスト・プロパティ（注3）	不動産業	Re-34 ヴァンテ田無（パス・スルー）	H25.6.30	2,970.00㎡	2.61%
アール・エー・アセット・マネジメント株式会社	不動産業	①Re-05 FLEG目黒（パス・スルー） ②Re-14 メインステージ南麻布Ⅲ（パス・スルー）	①H21.11.30 ②H22.12.15	① 836.36㎡ ②1,325.20㎡ 合計2,161.56㎡	1.90%
			合計	87,110.62㎡	76.56%

（注1）賃貸面積は、マスターリース契約を締結している場合、事務所、店舗及び居宅等の用途に賃貸が可能な面積（共用部分は含みません。）を記載しています。なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、1坪=3.305785㎡として計算し、小数点第3位を切り捨てて記載しています。

（注2）賃貸面積割合は、「各物件の賃貸面積（（注1）参照）」÷「総賃貸可能面積の合計」により算出しており、小数点第3位を四捨五入しています。

（注3）平成21年7月1日付でマスターリース会社を変更しており、Re-34 ヴァンテ田無につき株式会社長谷工ライブネットをマスターリース会社としていることから、本書の日付現在の賃貸面積割合は、それぞれ三井ホームエステート株式会社27.21%、スターツアメニティー株式会社10.97%、株式会社長谷工ライブネット9.91%、阪急阪神ビルマネジメント株式会社8.44%、平和不動産6.44%、株式会社コスモスイニシア4.90%、BMS株式会社4.16%、日総ビルディング株式会社2.63%、アール・エー・アセット・マネジメント株式会社1.90%、株式会社トラベルプラザインターナショナル1.58%となります。

（注4）Of-04 恵比寿スクエアについては、平成21年8月31日付で譲渡する予定です。譲渡内容については、前記「1 投資法人の概況（1）主要な経営指標等の推移 f. 決算日後に生じた重要な事実（イ）資産の譲渡予定」をご参照下さい。

(へ) 不動産鑑定評価書・報告書及び建物状況調査報告書の概要

物件番号	物件名称	不動産鑑定評価書・報告書の概要 (注1)								建物状況調査報告書の概要 (注5)			
		鑑定評価額・評価額 (百万円) (注2)	収益価格 (百万円)						積算価格 (百万円)	評価機関 (注4)	長期修繕費用の見積額 (15年以内) (千円) (注6)	再調達価格 (千円) (注7)	PML (注10)
			直接還元法		DCF法								
			価格	利回り (注3)	価格	割引率	利回り (注3)						
0f-01	朝日生命五反田ビル	1,542	1,542	1,580	5.2%	1,526	5.3%	5.5%	1,494	①	43,790	727,000	10%
0f-03	第百生命新宿ビル (注11)	1,772	1,772	1,818	5.3%	1,752	5.4%	5.6%	1,677	①	93,530	718,000	13%
0f-04	恵比寿スクエア (注11)	8,575	8,575	8,903	4.8%	8,435	4.9%	5.1%	5,100	①	74,717	1,657,000	14%
0f-05	水天宮平和ビル	1,682	1,682	1,718	5.2%	1,667	5.3%	5.5%	1,087	①	72,150	520,000	13%
0f-06	NV富岡ビル	2,580	2,580	2,760	5.2%	2,580	5.2%	5.4%	1,990	③	168,110	1,000,000	19%
0f-07	浜松町SSビル	1,700	1,700	1,770	4.9%	1,700	4.9%	5.0%	1,500	③	101,580	466,000	15%
0f-08	国際溜池ビル	2,930	2,930	3,120	4.6%	2,930	4.6%	4.8%	2,640	③	119,500	732,000	11%
0f-09	グレイスビル 泉岳寺前 (注8)	1,500	1,500	1,620	5.5%	1,500	5.5%	5.8%	1,060	③	115,840	594,000 (注8)	15%
0f-10	日総第15ビル	1,510	1,510	1,560	5.4%	1,510	5.4%	5.5%	1,260	③	167,610	1,031,000	18%
0f-11	日本橋第一ビル	2,310	2,310	2,400	4.9%	2,310	4.9%	5.1%	1,930	③	92,980	807,000	16%
0f-12	八丁堀SFビル (注9)	2,770	2,770	2,880	4.5%	2,770	4.5%	4.6%	2,450	③	139,150	851,000 (注9)	16%
0f-13	渋谷AXヒルズ	1,700	1,700	1,770	4.3%	1,700	4.3%	4.4%	1,570	③	26,860	294,000	13%
0f-14	KCAビル (注9)	1,207	1,207	1,233	5.1%	1,196	5.1%	5.4%	986	①	55,050	357,000 (注9)	15%
0f-15	大和中目黒ビル	2,360	2,360	2,410	5.2%	2,340	5.1%	5.5%	2,266	⑥	122,780	1,006,000	18%
0f-16	安和司町ビル	1,190	1,190	1,210	5.2%	1,180	5.1%	5.4%	778	⑥	62,900	333,000	15%
0f-17	八丁堀MFビル	1,090	1,090	1,130	4.6%	1,090	4.6%	4.7%	912	③	50,540	316,000	17%
0f-18	エムズ原宿	5,432	5,432	5,620	4.7%	5,351	4.9%	5.0%	4,204	①	36,440	289,800	12%
0f-19	三宮三和東洋ビル	6,610	6,610	6,710	5.3%	6,560	5.1%	5.5%	4,050	⑥	292,330	2,154,000	9%
0f-20	船橋Faceビル (注9)	3,180	3,180	3,220	5.4%	3,140	5.1%	5.7%	2,030	⑤	32,660	897,000 (注9)	11%
0f-21	アデッソ西麻布	560	560	594	4.5%	560	4.5%	4.7%	561	③	7,960	105,000	13%
0f-22	CIC虎ノ門ビル	1,478	1,478	1,486	4.9%	1,475	4.6%	5.2%	938	①	64,870	367,000	13%
0f-23	アリア池袋	1,170	1,170	1,180	5.3%	1,160	5.2%	5.5%	715	⑥	42,170	312,000	13%
0f-24	CIC湯島ビル	1,390	1,390	1,470	4.8%	1,390	4.8%	5.0%	1,180	③	79,180	528,000	15%
Re-03	コンコード市川	438	438	418	6.1%	447	5.9%	6.4%	226	①	22,050	153,000	13%
Re-05	FLEG目黒	575	575	583	5.4%	571	5.4%	5.7%	372	①	25,790	171,000	10%
Re-09	レグルス東葛西	642	642	635	5.8%	645	5.7%	6.1%	395	①	15,186	224,000	12%
Re-11	ミルーム若林公園	3,644	3,644	3,636	5.3%	3,648	5.4%	5.6%	3,448	①	71,610	1,392,000	7%
Re-12	ミルーム碑文谷	1,474	1,474	1,505	5.3%	1,460	5.4%	5.6%	1,040	①	20,640	446,000	9%
Re-14	メインステージ 南麻布Ⅲ	1,257	1,257	1,294	5.3%	1,241	5.4%	5.6%	921	①	29,920	305,000	10%
Re-15	コスモグラフィア 麻布十番	1,209	1,209	1,290	4.9%	1,209	4.6%	5.4%	1,091	②	21,740	330,000	14%
Re-16	アドバンテージ 学芸大学	869	869	903	5.1%	869	5.1%	5.2%	775	③	18,950	307,000	9%
Re-17	エルミタージュ 東神田	1,100	1,100	1,170	5.0%	1,100	5.0%	5.2%	967	③	23,770	362,000	12%
Re-18	エルミタージュ 東日本橋	1,240	1,240	1,290	5.1%	1,240	5.1%	5.2%	1,140	③	22,990	489,000	14%
Re-19	エルミタージュ 練馬	700	700	726	5.4%	700	5.4%	5.5%	648	③	19,180	284,000	9%
Re-20	ランドステージ 白金高輪	4,230	4,230	4,410	4.6%	4,230	4.6%	4.7%	3,940	③	67,360	1,388,000	8%
Re-21	アーバイルベル ジェ明大前	968	968	1,020	5.1%	968	5.1%	5.2%	885	③	20,520	324,000	8%
Re-22	ジョイシティ 日本橋	979	979	994	5.2%	972	5.0%	5.4%	667	④	30,150	366,000	14%

物件番号	物件名称	不動産鑑定評価書・報告書の概要 (注1)							建物状況調査報告書の概要 (注5)				
		鑑定評価額・評価額 (百万円) (注2)	収益価格 (百万円)						積算価格 (百万円)	評価機関 (注4)	長期修繕費用の見積額 (15年以内) (千円) (注6)	再調達価格 (千円) (注7)	PML (注10)
			直接還元法		DCF法								
価格	利回り (注3)	価格	割引率	利回り (注3)									
Re-23	グレファス 上石神井	927	927	963	5.7%	927	5.4%	6.2%	661	②	33,560	427,000	8%
Re-24	T&G 錦糸町 マンション	982	982	1,020	5.1%	982	5.1%	5.2%	917	③	17,950	367,400	14%
Re-25	グレンパーク 銀座EAST	4,500	4,500	4,580	4.6%	4,500	4.6%	4.7%	3,940	③	91,000	1,477,000	9%
Re-26	グレンパーク 新横浜	2,470	2,470	2,500	5.4%	2,430	5.1%	5.7%	2,050	⑤	55,320	1,157,000	16%
Re-27	グレンパーク 池田山	1,100	1,100	1,140	4.6%	1,100	4.6%	4.7%	1,120	③	42,030	362,000	10%
Re-28	ルネ東寺尾	3,070	3,070	3,080	5.5%	3,060	5.3%	5.7%	3,450	④	300,710	3,636,000	13%
Re-29	レジデンス向丘	1,720	1,720	1,730	5.1%	1,710	4.9%	5.3%	1,830	④	84,340	859,000	10%
Re-30	レジデンス東馬込	1,150	1,150	1,160	5.3%	1,150	5.1%	5.5%	1,520	④	67,820	774,000	11%
Re-31	グレンパーク 学芸大学	1,090	1,090	1,100	5.0%	1,080	4.8%	5.2%	957	④	32,640	412,000	10%
Re-33	アドバンス 亀戸	1,070	1,070	1,130	5.2%	1,070	5.2%	5.4%	925	③	25,170	423,000	12%
Re-34	ヴァンテ田無	892	892	926	5.4%	892	5.4%	5.5%	715	③	66,480	670,000	11%
											ポートフォリオPML (注10)	9.9%	

(注1) 「不動産鑑定評価書・報告書の概要」は、株式会社谷澤総合鑑定所による評価報告書、株式会社中央不動産鑑定所による不動産鑑定評価書、インリックス・コマーシャルアプレイザル株式会社による不動産鑑定評価書、大和不動産鑑定株式会社による調査報告書、森井総合鑑定株式会社による不動産鑑定評価書、株式会社全国不動産鑑定士ネットワークによる不動産鑑定評価書に基づき記載しています。なお、当該各社と本投資法人との間には、資本関係、人的関係等はありません。

(注2) 「鑑定評価額・評価額」は、投信法に基づく不動産鑑定評価上の留意事項、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号、その後の改正を含みます。）及び不動産鑑定評価基準に従って鑑定評価を行った不動産鑑定士の、平成21年5月31日時点における評価対象不動産の価格に関する意見であり、本投資法人が、当該意見の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での現在及び将来における取引の可能性を保証するものではありません。同一の不動産について再度鑑定評価を行った場合でも、鑑定評価を行う不動産鑑定士、鑑定評価の方法又は時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。

(注3) 直接還元法における「利回り」の欄には還元利回りを、DCF法における「利回り」の欄には最終還元利回りを、それぞれ記載しています。

(注4) 「評価機関」の欄において、「①」は株式会社谷澤総合鑑定所、「②」は株式会社中央不動産鑑定所、「③」はインリックス・コマーシャルアプレイザル株式会社、「④」は大和不動産鑑定株式会社、「⑤」は森井総合鑑定株式会社、「⑥」は株式会社全国不動産鑑定士ネットワークを表しています。

(注5) 「建物状況調査報告書の概要」は、株式会社東京建築検査機構による報告書に基づき記載していますが、下記の物件の項目については、それぞれ清水建設株式会社、株式会社プロパティ・リスク・ソリューション又は株式会社イー・アール・エスによる報告書に基づく記載となっています。

- ・0f-04 恵比寿スクエア：長期修繕費用：清水建設株式会社
- ・Re-09 レグルス東葛西：長期修繕費用：清水建設株式会社
- ・Re-24 T&G 錦糸町マンション：長期修繕費用及び再調達価格：株式会社プロパティ・リスク・ソリューション
- ・0f-18 エムズ原宿：長期修繕費用：株式会社イー・アール・エス

なお、上記4社と本投資法人との間には、資本関係、人的関係等はありません。報告内容は上記調査業者の意見であり、本投資法人が、当該意見の妥当性、正確性を保証するものではありません。

(注6) 「長期修繕費用の見積額」の欄には、前記（注5）の建物状況調査報告書に基づく長期修繕費用に関する予測値

(調査時点から15年以内に発生すると予測される長期修繕費用(0f-04 恵比寿スクエア及びRe-24 T&G 錦糸町マンションについては12年以内)の合計金額)を記載しています。

- (注7) 「再調達価格」の欄には、調査時点において、各物件を同設計・同仕様により新規に建設した場合の建設工事費の試算結果(建設市場における標準的な建設単価を基に、設計・施工品質・使用資材の種別及び品質等を勘案して概算した結果(消費税は含まれません。))を記載しています。なお、造り家具は含まれていますが、移動家具・什器・備品等は含まれていません。
- (注8) 0f-09グレイスビル泉岳寺前の建物の所有形態は区分所有建物ですが、「再調達価格」の欄には建物状況調査報告書記載の本投資法人が保有する部分に係る値を記載しています。
- (注9) 0f-12 八丁堀S Fビル、0f-14 K C Aビル及び0f-20 船橋Faceビルの建物の所有形態は区分所有建物であり、「再調達価格」の欄には建物状況調査報告書記載の一棟の建物の再調達価格に専有面積割合(0f-12 八丁堀S Fビル:98.86%、0f-14 K C Aビル:60.04%、0f-20 船橋Faceビル:9.14%)を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。
- (注10) PML(予想最大損失(Probable Maximum Loss))は、建物の一般的耐用年数50年間に、10%以上の確率で起こり得る最大規模の地震により生ずる損失の再調達価格に対する割合をいいます。なお、各物件に同時に生ずる損失を総和してポートフォリオPMLを算出しています。ポートフォリオPMLの算出日は平成21年5月31日です。
- (注11) 0f-03 第百生命新宿ビル及び0f-04 恵比寿スクエアについては、平成21年8月31日付で譲渡する予定です。譲渡内容については、前記「1 投資法人の概況 (1) 主要な経営指標等の推移 f. 決算日後に生じた重要な事実 (イ) 資産の譲渡予定」をご参照下さい。

(ト) 各物件の概要

以下の各表には、本投資法人が保有している資産の各物件に関する建物状況調査報告書の記載に基づき、当該各物件の概要を記載しています。なお、各表中の記載内容は、以下の基準に基づいて記載しています。

① 「物件概要」に関する記載

i 土地・建物の「所有形態」は、

(i) 信託受益権については、信託受託者が保有する権利の種類を、

(ii) 不動産については、本投資法人が保有する又は保有する予定の権利の種類を、記載しています。

ii 「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。

iii 「建蔽率」は、建築基準法第53条に定める建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を記載しています。

iv 「容積率」は、建築基準法第52条に定める建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を記載しています。

v 「用途」は、登記簿上記載されている用途のうち、主要なものを記載しています。

vi 「構造・階層」の記載に当たっては、下記の略号を使用しています。

SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

RC：鉄筋コンクリート造

S：鉄骨造

B：地下

F：階

例えば、「7F1B」は、地下1階付地上7階建を表しています。

② 「関係者」に関する記載

i 「PM会社」は、平成21年5月31日現在のPM会社を記載しています。

ii 「マスターリース会社」は、平成21年5月31日現在のマスターリース会社を記載しています。

③ 「前所有者」に関する記載

情報の開示に関して承諾を得た物件について、前所有者を記載しています。

④ 「損益の状況」に関する記載

i 「損益の状況」における金額は、第15期の運用結果に基づいて記載しています。また、千円未満を切り捨てて記載しています。

ii 記載の収支金額は、原則として発生主義に基づき記載しています。

iii 「貸室賃料・共益費」には、賃料収入及び共益費が含まれます。但し、例外的に駐車場使用料が賃料収入として計上されている場合があります。

iv 「その他収入」には、駐車場使用料、倉庫・看板使用料、自動販売機・アンテナ設置料及び礼金等が含まれます。

v 「管理委託費」には、PM会社からの請求に基づく管理委託費（賃貸管理費及び建物管理費等が含まれます。）を記載しています。

vi 「公租公課」には、固定資産税、都市計画税等が含まれています。賦課決定された税額のうち各運用期間に対応する額を費用計上していますが、不動産等の取得に伴い精算金として支払った初年度の固定資産税相当額は、費用計上せず不動産等の取得価額に算入しています。

vii 「修繕費」は、定期に発生する金額ではないため、本投資法人が今後、各物件を長期

に保有する場合は、大きく変動する可能性があります。

viii 「保険料」は、保険料を、運用期間で按分した金額を計上しています。

ix 「その他賃貸事業費用」には、道路占用料及び通信費等が含まれます。

x 減価償却費は、賃貸事業費用には含まれていません。

⑤ 「賃貸借の状況」に関する記載

前記「(ホ) 賃貸状況の概要 ① 賃貸状況の概要」の表における注記の記載と同様の基準とし、「月額賃料」の欄には、平成21年5月31日時点における

(i) 「パス・スルー」型の場合は、マスターリース会社とエンドテナントとの間の賃貸借契約に基づく月額賃料(前記「(ホ) 賃貸状況の概要 ① 賃貸状況の概要(注5)」におけるテナント同意を得ていない場合には、本投資法人又は信託受託者とエンドテナントとの間の賃貸借契約に基づく月額賃料)の合計、

(ii) 「固定賃料」型の場合は、本投資法人又は信託受託者とマスターリース会社との間のマスターリース契約に基づく月額賃料、

(iii) マスターリース契約を締結していない物件の場合は、本投資法人又は信託受託者とエンドテナントとの間の賃貸借契約に基づく月額賃料の合計、

を記載しています。

「敷金・保証金」の欄には本投資法人又は信託受託者とマスターリース会社又はエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約又は転貸借契約に基づく敷金・保証金等(返還不要な部分がある場合には当該金額を控除後の金額。但し、駐車場に関する敷金・保証金等は含みません。)を、それぞれ千円未満を切り捨てて記載しています。

⑥ 「特記事項」に関する記載

「特記事項」には、各物件の権利関係・利用等及び評価額・収益性・処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。

⑦ 「その他」に関する記載

各物件の概要の各項目の記載に当たり、注記が必要な事項について、その説明を記載しています。また、オフィスについては、不動産鑑定評価書及び建物竣工図等の記載内容に基づき、建物設備の概要についても記載しています。なお、当該建物設備の概要における「天井高」については、基準階におけるOAフロア敷設前の階高を、「エレベーター」については非常用及び荷物用を除いた基数を記載しています。

物件番号：0f-01 物件名称：朝日生命五反田ビル

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,290,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成16年11月12日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日
所在地	住居表示	東京都品川区東五反田五丁目25番16号	運用日数	至：平成21年5月31日
	地番	東京都品川区東五反田五丁目25番11他2筆		182日
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	60,877
	地積	605.72㎡	貸室賃料・共益費	56,522
	用途地域	商業地域（注1）	その他収入	4,354
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	16,052
	容積率	800%（注1）	管理委託費	6,180
建物	所有形態	所有権	公租公課	4,541
	用途	事務所	水道光熱費	3,607
	構造・階層	SRC・RC 9F2B	修繕費	398
	延床面積	2,921.56㎡	保険料	98
	建築時期	昭和55年5月6日	信託報酬	949
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	277
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	44,824
PM会社	平和不動産		減価償却費	5,705
マスターリース会社	-		賃貸事業損益	39,118
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,743.34㎡
調査時点	平成16年9月1日		賃貸面積	1,743.34㎡
再調達価格	727,000,000円（注2）		テナント総数	9
PML	10%（注2）		マスターリース種別	-
長期修繕費（15年以内）	43,790,000円		月額賃料	9,422千円
前所有者			敷金・保証金	76,956千円
有限会社コンコード（注3）			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 信託建物は、昭和56年の建築基準法施行令改正以前の耐震基準に基づく建物です。なお、平成20年12月25日付で、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「建築物の耐震改修の促進に関する法律」といいます。）に基づく新耐震基準に準拠した工事を実施しています。</p> <p>2. 建物状況調査報告書において、信託建物の一部にアスベスト含有の可能性がある建材が使用されており、信託建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>3. 信託不動産から東側隣地へ進入扉の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書は締結されていません。</p> <p>4. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする質権の設定がされています。</p>				
その他				
<p>（注1）信託不動産の南東側道路境界から30mまでの区域が商業地域・800%、30mを超える区域が第一種中高層住居専用地域・200%となっており、許容される容積率は、加重平均により757.3%となっています。</p> <p>（注2）株式会社東京建築検査機構作成の平成21年2月5日付報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>（注3）前々所有者は、ジェイロック・ファイブ特定目的会社です。</p> <p>（注4）建物設備の概要としては、天井高2,500mm（基準階：5階）、エレベーター15人乗1基、各階個別空調、OAフロア（一部）となっています。</p>				

物件番号：0f-03 物件名称：第百生命新宿ビル

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,400,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成16年11月12日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都新宿区新宿二丁目1番9号	運用日数	182日
	地番	東京都新宿区新宿二丁目1番16		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	69,452
	地積	311.63㎡	貸室賃料・共益費	59,670
	用途地域	商業地域	その他収入	9,781
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	20,221
	容積率	800%	管理委託費	7,276
建物	所有形態	所有権	公租公課	6,341
	用途	事務所・店舗	水道光熱費	5,395
	構造・階層	SRC 9F2B	修繕費	266
	延床面積	2,652.07㎡	保険料	111
	建築時期	昭和63年9月9日	信託報酬	589
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	240
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	49,230
PM会社	平和不動産		減価償却費	7,551
マスターリース会社	-		賃貸事業損益	41,679
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,834.96㎡
調査時点	平成16年9月1日		賃貸面積	1,834.96㎡
再調達価格	718,000,000円		テナント総数	6
PML	13%		マスターリース種別	-
長期修繕費（15年以内）	93,530,000円（注1）		月額賃料	10,315千円
前所有者			敷金・保証金	104,991千円
有限会社シーアールスリー（注2）			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 不動産を信託財産とする信託受益権の譲渡に関して、平成21年7月15日付で譲渡日を平成21年8月31日とする信託受益権売買契約を締結しています。</p> <p>2. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）平成15年9月3日現地調査による株式会社東京建築検査機構作成の建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>（注2）前々所有者は、有限会社ユニバーサル・リアルティです。</p> <p>（注3）建物設備の概要としては、天井高2,600mm（基準階：5階）、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、OAフロア（1階貸室及び地下1階店舗を除く全室）となっています。</p>				

物件番号：0f-04 物件名称：恵比寿スクエア

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	7,050,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成17年3月10日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都渋谷区恵比寿一丁目23番23号	運用日数	182日
	地番	東京都渋谷区恵比寿一丁目41番1他2筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	210,554
	地積	1,560.77㎡（注1）	貸室賃料・共益費	181,449
	用途地域	近隣商業地域	その他収入	29,104
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	55,356
	容積率	400%	管理委託費	22,315
建物	所有形態	所有権	公租公課	15,490
	用途	事務所	水道光熱費	15,143
	構造・階層	S・RC 7F1B	修繕費	416
	延床面積	8,644.00㎡	保険料	236
	建築時期	平成6年5月31日	信託報酬	1,695
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	58
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		NOI	155,198
PM会社	平和不動産		減価償却費	25,089
マスターリース会社	平和不動産		賃貸事業損益	130,108
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	5,423.94㎡
調査時点	平成16年9月1日		賃貸面積	4,576.23㎡
再調達価格	1,657,000,000円		テナント総数	1
PML	14%		マスターリース種別	パス・スルー
長期修繕費（12年以内）	74,717,000円（注2）		月額賃料	34,894千円
前所有者			敷金・保証金	275,520千円
有限会社カリテス（注3）			稼働率	84.37%
特記事項				
<p>1. 不動産を信託財産とする信託受益権の譲渡に関して、平成21年7月2日付で譲渡日を平成21年8月31日とする信託受益権売買契約を締結しています。</p> <p>2. 地積図における地積（1,862.05㎡）と比べ登記簿上の地積（1,560.77㎡）が301.28㎡少なくなっています。</p> <p>3. 信託不動産から西側道路へコンクリートブロック塀の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書は締結されていません。</p> <p>4. 信託建物は、平成14年6月、オフィスビルに用途変更するために大規模改修工事を実施しています。</p> <p>5. 信託不動産から南側隣地へコンクリート塀の一部、南側隣地から信託不動産側へコンクリートの基礎及び土留めが、それぞれ越境しています。本件については、越境に関する覚書は締結されていません。</p> <p>6. テナント1社（賃貸面積：847.71㎡）が平成21年12月4日に退去する予定です。</p> <p>7. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）信託土地の西側一部（10.82㎡）及び北側一部（10.84㎡）は道路敷として利用されており、建築物の敷地面積には算入できません。</p> <p>（注2）平成15年11月5日現地調査による清水建設株式会社作成の建物状況評価報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>（注3）前々所有者は、パール・リアルティ有限会社です。</p> <p>（注4）建物設備の概要としては、天井高2,730mm（基準階：4階）、エレベーター15人乗3基、各階個別空調、各階OAフロアとなっています。</p>				

物件番号：0f-05 物件名称：水天宮平和ビル

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,550,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成17年3月10日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番8号	運用日数	182日
	地番	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番11他5筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	66,687
	地積	316.73㎡	貸室賃料・共益費	61,462
	用途地域	商業地域	その他収入	5,225
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	19,182
	容積率	700%	管理委託費	7,820
建物	所有形態	所有権	公租公課	4,996
	用途	事務所	水道光熱費	5,090
	構造・階層	SRC 9F	修繕費	132
	延床面積	2,177.81㎡	保険料	72
	建築時期	平成3年8月30日	信託報酬	1,036
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	33
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	47,505
PM会社	平和不動産		減価償却費	11,559
マスターリース会社	平和不動産		賃貸事業損益	35,945
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,897.71㎡
調査時点	平成16年10月19日		賃貸面積	1,897.71㎡
再調達価格	520,000,000円		テナント総数	1
PML	13%		マスターリース種別	パス・スルー
長期修繕費（15年以内）	72,150,000円		月額賃料	10,363千円
前所有者			敷金・保証金	101,488千円
平和不動産			稼働率	100.00%
特記事項				
<ol style="list-style-type: none"> 信託不動産の南西側隣地地権者との間で、信託建物と隣地境界との間に生活通路として幅60cmの通路を確保する旨の合意が成立しています。 信託不動産から南西側隣地へ縁石及び防犯フェンスが越境しています。本件については、本投資法人が越境に関する覚書の内容を承継しています。 テナント1社（賃貸面積：217.55㎡）が平成21年7月18日に退去済みです。 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする質権の設定がされています。 				
その他				
（注1）建物設備の概要としては、天井高2,700mm（基準階：5階）、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、各階OAフロアとなっています。				

物件番号：0f-06 物件名称：N V 富岡ビル

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	2,500,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成17年3月29日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都江東区富岡二丁目1番9号	運用日数	182日
	地番	東京都江東区富岡二丁目1番3他1筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	102,478
	地積	748.36㎡	貸室賃料・共益費	91,976
	用途地域	商業地域	その他収入	10,502
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	30,532
	容積率	600%	管理委託費	13,153
建物	所有形態	所有権	公租公課	5,932
	用途	事務所	水道光熱費	9,175
	構造・階層	SRC 8F	修繕費	255
	延床面積	4,558.01㎡	保険料	145
	建築時期	平成2年12月25日	信託報酬	1,707
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	161
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	71,946
PM会社	平和不動産		減価償却費	15,124
マスターリース会社	-		賃貸事業損益	56,822
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	3,736.53㎡
調査時点	平成17年2月28日		賃貸面積	3,736.53㎡
再調達価格	1,000,000,000円		テナント総数	5
PML	19%		マスターリース種別	-
長期修繕費（15年以内）	168,110,000円		月額賃料	15,593千円
前所有者			敷金・保証金	130,383千円
有限会社足立興産			稼働率	100.00%
特記事項				
1. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする質権の設定がされています。				
その他				
（注1）建物設備の概要としては、天井高2,755mm（基準階：4階）、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、各階OAフロアとなっています。				

物件番号：0f-07 物件名称：浜松町SSビル

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,530,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成17年6月1日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都港区芝大門二丁目12番9号	運用日数	182日
	地番	東京都港区芝大門二丁目402番9他1筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	63,848
	地積	294.50㎡	貸室賃料・共益費	56,533
	用途地域	商業地域	その他収入	7,314
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	17,393
	容積率	700%	管理委託費	4,470
建物	所有形態	所有権	公租公課	6,421
	用途	事務所・駐車場	水道光熱費	4,916
	構造・階層	S 10F	修繕費	438
	延床面積	2,184.76㎡	保険料	66
	建築時期	平成3年12月16日	信託報酬	1,052
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	29
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	46,454
PM会社	平和不動産		減価償却費	8,289
マスターリース会社	-		賃貸事業損益	38,165
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,822.32㎡
調査時点	平成17年4月14日		賃貸面積	1,822.32㎡
再調達価格	466,000,000円		テナント総数	8
PML	15%		マスターリース種別	-
長期修繕費（15年以内）	101,580,000円		月額賃料	9,463千円
前所有者			敷金・保証金	67,005千円
GEリアル・エステート株式会社			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. テナント1社（賃貸面積：203.94㎡）が平成21年6月30日に退去済みですが、当該退去部分について新テナントとの間で賃貸借契約を締結しています（賃貸借開始日：平成21年7月1日）。</p> <p>2. 信託不動産側から北側隣地へ門扉が越境しています。本件については、本投資法人は越境に関する覚書の内容を承継しています。</p> <p>3. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする質権の設定がされています。</p>				
その他				
（注1）建物設備の概要としては、天井高2,500mm（基準階：5階）、エレベーター9人乗2基、各階個別空調となっています。				

物件番号：0f-08 物件名称：国際溜池ビル

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	2,700,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成17年7月15日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都港区赤坂二丁目12番10号	運用日数	182日
	地番	東京都港区赤坂二丁目1218番他3筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	98,335
	地積	533.32㎡	貸室賃料・共益費	88,687
	用途地域	商業地域	その他収入	9,648
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	22,995
	容積率	600%	管理委託費	5,722
建物	所有形態	所有権	公租公課	7,134
	用途	事務所・駐車場	水道光熱費	7,031
	構造・階層	SRC 7F1B	修繕費	804
	延床面積	3,089.73㎡	保険料	101
	建築時期	平成4年2月28日	信託報酬	1,366
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	835
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	75,339
PM会社	平和サービス株式会社		減価償却費	7,347
マスターリース会社	-		賃貸事業損益	67,992
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	2,285.32㎡
調査時点	平成17年6月13日		賃貸面積	2,285.32㎡
再調達価格	732,000,000円		テナント総数	7
PML	11%		マスターリース種別	-
長期修繕費（15年以内）	119,500,000円		月額賃料	14,781千円
前所有者			敷金・保証金	126,027千円
有限会社ブルークリーク			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 西側隣地から信託不動産側へ石積、コンクリート擁壁及びコンクリート擁壁を覆う岩の一部が越境しています。本件については、本投資法人は越境に関する確認書の内容を承継しています。</p> <p>2. 信託不動産側で所有する鉄製防犯扉が東側隣地境界上に跨って設置されています。本件については、本投資法人は設置に関する覚書の内容を承継しています。</p> <p>3. 信託建物屋上に北側隣地地権者所有のアマチュア無線用アンテナが設置されています。本件については、本投資法人は設置に関する確認書の内容を承継しています。</p> <p>4. 建物状況調査報告書において、信託建物の一部にアスベスト含有の可能性のある建材が使用されており、信託建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>5. テナント1社（賃貸面積：257.03㎡）が平成21年8月26日に退去する予定です。</p> <p>6. テナント1社（賃貸面積：307.76㎡）が平成21年10月31日に退去する予定です。</p> <p>7. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする質権の設定がされています。</p>				
その他				
（注1）建物設備の概要としては、天井高2,550mm（基準階：4階）、エレベーター10人乗2基、各階個別空調、OAフロア（地下1階の2室を除く全室）となっています。				

物件番号：0f-09 物件名称：グレイスビル泉岳寺前

特定資産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,220,000,000円
投資区分	オフィス、都心オフィスビル		取得日	平成17年8月1日
投資エリア	第一投資エリア（東京23区）		損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都港区高輪二丁目15番8号	運用日数	182日
	地番	東京都港区高輪二丁目29番他6筆		
土地	所有形態	地上権及び所有権（注1）	賃貸事業収入	66,438
	地積	538.50㎡（注1）	貸室賃料・共益費	54,651
	用途地域	商業地域（注2）	その他収入	11,786
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	18,147
	容積率	600%（注2）	管理委託費	5,352
建物	所有形態	区分所有権（注3）	公租公課	2,591
	用途	店舗・事務所・車庫・社殿・社務所	水道光熱費	4,863
	構造・階層	S・RC・SRC 10F1B	修繕費	257
	延床面積	2,401.74㎡（注4）	保険料	90
	建築時期	平成6年6月15日	信託報酬	699
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	4,291
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	48,291
PM会社	平和不動産		減価償却費	7,648
マスターリース会社	-		賃貸事業損益	40,642
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	2,146.82㎡
調査時点	平成17年6月13日		賃貸面積	1,924.40㎡
再調達価格	594,000,000円（注5）		テナント総数	7
PML	15%		マスターリース種別	-
長期修繕費（15年以内）	115,840,000円		月額賃料	8,562千円
前所有者			敷金・保証金	38,811千円
株式会社ケン・コーポレーション			稼働率	89.64%
特記事項				
<p>1. 信託受託者と地上権者との間で地代等に関する覚書が締結されています。</p> <p>2. 建物状況調査報告書において、信託建物の一部にアスベスト含有の可能性がある建材が使用されており、信託建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>3. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする質権の設定がされています。</p>				
その他				
<p>（注1）信託土地の所有形態は一部が地上権（敷地権）、一部が所有権（敷地権）です。地上権（敷地権）部分及び所有権（敷地権）部分の地積はそれぞれ501.05㎡及び37.45㎡であり、地積の欄にはその合計を記載しています。地上権（敷地権）部分については、平成5年2月10日付で地上権設定登記（目的：建物所有、存続期間：65年）がなされています。</p> <p>（注2）信託不動産の東側道路境界から30mまでの区域が商業地域・600%、30mを超える区域が近隣商業地域・400%となっており、許容される容積率は、加重平均により527.1%となっています。</p> <p>（注3）信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が一棟の建物のうち83.54%（専有面積割合）を保有しています。なお、区分所有者の総数は信託受託者を含め2名です。</p> <p>（注4）延床面積については、一棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じた値を記載しています。</p> <p>（注5）建物状況調査報告書記載の本投資法人が保有する部分に係る値を記載しています。</p> <p>（注6）建物設備の概要としては、天井高2,500mm（基準階：5階）、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、OAフロア（一部）となっています。</p>				

物件番号：Of-10 物件名称：日総第15ビル

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,550,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成17年12月20日
投資エリア		第二投資エリア（新横浜）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目17番19号	運用日数	182日
	地番	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目17番19		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	51,322
	地積	668.00㎡	貸室賃料・共益費	47,842
	用途地域	商業地域	その他収入	3,480
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	5,950
	容積率	600%	管理委託費	—
建物	所有形態	所有権	公租公課	5,168
	用途	店舗・事務所・駐車場	水道光熱費	—
	構造・階層	SRC 8F1B	修繕費	630
	延床面積	4,321.23㎡	保険料	151
	建築時期	平成5年2月1日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	—
信託受託者	—		NOI	45,371
PM会社	日総ビルディング株式会社		減価償却費	25,529
マスターリース会社	日総ビルディング株式会社		賃貸事業損益	19,842
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	2,995.59㎡
調査時点	平成17年8月22日		賃貸面積	2,995.59㎡
再調達価格	1,031,000,000円		テナント総数	1
PML	18%		マスターリース種別	固定賃料
長期修繕費（15年以内）	167,610,000円		月額賃料	7,973千円
前所有者			敷金・保証金	99,239千円
個人2名（注1）			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 屋上広告塔、エントランス付近の地上自立看板及びエントランス内部のモニュメント等についてはマスターリース会社の資産となります。なお、地上自立看板は検査済証の交付を受けていません。</p> <p>2. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性のある建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>3. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
<p>（注1）利害関係者には該当しません。土地は個人1名が平成5年12月24日付で信託財産引継ぎにより、建物は個人2名が平成5年2月12日付で相続により、それぞれ所有権を取得しています。</p> <p>（注2）建物設備の概要としては、天井高2,500mm（基準階：4階）、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、OAフロア（一部）となっています。</p>				

物件番号：0f-11 物件名称：日本橋第一ビル

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	2,150,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成18年3月31日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋大伝馬町2番7号	運用日数	182日
	地番	東京都中央区日本橋大伝馬町1番9		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	78,573
	地積	520.69㎡	貸室賃料・共益費	69,258
	用途地域	商業地域	その他収入	9,315
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	18,825
	容積率	600%	管理委託費	6,043
建物	所有形態	所有権	公租公課	5,031
	用途	事務所・駐車場	水道光熱費	5,461
	構造・階層	S 9F 1B	修繕費	777
	延床面積	3,455.35㎡	保険料	124
	建築時期	昭和63年3月10日	信託報酬	1,255
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	131
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	59,748
PM会社	平和不動産		減価償却費	11,217
マスターリース会社	-		賃貸事業損益	48,530
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	2,626.71㎡
調査時点	平成18年2月9日		賃貸面積	2,626.71㎡
再調達価格	807,000,000円		テナント総数	9
PML	16%		マスターリース種別	-
長期修繕費（15年以内）	92,980,000円		月額賃料	11,575千円
前所有者			敷金・保証金	98,113千円
有限会社プレジャー・ハント			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 信託不動産から北東側隣地へ柵が越境しています。本件については、越境に関する覚書を締結しています。</p> <p>2. 信託不動産から東側隣地へたきの一部が越境しています。本件については、越境に関する確認書を締結しています。</p> <p>3. 建物状況調査報告書において、信託建物の一部にアスベスト含有の可能性のある建材が使用されており、信託建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>4. 信託建物の変圧器内の絶縁油から微量のポリ塩化ビフェニルが検出されたため、電気事業法（以下「電気事業法」といいます。）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」といいます。）に従い、平成19年3月6日付で経済産業大臣及び東京都知事へ保管状況等の届出を行っています。</p> <p>5. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする質権の設定がされています。</p>				
その他				
（注1）建物設備の概要としては、天井高2,580mm（基準階：4階）、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、OAフロア（6階及び8階を除く全室）となっています。				

物件番号：0f-12 物件名称：八丁堀SFビル

特定資産の種類		不動産	取得価格	3,060,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成19年5月31日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都中央区八丁堀三丁目12番8号	運用日数	182日
	地番	東京都中央区八丁堀三丁目103番2他1筆		
土地	所有形態	所有権（共有）（注1）	賃貸事業収入	95,476
	地積	533.05㎡（注1）	貸室賃料・共益費	88,001
	用途地域	商業地域	その他収入	7,475
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	21,990
	容積率	600%	管理委託費	7,118
建物	所有形態	区分所有権（注2）	公租公課	8,170
	用途	事務所・車庫・居宅	水道光熱費	5,857
	構造・階層	SRC 8F1B	修繕費	465
	延床面積	3,386.85㎡（注3）	保険料	127
	建築時期	平成3年10月25日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	250
信託受託者	—		NOI	73,486
PM会社	BMS株式会社		減価償却費	10,332
マスターリース会社	BMS株式会社		賃貸事業損益	63,153
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	2,217.24㎡
調査時点	平成19年4月17日		賃貸面積	2,217.24㎡
再調達価格	851,000,000円（注4）		テナント総数	1
PML	16%		マスターリース種別	パス・スルー
長期修繕費（15年以内）	139,150,000円		月額賃料	14,666千円
前所有者			敷金・保証金	135,123千円
自由が丘ホールディング特定目的会社			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 本投資法人は、他の区分所有者との間の建物の所有及び利用管理に関する覚書の内容を承継しています。本覚書において、区分所有権の譲渡に際しては原則として他の区分所有者に譲渡するものとされています。</p> <p>2. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性がある建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>3. 屋上に設置された意匠用の広告版は、検査済証の交付を受けていません。</p> <p>4. テナント1社（賃貸面積：330.61㎡）が平成21年5月31日に退去済みです。</p> <p>5. テナント1社（賃貸面積：181.88㎡）が平成21年10月20日に退去する予定です。</p> <p>6. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
<p>（注1）本件土地の所有形態は一部が所有権、一部が所有権（共有）です。所有権部分及び所有権（共有）部分の地積はそれぞれ475.21㎡及び68.10㎡（共有持分84.94%）であり、地積の欄には所有権部分の値に所有権（共有）部分について共有持分を乗じて算出した値を加えた合計を記載しています。</p> <p>（注2）本件建物は区分所有建物であり、本投資法人が一棟の建物のうち98.86%（専有面積割合）を保有しています。なお、区分所有者の総数は本投資法人を含め2名です。</p> <p>（注3）延床面積については、一棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>（注4）建物状況調査報告書記載の一棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。</p> <p>（注5）建物設備の概要としては、天井高2,640mm（基準階：4階）、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。</p>				

物件番号：0f-13 物件名称：渋谷A Xヒルズ

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,860,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成19年5月31日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都渋谷区道玄坂一丁目18番5号	運用日数	182日
	地番	東京都渋谷区道玄坂一丁目28番1他1筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	46,956
	地積	160.42㎡	貸室賃料・共益費	41,412
	用途地域	商業地域	その他収入	5,543
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	9,333
	容積率	800%	管理委託費	3,141
建物	所有形態	所有権	公租公課	2,708
	用途	事務所・店舗	水道光熱費	2,978
	構造・階層	S・RC 10F1B	修繕費	416
	延床面積	1,071.22㎡	保険料	40
	建築時期	平成18年3月15日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	48
信託受託者	—		NOI	37,622
PM会社	阪急阪神ビルマネジメント株式会社		減価償却費	4,599
マスターリース会社	阪急阪神ビルマネジメント株式会社		賃貸事業損益	33,023
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	928.23㎡
調査時点	平成19年4月17日		賃貸面積	855.89㎡
再調達価格	294,000,000円		テナント総数	1
PML	13%		マスターリース種別	パス・スルー
長期修繕費（15年以内）	26,860,000円		月額賃料	6,902千円
前所有者			敷金・保証金	68,071千円
日吉ホールディング特定目的会社			稼働率	92.21%
特記事項				
<p>1. 本件土地の西側隣地地権者との間で、本件建物と隣地との間を隣地地権者が緊急避難通路として使用でき、通路出入口の門扉等については各々保守管理する旨の覚書が締結されています。</p> <p>2. テナント1社（賃貸面積：96.20㎡）が平成21年6月15日に退去済みです。</p> <p>3. テナント1社（賃貸面積：72.90㎡）が平成21年7月27日に退去済みです。</p> <p>4. テナント1社（賃貸面積：96.20㎡）が平成21年8月4日に退去済みです。</p> <p>5. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
（注1）建物設備の概要としては、天井高2,440mm（基準階：4階）、エレベーター9人乗1基、各階個別空調、OAフロア（地下1階を除く階層）となっています。				

物件番号：0f-14 物件名称：K C Aビル

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,730,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成19年5月31日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都千代田区鍛冶町一丁目7番11号	運用日数	182日
	地番	東京都千代田区鍛冶町一丁目5番2		
土地	所有形態	所有権（共有）（注1）	賃貸事業収入	43,908
	地積	224.17㎡（注1,5）	貸室賃料・共益費	43,094
	用途地域	商業地域	その他収入	814
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	9,714
	容積率	800%（注2）	管理委託費	5,752
建物	所有形態	区分所有権（注3）	公租公課	3,671
	用途	事務所・店舗	水道光熱費	224
	構造・階層	S R C 9 F 1 B	修繕費	—
	延床面積	1,562.30㎡（注4）	保険料	47
	建築時期	昭和62年11月20日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	18
信託受託者	—		NOI	34,193
PM会社	プロパティ・パートナーズ株式会社（注6）		減価償却費	4,934
マスターリース会社	—		賃貸事業損益	29,259
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,256.59㎡
調査時点	平成19年4月17日		賃貸面積	1,032.87㎡
再調達価格	357,000,000円（注7）		テナント総数	7
PML	15%		マスターリース種別	—
長期修繕費（15年以内）	55,050,000円		月額賃料	6,315千円
前所有者			敷金・保証金	62,003千円
世田谷ホールディング特定目的会社			稼働率	82.20%
特記事項				
<p>1. 本件建物の区分所有に関する管理規約が存在します。</p> <p>2. 上記管理規約では、区分所有権の譲渡に際しては、他の区分所有者に対して買い取るべき旨の請求を行うものとされています。</p> <p>3. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性がある建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>4. 本件建物の変圧器内の絶縁油から微量のポリ塩化ビフェニルが検出されたため、電気事業法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に従い、平成20年1月22日付で経済産業大臣及び東京都知事へ保管状況等の届出を行っています。</p> <p>5. 本件土地南側区道との官民境界以外は境界が未確定となっており、隣地との間で、基礎コンクリートの一部、扉及び鉄柱等について越境及び被越境している可能性があります。</p> <p>6. 他の区分所有者の専有部分につき、特殊建築物に係る用途に供する部分の床面積が合計で100㎡以上となる模様替が行われていますが、他の区分所有者は建築基準法第6条に基づく建築確認申請を行っていません。</p> <p>7. テナント1社（賃貸面積：223.72㎡）が平成21年9月30日に退去する予定です。</p> <p>8. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）本件土地の所有形態は共有です。一棟の建物の所在する土地の地積は393.57㎡（共有持分56.96%）であり、地積の欄には共有持分を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>（注2）本件土地の東側道路境界線から20mまでの区域が商業地域・800%、20mを越える区域が商業地域・600%となっており、許容される容積率は、加重平均により738.92%となっています。</p> <p>（注3）本件建物は区分所有建物であり、本投資法人が一棟の建物のうち60.04%（専有面積割合）を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は本投資法人を含め5名です（但し、他の区分所有者のうちの一人に相続が生じています。）。</p> <p>（注4）延床面積については、一棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>（注5）本件土地の西側一部（36.93㎡）はセットバック部分であり、建築物の敷地面積には算入できません。</p> <p>（注6）PM会社である栄泉不動産投資顧問株式会社は、平成21年2月25日付で商号をプロパティ・パートナーズ株式会社に変更しています。</p> <p>（注7）建物状況調査報告書記載の一棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。</p> <p>（注8）建物設備の概要としては、天井高2,400mm（基準階：4階）、エレベーター11人乗1基、各階個別空調、OAフロア（地下1階を除く階層）となっています。</p>				

物件番号：0f-15 物件名称：大和中目黒ビル

特定資産の種類		不動産	取得価格	2,870,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成19年6月29日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都目黒区中目黒四丁目6番1号	運用日数	182日
	地番	東京都目黒区中目黒四丁目709番7		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	81,729
	地積	1,078.04㎡	貸室賃料・共益費	66,377
	用途地域	商業地域（注1）	その他収入	15,351
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	20,911
	容積率	500%（注1）	管理委託費	5,970
建物	所有形態	所有権	公租公課	6,649
	用途	事務所	水道光熱費	7,645
	構造・階層	SRC 8F1B	修繕費	373
	延床面積	4,040.53㎡	保険料	147
	建築時期	昭和63年2月29日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	125
信託受託者	—		NOI	60,817
PM会社	阪急阪神ビルマネジメント株式会社		減価償却費	16,463
マスターリース会社	阪急阪神ビルマネジメント株式会社		賃貸事業損益	44,354
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	2,571.54㎡
調査時点	平成19年5月22日		賃貸面積	2,272.04㎡
再調達価格	1,006,000,000円		テナント総数	1
PML	18%		マスターリース種別	パス・スルー
長期修繕費（15年以内）	122,780,000円		月額賃料	11,013千円
前所有者			敷金・保証金	118,345千円
SGD1特定目的会社			稼働率	88.35%
特記事項				
<p>1. 本件土地から南側隣地へフェンス基礎の一部が越境しています。本件については、越境に関する確認書を締結しています。</p> <p>2. 南東側隣地から本件土地へ建物窓の面格子一部等が空中において越境しています。また、本件土地から同南東側隣地へ物置の壁及びブロック基礎等が越境しています。本件については共に越境に関する覚書は締結されていません。</p> <p>3. 本件土地と南側隣地の各境界については確認書を締結していますが、一部の確認書に署名した者につき確認書を締結する権限がなかった可能性があります。</p> <p>4. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
<p>（注1）本件土地の東側道路境界線から30mまでの区域が商業地域・500%、30mを越える区域が第一種中高層住居専用地域・200%となっており、許容される容積率は、加重平均により430.58%（株式会社東京建築検査機構作成の建物状況調査報告書に基づく概算。新築時は350.97%）となっています。</p> <p>（注2）建物設備の概要としては、天井高2,586mm（基準階：2階）、エレベーター13人乗2基、各階個別空調、OAフロア（一部）となっています。</p>				

物件番号：0f-16 物件名称：安和司町ビル

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,385,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成19年7月13日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都千代田区神田司町二丁目10番	運用日数	182日
	地番	東京都千代田区神田司町二丁目10番2他3筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	38,154
	地積	251.95㎡	貸室賃料・共益費	34,470
	用途地域	商業地域	その他収入	3,683
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	10,097
	容積率	600%（注1）	管理委託費	3,743
建物	所有形態	所有権	公租公課	2,340
	用途	事務所	水道光熱費	3,190
	構造・階層	S 9F	修繕費	679
	延床面積	1,412.45㎡	保険料	46
	建築時期	平成2年10月2日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	98
信託受託者	—		NOI	28,057
PM会社	株式会社サンケイビルマネジメント		減価償却費	11,690
マスターリース会社	—		賃貸事業損益	16,366
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,264.51㎡
調査時点	平成19年5月22日		賃貸面積	1,211.61㎡
再調達価格	333,000,000円		テナント総数	8
PML	15%		マスターリース種別	—
長期修繕費（15年以内）	62,900,000円		月額賃料	6,221千円
前所有者			敷金・保証金	45,734千円
マーキュリー・ワン合同会社			稼働率	95.82%
特記事項				
<p>1. 本件土地東側の民境界及び本件土地西側の民境界が未確定となっています。</p> <p>2. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性がある建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>3. テナント1社（賃貸面積：52.90㎡）が平成21年4月30日に退去済みですが、当該部分について新テナントとの間で賃貸借契約を締結しています（賃貸借開始日：平成21年7月31日）。</p> <p>4. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）容積率は600%の指定ですが、前面道路の幅員により、許容される容積率は制限されます。但し、建築基準法第52条第9項の規定により許容される容積率は600%となっています。</p> <p>（注2）建物設備の概要としては、天井高2,450mm（基準階：4階）、エレベーター9人乗1基、各階個別空調、OAフロア（一部）となっています。</p>				

物件番号：0f-17 物件名称：八丁堀MFビル

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,110,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成19年7月13日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都中央区入船一丁目2番9号	運用日数	182日
	地番	東京都中央区入船一丁目5番1他1筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	37,167
	地積	205.83㎡	貸室賃料・共益費	33,937
	用途地域	商業地域	その他収入	3,229
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	8,904
	容積率	700%	管理委託費	2,332
建物	所有形態	所有権	公租公課	2,634
	用途	事務所	水道光熱費	2,990
	構造・階層	SRC 9F	修繕費	809
	延床面積	1,432.44㎡	保険料	44
	建築時期	昭和63年1月6日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	94
信託受託者	—		NOI	28,262
PM会社	株式会社サンケイビルマネジメント		減価償却費	4,447
マスターリース会社	—		賃貸事業損益	23,815
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,209.69㎡
調査時点	平成19年5月23日		賃貸面積	1,209.69㎡
再調達価格	316,000,000円		テナント総数	7
PML	17%		マスターリース種別	—
長期修繕費（15年以内）	50,540,000円		月額賃料	5,656千円
前所有者			敷金・保証金	57,538千円
ネプチューン・ワン特定目的会社			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 本件土地と東側隣地境界上の門扉は、東側隣地地権者との間で資産区分に関する取決めがなされていません。</p> <p>2. 本件土地と各隣地との境界は確定していますが、東側隣地との間の境界標の一部が現認できません。</p> <p>3. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性のある建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>4. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
（注1）建物設備の概要としては、天井高2,450mm（基準階：4階）、エレベーター13人乗1基、各階個別空調、OAフロア（一部）となっています。				

物件番号：0f-18 物件名称：エムズ原宿

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	4,760,000,000円
投資区分		オフィス、都市型商業ビル	取得日	平成16年11月12日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号	運用日数	182日
	地番	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	160,752
	地積	376.07㎡	貸室賃料・共益費	140,002
	用途地域	商業地域	その他収入	20,750
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	19,753
	容積率	500%	管理委託費	7,517
建物	所有形態	所有権	公租公課	5,094
	用途	店舗・事務所	水道光熱費	5,197
	構造・階層	RC・S 5F1B	修繕費	191
	延床面積	1,465.04㎡	保険料	44
	建築時期	昭和45年1月30日	信託報酬	1,300
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	408
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	140,998
PM会社	平和不動産		減価償却費	5,450
マスターリース会社	-		賃貸事業損益	135,548
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,374.86㎡
調査時点	平成16年9月1日		賃貸面積	1,374.86㎡
再調達価格	289,800,000円		テナント総数	5
PML	12%		マスターリース種別	-
長期修繕費（15年以内）	36,440,000円（注1）		月額賃料	23,337千円
前所有者			敷金・保証金	222,416千円
有限会社シーアールスリー（注2）			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 信託建物は、平成13年10月、建築物の耐震改修の促進に関する法律による認定に基づき大規模改修工事を実施しています。</p> <p>2. 信託不動産の南東側道路（明治通り）は、都市計画道路（計画幅員：27m）であり、平成16年3月31日に事業決定されています。将来、当該事業の実施により信託土地113.64㎡及び信託建物約200㎡が収用及び撤去される予定です。なお、信託建物は当該撤去部分のみの取り壊しが可能な構造となっています。</p> <p>3. テナント1社（賃貸面積：204.29㎡）が平成21年6月30日に退去済みです。</p> <p>4. テナント1社（賃貸面積：592.40㎡）が平成21年8月31日に退去する予定です。</p> <p>5. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）平成16年3月24日現地調査による株式会社イー・アール・エス作成の建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>（注2）前々所有者は、コロニー原宿有限会社です。</p> <p>（注3）建物設備の概要としては、天井高3,835mm（基準階：3階）、エレベーター9人乗1基となっています。</p>				

物件番号：0f-19 物件名称：三宮三和東洋ビル

特定資産の種類		不動産	取得価格	8,390,000,000円
投資区分		オフィス、地方オフィスビル	取得日	平成19年5月31日
投資エリア		地方投資エリア（兵庫県）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	兵庫県神戸市中央区磯上通八丁目3番10号	運用日数	182日
	地番	兵庫県神戸市中央区磯上通八丁目330番		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	249,832
	地積	1,105.97㎡	貸室賃料・共益費	219,850
	用途地域	商業地域	その他収入	29,981
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	61,192
	容積率	800%	管理委託費	24,131
建物	所有形態	所有権	公租公課	14,605
	用途	事務所・駐車場	水道光熱費	18,266
	構造・階層	SRC 12F	修繕費	2,660
	延床面積	8,647.27㎡	保険料	309
	建築時期	平成2年11月9日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	1,220
信託受託者	—		NOI	188,639
PM会社	阪急阪神ビルマネジメント株式会社		減価償却費	28,497
マスターリース会社	阪急阪神ビルマネジメント株式会社		賃貸事業損益	160,142
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	6,102.70㎡
調査時点	平成19年4月18日		賃貸面積	5,864.94㎡
再調達価格	2,154,000,000円		テナント総数	1
PML	9%		マスターリース種別	パス・スルー
長期修繕費（15年以内）	292,330,000円		月額賃料	36,140千円
前所有者			敷金・保証金	536,576千円
竹橋ホールディング特定目的会社			稼働率	96.10%
特記事項				
<p>1. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性がある建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>2. テナント1社（賃貸面積：141.67㎡）が平成21年9月29日に退去する予定です。</p> <p>3. テナント1社（賃貸面積：68.41㎡）が平成21年10月8日に退去する予定です。</p> <p>4. テナント1社（賃貸面積：222.22㎡）が平成21年12月16日に退去する予定です。</p> <p>5. テナント1社（賃貸面積：99.61㎡）が平成22年2月11日に退去する予定です。</p> <p>6. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
（注1）建物設備の概要としては、天井高2,600mm（基準階：4階）、エレベーター15人乗3基、各階個別空調、OAフロア（一部）となっています。				

物件番号：0f-20 物件名称：船橋Faceビル

特定資産の種類		不動産	取得価格	3,900,000,000円
投資区分		オフィス、地方オフィスビル	取得日	平成19年5月31日
投資エリア		地方投資エリア（千葉県）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日
所在地	住居表示	千葉県船橋市本町一丁目3番1号	運用日数	至：平成21年5月31日
	地番	千葉県船橋市本町一丁目2801番		182日
土地	所有形態	所有権（注1）	賃貸事業収入	129,492
	地積	488.13㎡（注1）	貸室賃料・共益費	121,648
	用途地域	商業地域	その他収入	7,843
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	35,336
	容積率	800%（注2）	管理委託費	18,242
建物	所有形態	区分所有権（注3）	公租公課	7,158
	用途	店舗・事務所・駐車場	水道光熱費	9,706
	構造・階層	S・RC・SRC 14F3B	修繕費	106
	延床面積	4,033.72㎡（注4）	保険料	122
	建築時期	平成15年4月1日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	—
信託受託者	—		NOI	94,156
PM会社	BMS株式会社		減価償却費	20,932
マスターリース会社	BMS株式会社		賃貸事業損益	73,223
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	2,520.22㎡
調査時点	平成19年4月19日		賃貸面積	2,520.22㎡
再調達価格	897,000,000円（注5）		テナント総数	1
PML	11%		マスターリース種別	パス・スルー
長期修繕費（15年以内）	32,660,000円		月額賃料	20,237千円
前所有者			敷金・保証金	193,009千円
竹橋ホールディング特定目的会社			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 本件建物の区分所有に関する管理規約が存在します。</p> <p>2. 京成本線連続立体交差事業により、本件建物2階部分と京成船橋駅を結ぶデッキが設置されています。</p> <p>3. テナント1社（賃貸面積：146.71㎡）が平成21年4月30日に退去済みですが、当該部分について新テナントとの間で賃貸借契約を締結しています（賃貸借開始日：平成21年5月1日）。</p> <p>4. テナント1社（賃貸面積：146.71㎡）が平成21年7月31日に退去済みです。</p> <p>5. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）本件土地は敷地権登記がなされており、本投資法人は10.45%（敷地権割合）を保有しています。地積の欄には、一棟の建物の存する土地の面積4,671.17㎡に上記敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>（注2）容積率は800%の指定ですが、高度利用地区の指定により、基準容積率が900%まで緩和されています。</p> <p>（注3）本件建物は区分所有建物であり、本投資法人が一棟の建物のうち9.14%（専有面積割合）を保有しています。なお、本件建物全体の区分所有者の総数は本投資法人を含め42名です。</p> <p>（注4）延床面積については、一棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。</p> <p>（注5）建物状況調査報告書記載の一棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。</p> <p>（注6）建物設備の概要としては、天井高2,700mm（基準階：10階）、エレベーター17人乗6基、各階個別空調、OAフロア（1～6階を除く階層）となっています。</p>				

物件番号：0f-21 物件名称：アデッソ西麻布

特定資産の種類		不動産	取得価格	640,000,000円
投資区分		オフィス、都市型商業ビル	取得日	平成19年6月29日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都港区西麻布一丁目7番2号	運用日数	182日
	地番	東京都港区西麻布一丁目1番202他1筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	17,461
	地積	125.91㎡	貸室賃料・共益費	16,693
	用途地域	商業地域	その他収入	767
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	3,923
	容積率	600%（注1）	管理委託費	897
建物	所有形態	所有権	公租公課	773
	用途	店舗	水道光熱費	1,482
	構造・階層	RC 3F1B	修繕費	755
	延床面積	371.59㎡	保険料	13
	建築時期	平成15年10月16日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	—
信託受託者	—		NOI	13,538
PM会社	株式会社サンケイビルマネジメント		減価償却費	2,195
マスターリース会社	—		賃貸事業損益	11,342
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	318.82㎡
調査時点	平成19年5月23日		賃貸面積	318.82㎡
再調達価格	105,000,000円		テナント総数	4
PML	13%		マスターリース種別	—
長期修繕費（15年以内）	7,960,000円		月額賃料	2,782千円
前所有者			敷金・保証金	23,104千円
ネプチューン・ワン特定目的会社			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 本件土地と北側境界線上に跨って設置されているブロック塀は、隣地所有者との間で資産区分に関する取決めがなされていません。</p> <p>2. テナント1社（賃貸面積：85.90㎡）が平成21年7月31日に退去済みです。</p> <p>3. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）容積率は600%の指定ですが、前面道路の幅員により、本件建物建築時に許容された容積率は327%となっています（現在は低減係数変更により、許容される容積率は436%となっています。）。</p> <p>（注2）建物設備の概要としては、天井高2,700mm（基準階：1階）、エレベーター6人乗1基となっています。</p>				

物件番号：0f-22 物件名称：C I C 虎ノ門ビル

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,675,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成20年3月7日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都港区西新橋二丁目17番2号	運用日数	182日
	地番	東京都港区西新橋二丁目111番1他1筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	49,503
	地積	260.55㎡	貸室賃料・共益費	43,269
	用途地域	商業地域	その他収入	6,234
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	7,030
	容積率	600%	管理委託費	3,126
建物	所有形態	所有権	公租公課	—
	用途	事務所・店舗	水道光熱費	2,421
	構造・階層	SRC 9F	修繕費	1,346
	延床面積	1,489.21㎡	保険料	50
	建築時期	平成2年11月26日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	85
信託受託者	—		NOI	42,473
PM会社	株式会社エム・エス・ビルサポート		減価償却費	4,523
マスターリース会社	—		賃貸事業損益	37,950
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,333.94㎡
調査時点	平成19年12月18日		賃貸面積	1,153.94㎡
再調達価格	367,000,000円		テナント総数	8
PML	13%		マスターリース種別	—
長期修繕費（15年以内）	64,870,000円		月額賃料	6,875千円
前所有者			敷金・保証金	65,006千円
有限会社ウォーターウェイ			稼働率	86.51%
特記事項				
<p>1. 西側隣地から本件土地へ入口部分において塀が越境しています。本件については、本投資法人は越境に関する合意書の内容を承継しています。</p> <p>2. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性のある吹付け材及び建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>3. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
（注1）建物設備の概要としては、天井高2,550mm（基準階：4階）、エレベーター9人乗1基、各階個別空調、OAフロアとなっています。				

物件番号：0f-23 物件名称：アリア池袋

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,314,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成20年3月7日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都豊島区南池袋二丁目29番12号	運用日数	182日
	地番	東京都豊島区南池袋二丁目94番7他2筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	43,890
	地積	188.31㎡	貸室賃料・共益費	38,583
	用途地域	商業地域	その他収入	5,306
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	7,745
	容積率	800%	管理委託費	3,096
建物	所有形態	所有権	公租公課	—
	用途	事務所店舗	水道光熱費	3,674
	構造・階層	S・RC 9F1B	修繕費	522
	延床面積	1,376.66㎡	保険料	43
	建築時期	平成5年12月3日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	408
信託受託者	—		NOI	36,145
PM会社	株式会社エム・エス・ビルサポート		減価償却費	6,113
マスターリース会社	—		賃貸事業損益	30,032
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,213.26㎡
調査時点	平成19年12月19日		賃貸面積	1,213.26㎡
再調達価格	312,000,000円		テナント総数	7
PML	13%		マスターリース種別	—
長期修繕費（15年以内）	42,170,000円		月額賃料	6,220千円
前所有者			敷金・保証金	54,688千円
有限会社ウォーターウェイ			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 本件土地の一部に地上権設定登記（地上権者：東京地下鉄株式会社、目的：地下鉄敷設、存続期間：地下鉄道構築物存続中、地代：無料）がなされています。</p> <p>2. 本件土地から東側隣地及び南側隣地へコンクリート基礎の一部が越境しています。本件については、本投資法人は越境に関する覚書の内容を承継しています。</p> <p>3. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性がある建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>4. テナント1社（賃貸面積：140.93㎡）が平成21年6月16日に退去済みですが、当該部分について新テナントとの間で賃貸借契約を締結しています（賃貸借開始日：平成21年7月31日）。</p> <p>5. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
<p>（注1）建物設備の概要としては、天井高2,500mm（基準階：4階）、エレベーター11人乗1基、各階個別空調、OAフロア（7階を除く階層）となっています。</p>				

物件番号：0f-24 物件名称：C I C湯島ビル

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,434,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成20年3月7日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都文京区湯島三丁目37番4号	運用日数	182日
	地番	東京都文京区湯島三丁目6番1他5筆		
土地	所有形態	借地権及び所有権（注1）	賃貸事業収入	52,906
	地積	400.86㎡	貸室賃料・共益費	47,703
	用途地域	商業地域	その他収入	5,202
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	13,902
	容積率	600%	管理委託費	5,496
建物	所有形態	所有権	公租公課	—
	用途	事務所	水道光熱費	3,176
	構造・階層	S 9F	修繕費	484
	延床面積	2,393.53㎡	保険料	72
	建築時期	平成元年7月26日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	4,671
信託受託者	—		NOI	39,003
PM会社	株式会社エム・エス・ビルサポート		減価償却費	7,227
マスターリース会社	—		賃貸事業損益	31,776
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,771.64㎡
調査時点	平成19年12月19日		賃貸面積	1,771.64㎡
再調達価格	528,000,000円		テナント総数	9
PML	15%		マスターリース種別	—
長期修繕費（15年以内）	79,180,000円		月額賃料	8,123千円
前所有者			敷金・保証金	82,610千円
ネプチューン・ワン特定目的会社			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 北西側隣地との境界上に設置された進入防止扉が、相互に越境しています。本件については、所有・管理区分は不明です。また、当該越境について覚書等は締結されていません。</p> <p>2. 本件土地と北側隣地境界上の基礎及びフェンスは北側隣地地権者との間で資産区分に関する取決めがなされていません。</p> <p>3. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性がある建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>4. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）本件土地の所有形態は一部が借地権、一部が所有権です。借地部分及び所有権部分の地積はそれぞれ260.15㎡及び140.71㎡であり、地積の欄にはその合計を記載しています。借地権部分については、昭和61年12月26日付土地賃貸借契約書及び昭和62年10月16日付土地賃貸借契約書が締結されています（賃貸借期間：契約締結日から30年、目的：堅固建物所有）。</p> <p>（注2）建物設備の概要としては、天井高2,500mm（基準階：4階）、エレベーター11人乗1基、各階個別空調、OAフロア（一部）となっています。</p>				

物件番号：Re-03 物件名称：コンコード市川

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	430,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成16年11月12日
投資エリア		第二投資エリア（千葉県）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	千葉県市川市相之川四丁目8番13号	運用日数	182日
	地番	千葉県市川市相之川四丁目8番7		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	17,339
	地積	218.22㎡	貸室賃料・共益費	17,280
	用途地域	商業地域	その他収入	59
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	3,314
	容積率	400%（注1）	管理委託費	1,658
建物	所有形態	所有権	公租公課	1,215
	用途	共同住宅・事務所	水道光熱費	208
	構造・階層	RC 9F	修繕費	—
	延床面積	884.60㎡	保険料	22
	建築時期	平成15年3月14日	信託報酬	209
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	—
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	14,024
PM会社	株式会社ダイニチ		減価償却費	2,593
マスターリース会社	株式会社ダイニチ		賃貸事業損益	11,430
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	724.46㎡
調査時点	平成16年9月1日		賃貸面積	724.46㎡
再調達価格	153,000,000円		賃貸可能戸数	36戸
PML	13%		賃貸戸数	36戸
長期修繕費（15年以内）	22,050,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
有限会社コンコード（注2）			月額賃料	2,880千円
			敷金・保証金	5,400千円
			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 「南行徳駅周辺地区地区計画」の制限により、信託建物の一部を事務所用途に供するものとされており、当該事務所部分について、市川市長宛に用途の変更をしない旨の書面を提出しています。</p> <p>2. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）容積率は400%の指定ですが、前面道路の幅員により許容される容積率は360%となっています。</p> <p>（注2）前々所有者は、株式会社ダイニチです。</p>				

物件番号：Re-05 物件名称：FLEG目黒

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	660,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成16年11月12日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都目黒区下目黒二丁目15番10号	運用日数	182日
	地番	東京都目黒区下目黒二丁目265番5他1筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	19,880
	地積	213.45㎡	貸室賃料・共益費	18,577
	用途地域	商業地域（注1）	その他収入	1,302
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	5,898
	容積率	500%（注1）	管理委託費	3,450
建物	所有形態	所有権	公租公課	764
	用途	事務所・共同住宅	水道光熱費	322
	構造・階層	SRC 12F	修繕費	834
	延床面積	948.48㎡	保険料	25
	建築時期	平成15年4月10日	信託報酬	444
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	56
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	13,982
PM会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社		減価償却費	2,963
マスターリース会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社		賃貸事業損益	11,018
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	836.36㎡
調査時点	平成16年9月1日		賃貸面積	707.34㎡
再調達価格	171,000,000円		賃貸可能戸数	21戸
PML	10%		賃貸戸数	18戸
長期修繕費（15年以内）	25,790,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
有限会社コンコード（注2）			月額賃料	2,986千円
			敷金・保証金	2,991千円
			稼働率	84.57%
特記事項				
1. 担保権の設定はありません。				
その他				
（注1）信託不動産の南西側山手通り（都市計画道路）計画線から30mまでの区域が商業地域・500%、30mを超える区域が準工業地域・300%となっており、許容される容積率は、加重平均により427.4%となっています。				
（注2）前々所有者は、株式会社フレグインターナショナルです。				

物件番号：Re-09 物件名称：レグルス東葛西

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	650,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成16年11月12日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都江戸川区東葛西七丁目10番6号	運用日数	182日
	地番	東京都江戸川区葛西一丁目416番他1筆（注1）		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	23,337
	地積	416.87㎡（注1）	貸室賃料・共益費	22,658
	用途地域	第一種住居地域	その他収入	678
	建蔽率	60%	賃貸事業費用	3,421
	容積率	300%	管理委託費	743
建物	所有形態	所有権	公租公課	1,390
	用途	共同住宅	水道光熱費	291
	構造・階層	RC 9F	修繕費	395
	延床面積	1,392.74㎡	保険料	34
	建築時期	平成14年11月25日	信託報酬	349
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	217
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	19,915
PM会社	スターツアメンティ株式会社		減価償却費	3,696
マスターリース会社	スターツアメンティ株式会社		賃貸事業損益	16,219
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,167.36㎡
調査時点	平成16年9月1日		賃貸面積	1,167.36㎡
再調達価格	224,000,000円		賃貸可能戸数	48戸
PML	12%		賃貸戸数	39戸
長期修繕費（15年以内）	15,186,000円（注2）		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	固定賃料
有限会社シーアールスリー（注3）			月額賃料	3,776千円
			敷金・保証金	8,500千円
			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 信託土地に関して、東京都市計画事業江戸川南部葛西土地区画整理事業の換地計画について、平成20年11月28日付で葛西土地区画整理組合から換地処分通知を受領しています。なお、隣接地との境界確定は、当該換地処分後に行われる予定ですが、平成21年7月13日時点において、換地処分は完了していません。</p> <p>2. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）登記簿上の地積は594.00㎡ですが、葛西土地区画整理組合からの換地処分通知における換地処分後の土地の地積を記載しています。なお、換地処分後の土地の地番は「江戸川区東葛西七丁目10番3」及び「江戸川区東葛西七丁目10番2」となります。</p> <p>（注2）平成14年12月10日現地調査による清水建設株式会社の建物状況評価報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>（注3）前々所有者は、有限会社あるとアスターです。</p>				

物件番号：Re-11 物件名称：ミルーム若林公園

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	3,610,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成16年11月12日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都世田谷区若林四丁目33番14号	運用日数	182日
	地番	東京都世田谷区若林四丁目291番6他1筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	115,602
	地積	2,949.17㎡	貸室賃料・共益費	110,670
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	その他収入	4,931
	建蔽率	60%	賃貸事業費用	14,929
	容積率	200%	管理委託費	3,192
建物	所有形態	所有権	公租公課	5,500
	用途	共同住宅・駐車場	水道光熱費	1,528
	構造・階層	RC 8F1B	修繕費	2,399
	延床面積	6,689.03㎡	保険料	196
	建築時期	平成16年2月13日	信託報酬	868
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	1,245
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社		NOI	100,672
PM会社	スターツアメニティー株式会社		減価償却費	22,183
マスターリース会社	スターツアメニティー株式会社		賃貸事業損益	78,489
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	5,490.36㎡
調査時点	平成16年9月1日		賃貸面積	5,490.36㎡
再調達価格	1,392,000,000円		賃貸可能戸数	97戸
PML	7%		賃貸戸数	88戸
長期修繕費（15年以内）	71,610,000円（注1）		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	固定賃料
有限会社ライブラ（注2）			月額賃料	18,445千円
			敷金・保証金	26,097千円
			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 信託不動産から西側隣地へフェンスの一部が越境しています。本件については、本投資法人は越境に関する覚書の内容を承継しています。</p> <p>2. 「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」に基づき、信託土地の東側126.5㎡を若林公園に通じる通路として一般に提供しています。当該部分は建築物の敷地面積に算入することができます。</p> <p>3. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする質権の設定がされています。</p>				
その他				
<p>（注1）平成15年12月25日現地調査による株式会社東京建築検査機構作成の建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。</p> <p>（注2）前々所有者は、ティーティーエス開発株式会社です。</p>				

物件番号：Re-12 物件名称：ミルーム碑文谷

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,560,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成16年11月12日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都目黒区碑文谷五丁目5番15号	運用日数	182日
	地番	東京都目黒区碑文谷五丁目67番1		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	43,913
	地積	856.19㎡（注1）	貸室賃料・共益費	41,075
	用途地域	準工業地域	その他収入	2,838
	建蔽率	60%	賃貸事業費用	9,052
	容積率	200%	管理委託費	5,157
建物	所有形態	所有権	公租公課	2,047
	用途	共同住宅	水道光熱費	520
	構造・階層	RC 9F1B	修繕費	644
	延床面積	2,412.83㎡	保険料	64
	建築時期	平成16年2月13日	信託報酬	549
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	68
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	34,861
PM会社	スターツアメンティ株式会社		減価償却費	7,241
マスターリース会社	スターツアメンティ株式会社		賃貸事業損益	27,619
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,897.46㎡
調査時点	平成16年9月1日		賃貸面積	1,710.10㎡
再調達価格	446,000,000円		賃貸可能戸数	53戸
PML	9%		賃貸戸数	48戸
長期修繕費（15年以内）	20,640,000円（注2）		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
有限会社シーアールスリー（注3）			月額賃料	7,303千円
			敷金・保証金	14,454千円
			稼働率	90.13%
特記事項				
1. 担保権の設定はありません。				
その他				
（注1）信託土地の南側一部（約1.69㎡）はセットバック部分であり、建築物の敷地面積には算入できません。 （注2）平成16年2月17日現地調査による株式会社東京建築検査機構作成の建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。 （注3）前々所有者は、ティーティーエス開発株式会社です。				

物件番号：Re-14 物件名称：メインステージ南麻布Ⅲ

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,370,600,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年3月10日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都港区南麻布二丁目13番20号	運用日数	182日
	地番	東京都港区南麻布二丁目10番45		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	34,872
	地積	279.73㎡	貸室賃料・共益費	34,114
	用途地域	商業地域	その他収入	757
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	7,268
	容積率	500%	管理委託費	2,697
建物	所有形態	所有権	公租公課	2,218
	用途	共同住宅	水道光熱費	426
	構造・階層	RC 11F	修繕費	871
	延床面積	1,673.32㎡	保険料	52
	建築時期	平成16年4月30日	信託報酬	865
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	136
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	27,603
PM会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社		減価償却費	5,008
マスターリース会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社		賃貸事業損益	22,595
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,325.20㎡
調査時点	平成16年5月18日		賃貸面積	1,082.80㎡
再調達価格	305,000,000円（注1）		賃貸可能戸数	60戸
PML	10%		賃貸戸数	49戸
長期修繕費（15年以内）	29,920,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
平和不動産			月額賃料	5,312千円
			敷金・保証金	10,478千円
			稼働率	81.71%
特記事項				
<p>1. 信託土地南西側の官民境界の一部が未確定となっています。</p> <p>2. 北側隣地から信託不動産側へ建物の基礎の一部が越境しています。本件については、本投資法人は越境に関する念書の内容を承継しています。</p> <p>3. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする質権の設定がされています。</p>				
その他				
（注1）再調達価格は、平成16年9月1日時点における価格を記載しています。				

物件番号：Re-15 物件名称：コスモグラフィア麻布十番

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,260,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年3月31日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都港区東麻布三丁目3番4号	運用日数	182日
	地番	東京都港区東麻布三丁目3番4		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	35,863
	地積	499.24㎡	貸室賃料・共益費	31,804
	用途地域	第一種住居地域	その他収入	4,058
	建蔽率	60%	賃貸事業費用	8,086
	容積率	300%（注1）	管理委託費	4,588
建物	所有形態	所有権	公租公課	1,377
	用途	共同住宅	水道光熱費	321
	構造・階層	RC 8F	修繕費	782
	延床面積	1,225.85㎡（注2）	保険料	55
	建築時期	平成17年1月12日	信託報酬	844
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	116
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	27,777
PM会社	株式会社コスモスイニシア		減価償却費	8,731
マスターリース会社	株式会社コスモスイニシア		賃貸事業損益	19,046
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,116.78㎡
調査時点	平成17年2月15日		賃貸面積	999.90㎡
再調達価格	330,000,000円		賃貸可能戸数	29戸
PML	14%		賃貸戸数	26戸
長期修繕費（15年以内）	21,740,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
株式会社リクルートコスモス			月額賃料	5,302千円
			敷金・保証金	10,217千円
			稼働率	89.53%
特記事項				
<p>1. 信託土地の南西部分においてシアン化合物が検知されましたが、土壤汚染対策法に準じ、汚染土壤を搬出後、清浄土により埋め戻す等の浄化対策工事を平成17年3月25日に完了しています。株式会社東京建築検査機構作成の平成17年3月28日付建物状況調査報告書によれば、①当該浄化対策工事が完了し、シアン化合物により汚染された土壤は搬出されていること、②当該南西部分以外の部分において追加土壤調査を行った結果有害物質が検出されなかったこと等により、信託土地に土壤汚染が存在する可能性は極めて低いものと判断されています。</p> <p>2. 建物状況調査報告書において、信託建物の一部にアスベスト含有の可能性のある建材が使用されており、信託建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>3. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）容積率は300%の指定ですが、前面道路の幅員により許容される容積率は242%となっています。</p> <p>（注2）延床面積には附属建物（ゴミ置場：RC 1F 11.56㎡）が含まれます。</p>				

物件番号：Re-16 物件名称：アドバンテージ学芸大学

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,000,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年6月14日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都目黒区下目黒六丁目18番27号	運用日数	182日
	地番	東京都目黒区下目黒六丁目1050番4他3筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	22,642
	地積	268.70㎡	貸室賃料・共益費	21,496
	用途地域	商業地域	その他収入	1,145
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	4,604
	容積率	400%	管理委託費	2,239
建物	所有形態	所有権	公租公課	284
	用途	共同住宅	水道光熱費	430
	構造・階層	RC 10F	修繕費	1,013
	延床面積	1,431.57㎡	保険料	42
	建築時期	平成17年3月4日	信託報酬	548
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	45
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	18,037
PM会社	スターツアメニティー株式会社		減価償却費	4,853
マスターリース会社	スターツアメニティー株式会社		賃貸事業損益	13,184
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,217.46㎡
調査時点	平成17年5月11日		賃貸面積	926.36㎡
再調達価格	307,000,000円		賃貸可能戸数	27戸
PML	9%		賃貸戸数	21戸
長期修繕費（15年以内）	18,950,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
株式会社アドバンテージ			月額賃料	3,585千円
			敷金・保証金	6,117千円
			稼働率	76.09%
特記事項				
1. 担保権の設定はありません。				
その他				
該当事項はありません。				

物件番号：Re-17 物件名称：エルミタージュ東神田

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,100,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年6月30日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都千代田区東神田三丁目1番9号	運用日数	182日
	地番	東京都千代田区東神田三丁目17番		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	35,503
	地積	262.07㎡	貸室賃料・共益費	32,052
	用途地域	商業地域	その他収入	3,450
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	8,749
	容積率	500%（注1）	管理委託費	5,562
建物	所有形態	所有権	公租公課	1,122
	用途	共同住宅・駐車場	水道光熱費	299
	構造・階層	RC 12F	修繕費	682
	延床面積	1,596.11㎡	保険料	50
	建築時期	平成17年6月7日	信託報酬	874
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	158
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	26,753
PM会社	株式会社長谷工ライブネット		減価償却費	10,658
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット		賃貸事業損益	16,095
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,462.18㎡
調査時点	平成17年6月3日		賃貸面積	1,394.58㎡
再調達価格	362,000,000円		賃貸可能戸数	64戸
PML	12%		賃貸戸数	61戸
長期修繕費（15年以内）	23,770,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
株式会社トーン			月額賃料	5,664千円
			敷金・保証金	9,425千円
			稼働率	95.38%
特記事項				
<p>1. 建物状況調査報告書において、信託建物の一部にアスベスト含有の可能性がある建材が使用されており、信託建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>2. 信託土地東側の民境界の一部が未確定となっています。</p> <p>3. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
（注1）容積率は500%の指定ですが、信託建物の建築時の神田佐久町地区C地区地区計画により、基準容積率が580%まで緩和されています。				

物件番号：Re-18 物件名称：エルミタージュ東日本橋

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,210,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年6月30日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都中央区東日本橋三丁目6番8号	運用日数	182日
	地番	東京都中央区東日本橋三丁目10番4		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	39,705
	地積	312.76㎡	貸室賃料・共益費	38,265
	用途地域	商業地域	その他収入	1,439
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	6,575
	容積率	600%（注1）	管理委託費	3,829
建物	所有形態	所有権	公租公課	1,086
	用途	共同住宅	水道光熱費	496
	構造・階層	RC 11F	修繕費	203
	延床面積	2,101.31㎡	保険料	67
	建築時期	平成17年6月2日	信託報酬	892
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	-
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	33,130
PM会社	スターツアメニティー株式会社		減価償却費	11,448
マスターリース会社	スターツアメニティー株式会社		賃貸事業損益	21,682
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,684.40㎡
調査時点	平成17年6月3日		賃貸面積	1,579.28㎡
再調達価格	489,000,000円		賃貸可能戸数	66戸
PML	14%		賃貸戸数	62戸
長期修繕費（15年以内）	22,990,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
株式会社トーション			月額賃料	6,281千円
			敷金・保証金	12,502千円
			稼働率	93.76%
特記事項				
1. 担保権の設定はありません。				
その他				
（注1）容積率は600%の指定ですが、前面道路の幅員により、許容される容積率は制限されます。但し、建築基準法第52条第9項の規定により許容される容積率は600%となっています。				

物件番号：Re-19 物件名称：エルミタージュ練馬

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	690,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年6月30日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都練馬区練馬三丁目1番12号	運用日数	182日
	地番	東京都練馬区練馬三丁目6836番3		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	24,500
	地積	368.67㎡	貸室賃料・共益費	23,132
	用途地域	商業地域	その他収入	1,367
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	5,200
	容積率	500%（注1）	管理委託費	2,838
建物	所有形態	所有権	公租公課	880
	用途	共同住宅・駐車場	水道光熱費	341
	構造・階層	RC 9F	修繕費	340
	延床面積	1,200.77㎡	保険料	39
	建築時期	平成17年5月25日	信託報酬	759
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	—
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	19,299
PM会社	スターツアメニティー株式会社		減価償却費	6,707
マスターリース会社	スターツアメニティー株式会社		賃貸事業損益	12,591
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,024.52㎡
調査時点	平成17年6月3日		賃貸面積	945.88㎡
再調達価格	284,000,000円		賃貸可能戸数	51戸
PML	9%		賃貸戸数	47戸
長期修繕費（15年以内）	19,180,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
株式会社トーン			月額賃料	3,718千円
			敷金・保証金	7,396千円
			稼働率	92.32%
特記事項				
<p>1. 練馬区歩行者空間拡大事業に基づき信託土地の西側道路沿いの一部（幅1m×延長22.4m）が歩行者用空間として整備されており、信託建物が存する限りにおいて当該空間を維持する必要があります。なお、当該部分は建築物の敷地面積に算入することができます。</p> <p>2. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする質権の設定がされています。</p>				
その他				
（注1）容積率は500%の指定ですが、前面道路の幅員により許容される容積率は300%となっています。				

物件番号：Re-20 物件名称：ランドステージ白金高輪

特定資産の種類		不動産	取得価格	4,030,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年9月13日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日
所在地	住居表示	東京都港区高輪一丁目2番6号	運用日数	至：平成21年5月31日
	地番	東京都港区高輪一丁目139番4他3筆		182日
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	120,234
	地積	922.21㎡	貸室賃料・共益費	113,057
	用途地域	商業地域	その他収入	7,176
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	13,409
	容積率	500%	管理委託費	9,522
建物	所有形態	所有権	公租公課	1,584
	用途	共同住宅・車庫	水道光熱費	1,402
	構造・階層	SRC 14F	修繕費	473
	延床面積	5,282.41㎡	保険料	185
	建築時期	平成17年8月17日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	240
信託受託者	—		NOI	106,825
PM会社	株式会社コスモスイニシア		減価償却費	23,984
マスターリース会社	株式会社コスモスイニシア		賃貸事業損益	82,840
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	4,457.76㎡
調査時点	平成17年8月19日		賃貸面積	4,089.19㎡
再調達価格	1,388,000,000円		賃貸可能戸数	66戸
PML	8%		賃貸戸数	60戸
長期修繕費（15年以内）	67,360,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
株式会社青山メインランド			月額賃料	17,739千円
			敷金・保証金	34,709千円
			稼働率	91.73%
特記事項				
1. 担保権の設定はありません。				
その他				
該当事項はありません。				

物件番号：Re-21 物件名称：アーバイルベルジェ明大前

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,070,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成18年3月31日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都世田谷区羽根木一丁目27番7号	運用日数	182日
	地番	東京都世田谷区羽根木一丁目1674番117		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	31,351
	地積	485.01㎡	貸室賃料・共益費	30,123
	用途地域	近隣商業地域（注1）	その他収入	1,228
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	4,773
	容積率	300%（注1）	管理委託費	3,006
建物	所有形態	所有権	公租公課	1,060
	用途	共同住宅	水道光熱費	313
	構造・階層	RC 8F	修繕費	98
	延床面積	1,374.87㎡	保険料	44
	建築時期	平成17年6月28日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	250
信託受託者	—		NOI	26,578
PM会社	株式会社長谷工ライブネット		減価償却費	5,239
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット		賃貸事業損益	21,339
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,187.25㎡
調査時点	平成18年2月2日		賃貸面積	1,143.71㎡
再調達価格	324,000,000円		賃貸可能戸数	53戸
PML	8%		賃貸戸数	51戸
長期修繕費（15年以内）	20,520,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
平和不動産			月額賃料	5,054千円
			敷金・保証金	7,907千円
			稼働率	96.33%
特記事項				
<p>1. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性がある建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>2. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
<p>（注1）本件土地の北西側道路境界線から20mまでの区域が近隣商業地域・300%、20mを超える区域が第一種低層住居専用地域・150%となっており、許容される容積率は、加重平均により270.61%となっています。</p>				

物件番号：Re-22 物件名称：ジョイシティ日本橋

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,130,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成18年6月23日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋小網町9番5号	運用日数	182日
	地番	東京都中央区日本橋小網町9番10		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	30,758
	地積	222.40㎡	貸室賃料・共益費	29,494
	用途地域	商業地域	その他収入	1,264
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	6,334
	容積率	600%（注1）	管理委託費	3,139
建物	所有形態	所有権	公租公課	799
	用途	共同住宅	水道光熱費	548
	構造・階層	RC 13F	修繕費	433
	延床面積	1,546.01㎡	保険料	50
	建築時期	平成17年5月18日	信託報酬	952
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	411
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		NOI	24,424
PM会社	株式会社長谷工ライブネット		減価償却費	4,835
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット		賃貸事業損益	19,588
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,403.93㎡
調査時点	平成18年5月12日		賃貸面積	1,093.31㎡
再調達価格	366,000,000円		賃貸可能戸数	48戸
PML	14%		賃貸戸数	39戸
長期修繕費（15年以内）	30,150,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
有限会社エイチワン（注2）			月額賃料	4,690千円
			敷金・保証金	8,214千円
			稼働率	77.87%
特記事項				
<p>1. 信託建物の建築以前に信託土地上に存在していた建物（以下「既存建物」といいます。）の地下1階の床及び壁部分に存在した物質からシアン及び鉛が検出されましたが、当該物質が付着した箇所につき撤去及びはつり取り並びに信託土地外への搬出等がなされています。株式会社東京建築検査機構作成の平成18年6月2日付建物状況調査報告書によれば、①上記処理後に行われた既存建物地下1階床及び地下2階湧水の検査によれば、シアン及び鉛が検出されていないこと、②平成16年11月付土壌調査報告書において、土壌溶出量、含有量調査を実施したが、シアン及び鉛についての土壌汚染はないと報告されていることから、信託土地に土壌汚染が存在する可能性は極めて低いと判断されています。</p> <p>2. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）容積率は600%の指定ですが、信託建物の建築時の人形町・浜町河岸地区地区計画により、基準容積率が692.79%まで緩和されています。</p> <p>（注2）前々所有者は、ニチモ株式会社です。</p>				

物件番号：Re-23 物件名称：グレファス上石神井

特定資産の種類		不動産	取得価格	950,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成18年6月30日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都練馬区上石神井三丁目34番12号	運用日数	182日
	地番	東京都練馬区上石神井三丁目531番9		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	33,478
	地積	536.09㎡	貸室賃料・共益費	31,881
	用途地域	近隣商業地域（注1）	その他収入	1,596
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	5,384
	容積率	300%	管理委託費	3,121
建物	所有形態	所有権	公租公課	1,314
	用途	共同住宅・店舗	水道光熱費	387
	構造・階層	RC 8F	修繕費	502
	延床面積	1,676.83㎡	保険料	58
	建築時期	平成18年5月23日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	—
信託受託者	—		NOI	28,094
PM会社	株式会社長谷工ライブネット		減価償却費	5,691
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット		賃貸事業損益	22,402
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,494.91㎡
調査時点	平成18年5月30日		賃貸面積	1,410.59㎡
再調達価格	427,000,000円		賃貸可能戸数	64戸
PML	8%		賃貸戸数	60戸
長期修繕費（15年以内）	33,560,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
シーズクリエイト株式会社			月額賃料	5,210千円
			敷金・保証金	16,890千円
			稼働率	94.36%
特記事項				
<p>1. 本件土地は練馬大泉石神井付近土地区画整理事業区域に該当し、原則として堅固な建物を建築することができませんが、当該事業の施行に支障がないと判断されたため、本件建物は条件付で建築が許可されました。</p> <p>2. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
（注1）本件土地の西側一部は第一種住居地域に該当します。				

物件番号：Re-24 物件名称：T & G 錦糸町マンション

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,100,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成19年3月29日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都墨田区江東橋二丁目10番2号	運用日数	182日
	地番	東京都墨田区江東橋二丁目9番11、9番19		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	32,170
	地積	256.23㎡	貸室賃料・共益費	30,029
	用途地域	商業地域	その他収入	2,140
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	5,902
	容積率	600%	管理委託費	3,866
建物	所有形態	所有権	公租公課	972
	用途	共同住宅・駐輪場	水道光熱費	355
	構造・階層	RC 11F	修繕費	441
	延床面積	1,571.87㎡	保険料	50
	建築時期	平成17年3月3日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	216
信託受託者	—		NOI	26,267
PM会社	株式会社長谷工ライブネット		減価償却費	5,275
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット		賃貸事業損益	20,992
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社プロパティ・リスク・ソリューション		賃貸可能面積	1,427.58㎡
調査時点	平成19年2月14日		賃貸面積	1,302.92㎡
再調達価格	367,400,000円		賃貸可能戸数	56戸
PML	14%（注1）		賃貸戸数	51戸
長期修繕費（12年以内）	17,950,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
アルタイル・インベストメント有限会社			月額賃料	4,998千円
			敷金・保証金	9,096千円
			稼働率	91.27%
特記事項				
1. 担保権の設定はありません。				
その他				
（注1）株式会社東京建築検査機構作成の平成19年3月9日付地震リスクPML診断報告に基づく数値を記載しています。				

物件番号：Re-25 物件名称：グレンパーク銀座EAST

特定資産の種類		不動産	取得価格	5,940,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成19年5月31日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都中央区築地七丁目7番8号	運用日数	182日
	地番	東京都中央区築地七丁目6番2他13筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	117,852
	地積	822.01㎡	貸室賃料・共益費	108,198
	用途地域	商業地域	その他収入	9,653
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	16,581
	容積率	500%（注1）	管理委託費	11,756
建物	所有形態	所有権	公租公課	1,459
	用途	共同住宅	水道光熱費	1,937
	構造・階層	SRC 13F 1B	修繕費	938
	延床面積	6,387.67㎡	保険料	214
	建築時期	平成17年3月11日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	275
信託受託者	—		NOI	101,270
PM会社	三井ホームエステート株式会社		減価償却費	27,562
マスターリース会社	三井ホームエステート株式会社		賃貸事業損益	73,707
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	5,459.49㎡
調査時点	平成19年4月17日		賃貸面積	4,049.66㎡
再調達価格	1,477,000,000円		賃貸可能戸数	105戸
PML	9%		賃貸戸数	77戸
長期修繕費（15年以内）	91,000,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
恵比寿ホールディング特定目的会社			月額賃料	16,673千円
			敷金・保証金	34,420千円
			稼働率	74.18%
特記事項				
<p>1. 南西側隣地の建物の一部及び水道管が本件土地に越境しています。また、南西側隣地所有の水道・ガスメーター検針、配管の修理及び清掃のために、境界より後退してフェンス等を設置しています。本件については、本投資法人は越境及び土地の利用に関する覚書の内容を承継しています。</p> <p>2. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
（注1）容積率は500%の指定ですが、本件建物の建築時の街並み誘導型地区計画（築地地区地区計画）により、基準容積率が1.4倍（700%）まで緩和されています。				

物件番号：Re-26 物件名称：グレンパーク新横浜

特定資産の種類		不動産	取得価格	3,350,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成19年5月31日
投資エリア		第二投資エリア（神奈川県）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目7番6号	運用日数	182日
	地番	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目7番6他2筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	83,044
	地積	805.00㎡	貸室賃料・共益費	74,026
	用途地域	商業地域	その他収入	9,018
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	15,567
	容積率	800%	管理委託費	9,534
建物	所有形態	所有権	公租公課	3,538
	用途	共同住宅	水道光熱費	420
	構造・階層	RC 10F	修繕費	549
	延床面積	5,415.20㎡	保険料	173
	建築時期	平成18年9月11日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	1,350
信託受託者	—		NOI	67,477
PM会社	三井ホームエステート株式会社		減価償却費	20,570
マスターリース会社	三井ホームエステート株式会社		賃貸事業損益	46,906
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	4,224.61㎡
調査時点	平成19年4月18日		賃貸面積	3,968.94㎡
再調達価格	1,157,000,000円		賃貸可能戸数	113戸
PML	16%		賃貸戸数	106戸
長期修繕費（15年以内）	55,320,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
汐留ホールディング特定目的会社			月額賃料	12,562千円
			敷金・保証金	23,424千円
			稼働率	93.95%
特記事項				
1. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。				
その他				
該当事項はありません。				

物件番号：Re-27 物件名称：グレンパーク池田山

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,640,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成19年5月31日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日
所在地	住居表示	東京都品川区東五反田五丁目21番14号		至：平成21年5月31日
	地番	東京都品川区東五反田五丁目377番7他5筆	運用日数	182日
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	27,445
	地積	405.86㎡	貸室賃料・共益費	25,756
	用途地域	第二種住居地域	その他収入	1,689
	建蔽率	60%	賃貸事業費用	6,689
	容積率	400%	管理委託費	3,289
建物	所有形態	区分所有権（注1）	公租公課	1,276
	用途	居宅	水道光熱費	408
	構造・階層	RC 9F1B	修繕費	1,551
	延床面積	1,644.04㎡	保険料	55
	建築時期	平成15年7月31日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	107
信託受託者	—		NOI	20,756
PM会社	三井ホームエステート株式会社		減価償却費	6,133
マスターリース会社	三井ホームエステート株式会社		賃貸事業損益	14,623
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,414.75㎡
調査時点	平成19年4月18日		賃貸面積	1,019.96㎡
再調達価格	362,000,000円		賃貸可能戸数	31戸
PML	10%		賃貸戸数	23戸
長期修繕費（15年以内）	42,030,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
紀尾井町ホールディング特定目的会社			月額賃料	4,232千円
			敷金・保証金	6,654千円
			稼働率	72.09%
特記事項				
<p>1. 本件土地と北側隣地境界線上のコンクリートブロック塀は本投資法人と隣地の所有者との共有となっています。本件については、本投資法人は所有に関する確認書の内容を承継しています。</p> <p>2. 西側道路から縁石の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書は締結されていません。</p> <p>3. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
（注1）本件建物は区分所有建物ですが、本投資法人がその区分所有部分の100%を保有しています。				

物件番号：Re-28 物件名称：ルネ東寺尾

特定資産の種類		不動産	取得価格	4,500,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成19年5月31日
投資エリア		第二投資エリア（神奈川県）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日
所在地	住居表示	神奈川県横浜市鶴見区東寺尾四丁目1番1号		至：平成21年5月31日
	地番	神奈川県横浜市鶴見区東寺尾四丁目634番4他6筆	運用日数	182日
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	128,268
	地積	8,620.68㎡（注1）	貸室賃料・共益費	114,888
	用途地域	第二種中高層住居専用地域（注2）	その他収入	13,379
	建蔽率	60%	賃貸事業費用	41,050
	容積率	150%（注2）	管理委託費	20,705
建物	所有形態	区分所有権（注3）	公租公課	12,342
	用途	居宅	水道光熱費	1,807
	構造・階層	RC・SRC 13F	修繕費	5,609
	延床面積	15,730.54㎡	保険料	524
	建築時期	平成4年4月21日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	61
信託受託者	—		NOI	87,217
PM会社	三井ホームエステート株式会社		減価償却費	45,416
マスターリース会社	三井ホームエステート株式会社		賃貸事業損益	41,800
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	12,760.85㎡
調査時点	平成19年4月18日		賃貸面積	11,488.72㎡
再調達価格	3,636,000,000円		賃貸可能戸数	127戸
PML	13%		賃貸戸数	115戸
長期修繕費（15年以内）	300,710,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
横浜ホールディング特定目的会社			月額賃料	19,107千円
			敷金・保証金	27,847千円
			稼働率	90.03%
特記事項				
<p>1. 本件土地の一部に地上権設定登記（地上権者：東日本旅客鉄道株式会社、目的：鉄道施設物設置、存続期間：鉄道施設物存続中、地代：無償）がなされています。</p> <p>2. 北側隣地所有者との間で、本件土地北西側公園との境界付近にある東側道路から地番635番4及び635番5へ通り抜ける通路及び駐車場（1台分）の無償使用を認める覚書を締結しています。</p> <p>3. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性がある建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用においては問題ない旨の記載があります。</p> <p>4. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
<p>（注1）本件土地の北側及び東側一部（推計86㎡）はセットバック部分であり、建築物の敷地面積には算入できません。</p> <p>（注2）本件土地の南東側道路計画線から50mまでの区域が準住居地域・200%、50mを越える区域が第二種中高層住居専用地域・150%となっており、許容される容積率は、加重平均により173.69%となっています。</p> <p>（注3）本件建物は区分所有建物ですが、本投資法人がその区分所有部分の100%を保有しています。</p>				

物件番号：Re-29 物件名称：レジデンス向丘

特定資産の種類		不動産	取得価格	2,350,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成19年5月31日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都文京区向丘一丁目7番12号	運用日数	182日
	地番	東京都文京区向丘一丁目52番1他4筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	58,101
	地積	1,390.68㎡	貸室賃料・共益費	52,806
	用途地域	第一種住居地域（注1）	その他収入	5,294
	建蔽率	100%	賃貸事業費用	9,797
	容積率	300%（注1）	管理委託費	4,232
建物	所有形態	所有権	公租公課	3,892
	用途	共同住宅・車庫	水道光熱費	649
	構造・階層	SRC・RC 11F1B	修繕費	878
	延床面積	3,998.98㎡	保険料	128
	建築時期	平成12年1月31日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	16
信託受託者	—		NOI	48,303
PM会社	三井ホームエステート株式会社		減価償却費	12,448
マスターリース会社	三井ホームエステート株式会社		賃貸事業損益	35,854
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	2,809.88㎡
調査時点	平成19年4月17日		賃貸面積	2,704.22㎡
再調達価格	859,000,000円		賃貸可能戸数	51戸
PML	10%		賃貸戸数	49戸
長期修繕費（15年以内）	84,340,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
原宿ホールディング特定目的会社			月額賃料	8,800千円
			敷金・保証金	15,341千円
			稼働率	96.24%
特記事項				
<p>1. 本件土地西側の官民境界が未確定となっています。また、北東側隣地との間の境界標以外は現認できない箇所があります。</p> <p>2. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
<p>（注1）本件土地の西側道路境界線から20mまでの区域が近隣商業地域・400%、20mを越える区域が第一種住居地域・300%となっており、許容される容積率は、加重平均により329.8%となっています。</p>				

物件番号：Re-30 物件名称：レジデンス東馬込

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,630,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成19年5月31日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日
所在地	住居表示	東京都大田区東馬込一丁目38番8号		至：平成21年5月31日
	地番	東京都大田区東馬込一丁目23番3他4筆	運用日数	182日
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	40,231
	地積	2,357.97㎡	貸室賃料・共益費	34,907
	用途地域	第一種低層住居専用地域	その他収入	5,324
	建蔽率	50%	賃貸事業費用	8,162
	容積率	100%	管理委託費	3,047
建物	所有形態	所有権	公租公課	3,404
	用途	共同住宅・車庫	水道光熱費	622
	構造・階層	RC 3F1B	修繕費	921
	延床面積	3,566.18㎡	保険料	117
	建築時期	平成13年8月29日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	48
信託受託者	—		NOI	32,069
PM会社	三井ホームエステート株式会社		減価償却費	11,305
マスターリース会社	三井ホームエステート株式会社		賃貸事業損益	20,764
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	2,643.97㎡
調査時点	平成19年4月18日		賃貸面積	2,206.39㎡
再調達価格	774,000,000円		賃貸可能戸数	30戸
PML	11%		賃貸戸数	26戸
長期修繕費（15年以内）	67,820,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
原宿ホールディング特定目的会社			月額賃料	5,854千円
			敷金・保証金	11,528千円
			稼働率	83.45%
特記事項				
<p>1. 本件土地と各隣地間の境界は確定していますが、南側及び西側隣地との間の境界標が一部現認できません。</p> <p>2. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
該当事項はありません。				

物件番号：Re-31 物件名称：グレンパーク学芸大学

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,650,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成19年6月29日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日
所在地	住居表示	東京都目黒区中町一丁目40番7号	運用日数	至：平成21年5月31日
	地番	東京都目黒区中町一丁目985番15		182日
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	34,835
	地積	847.14㎡（注1）	貸室賃料・共益費	31,921
	用途地域	近隣商業地域（注2）	その他収入	2,914
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	5,862
	容積率	300%（注2）	管理委託費	3,830
建物	所有形態	所有権	公租公課	534
	用途	共同住宅	水道光熱費	324
	構造・階層	RC 5F	修繕費	952
	延床面積	1,863.67㎡	保険料	56
	建築時期	平成17年1月27日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	162
信託受託者	—		NOI	28,973
PM会社	三井ホームエステート株式会社		減価償却費	6,445
マスターリース会社	三井ホームエステート株式会社		賃貸事業損益	22,527
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,643.53㎡
調査時点	平成19年4月18日		賃貸面積	1,487.73㎡
再調達価格	412,000,000円		賃貸可能戸数	22戸
PML	10%		賃貸戸数	20戸
長期修繕費（15年以内）	32,640,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
有限会社三鷹プロパティーズ			月額賃料	5,462千円
			敷金・保証金	8,405千円
			稼働率	90.52%
特記事項				
<p>1. 南側隣地から本件土地へ門柱の一部及び建物の一部が越境しています。本件については、本投資法人が越境に関する確認書の内容を承継しています。</p> <p>2. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）本件土地の西側一部（42.05㎡）はセットバック部分であり、建築物の敷地面積には算入できません。</p> <p>（注2）本件土地の南西側道路境界線から20mまでの区域が近隣商業地域・300%、20mを越える区域が第一種住居地域・200%となっており、許容される容積率は、加重平均により250.95%となっています。</p>				

物件番号：Re-33 物件名称：アドバンス亀戸

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,050,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成20年2月29日
投資エリア		第一投資エリア（東京23区）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日 至：平成21年5月31日
所在地	住居表示	東京都江東区亀戸二丁目36番13号	運用日数	182日
	地番	東京都江東区亀戸二丁目36番3他1筆		
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	35,466
	地積	246.34㎡	貸室賃料・共益費	35,400
	用途地域	商業地域	その他収入	66
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	3,524
	容積率	600%	管理委託費	2,502
建物	所有形態	所有権	公租公課	—
	用途	共同住宅 店舗	水道光熱費	535
	構造・階層	RC 13F	修繕費	—
	延床面積	1,782.74㎡	保険料	58
	建築時期	平成20年1月24日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	428
信託受託者	—		NOI	31,941
PM会社	株式会社長谷工ライブネット		減価償却費	5,829
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット		賃貸事業損益	26,111
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	1,332.86㎡
調査時点	平成20年1月30日		賃貸面積	1,332.86㎡
再調達価格	423,000,000円		賃貸可能戸数	61戸
PML	12%		賃貸戸数	61戸
長期修繕費（15年以内）	25,170,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
有限会社セイン及び株式会社ホームネット			月額賃料	5,900千円
			敷金・保証金	12,480千円
			稼働率	100.00%
特記事項				
<p>1. 本件建物屋上に北側隣地地権者所有のTVアンテナが設置されており、本投資法人は、設置に関する合意書の内容を承継しています。</p> <p>2. 本投資法人の借入金に係る全貸付人を担保権者とする抵当権（仮登記）の設定がされています。</p>				
その他				
該当事項はありません。				

物件番号：Re-34 物件名称：ヴァンテ田無

特定資産の種類		不動産	取得価格	911,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成20年6月12日
投資エリア		第二投資エリア（東京都）	損益の状況（単位：千円）	
物件概要			運用期間	自：平成20年12月1日
所在地	住居表示	東京都西東京市田無町六丁目5番23号		至：平成21年5月31日
	地番	東京都西東京市田無町六丁目1676番1他1筆	運用日数	182日
土地	所有形態	所有権	賃貸事業収入	32,956
	地積	1,639.65㎡	貸室賃料・共益費	31,016
	用途地域	近隣商業地域（注1）	その他収入	1,940
	建蔽率	80%	賃貸事業費用	6,866
	容積率	200%	管理委託費	3,611
建物	所有形態	所有権	公租公課	—
	用途	共同住宅 車庫（注2）	水道光熱費	564
	構造・階層	RC 6F（注2）	修繕費	2,571
	延床面積	3,414.75㎡（注2）	保険料	109
	建築時期	平成元年3月15日	信託報酬	—
関係者（平成21年5月31日現在）			その他賃貸事業費用	10
信託受託者	—		NOI	26,090
PM会社	株式会社ベスト・プロパティ（注3）		減価償却費	8,412
マスターリース会社	株式会社ベスト・プロパティ（注3）		賃貸事業損益	17,677
建物状況調査報告書の概要			賃貸借の状況（平成21年5月31日現在）	
調査機関	株式会社東京建築検査機構		賃貸可能面積	2,970.00㎡
調査時点	平成19年12月18日		賃貸面積	2,626.43㎡
再調達価格	670,000,000円		賃貸可能戸数	35戸
PML	11%		賃貸戸数	31戸
長期修繕費（15年以内）	66,480,000円		テナント総数	1
前所有者			マスターリース種別	パス・スルー
有限会社ウォーターウェイ			月額賃料	4,842千円
			敷金・保証金	9,076千円
			稼働率	88.43%
特記事項				
<p>1. 本件土地と北側道路との間の境界標の一部が現認できません。</p> <p>2. 本件土地と南側通路との間の境界標の一部が正規の位置に設置されておらず、本件土地から南側通路へフェンスの一部が越境している可能性があります。</p> <p>3. 西側隣地から本件土地へ建物軒樋の一部及び土間タイルの一部が越境しています。建物軒樋の一部については、本投資法人が越境に関する覚書の内容を承継しており、土間タイルの一部については、越境に関する覚書は締結されていません。</p> <p>4. 建物状況調査報告書において、本件建物の一部にアスベスト含有の可能性のある建材が使用されており、本件建物解体時には適切な処理を要するが、飛散性はないため通常の使用において問題はない旨の記載があります。</p> <p>5. 担保権の設定はありません。</p>				
その他				
<p>（注1）本件土地の北側道路境界線から20mまでの区域が近隣商業地域、20mを越える区域が第一種住居地域となっています。</p> <p>（注2）登記上、以下の2棟の建物（①共同住宅及び②車庫）が存在します。 ①共同住宅（主たる建物）共同住宅：RC 6F 3,198.74㎡、（附属建物）ポンプ室：RC 1F 5.52㎡ ②車庫 RC 1F 210.49㎡ 延床面積は、①②の合計を記載しています。なお、①②の他、登記対象とならない増築部分（駐輪場：27.62㎡及びゴミ置場：6.66㎡）があります。</p> <p>（注3）PM会社及びマスターリース会社を、平成21年7月1日付で株式会社ベスト・プロパティから株式会社長谷工ライブネットに変更しています。</p>				

③【その他投資資産の主要なもの】

不動産を主な信託財産とする信託受益権は前記「② 投資不動産物件」に一括表記しており、同項記載の物件以外に本投資法人によるその他投資資産の組入れはありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

本書の日付の直近の6計算期間における各計算期末の本投資法人における純資産等の推移は、以下の通りです。なお、本書の日付の前月末現在及び同日前1年以内における各月末の本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額については、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額 (千円)	純資産総額 (千円)	1口当たりの純資産額 (円)
第10期計算期間末 (平成18年11月30日)	62,006,408 (61,248,866)	29,146,391 (28,388,849)	481,822 (469,299)
第11期計算期間末 (平成19年5月31日)	101,927,272 (100,443,181)	57,887,299 (56,403,207)	532,772 (519,113)
第12期計算期間末 (平成19年11月30日)	106,943,545 (105,439,027)	57,916,837 (56,412,319)	533,044 (519,197)
第13期計算期間末 (平成20年5月31日)	111,644,246 (110,463,731)	57,592,869 (56,412,354)	530,062 (519,197)
第14期計算期間末 (平成20年11月30日)	111,523,250 (110,399,561)	57,536,045 (56,412,355)	529,539 (519,197)
第15期計算期間末 (平成21年5月31日)	111,233,072 (110,272,471)	57,372,945 (56,412,344)	528,038 (519,197)

(注) 各計算期間末に分配を行った後の分配落の額を括弧内に記載しています。

また、本投資法人の投資口は、東京証券取引所に平成17年3月8日以降上場されており、同所における計算期間別の市場相場並びに第15期中及び第15期後の月別の市場相場は以下の通りです。

計算期間別最高・最低投資口価格及び売買高	回次決算年月	第10期 平成18年 11月	第11期 平成19年 5月	第12期 平成19年 11月	第13期 平成20年 5月	第14期 平成20年 11月	第15期 平成21年 5月
	最高 (円)	508,000	729,000	739,000	481,000	299,000	158,800
	最低 (円)	393,000	495,000	448,000	287,000	78,500	81,200
	売買高 (口)	13,342	25,850	33,655	23,141	36,613	33,510

第15期中の月別最高・最低投資口価格及び売買高	月別	平成20年 12月	平成21年 1月	平成21年 2月	平成21年 3月	平成21年 4月	平成21年 5月
	最高 (円)	129,000	110,800	103,900	123,000	140,000	158,800
	最低 (円)	81,200	96,200	90,200	90,200	113,300	137,500
	売買高 (口)	6,835	3,013	1,866	4,193	7,807	9,796

第15期後の月別最高・最低投資口価格及び売買高	月別	平成21年 6月	平成21年 7月
	最高 (円)	191,000	179,000
	最低 (円)	136,000	135,100
	売買高 (口)	12,281	11,099

(注) 最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の取引値 (終値) によります。

②【分配の推移】

本書の日付の直近の6計算期間における各計算期末の本投資法人における分配の推移は、以下の通りです。

計算期間	分配総額（千円）	1口当たりの分配金額（円）
第10期（平成18年6月1日～平成18年11月30日）	757,541	12,523
第11期（平成18年12月1日～平成19年5月31日）	1,484,091	13,659
第12期（平成19年6月1日～平成19年11月30日）	1,504,518	13,847
第13期（平成19年12月1日～平成20年5月31日）	1,180,514	10,865
第14期（平成20年6月1日～平成20年11月30日）	1,123,689	10,342
第15期（平成20年12月1日～平成21年5月31日）	960,601	8,841

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

本書の日付の直近の6計算期間における各計算期末の本投資法人における自己資本利益損失率（収益率）の推移は、以下の通りです。

計算期間	自己資本利益率又は損失率（%）	年換算（%）
第10期（平成18年6月1日～平成18年11月30日）	2.6	5.2
第11期（平成18年12月1日～平成19年5月31日）	3.4	6.8
第12期（平成19年6月1日～平成19年11月30日）	2.6	5.2
第13期（平成19年12月1日～平成20年5月31日）	2.0	4.1
第14期（平成20年6月1日～平成20年11月30日）	2.0	3.9
第15期（平成20年12月1日～平成21年5月31日）	1.7	3.4

（注）自己資本利益（損失）率は、以下の算式により計算し、小数点第2位を四捨五入しています。

$$\text{自己資本利益率又は損失率} = \text{当期純利益又は純損失} / (\text{期首純資産額} + \text{期末純資産額}) \div 2 \times 100$$

$$\text{(年換算) 自己資本利益率又は損失率} = \text{当期純利益又は純損失} / (\text{期首純資産額} + \text{期末純資産額}) \div 2 \div \text{運用日数} \times 365 \times 100$$

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

年月日	事項
平成14年1月28日	設立企画人（カナル投信株式会社）による投信法第69条第1項に基づく本投資法人の設立に係る届出
平成14年1月31日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立
平成14年2月7日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請 規約の変更
平成14年3月7日	内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施（登録番号 関東財務局長第16号）
平成14年5月31日	規約の変更
平成16年1月15日	規約の変更
平成16年6月1日	規約の変更
平成16年9月13日	規約の変更
平成16年10月19日	投資口の併合（5口を1口に併合）
平成16年11月1日	規約の変更
平成16年11月9日	規約の変更
平成17年1月6日	規約の変更
平成17年3月8日	東京証券取引所不動産投資信託証券市場への投資口の上場
平成17年8月30日	規約の変更
平成19年8月21日	規約の変更

2【役員の状況】

本書の日付現在の役員の状況は、以下の通りです。

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数（口）
執行役員	轉 充宏 （昭和40年1月11日生）	平成元年4月 平成2年10月 平成3年7月 平成5年10月 平成11年1月 平成12年3月 平成17年1月	伊藤忠商事株式会社入社 株式会社クレフィン出向 伊藤忠総合ファイナンス株式会社出向 伊藤忠商事株式会社復帰 伊藤忠キャピタル証券株式会社出向 株式会社クレッシェンド（現カナル投信株式会社）設立、代表取締役就任（現任） 本投資法人執行役員就任（現任）	—
監督役員	大坪 和敏 （昭和43年3月25日生）	平成9年4月 平成9年4月 平成12年5月 平成14年9月 平成17年8月	弁護士登録 坂本法律事務所入所 馬場・澤田法律事務所入所（現任） 那須興業株式会社取締役（非常勤）就任 本投資法人監督役員就任（現任）	—
監督役員	横山 榮一郎 （昭和19年4月4日生）	昭和44年4月 昭和63年11月 平成3年8月 平成4年8月 平成18年5月 平成18年6月 平成19年8月	トレーダックスジャパン株式会社（現株式会社カーギルジャパン）入社 KPMG PEATMARWICK（現KPMG税理士法人）入社 公認会計士登録 税理士登録 横山公認会計士事務所開業（現任） アークアウトソーシング株式会社代表取締役就任（現任） 日本商品先物取引協会監事（非常勤）就任（現任） 本投資法人監督役員就任（現任）	—
監督役員	杉浦 孝司 （昭和12年2月5日生）	昭和34年4月 昭和62年4月 平成7年4月 平成8年2月 平成11年8月 平成14年1月 平成19年3月	日東証券（三洋証券）株式会社入社 中小企業診断士登録 株式会社ハウジングコバヤシ入社 社団法人中小企業診断協会埼玉県支部所属（現任） 株式会社スコラメディア入社 本投資法人監督役員就任（現任） エリアスペース株式会社取締役就任	—

（注1） 轉充宏は、資産運用会社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼職していますが、旧投信法第13条の規定に基づき、平成16年12月14日付で金融庁長官から兼職の承認を得ています。

（注2） 上記4名は平成21年8月30日をもって任期満了となるため、平成21年8月28日に開催予定の投資主総会に、上記4名を改めて選任する議案を提出します。任期は、いずれも平成21年8月31日から2年間です。

（注3） 補欠執行役員小林一郎の選任に係る決議が、平成21年8月28日に開催予定の投資主総会の開催のときをもって効力を失うため、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、同投資主総会に、小林一郎を改めて補欠執行役員として選任する議案を提出します。小林一郎は、資産運用会社の取締役であるため、執行役員に就任することについて、旧投信法第13条の規定に基づき、平成19年8月14日付で金融庁長官から兼職の承認を得ています。小林一郎の主要略歴については、後記「第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 （4） 役員の状況」をご参照下さい。

3 【その他】

(1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条、規約第17条）。

執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年です。但し、補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべきときまでとします（投信法第99条、第101条、会社法第336条第3項、規約第18条）。

執行役員及び監督役員の解任には、投資主総会において、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第104条、第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主（6ヵ月前より引き続き当該投資口を有するものに限り）は、当該投資主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号、投信法施行令第81条）。もっとも、一定の事由がある場合には、役員会は執行役員を解任することができます（投信法第114条第2項）。執行役員及び監督役員が変更されたときは、その日から2週間以内に、その旨を監督官庁に対して届け出る必要があります（投信法第191条第1項、第188条第1項第2号）。

(2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

a. 規約の変更

規約の変更手続については、後記「第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主の権利 a. 投資主総会における議決権」をご参照下さい。

本投資法人は、以下の通り規約を変更しました。

(イ) 平成14年2月7日付の投資法人登録申請時における規約の変更

成立時の一般事務を行う一般事務受託会社の名称及び住所並びに一般事務委託契約の概要に係る条文の変更

(ロ) 平成14年5月31日開催の投資主総会における規約の変更

(1) 基準日、(2) 借入金及び投資法人債発行の限度額に係る各条文の変更

(ハ) 平成16年1月15日開催の投資主総会における規約の変更

(1) 成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及び住所並びに資産運用委託契約の概要、(2) 成立時の資産の保管を行う資産保管会社の名称及び住所並びに資産の保管に係る業務委託契約の概要、(3) 成立時の一般事務を行う一般事務受託会社の名称及び住所並びに一般事務委託契約の概要に係る各条文の変更

(ニ) 平成16年5月28日開催の投資主総会における規約の変更（平成16年6月1日付で変更）

(1) 資産の保管を行う資産保管会社の名称及び住所並びに資産の保管に係る業務委託契約の概要、(2) 一般事務を行う一般事務受託会社の名称及び住所並びに一般事務委託契約の概要に係る各条文の変更

(ホ) 平成16年9月13日開催の投資主総会における規約の変更

(1) 商号、(2) 公告の方法、(3) 資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及び住所並びに資産運用委託契約の概要、(4) 資産の保管を行う資産保管会社の名称及び住所並びに資産の保管に係る業務委託契約の概要、(5) 一般事務を行う一般事務受託会社の名称及び住所並びに一般事務委託契約の概要に係る各条文の変更

(ヘ) 平成16年10月27日開催の投資主総会における規約の変更（平成16年11月1日付で変更）

(1) 目的、(2) 投資主の請求による投資口の払戻し、(3) 投資口取扱規程、(4) 招集の公告、通知、(5) 決議、(6) 役員会の招集及び議長、(7) 資産運用の基本方針、(8) 投資態度、(9) 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲、(10) 資産評価の方法、基準及び基準日、(11) 金銭の分配の方針、(12) 決算期及び営業期間、(13) 任期、(14) 資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託、(15) 投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準に係る各条文の変更

(ト) 平成16年11月9日開催の投資主総会における規約の変更

執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準に係る条文の変更

(チ) 平成17年1月6日開催の投資主総会における規約の変更

(1) 招集、(2) 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲、(3) 借入金及び投資法人債発行の限度額に係る各条文の変更

(リ) 平成17年8月30日開催の投資主総会における規約の変更

(1) 設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数、(2) 成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及び住所並びに資産運用委託契約の概要、(3) 成立時の資産の保管を行う資産保管会社の名称及び住所並びに資産の保管に係る業務委託契約の概要、(4) 成立時の一般事務を行う一般事務受託会社の名称及び住所並びに一般事務委託契約の概要、(5) 設立企画人の名称及び住所、(6) 設立企画人が受ける報酬、(7) 設立の際に発行する投資証券の引受等、(8) 投資法人の負担に帰すべき設立費用に係る各条文の削除、(9) 執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任に係る条文の新設、(10) 投資口取扱規程、(11) 招集、(12) 招集の公告、通知、(13) 議長、(14) 決議、(15) 基準日、(16) 執行役員及び監督役員の選任、(17) 役員会の決議、(18) 投資態度、(19) 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲、(20) 資産評価の方法、基準及び基準日、(21) 借入金及び投資法人債発行の限度額、(22) 金銭の分配の方針、(23) 決算期及び営業期間、(24) 選任、(25) 投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準に係る各条文の変更、(26) 上記(1)乃至(25)に伴う各条数の変更

(ヌ) 平成19年8月21日開催の投資主総会における規約の変更

(1) 目的、(2) 本店の所在地、(3) 公告方法、(4) 発行可能投資口総口数、(5) 投資主の請求による投資口の払戻し、(6) 投資口取扱規程、(7) 最低純資産額、(8) 招集の公告、通知、(9) 決議、(10) みなし賛成、(11) 基準日、(12) 執行役員及び監督役員の選任、(13) 執行役員及び監督役員の任期、(14) 役員会の決議、(15) 役員会の招集及び議長、(16) 執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任、(17) 資産運用の基本方針、(18) 投資態度、(19) 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲、(20) 組入資産の貸付け、(21) 資産評価の方法、基準及び基準日、(22) 借入金及び投資法人債発行の限度額、(23) 金銭の分配の方針、(24) 決算日及び営業期間、(25) 選任、(26) 任期、(27) 資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託、(28) 投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準に係る各条文の変更、(29) 経過措置の新設

b. 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

c. 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付前6ヵ月以内において、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重大な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第6条）。

本投資法人の投資口は、東京証券取引所に上場されており、同証券取引所を通じて売買することが可能です。また、同証券取引所外で本投資法人の投資口を譲渡することも可能です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 投資口1口当たりの純資産額

本投資法人が発行する投資口1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」に記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1 \text{ 口当たり純資産額} = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口総口数}$$

b. 資産の評価額

本投資法人は、資産の評価を、投信法その他の法令（投資法人計算規則を含みます。）に従って行うほか、以下に定める方法及び基準により行うものとします（規約第29条第1項）。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額

(ロ) 信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は上記（イ）に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。

(ハ) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における最終価格、証券業協会等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買・換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。但し、優先出資証券については、上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には、取得原価で評価することができるものとします。

(ニ) 有価証券

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における最終価格、証券業協会等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買・換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。

(ホ) 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とします。

(ヘ) 金融デリバティブ取引に係る権利

取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用います。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格を用います。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。

(ト) その他の資産

上記に定めのない資産については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。

- c. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記 b. と異なる方法で評価する場合には、以下のよう

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

収益還元法により求めた価額

(ロ) 信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は上記 (イ) に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。

- d. 資産評価の基準日

資産評価の基準日は、原則として決算日（毎年5月31日と11月30日）とします。但し、上記 b.

(ハ)、(ニ) 及び (ヘ) に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします（規約第29条第3項）。

- e. 投資者による照会

貸借対照表を含む計算書類等は決算期毎に作成され（投信法第129条第2項）、役員会により承認された場合に、承認された旨が遅滞なく投資主に対して書面又は電磁的方法にて通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供される（投信法第131条第3項乃至第5項）ほか、金商法に基づいて決算日後3ヵ月以内に提出される有価証券報告書に記載されます。

また、投資口1口当たりの純資産額は社団法人投資信託協会の規則に従って、公表されます。

(2) 【保管】

本投資法人の投資口は、振替投資口（振替法第226条第1項）であるため、該当事項はありません。

(3) 【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

(4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします（規約第33条）。

(5) 【その他】

- a. 増減資に関する制限

(イ) 発行可能投資口総口数

本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とします（規約第5条第1項）。

(ロ) 国内における募集

本投資法人の発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第5条第2項）。

- b. 解散又は償還条件

本投資法人における解散事由は以下の通りです（投信法第143条）。

- (イ) 投資主総会の決議
- (ロ) 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限り。）
- (ハ) 破産手続開始の決定
- (ニ) 解散を命ずる裁判
- (ホ) 投信法第187条の登録の取消し

なお、規約には、解散事由に関する定めはありません。

c. 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項第3号）。但し、書面による議決権行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなすことにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利（1）投資主の権利 a. 投資主総会における議決権」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の上場規程に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金商法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、金商法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

d. 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下の通りです。

(イ) 資産運用会社：カナル投信株式会社

資産運用委託契約

期間	資産運用委託契約の有効期間は、本投資法人の登録完了日（平成14年3月7日）から3年間とします。期間満了の6ヵ月前までに相手方に対する書面による申出がなされなかったときは、更に3年間延長し、以後も同様とします。
解約	一方から他方当事者に対して6ヵ月前までに書面をもって解約の通知をし、本投資法人は投資主総会の承認を得た上で、資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、契約を解約することができます。本投資法人は、資産運用会社が職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったとき、又は資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるときは、役員会の決議により契約を解約することができます。本投資法人は、資産運用会社が金商法第2条第8項第12号イの業務を行う金融商品取引業者（投信法第199条各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める金融商品取引業者）でなくなったとき、又は投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は解散したときは、契約を解約しなければなりません。
変更等	当事者間の合意及び法令に従って変更できます。

(ロ) 資産保管会社：みずほ信託銀行株式会社

資産保管業務委託契約

期間	資産保管業務委託契約の有効期間は、平成21年5月末日までとします。但し、期間満了の3ヵ月前までに当事者のいずれか一方から契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、期間満了の日の翌日より2年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	資産保管業務委託契約は、以下に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。 ① 当事者が書面により契約解除に合意した場合（この場合、合意して指定した日に終了します。）。 ② 当事者のいずれか一方が契約に違反し、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合において、相手方が書面にて違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正しないときにおいて、相手方が解除した場合。 ③ 当事者のいずれか一方に解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき、又は、支払停止、手形交換所における取引停止処分、差押、強制執行若しくは滞納処分を受けたときにおいて、相手方が解除した場合。
変更等	当事者間で協議の上、関係法令を遵守するとともに規約との整合性に配慮して、書面による当事者間の合意により契約内容を変更できます。

(ハ) 投資主名簿等管理人：みずほ信託銀行株式会社

投資主名簿等に関する一般事務委託契約

期間	投資主名簿等に関する一般事務委託契約の有効期間は、契約締結日（平成20年12月26日）から1年間とします。当事者のいずれか一方から書面による申出がなされなかったときは、期間満了の日の翌日より1年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	投資主名簿等に関する一般事務委託契約は、次に掲げる事由が生じたときに終了します。 ① 当事者間の書面による解除の合意がある場合。この場合、契約は両当事者の合意によって指定した日に終了します。 ② 当事者のいずれか一方が契約に違反し、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を催告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。この場合、契約は30日間の経過後に解除することができるものとします。 ③ 当事者のいずれか一方が、手形交換所の取引停止処分、支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくは更生手続開始の申立等により信用状態が著しく不安定になり、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合。この場合、契約は直ちに解除することができるものとします。 ④ 当事者の一方が書面による契約解除の通知を行った場合。この場合、契約は当該通知が当事者の相手方に到達した日から3ヵ月経過後最初に開催される投資主総会終結のときに終了します。
変更等	特段の規定はありません。

(ニ) 投資法人債に関する一般事務受託者：株式会社あおぞら銀行

投資法人債に関する一般事務委託契約

期間	特段の規定はありません。
解約	① 当事者間で協議の上、双方が合意した日に投資法人債に関する一般事務委託契約を解除することができます。 ② 契約を解除する場合は、本投資法人は遅滞なくその旨を投資法人債要項第17項に定める方法で公告し、当事者双方は事務の引継ぎ等必要な事務手続を行います。 ③ 当事者の一方からの申出により契約を解除することとなった場合は、生じた事務の引継ぎに係る費用は、解除を申し出た者の負担とします。 ④ 理由の如何を問わず、本投資法人債の払込期日に本投資法人債の発行価額の全部の払込がなされない場合、その他本投資法人債が理由の如何を問わず払込期日に発行されない場合は、契約は通知を要さず直ちに終了するものとし、当事者双方は、契約に基づくそれぞれの義務から免れるものとします。但し、本投資法人は、一般事務受託者に対し、契約の締結から終了時まで一般事務受託者に生じた合理的な範囲の費用を払い戻すものとします。
変更等	契約は、当事者間の合意に基づき変更することができるものとします。

(ホ) 機関運営に関する一般事務受託者：三菱UFJ信託銀行株式会社

機関運営に関する一般事務委託契約

期間	機関運営に関する一般事務委託契約の有効期間は、契約締結日（平成16年11月9日）の翌日から平成18年11月30日までとします。期間満了日の3ヵ月前までに当事者のいずれか一方から書面による申出がなされなかったときは、更に2年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	機関運営に関する一般事務委託契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。 ① 当事者間のいずれか一方が、相手方に対し契約の終了を申し出た場合にあつて、当該相手方が書面をもってこれを承諾したときは、契約は終了します。 ② 当事者のいずれか一方が契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に相当の期限を定めてその履行を催告した上、当該期間内に履行がないときは、契約を解除することができます。 ③ 当事者のいずれか一方が、以下の各号に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時契約を解除することができます。 ・解散決議、破産、特別清算、会社整理手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに準ずる申立があつたとき ・支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき
変更等	当事者は、互いに協議の上、投信法その他の関係法令上許容される限り、かつ、これらを遵守して、契約の各条項の定めを変更することができます。協議に当たり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行つたときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続の完了時とします。

(ヘ) 会計事務等に関する一般事務受託者：税理士法人平成会計社

会計事務等に関する一般事務委託契約

期間	会計事務等に関する一般事務委託契約の有効期間は、平成16年11月10日（効力発生日）から平成17年11月30日までとします。期間満了日の3ヵ月前までに当事者のいずれか一方から書面による申出がなされなかったときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とします。但し、契約期間中に、本投資法人が解散になった場合は、その解散までとします。
解約	① 会計事務等に関する一般事務委託契約を解約する場合は、いずれか一方の当事者から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知します。但し、一般事務受託者が契約を解約する場合は、本投資法人が法令に基づき本業務の委託を義務付けられていることに鑑み、本投資法人が一般事務受託者以外の者との間で本業務の委託に関する契約を締結できるまで、会計事務等に関する一般事務委託契約は引き続き効力を有するものとし、ます。 ② 当事者双方が、書面により契約解除に合意した場合には、契約を解除することができます。かかる場合、契約は当事者双方が合意して指定した日に終了します。 ③ 当事者双方は、相手方が以下に定める事由の一つにでも該当する場合、当該相手方に対する文書による通知により、直ちに契約を解約することができます。 ・契約の各条項に違背し、かつ引き続き契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められた場合 ・破産申立、又は民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理手続開始若しくは特別清算開始その他倒産手続開始の申立がなされたとき、手形交換所の取引停止処分が生じたとき、又は重要財産に対する差押命令、仮差押命令若しくは仮処分命令がなされたとき
変更等	契約は、当事者の合意及び法令に従つて変更することができるものとします。

(ト) 特別口座管理機関：みずほ信託銀行株式会社

特別口座管理に関する一般事務委託契約

期間	特段の規定はありません。
解約	<p>特別口座管理に関する一般事務委託契約は、次に掲げる事由が生じたときに終了します。</p> <p>① 特別口座の加入者が存在しなくなった場合。この場合、一般事務受託者は、速やかに全ての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに終了します。但し、当事者間の合意により継続することができるものとします。</p> <p>② 振替法に定めるところにより、本投資法人の発行する全ての振替投資口が振替機関によって取扱われなくなった場合。この場合、一般事務受託者は、速やかに全ての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに終了します。</p> <p>③ 当事者のいずれか一方が契約に違反し、かつ引き続き契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にて解約の通知をした場合。この場合、当該通知において指定された日に終了します。指定がない場合は、当該通知の到達日から30日の経過した日に終了します。</p> <p>④ 当事者間で事務委託契約が締結されており、当該契約について契約の終了事由又は一般事務受託者が解約権を行使し得る事由が生じたときに、一般事務受託者が契約の解約を本投資法人に書面で通知した場合。この場合、③後段の規定を準用します。但し、当該契約の終了事由が、本投資法人の手形交換所の取引停止処分、支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくは更生手続開始の申立等により信用状態が著しく不安定になり、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合、契約は直ちに解約することができます。</p> <p>⑤ 当事者間で事務委託契約が締結されていない場合で、当事者のいずれか一方が④後段の事由に該当した場合。この場合、契約は直ちに解約することができます。</p> <p>⑥ 経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変化等が生じたにもかかわらず、当事者間で口座管理事務手数料の変更の協議が整わなかったときに、一般事務受託者が書面にて契約の解約を本投資法人に通知した場合。この場合、③後段の規定を準用します。</p>
変更等	契約について、法令の変更又は監督官庁及び振替機関の指示、その他契約の変更が必要な事由が生じた場合は、当事者間で協議の上速やかに変更します。

(チ) 会計監査人：あずさ監査法人

本投資法人は、あずさ監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します（規約第34条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなします（規約第35条）。

e. 公告

本投資法人の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします（規約第4条）。

2 【利害関係人との取引制限】

(1) 法令に基づく制限

a. 利害関係人との取引制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、以下の通りその親法人等又は子法人等が関与する行為につき禁止行為が定められています（金商法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項）。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい（金商法第31条の4第5項（平成20年法律第65号第1条の規定による改正後の金商法第31条の4第3項））、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます（金商法第31条の4第6項（平成20年法律第65号第1条の規定による改正後の金商法第31条の4第4項））。

(イ) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと（金商法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項）。

(ロ) 当該金融商品取引業者との間で金商法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること（金商法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項）。

(ハ) 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金商法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項）。

(ニ) (イ) 乃至 (ハ) に掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金商業等府令に定める以下の行為その他の行為（金商法第44条の3第1項第4号、金商業等府令第153条、投信法第223条の3第3項、投信法施行規則第267条）。

(i) 通常の実取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと

(ii) 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約（金商法第34条に定義される「金融商品取引契約」をいいます。以下同じ。）を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の実取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること

b. 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下本項において同じ。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定め

るところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令で定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則で定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

c. 資産の運用の制限

登録投資法人は、①その執行役員又は監督役員、②その資産運用会社、③その執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限りません。）、④その資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で次に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第193条、第195条、投信法施行令第116条乃至第118条）。

(i) 有価証券の取得又は譲渡

(ii) 有価証券の貸借

(iii) 不動産の取得又は譲渡

(iv) 不動産の貸借

(v) 不動産の管理の委託

(vi) 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引（但し、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています（投信法施行令第117条）。）

(2) 本投資法人の自主ルール

a. 利害関係者

資産運用会社は、金融商品取引業者等検査マニュアルに基づいて「利益相反行為防止規程」を定め、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に加え、資産運用会社の総株主の議決権の100分の10超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等を併せて「利害関係者」と定め、利害関係者との間の利益相反取引を規制しています。

b. 利害関係者との取引制限

資産運用会社は、「利益相反行為防止規程」において、利害関係者との取引については、以下の条件をいずれも満たさなければならないものとし、条件を満たすものとして利害関係者との取引が行われた場合には、速やかに本投資法人にその旨を書面で通知し、かつ「情報開示基本方針」に基づいて開示するものとしています。

(イ) 物件取得に当たっては、独立した鑑定人の鑑定評価額以下の価格であること

(ロ) 取引条件（瑕疵担保責任、仲介手数料等）が、一般的な取引と同様であること

(ハ) 「利益相反行為防止規程」に定める利益相反行為に該当していないこと

(ニ) 投資委員会において全会一致で承認されること

(ホ) 取締役会において全会一致で承認されること

但し、利害関係者に対する修繕に係る一発注案件当たり200万円未満の支出については、投資委員会及び取締役会の審議対象から除外し、取締役会への報告事項とします。

また、資産運用会社は、資産運用会社の総株主の議決権の100分の10超の議決権を保有している株主である平和不動産との間で情報提供等に関する業務提携契約を締結しています。資産運用会社は、当該契約に基づいて、平和不動産に対して、平和不動産が保有・開発する物件及び仲介物件に係る情報提供その他一定の業務を委託しています。資産運用会社及び平和不動産は、両者間の取引が利害関係者取引に該当することを認識し、平和不動産の保有・開発物件を本投資法人に売却する場合には、予め独立した不動産鑑定士から不動産鑑定評価書を取得し、当該鑑定評価額以下で売却する等の条項を設けることにより、利益相反取引を排除する措置を講じています。

c. 利害関係者との取引状況等

(イ) 当期

① 投資対象不動産等の取得

該当事項はありません。

② 投資対象不動産等の譲渡

該当事項はありません。

③ PM業務の新規委託

該当事項はありません。

④ 当期中に発生した利害関係者への支払手数料等の項目は、以下の通りです。

区分	支払手数料の総額 (A)	利害関係者との取引の内訳		(B) / (A)
		支払先	支払金額 (B)	
管理委託費	290,027千円	平和不動産 (注1)	80,129千円	27.6%
管理委託費	290,027千円	平和サービス株式会社 (注1)	5,722千円	2.0%
損害保険料	4,789千円	平和サービス株式会社 (注1)	4,789千円	100.0%

(注1) 平和不動産及び平和サービス株式会社は、法令上の利害関係人等に該当しませんが、資産運用会社の社内規程である「利益相反行為防止規程」において、資産運用会社の利害関係者と定められています。

(注2) 上記以外の取引で当期中に利害関係者へ支払った修繕工事等の支払額は、以下の通りです。

平和サービス株式会社 7,180千円

(ロ) 当期決算日後の平成21年6月1日から本書の日付現在まで

① 投資対象不動産等の取得

該当事項はありません。

② 投資対象不動産等の譲渡

該当事項はありません。

③ PM業務の新規委託

該当事項はありません。

④ 当期末までに委託した9物件のPM業務に係る平和不動産への管理委託費の支払及び1物件のPM業務に係る平和サービス株式会社への管理委託費の支払が発生しています。

また、平和サービス株式会社への損害保険料及び修繕工事費等の支払が発生しています。

(ハ) 投資対象不動産等の取得の検討過程

投資対象不動産等を取得する場合、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況

1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 b. 投資法人の運用体制」記載の各組織及び機関により、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 c. 投資運用の意思決定機構」記載の手續に従って、検討・承認を受けることとなります。利害関係者に該当する可能性がある者から投資対象不動産等を取得する場合は、各組織及び機関により以下の内容が特に重点的に検討されることとなります。

i コンプライアンス委員会 (1回目)

- ・当該譲渡人の利害関係者該当性
- ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
- ・投資対象不動産等の売買価格の適正性 (売買価格が本投資法人から独立した第三者により作成された不動産鑑定評価書に基づく鑑定評価額以下であるか。)

ii 投資委員会 (1回目)

- ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規程の遵守状況

iii 取締役会 (1回目)

- ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規程の遵守状況

iv コンプライアンス委員会 (2回目)

- ・具体的に締結される契約が、取締役会で承認された内容に合致する契約内容であること
- ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規程の遵守状況

v 投資委員会 (2回目)

- ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規程の遵守状況

vi 取締役会 (2回目)

- ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規程の遵守状況

vii 投資法人役員会

- ・利害関係者からの投資対象不動産等取得の承認

(二) PM業務の委託の検討過程

PM業務を委託する場合、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 b. 投資法人の運用体制」記載の各組織及び機関により、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 c. 投資運用の意思決定機構」記載の手續に従って、検討・承認を受けることとなります。利害関係者に該当する可能性がある者に対してPM業務を委託する場合は、各組織及び機関により以下の内容が特に重点的に検討されることとなります。

i コンプライアンス委員会 (1回目)

- ・PM業者の利害関係者該当性
- ・PM業者を不当に優先していないこと及び本投資法人に不利な報酬内容になっていないこと

ii 投資委員会 (1回目)

- ・運用ガイドラインに基づくPM業者への委託基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規程の遵守状況

- iii 取締役会（1回目）
 - ・運用ガイドラインに基づくPM業者への委託基準との適合性
 - ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規程の遵守状況
- iv コンプライアンス委員会（2回目）
 - ・具体的に締結される契約が、取締役会で承認された内容に合致する契約内容であること
 - ・運用ガイドラインに基づくPM業者への委託基準との適合性
 - ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規程の遵守状況
- v 投資委員会（2回目）
 - ・運用ガイドラインに基づくPM業者への委託基準との適合性
 - ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規程の遵守状況
- vi 取締役会（2回目）
 - ・運用ガイドラインに基づくPM業者への委託基準との適合性
 - ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規程の遵守状況
- vii 投資法人役員会
 - ・利害関係者へのPM業務委託の承認

3 【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主の権利

a. 投資主総会における議決権

(イ) 本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会において決議される事項は、以下の通りです。

- i 執行役員、監督役員及び会計監査人の選任（但し、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。）と解任（投信法第96条、第104条、第106条）
- ii 資産運用会社との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意（投信法第198条第2項、第205条第2項、第206条第1項）
- iii 投資口の併合（投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項）
- iv 投資法人の解散（投信法第143条第3号）
- v 規約の変更（投信法第140条）
- vi その他投信法又は規約で定める事項（投信法第89条）

(ロ) 投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下の通りです。

- i 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の3分の1以上の口数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（投信法第93条の2第1項、規約第12条第1項）。
- ii 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます（投信法第90条の2第2項、第92条第1項、規約第13条第1項）。
- iii 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条第2項、規約第13条第2項）。
- iv 電磁的方法による議決権の行使は、予めその用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、本投資法人の書面又は電磁的方法による承諾を得て、投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時まで議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本投資法人に提供して行います。電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条の2第1項、第3項、投信法施行令第59条、投信法施行規則第157条）。
- v 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。
- vi 上記vによる定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第93条第3項、規約第14条第2項）。
- vii 本投資法人は、決算日から3ヵ月以内に投資主総会が開催される場合には、決算日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主を、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とします（投信法第77条の3第2項、規約第15条第1項）。
- viii 上記viiにかかわらず、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議によって、予め公告して、一定の日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をその権利を行使することができるものとします（投信法第77条の3第2項乃至第4項、会社法第124条第2項、第3項、規約第15条第2項）。

b. その他の共益権

- (イ) 代表訴訟提起権（投信法第204条第3項、第116条、第119条第3項、会社法第847条第1項、第3項、投信法施行規則第249条）

6ヵ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対し、書面又は電磁的方法をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えの提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、本投資法人のために訴えを提起することができます。

- (ロ) 投資主総会決議取消訴権（投信法第94条第2項、会社法第831条）

投資主は、①投資主総会の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し、又は著しく不公正なとき、②決議の内容が規約に違反しているとき、又は③決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がなされたときには、決議の日から3ヵ月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができます。

- (ハ) 執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

6ヵ月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が発生するおそれがあるときは、当該執行役員に対し、当該行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

- (ニ) 新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号）

投資主は、投資口の発行について重大な法令・規約違反があった場合には、投資口の発行の効力が生じた日から6ヵ月以内に、本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

- (ホ) 合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、合併の効力が生じた日から6ヵ月以内に、合併無効の訴えを提起することができます。

- (ヘ) 投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、第305条第1項本文）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに、①一定の事項を投資主総会の目的とするべきことを請求することができ、また、②投資主総会の目的である事項につき当該投資主が提出しようとする議案の要領を投資主総会の招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます。

- (ト) 投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができ、請求の後遅滞なく招集の手續が行われない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合には、監督官庁の許可を得て、投資主総会を招集することができます。

- (チ) 検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立

ち、監督官庁に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、監督官庁に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。

- (リ) 執行役員・監督役員の解任請求権（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、当該投資主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

- (ヌ) 解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

- c. 分配金請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条第1項）

本投資法人の投資主は、規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、各投資主の有する投資口の口数に応じて金銭の分配を受ける権利を有しています。

- d. 残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

- e. 払戻請求権

投資主は、投資口の払戻請求権は有していません（規約第6条）。

- f. 投資口の処分権（投信法第78条第1項）

投資主は、投資口を自由に譲渡することができます。

- g. 投資証券交付請求権（振替法第227条第2項）

投資主は、振替機関が振替法第3条第1項の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときは、本投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます。

- h. 帳簿等閲覧請求権（投信法第128条の3第1項）

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。但し、この請求は、理由を明らかにしてしなければなりません。

(2) 投資法人債権者の権利

a. 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。投資法人債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年です（投信法第139条の7、会社法第701条）。

b. 投資法人債の譲渡

発行済投資法人債は、その全部について振替法第115条で準用する第66条第2号の定めに従い振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、発行済投資法人債の譲渡は、振替機関及び一般債振替制度に参加する銀行・金融商品取引業者等の口座管理機関が管理する振替口座簿の記録により行われます。

c. 投資法人債権者集会における議決権

(イ) 投資法人債権者集会は、投信法に規定する事項及び投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する当該種類の投資法人債の金額の合計額（償還済みの額を除きます。）に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によって効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条第1項）。

(ロ) 投資法人債権者の有する議決権の決議要件は、以下の通りです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条）。

i 投資法人債権者集会の決議は、原則として、出席した投資法人債権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。

ii 投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、投資法人債権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した投資法人債権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

(ハ) 投資法人債権者による投資法人債権者集会招集請求権

ある種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上を保有する投資法人債権者は、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を、本投資法人又は投資法人債管理者に対して示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求の後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会を招集することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。

(ニ) 投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

d. 投資法人債管理者

投資法人は、投資法人債を募集する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。但し、各投資法人債の金額が1億円以上である場合等は、この限りではありません（投信法第139条の8）。発行済投資法人債について投資法人債管理者は定められていません。

e. 担保提供制限

本投資法人は、投資法人債の払込期日以降、投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債（但し、本投資法人債と同時に発行する投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）を含み、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含みます。）に基づき、担保権を設定する場合には、投資法人債のために同順位の担保権を設定しなければなりません。なお、上記但書における担付切換条項とは、純資産額維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

a. 名称

カナル投信株式会社

b. 資本金の額

本書の日付現在 295,575,000円

c. 事業の内容

- (イ) 投資運用業
 - (ロ) 特定投資運用行為に係る業務
 - (ハ) 第二種金融商品取引業（注）
 - (ニ) 投資助言・代理業（注）
 - (ホ) 投資法人の設立企画人の業務
 - (ヘ) 投資法人の一般事務受託者の業務
 - (ト) 宅地建物取引業
 - (チ) 不動産に関する投資顧問業務及び取引一任代理等の業務
 - (リ) その他前各号に附帯関連する一切の業務
- (注) 金商法に基づく登録を取得しておらず、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を行うには、金融商品取引業の変更登録が必要となります。

d. 会社の沿革

年月日	事項
平成12年3月24日	株式会社クレッシェンド設立
平成13年3月23日	宅地建物取引業者としての宅地建物取引業法第3条に基づく免許取得（東京都知事（1）第79529号）
平成13年5月24日	株式会社クレッシェンドからカナル投信株式会社（現商号）に商号変更
平成13年7月3日	宅地建物取引業法第50条の2に基づく取引一任代理等の認可取得（国土交通大臣認可第8号）
平成13年7月24日	不動産投資顧問業登録規程第6条第3項に基づく総合不動産投資顧問業の登録取得（国土交通大臣総合-000011号）（注1）
平成13年9月14日	旧投信法第6条に基づく投資法人資産運用業の認可取得（内閣総理大臣第12号）
平成13年9月14日	旧投信法第34条の10第2項に基づく特定資産に係る投資に関する投資助言業務についての兼業届出（注2）
平成14年4月19日	社団法人投資信託協会に入会
平成18年3月23日	宅地建物取引業者としての宅地建物取引業法第3条に基づく免許更新（東京都知事（2）第79529号）
平成19年9月30日	証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第159条に基づく金融商品取引業のみなし登録取得（関東財務局長（金商）第316号）

(注1) 総合不動産投資顧問業については、登録未更新に伴い平成18年7月25日以降未登録となっています。

(注2) 特定資産に係る投資に関する投資助言業務については、金商法上の投資助言・代理業の登録を取得していないため行っていません。

e. 株式の総数（本書の日付現在）

(イ) 発行可能株式総数

16,440株

(ロ) 発行済株式の総数

4,968株

f. 経理の概況

資産運用会社の経理の概況は、以下の通りです。

(イ) 最近の事業年度における主な資産と負債の概況

	第9期 (平成20年3月31日現在)	第10期 (平成21年3月31日現在)
総資産（千円）	1,122,214	766,462
総負債（千円）	354,672	118,051
純資産（千円）	767,542	648,411

(ロ) 最近の事業年度における損益の概況

	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業収益（千円）	1,138,291	652,501
経常利益（千円）	460,152	16,427
当期純利益（千円）	250,560	△132,345

g. その他

(イ) 役員の変更

資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任します（会社法第329条、第341条、資産運用会社の定款（以下本項において「定款」といいます。）第17条第1項、第2項）。取締役の選任については、累積投票によりません（会社法第342条第1項、定款第17条第3項）。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまで、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。但し、増員により、又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとします（会社法第332条第1項、第336条第1項、第3項、定款第18条第2項、第3項）。資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、監督官庁へ2週間以内に届け出ます（金商法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、資産運用会社の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合を含みます。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、金商業等府令第31条の定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければなりません（金商法第31条の4第1項）。

(ロ) 定款の変更

資産運用会社の定款を変更するためには、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う決議が必要です（会社法第309条第2項第11号、第466条）。本書の日付現在において、資産運用会社の定款の変更は予定されていません。

(ハ) 訴訟事件その他資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

(2) 【運用体制】

資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式数に対する 所有株式数の比率(%)
轉 充宏	東京都品川区	3,481	70.06
平和不動産株式会社	東京都中央区日本橋兜町1番10号	1,452	29.22
岡林 淳二	千葉県市川市	20	0.40
小林 一郎	東京都港区	15	0.30
合計		4,968	100.00

(注) 発行済株式数に対する所有株式数の比率は、記載未満の桁数を切り捨てて表示しています。

(4) 【役員の状況】

本書の日付現在の役員の状況は、以下の通りです。

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数 (株)
代表取締役	轉 充宏	平成元年4月 平成2年10月 平成3年7月 平成5年10月 平成11年1月 平成12年3月 平成17年1月	伊藤忠商事株式会社入社 株式会社クレフィン出向 伊藤忠総合ファイナンス株式会社出向 伊藤忠商事株式会社復帰 伊藤忠キャピタル証券株式会社出向 株式会社クレッシェンド(現カナル投信株式会社)設立、代表取締役就任(現任) 本投資法人執行役員就任(現任)	3,481
取締役 運用部長	小林 一郎	昭和59年4月 平成3年9月 平成5年11月 平成14年4月 平成15年4月 平成19年8月	株式会社鴻池組入社 米国ビジネススクール留学 株式会社鴻池組復帰 カナル投信株式会社入社 同社取締役運用部長就任(現任) 本投資法人補欠執行役員就任(現任)	15
取締役 管理部長	伊藤 真也	平成3年4月 平成15年11月 平成18年6月 平成18年7月	株式会社鴻池組入社 カナル投信株式会社入社 同社取締役就任 同社取締役管理部長就任(現任)	—
監査役	太田 明彦	昭和44年4月 平成12年7月 平成13年4月 平成16年6月 平成20年6月	伊藤忠商事株式会社入社 イトーピアエステリオ株式会社出向、代表取締役就任 同社転籍 株式会社センチュリー21・ジャパン監査役就任 カナル投信株式会社監査役就任(現任)	—

(注1) 轉充宏は、資産運用会社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼職していますが、旧投信法第13条の規定に基づき、平成16年12月14日付で金融庁長官から兼職の承認を得ています。

(注2) 小林一郎は、資産運用会社の取締役であるため、本投資法人の執行役員に就任することについて、旧投信法第13条の規定に基づき、平成19年8月14日付で金融庁長官から兼職の承認を得ています。

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

a. 事業の内容

資産運用会社は、投信法上の資産運用会社として投資運用業を行っています。

b. 営業の概況

本書の日付現在、資産運用会社が資産の運用を行う投資法人又は運用の指図を行う投資法人は、本投資法人のみです。

c. 資産運用会社としての業務

(イ) 規約並びに規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、運用資産の管理及び運用を行うこと

(ロ) 本投資法人のために投資口の追加発行、資金の借入等を含む資金調達を行うこと

(ハ) 運用資産を資産運用会社の資産を含む他の資産と合同せず、単独で管理及び運用すること

(ニ) 運用資産の運用状況について、法令の定めるところに従い本投資法人に対して定期的に報告すること

(ホ) 運用資産の年度計画を1年毎に年初に、及び期中運用計画（仮期中運用計画を含みます。）をその都度、本投資法人に対して提出すること

(ヘ) 上記(ホ)に定めるもののほか、本投資法人から運用資産の運用状況に関し報告を求められたときには、正当な理由がない限りその指示に従い報告を行うこと

d. 資本関係

本書の日付現在、資産運用会社は、本投資法人の投資口を631口保有しています。

2【その他の関係法人の概況】

A 資産保管会社（投信法第208条第1項関係）

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成21年3月31日現在 247,231百万円

c. 事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。）（以下「銀行法」といいます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。）（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)【関係業務の概要】

資産保管会社としての業務

- a. 本投資法人が保有する資産に関して、それぞれの資産に係る権利行使をする際に必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類の保管
- b. 本投資法人名義の預金口座の入出金記録及び資金振替
- c. 本投資法人名義の預金口座に係る印章の保管
- d. 保管品に係る投信法に基づく法定帳簿の作成、保存
- e. その他 a. から d. に付随する業務

(3)【資本関係】

該当事項はありません。

B 投資主名簿等管理人（投信法第117条第2号、第3号、第6号、投信法施行規則第169条第2項第1号、第3号関係）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成21年3月31日現在 247,231百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 投資主名簿の作成、管理及び備置きに関する事務
- b. 募集投資口の発行に関する事務
- c. 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書面の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務
- d. 分配金の計算及びその支払のための手続に関する事務
- e. 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の未払分配金の確定及びその支払に関する事務

- f. 投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行に関する事務
- g. 受託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務
- h. 法令又は本契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務
- i. 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務
- j. 総投資主通知等の受理に関する事務
- k. 一般事務受託会社が管理する本投資法人の発行総口数及び振替機関より通知を受けた本投資法人の振替投資口等の総数の照合
- l. 本投資法人の情報提供請求権（振替法第277条に定める請求をいいます。）の行使に係る取次ぎに関する事務
- m. 振替機関からの個別投資主通知（振替法第228条第1項で準用する同法第154条第3項に定める通知をいいます。）の本投資法人への取次ぎに関する事務
- n. a. からm. に掲げる委託事務に係る印紙税等の代理納付
- o. a. からn. に掲げる委託事務に付随する事務
- p. a. からo. に掲げる事務のほか、当事者間で協議の上定める事務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

C 投資法人債に関する一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号、第6号、投信法施行規則第169条第2項第4号、第5号関係）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称
株式会社あおぞら銀行
- b. 資本金の額
平成21年3月31日現在 419,781百万円
- c. 事業の内容
銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 銘柄情報の振替機関への通知及び銘柄情報に関する登録内容の確認
- b. 振替機関に対する投資法人債要項の提出
- c. 業務規程等に定める新規記録情報等の振替機関への通知、確認及び承認
- d. 新規記録手数料の徴求及び振替機関への支払
- e. 投資法人債の払込金の受領
- f. 投資法人債の払込が行われた旨の振替機関への通知
- g. 元利金支払手数料の料率の振替機関への通知
- h. その他業務規程等において発行代理人が行うものとして定められる業務
- i. 振替機関に対する銘柄情報の変更等に係る通知
- j. 振替機関からの元利金請求データの確認及び承認
- k. 元利金の機構加入者（業務規程に定義される機構加入者。以下「機構加入者」といいます。）への交付
- l. 元利金支払手数料の機構加入者への交付

- m. その他業務規程等において支払代理人が行うものとして定められる業務
- n. 投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務
- o. 投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務
- p. 投資法人債券の発行に関する事務
- q. 投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務（投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、振替法及び業務規程等に従って、支払代理人及び口座管理機関を経て処理されるものとします。）
- r. 租税特別措置法に基づく利子所得税の納付
- s. 一般事務委託契約第8条に定める買入消却に係る事務
- t. その他当事者間で協議の上必要と認められる事務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

D 機関運営に関する一般事務受託者（投信法第117条第4号関係）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称
三菱UFJ信託銀行株式会社
- b. 資本金の額
平成21年3月31日現在 324,279百万円
- c. 事業の内容
銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 本投資法人の投資主総会の運営に関する事務
- b. 本投資法人の役員会の運営に関する事務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

E 会計事務等に関する一般事務受託者（投信法第117条第5号、第6号、投信法施行規則第169条第2項第6号、第7号関係）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称
税理士法人平成会計社
- b. 資本金の額
該当事項はありません。
- c. 事業の内容
税理士法（昭和26年法律第237号、その後の改正を含みます。）に基づき税務に関する業務を営むとともに、会計事務等に関する業務を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 投信法第211条第1項に規定される「帳簿書類」の作成（但し、該当する勘定がない場合を除きます。）に関する事項
- b. 決算整理作業、「貸借対照表」、「損益計算書」、「投資主資本等変動計算書」、「注記表」、「金銭の分配に係る計算書」及びその「附属明細書」の作成（四半期決算における作成業務を含みます。）に関する事項
- c. 「償却資産申告書」、「事業所税申告書」、「勘定科目内訳書」、「法人税申告書」、「消費税申告書」及び「法人住民税事業税申告書」作成業務に関する事項
- d. 委託業務に係る事項につき、その他法令上必要と認められる書類、資料等の作成補助等

(3) 資本関係

該当事項はありません。

F 特別口座管理機関（投信法第117条第2号関係）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

- a. 名称
みずほ信託銀行株式会社
- b. 資本金の額
平成21年3月31日現在 247,231百万円
- c. 事業の内容
銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置きに関する事務
- b. 総投資主報告に関する事務
- c. 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事務
- d. 振替機関から本投資法人に対する個別投資主通知及び本投資法人の振替機関に対する情報提供請求に関する事務
- e. 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録、及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務
- f. 特別口座の開設及び廃止に関する事務
- g. 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の振替機関への届出に関する事務
- h. 特別口座の加入者本人及び登録投資口質権者のために開設された他の口座並びに本投資法人の口座への振替手続に関する事務
- i. 振替法第133条第2項に定める取得者等による特別口座開設等請求に関する事務
- j. 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
- k. 加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務
- l. a. からk. に掲げるもののほか、加入者等（投資主、登録投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じ。）による請求に関する事務
- m. a. からl. に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事務

- n. 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
- o. 投資口の併合又は分割に関する事務
- p. a. から o. に掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務及び当事者間で協議の上定める事務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

第5【投資法人の経理状況】

財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、第14期計算期間（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。以下「財務諸表等規則」といいます。）及び同規則第2条の規定により、投資法人計算規則に基づいて作成しています。

また、第15期計算期間（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則及び同規則第2条の規定により、投資法人計算規則に基づいて作成しています。

監査証明について

本投資法人は、金商法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）及び第15期計算期間（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けています。

連結財務諸表について

本投資法人には子会社がないため、連結財務諸表は作成していません。

1 【財務諸表】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第14期 (平成20年11月30日)	第15期 (平成21年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,656,787	*1 5,960,844
信託現金及び信託預金	2,831,698	*1 2,624,138
営業未収入金	14,749	30,977
前払費用	99,760	84,904
繰延税金資産	19	18
その他	394	567
流動資産合計	8,603,410	8,701,450
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,392,239	*1 17,519,540
減価償却累計額	△1,034,122	△1,346,036
建物（純額）	16,358,117	16,173,503
構築物	79,292	*1 79,722
減価償却累計額	△11,111	△14,268
構築物（純額）	68,180	65,454
機械及び装置	246,922	*1 253,802
減価償却累計額	△45,173	△57,784
機械及び装置（純額）	201,748	196,017
工具、器具及び備品	52,509	*1 60,011
減価償却累計額	△15,544	△19,665
工具、器具及び備品（純額）	36,964	40,345
土地	44,570,382	*1 44,573,935
信託建物	11,996,727	*1 12,063,844
減価償却累計額	△1,442,960	△1,632,973
信託建物（純額）	10,553,766	10,430,871
信託構築物	76,953	*1 77,417
減価償却累計額	△11,789	△13,319
信託構築物（純額）	65,163	64,098
信託機械及び装置	117,453	*1 117,453
減価償却累計額	△26,374	△29,791
信託機械及び装置（純額）	91,079	87,661
信託工具、器具及び備品	10,712	*1 14,578
減価償却累計額	△2,847	△3,793
信託工具、器具及び備品（純額）	7,865	10,784
信託土地	29,134,341	*1 29,134,341
信託建設仮勘定	15,540	—
有形固定資産合計	101,103,150	100,777,013

(単位：千円)

	第14期 (平成20年11月30日)	第15期 (平成21年5月31日)
無形固定資産		
借地権	715,719	715,719
信託借地権	843,410	*1 843,410
その他	397	307
無形固定資産合計	1,559,527	1,559,437
投資その他の資産		
差入保証金	10,000	10,000
長期前払費用	116,592	84,015
その他	20,625	27,132
投資その他の資産合計	147,217	121,148
固定資産合計	102,809,896	102,457,599
繰延資産		
投資口交付費	26,166	17,444
投資法人債発行費	83,778	56,578
繰延資産合計	109,944	74,022
資産合計	111,523,250	111,233,072
負債の部		
流動負債		
営業未払金	142,831	187,223
1年内償還予定の投資法人債	20,000,000	20,000,000
1年内返済予定の長期借入金	—	*1 4,600,000
未払費用	540,964	538,984
未払法人税等	542	492
未払消費税等	64,427	5,989
前受金	414,940	419,702
その他	9,203	8,193
流動負債合計	21,172,909	25,760,584
固定負債		
投資法人債	10,000,000	10,000,000
長期借入金	19,600,000	*1 15,000,000
預り敷金及び保証金	1,801,561	1,780,556
信託預り敷金及び保証金	1,412,734	1,318,986
固定負債合計	32,814,296	28,099,542
負債合計	53,987,205	53,860,127

(単位：千円)

	第14期 (平成20年11月30日)	第15期 (平成21年5月31日)
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	56,412,305	56,412,305
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	1,123,739	960,639
剰余金合計	1,123,739	960,639
投資主資本合計	57,536,045	57,372,945
純資産合計	*2 57,536,045	*2 57,372,945
負債純資産合計	111,523,250	111,233,072

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第14期		第15期	
	自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日		自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日	
営業収益				
賃貸事業収入	*1	2,914,336	*1	2,837,737
その他賃貸事業収入	*1	314,112	*1	297,419
不動産等売却益	*2	78,439	*2	—
営業収益合計		3,306,888		3,135,156
営業費用				
賃貸事業費用	*1	1,227,750	*1	1,209,212
資産運用報酬		321,710		314,186
資産保管手数料		20,814		20,832
一般事務委託手数料		25,247		29,991
役員報酬		4,800		4,800
会計監査人報酬		7,800		7,800
その他営業費用		48,683		45,652
営業費用合計		1,656,806		1,632,475
営業利益		1,650,082		1,502,681
営業外収益				
受取利息		3,413		4,354
未払分配金戻入		705		444
その他		1,849		719
営業外収益合計		5,967		5,518
営業外費用				
支払利息		179,312		176,755
融資関連費用		37,336		56,199
投資法人債利息		276,500		276,500
投資法人債発行費償却		27,199		27,199
投資口交付費償却		8,722		8,722
その他		2,290		1,244
営業外費用合計		531,361		546,621
経常利益		1,124,688		961,578
税引前当期純利益		1,124,688		961,578
法人税、住民税及び事業税		996		988
法人税等調整額		1		0
法人税等合計		998		989
当期純利益		1,123,690		960,589
前期繰越利益		48		50
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)		1,123,739		960,639

(3) 【投資主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第14期		第15期	
	自	平成20年6月1日 至 平成20年11月30日	自	平成20年12月1日 至 平成21年5月31日
投資主資本				
出資総額				
前期末残高		56,412,305		56,412,305
当期変動額				
当期変動額合計		—		—
当期末残高		*1 56,412,305		*1 56,412,305
剰余金				
当期末処分利益又は当期末処理損失 (△)				
前期末残高		1,180,563		1,123,739
当期変動額				
剰余金の配当		△1,180,514		△1,123,689
当期純利益		1,123,690		960,589
当期変動額合計		△56,824		△163,100
当期末残高		1,123,739		960,639
投資主資本合計				
前期末残高		57,592,869		57,536,045
当期変動額				
剰余金の配当		△1,180,514		△1,123,689
当期純利益		1,123,690		960,589
当期変動額合計		△56,824		△163,100
当期末残高		57,536,045		57,372,945
純資産合計				
前期末残高		57,592,869		57,536,045
当期変動額				
剰余金の配当		△1,180,514		△1,123,689
当期純利益		1,123,690		960,589
当期変動額合計		△56,824		△163,100
当期末残高		57,536,045		57,372,945

(4) 【金銭の分配に係る計算書】

区分	第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日	第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日
	金額 (円)	金額 (円)
I 当期末処分利益	1, 123, 739, 715	960, 639, 582
II 分配金の額	1, 123, 689, 326	960, 601, 173
(投資口1口当たり分配金額)	<u>(10, 342)</u>	<u>(8, 841)</u>
III 次期繰越利益	<u>50, 389</u>	<u>38, 409</u>
分配金の額の算出方法	規約第32条第1項に定める方針に基づき、分配金の額は当期末処分利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」の90%に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口数108,653口の整数倍の最大値となる1,123,689,326円を利益分配金として分配することとしました。なお、規約第32条第2項に定める利益を超えた金銭の分配は行っていません。	規約第32条第1項に定める方針に基づき、分配金の額は当期末処分利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の金額」の90%に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口数108,653口の整数倍の最大値となる960,601,173円を利益分配金として分配することとしました。なお、規約第32条第2項に定める利益を超えた金銭の分配は行っていません。

(5) 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	第14期		第15期	
	自	平成20年6月1日	自	平成20年12月1日
	至	平成20年11月30日	至	平成21年5月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		1,124,688		961,578
減価償却費		524,468		527,709
投資法人債発行費償却		27,199		27,199
投資口交付費償却		8,722		8,722
受取利息		△3,413		△4,354
支払利息		455,812		453,255
営業未収入金の増減額 (△は増加)		6,579		△16,227
未払消費税等の増減額 (△は減少)		51,645		△58,437
長期前払費用の増減額 (△は増加)		44,031		32,577
営業未払金の増減額 (△は減少)		2,436		△2,223
未払費用の増減額 (△は減少)		1,567		753
前受金の増減額 (△は減少)		△53,233		4,761
預り金の増減額 (△は減少)		△245		△105
信託有形固定資産の売却による減少額		811,863		—
その他		△13,791		7,155
小計		2,988,330		1,942,363
利息の受取額		3,413		4,354
利息の支払額		△447,568		△455,988
法人税等の支払額		△1,348		△1,185
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,542,826		1,489,543
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△1,082,395		△102,563
信託有形固定資産の取得による支出		△55,114		△53,387
預り敷金及び保証金の受入による収入		102,775		57,111
預り敷金及び保証金の返還による支出		△116,213		△73,375
信託預り敷金及び保証金の受入による収入		111,018		110,477
信託預り敷金及び保証金の返還による支出		△160,568		△207,860
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の払戻による収入		160,568		207,860
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の預入による支出		△111,018		△110,477
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,150,948		△172,214
財務活動によるキャッシュ・フロー				
分配金の支払額		△1,180,768		△1,123,448
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,180,768		△1,123,448
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		211,110		193,880
現金及び現金同等物の期首残高		6,861,005		7,072,115
現金及び現金同等物の期末残高		*1 7,072,115		*1 7,265,996

(6) 【注記表】

(継続企業の前提に関する注記)

第14期(自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日)

該当事項はありません。

第15期(自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日)

サブプライム問題に端を発した金融危機により、世界的に資金調達が困難な状況が続いています。J-REITの破綻による金融システム及び実体経済への深刻な影響を防ぐために、不動産市場安定化ファンド(官民ファンド)を創設し、J-REITへの資金供給を行うという政策的な動きもありますが、現時点において未だ詳細が確定しておらず、J-REITの資金調達が困難であるという状況が変わったとは言えない状況となっています。このような環境の中、本投資法人は、貸借対照表日である平成21年5月31日の時点において、平成21年10月30日に償還期限を迎える投資法人債20,000百万円が存在しているため、本投資法人には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

本投資法人は、平成17年3月8日にその発行する投資口を東京証券取引所に上場して以来、稼働率を維持しながら順調に推移して一定のキャッシュ・フローを生み出しており、当期末における総資産有利子負債比率も44.6%と比較的健全な水準であり、また、資金調達に際して担保に供することが可能な担保権未設定の物件を37,457百万円(当期末における鑑定評価額であり、譲渡予定物件は除いています。)保有していることから、安定的な財務運営を行っていくための基礎的な要件は備えていると考えています。

また、当該投資法人債の償還に備え、既存物件の売却等による自助努力を続け、本投資法人が預金口座内に留保している手元資金等と合わせ、12,000百万円程度の流動性資金を確保している状況です。残りの8,000百万円についても、更なる自助努力、新規借入れに向けた銀行等金融機関との交渉、及び資金調達に協力を仰ぐことのできるスポンサーとの提携交渉を進めており、それぞれ交渉は、償還に向けたスケジュール上順調に進んでいるため、当該投資法人債の償還に問題はないと認識しています。

しかしながら、本書の日付時点では、当該投資法人債の償還期限である平成21年10月30日まで2ヵ月程の期間があり、資金調達に向けた各種の交渉は、償還に向けたスケジュール上順調に進んでいるものの、契約の締結等は未了となっていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日	第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日								
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産（信託不動産を含みます。） 定額法を採用しています。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下の通りです。</p> <table data-bbox="619 447 991 596"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>4～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>3～30年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>②無形固定資産 定額法を採用しています。</p> <p>③長期前払費用 定額法を採用しています。</p>	建物	2～50年	構築物	4～50年	機械及び装置	3～30年	工具、器具及び備品	4～15年	<p>①有形固定資産（信託不動産を含みます。） 同左</p> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>③長期前払費用 同左</p>
建物	2～50年									
構築物	4～50年									
機械及び装置	3～30年									
工具、器具及び備品	4～15年									
2. 繰延資産の処理方法	<p>①投資口交付費 3年間で定額法により償却しています。</p> <p>②投資法人債発行費 償還期間にわたり定額法により償却しています。</p>	<p>①投資口交付費 同左</p> <p>②投資法人債発行費 同左</p>								
3. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に納税した額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。</p> <p>なお、不動産等の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず、当該不動産等の取得原価に算入しています。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、2,745千円です。</p>	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に納税した額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。</p> <p>なお、不動産等の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず、当該不動産等の取得原価に算入しています。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、ありません。</p>								

区分	第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日	第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日
4. ヘッジ会計の方法	<p>①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利</p> <p>③ヘッジ方針 本投資法人は、財務方針に基づき規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っていません。</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、ヘッジの有効性の評価を省略しています。</p>	<p>①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
5. 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法	<p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしています。</p> <p>(1) 信託現金及び信託預金</p> <p>(2) 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地、信託建設仮勘定、信託借地権</p> <p>(3) 信託預り敷金及び保証金</p>	<p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしています。</p> <p>(1) 信託現金及び信託預金</p> <p>(2) 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地、信託借地権</p> <p>(3) 信託預り敷金及び保証金</p>

区分	第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日	第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金及び信託現金、随時引出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。但し、固定資産に係る控除対象外消費税は、個々の資産の取得原価に算入しています。	同左

(会計方針の変更に関する注記)

区分	第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日	第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日
リース取引に関する会計基準の適用	当期より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用しています。 なお、これによる損益に与える影響はありません。	該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第14期 (平成20年11月30日)	第15期 (平成21年5月31日)
*1 担保に供している資産及び担保を付している債務	該当事項はありません。	担保に供している資産は次の通りです。 (単位：千円) 現金及び預金 2,204,616 信託現金及び信託預金 1,330,072 建物 9,460,267 信託建物 4,859,760 構築物 44,215 信託構築物 14,729 機械及び装置 96,322 信託機械及び装置 28,082 工具、器具及び備品 21,657 信託工具、器具及び備品 6,108 土地 23,913,225 信託土地 12,850,121 信託借地権 843,410 合 計 55,672,590 担保を付している債務は次の通りです。 (単位：千円) 1年内返済予定の長期借入金 4,600,000 長期借入金 15,000,000 合 計 19,600,000
*2 投信法第67条第4項に定める最低純資産額	50,000千円	同左

(損益計算書に関する注記)

区分	第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日		第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日	
	(単位：千円)		(単位：千円)	
*1 不動産賃貸事業 損益の内訳	(単位：千円)		(単位：千円)	
	A. 不動産賃貸事業収益		A. 不動産賃貸事業収益	
	賃貸事業収入		賃貸事業収入	
	賃料収入	2,598,239	賃料収入	2,525,351
	共益費収入	316,096	共益費収入	312,386
	計	2,914,336	計	2,837,737
	その他賃貸事業収入		その他賃貸事業収入	
	駐車場収入	84,112	駐車場収入	82,845
	付帯収益	218,281	付帯収益	207,366
	解約違約金収入	8,816	解約違約金収入	4,965
	雑収入	2,901	雑収入	2,241
	計	314,112	計	297,419
	不動産賃貸事業収益合計	3,228,449	不動産賃貸事業収益合計	3,135,156
	B. 不動産賃貸事業費用		B. 不動産賃貸事業費用	
	賃貸事業費用		賃貸事業費用	
	管理委託費	292,511	管理委託費	290,027
	公租公課	165,699	公租公課	167,519
	水道光熱費	150,377	水道光熱費	142,964
	修繕費	55,328	修繕費	37,276
	保険料	4,825	保険料	4,789
	信託報酬	18,870	信託報酬	19,810
	減価償却費	524,468	減価償却費	527,709
	その他賃貸事業費用	15,667	その他賃貸事業費用	19,116
	不動産賃貸事業費用合計	1,227,750	不動産賃貸事業費用合計	1,209,212
	C. 不動産賃貸事業損益 (A-B)	2,000,699	C. 不動産賃貸事業損益 (A-B)	1,925,944
*2 不動産等売買損 益の内訳	(単位：千円)		該当事項はありません。	
	Re-08 マイア渋谷桜丘			
	不動産等売却収入	920,000		
	不動産等売却原価	811,863		
	その他売却費用	29,697		
	不動産等売却益	78,439		

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

区分	第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日		第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日	
	*1 発行可能投資口の総口数及び発行済投資口数	発行可能投資口の総口数	2,000,000口	発行済投資口数
			同左	

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

区分	第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日		第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日	
	*1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	(平成20年11月30日現在)	(単位：千円)	(平成21年5月31日現在)
	現金及び預金	5,656,787	現金及び預金	5,960,844
	信託現金及び信託預金	2,831,698	信託現金及び信託預金	2,624,138
	信託預り敷金及び保証金対応		信託預り敷金及び保証金対応	
	信託預金(注)	△1,416,370	信託預金(注)	△1,318,986
	現金及び現金同等物	<u>7,072,115</u>	現金及び現金同等物	<u>7,265,996</u>
	(注) テナントから預かっている敷金及び保証金の返還のために留保されている信託預金です。		(注) テナントから預かっている敷金及び保証金の返還のために留保されている信託預金です。	

(税効果会計に関する注記)

区分	第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日		第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日	
	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	(繰延税金資産) 未払事業税損金不算入額 計 (繰延税金資産の純額)	(単位：千円) 19 19 19	(繰延税金資産) 未払事業税損金不算入額 計 (繰延税金資産の純額)
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率 (調整) 支払分配金の損金算入額 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.39% △39.35% 0.05% 0.09%	法定実効税率 (調整) 支払分配金の損金算入額 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.33% △39.29% 0.06% 0.10%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	「地方法人特別税等に関する暫定措置法」(平成20年法律第25号)が平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用されることに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の39.39%から39.33%に変更されました。この税率の変更による影響額は軽微です。		該当事項はありません。	

(リース取引に関する注記)

第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日		第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日	
オペレーティングリース取引 (貸主側) 未経過リース料 (単位：千円)		オペレーティングリース取引 (貸主側) 未経過リース料 (単位：千円)	
1年内	385,476	1年内	264,668
1年超	394,991	1年超	320,352
合計	780,468	合計	585,020

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期 (自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日)

(追加情報)

当期より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しています。

- 親会社及び法人主要投資主等
該当事項はありません。
- 関連会社等
該当事項はありません。
- 兄弟会社等
該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要投資主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む。)	カナル投信株式会社(注1)	東京都港区	295,575	投資運用業	被所有 直接0.6%	兼任1名	資産運用委託契約の委託	カナル投信株式会社への資産運用報酬の支払	330,820 (注2,3)	未払費用	337,795 (注3)

(注1) 本投資法人の執行役員である轉充宏が議決権の70.1%を直接保有しています。

(注2) 資産運用報酬額には、個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る運用報酬9,110千円が含まれています。

(注3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

第15期(自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日)

1. 親会社及び法人主要投資主等

該当事項はありません。

2. 関連会社等

該当事項はありません。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要投資主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む。)	カナル投信株式会社(注1)	東京都港区	295,575	投資運用業	被所有 直接0.6%	兼任1名	資産運用委託契約の委託	カナル投信株式会社への資産運用報酬の支払	314,186 (注2)	未払費用	329,896 (注2)

(注1) 本投資法人の執行役員である轉充宏が議決権の70.1%を直接保有しています。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(1口当たり情報に関する注記)

第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日		第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日	
1口当たり純資産額	529,539円	1口当たり純資産額	528,038円
1口当たり当期純利益	10,342円	1口当たり当期純利益	8,840円
1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。 潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口が存在しないため記載していません。		同左	

(注) 1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日	第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日
当期純利益(千円)	1,123,690	960,589
普通投資主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通投資口に係る当期純利益(千円)	1,123,690	960,589
期中平均投資口数(口)	108,653	108,653

(有価証券に関する注記)

第14期(自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日)

有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。

第15期(自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日)

有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日	第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 本投資法人の利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引です。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 本投資法人のデリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針です。</p> <p>(3) 取引の利用目的 本投資法人のデリバティブ取引は、借入金金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しています。 なお、デリバティブ取引の利用においてヘッジ会計を適用しています。</p> <p>① 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利</p> <p>③ ヘッジ方針 本投資法人は、財務方針に基づき規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、ヘッジの有効性の評価を省略しています。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有しています。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しています。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 資産運用会社の運用管理手続に基づき、リスク管理を行っています。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 全てヘッジ会計が適用されているため、注記を省略しています。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 同左</p>

(退職給付に関する注記)

第14期(自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日)
退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

第15期(自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日)
退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等の注記)

第14期(自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日)
本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

第15期(自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日)
本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第14期 自 平成20年6月1日 至 平成20年11月30日	第15期 自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日
該当事項はありません。	<p>資産の譲渡について</p> <p>規約に定める資産運用の基本方針に基づき、当期の決算日後、下記の不動産を信託財産とする信託受益権の譲渡について、信託受益権売買契約を締結しました。</p> <p>0f-03 第百生命新宿ビル</p> <p>譲渡予定日 平成21年8月31日</p> <p>譲渡予定価格 1,300百万円 (消費税等別)</p> <p>所在地 東京都新宿区新宿二丁目1番9号</p> <p>特定資産の種類 不動産を信託財産とする信託受益権</p> <p>譲渡先 一般事業法人 (開示について同意を得られていません。)</p> <p>譲渡予定価格と 帳簿価額の差額 $\Delta 66$百万円</p> <p>0f-04 恵比寿スクエア</p> <p>譲渡予定日 平成21年8月31日</p> <p>譲渡予定価格 6,890百万円 (消費税等別)</p> <p>所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目23番23号</p> <p>特定資産の種類 不動産を信託財産とする信託受益権</p> <p>譲渡先 恵比寿ガーデンプレイス株式会社</p> <p>譲渡予定価格と 帳簿価額の差額 $\Delta 77$百万円</p>

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

該当事項はありません。

② 特定取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

区分	種類	契約額等 (千円)		時価 (千円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	15,000,000	15,000,000	△261,844
合計		15,000,000	15,000,000	△261,844

(注1) スワップ取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しています。

(注2) 当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価しています。

(注3) 時価の金額については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成19年6月15日 企業会計基準第10号)に基づき金利スワップの特例処理を適用しているため、貸借対照表において時価評価していません。

③ 不動産等明細表のうち総括表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額		差引当期末 残高 (千円)	
					償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)		
有形 固定 資産	建物	17,392,239	127,301	—	17,519,540	1,346,036	311,914	16,173,503
	構築物	79,292	430	—	79,722	14,268	3,156	65,454
	機械及び装置	246,922	6,880	—	253,802	57,784	12,611	196,017
	工具、器具及び備品	52,509	7,501	—	60,011	19,665	4,121	40,345
	土地	44,570,382	3,552	—	44,573,935	—	—	44,573,935
	信託建物	11,996,727	67,117	—	12,063,844	1,632,973	190,012	10,430,871
	信託構築物	76,953	464	—	77,417	13,319	1,529	64,098
	信託機械及び装置	117,453	—	—	117,453	29,791	3,417	87,661
	信託工具、器具及び備品	10,712	3,865	—	14,578	3,793	946	10,784
	信託土地	29,134,341	—	—	29,134,341	—	—	29,134,341
	信託建設仮勘定	15,540	—	15,540	—	—	—	—
小計	103,693,074	217,112	15,540	103,894,646	3,117,632	527,709	100,777,013	
無形 固定 資産	借地権	715,719	—	—	715,719	—	—	715,719
	信託借地権	843,410	—	—	843,410	—	—	843,410
	小計	1,559,130	—	—	1,559,130	—	—	1,559,130
合計	105,252,204	217,112	15,540	105,453,776	3,117,632	527,709	102,336,144	

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	償還期限	用途	担保
第1回無担保 投資法人債 (注1)	平成19年 10月31日	20,000,000	—	20,000,000	1.68	平成21年 10月30日	(注2)	無担保
第2回無担保 投資法人債	平成19年 10月31日	10,000,000	—	10,000,000	2.17	平成24年 10月31日		
合計		30,000,000	—	30,000,000				

(注1) 当期末における1年内償還予定の投資法人債です。

(注2) 資金用途は、借入金の借換資金等です。

(注3) 投資法人債の貸借対照表日以後5年以内における1年毎の償還予定額は、以下の通りです。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
投資法人債(千円)	20,000,000	—	—	10,000,000	—

⑥ 借入金明細表

	区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率	返済期限	用途	摘要
	借入先								
1年内返済 予定の長期 借入金	株式会社あおぞら銀行	—	4,600,000	—	4,600,000	1.47014%	平成22年 3月6日	(注2)	有担保 無保証
	小計	—	4,600,000	—	4,600,000				
長期 借入金	農林中央金庫	3,000,000	—	—	3,000,000	1.71500% (注1)	平成22年 10月29日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社りそな銀行	2,000,000	—	—	2,000,000				
	株式会社西日本シティ銀行	1,000,000	—	—	1,000,000				
	株式会社損害保険ジャパン	500,000	—	—	500,000				
	株式会社あおぞら銀行	300,000	—	—	300,000				
	株式会社北海道銀行	200,000	—	—	200,000				
	株式会社あおぞら銀行	6,000,000	—	—	6,000,000	2.08500% (注1)	平成24年 10月31日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社りそな銀行	2,000,000	—	—	2,000,000				
	株式会社あおぞら銀行	4,600,000	—	4,600,000	—	1.47014%	平成22年 3月6日	(注2)	有担保 無保証
	小計	19,600,000	—	4,600,000	15,000,000				
合計	19,600,000	4,600,000	4,600,000	19,600,000					

(注1) 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行った借入金については、平均利率にその効果を勘案して記載しています。

(注2) 資金の用途は、いずれも不動産信託受益権若しくは不動産の取得資金又は借入金の借換資金です。

(注3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除きます。）の貸借対照表日以後5年以内における1年毎の返済予定額は、以下の通りです。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金(千円)	7,000,000	—	8,000,000	—

2 【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成21年5月31日現在)

I 資産総額	111,233,072,797円
II 負債総額	53,860,127,615円
III 純資産総額 (I - II)	57,372,945,182円
IV 発行済数量	108,653口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	528,038円

(注) 1口当たり純資産額は、記載未満の桁数を切り捨てて表示しています。

第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	発行口数	買戻し口数	発行済口数
第10期（平成18年6月1日～平成18年11月30日）	—	—	—	60,492口
第11期（平成18年12月1日～平成19年5月31日）	平成19年5月29日	48,161口	—	108,653口
第12期（平成19年6月1日～平成19年11月30日）	—	—	—	108,653口
第13期（平成19年12月1日～平成20年5月31日）	—	—	—	108,653口
第14期（平成20年6月1日～平成20年11月30日）	—	—	—	108,653口
第15期（平成20年12月1日～平成21年5月31日）	—	—	—	108,653口

(注) 本邦外における販売又は買戻しの実績はありません。

第7【参考情報】

当計算期間の開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、本投資法人が提出した金商法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通りです。

有価証券報告書及びその添付書類

計算期間 第14期（自平成20年6月1日 至平成20年11月30日）

平成21年2月26日に関東財務局長へ提出しました。

訂正発行登録書

平成21年2月26日に関東財務局長へ提出しました。

独立監査人の監査報告書

平成21年 2月25日

クレッシェンド投資法人

役員会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村尾 裕 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田澤 治郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているクレッシェンド投資法人の平成20年6月1日から平成20年11月30日までの第14期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレッシェンド投資法人の平成20年11月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 8月25日

クレッシェンド投資法人

役員会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村尾 裕 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田澤 治郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているクレッシェンド投資法人の平成20年12月1日から平成21年5月31日までの第15期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレッシェンド投資法人の平成21年5月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、投資法人には平成21年10月30日に償還期限を迎える投資法人債20,000百万円が存在しているため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、投資法人は資産の譲渡契約を締結している。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。